

# 佐々町地域防災計画

(令和3年度版)

令和4年3月

佐々町防災会議



# 佐々町地域防災計画

－ 本 編 －

令和4年3月



# 共通編

## 第1部 総則

- 第1章 計画の概要
- 第2章 佐々町の概況
- 第3章 災害の履歴と想定
- 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 第5章 住民及び事業者等の責務等

総則では、地域防災計画の目的、町域の災害に関する環境、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、防災の考え方などについて提示した。

### 自助・共助・公助とは

災害の被害を軽減するためには、『自助・共助・公助』が不可欠である。3つの連携が円滑なほど、災害の被害は軽減できる。

「自助」: 自分の身は自分で守る

自助

「共助」: 自分たちの地域は自分たちで守る

共助

「公助」: 町をはじめ国、県、防災関係機関などが行う応急対策活動

公助



# 共通編

## 第1部 総則

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第2章 佐々町の概況.....	2
第1節 位置・地勢.....	2
第2節 地質.....	2
第3節 気象.....	2
第4節 人口等.....	4
第5節 ライフラインの状況.....	5
第3章 災害の履歴と想定.....	6
第1節 災害の履歴.....	6
第2節 県による地震の想定.....	11
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	22
第5章 住民及び事業者等の責務等.....	25
第1節 住民の基本的責務.....	25
第2節 事業者の基本的責務.....	25
第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携.....	25



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐々町防災会議が作成する計画である。この計画は、佐々町（以下「本町」という）、県、関係機関、公共的団体及び住民が、それぞれの役割を理解し、その有する全機能を有効に発揮して、町域における災害予防、災害応急及び災害復旧対策に至る一連の対策を定めることにより、本町防災体制の整備及び充実を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

この計画の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせた効果的な災害対策を講じる。

また、住民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、住民福祉の確保に万全を期する。

⇒資料編 1. 災害対策基本法（抜粋）

## 第2節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりとする。なお、この計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に対応した見直しの必要が生じたときは、計画を修正するものとする。

### ■計画の構成

構 成		内 容
共通編	第1部 総 則	町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害等について定めたもの
	第2部 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための、災害に強いまちづくりや、災害発生後の応急対策を迅速・的確に実施できる防災体制の整備、風水害、地震・津波災害等をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの
	第3部 災害復旧復興計画	災害応急対策以降において、住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み、復旧・復興の基本方針等を定めたもの
風水害等応急対策編		風水害等における警戒活動、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの
地震・津波災害応急対策編		地震・津波災害発生時における応急的救助、被災者の生活支援等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策等を定めたもの
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの

## 第2章 佐々町の概況

### 第1節 位置・地勢

#### 第1 位置

本町は、長崎県の北部に位置し、周辺を佐世保市に囲まれており、県北地区の最要衝地点となっている。

位置	東経：129° 40′	北緯：33° 15′	
町域	東西：6 km	南北：7.8 km	周囲：17 km
面積	面積：32.26 km <sup>2</sup>		

#### 第2 地勢

本町の地勢は、東境の葦岳（標高359m）から牟田原に連なる山脈があり、西境から北境にかけては、盲ヶ原（標高357m）、鷲尾岳（標高350m）を含む江里山脈が連なっている。この間に、佐々谷の縦谷を形成している佐々川が、北東から南西に本町の中央を貫流し、これに沿って広潤肥沃な平野がひろげ、本町の主たる農耕地帯を形成している。

なお、佐々川最下流域には極めて短い海岸線があり、本町唯一の海の玄関口として佐々港がある。

### 第2節 地質

本町の地質は、約6400万年前から約170万年前（第三紀）に形成された第三紀層で、第三紀噴火活動時の噴出岩が露出している。壤土は砂質で、弱酸性を含んでいる。

### 第3節 気象

#### 第1 温度・風向

本町の気候は、年平均気温が約17℃と比較的温暖な気候となっているが、日最高気温の極値は35℃前後、日最低気温の極値は氷点下まで下がる傾向がある。

本町の風向は、アジア大陸内部の気温の影響により気候の変化を生じることが多く、季節風として夏季は南風、冬季は北風、春・秋には東風が多い。

資料：気象庁HP（佐世保特別地域観測所のデータ）

[https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml\\_sfc\\_ym.php?prec\\_no=84&block\\_no=47812&year=&month=&day=&view=a3](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_sfc_ym.php?prec_no=84&block_no=47812&year=&month=&day=&view=a3)

#### 第2 降水量

本町の年間降水量は、平成28年（約2,800mm）など特異な年も見られるが、概ね1,700～2,000mm前後である。年間の天気日数については、年間100日前後は雨が降る傾向にある（日降水量1.0mm以上の日数）。また、日降水量の最大値は年によって変化しているが、200mmを越えることもある。

■気温、降水量等の推移（佐世保特別地域気象観測所）

年次	平均気温			日最高気温 の極値 (°C)	日最低気温 の極値 (°C)	降水量 (mm)	
	年平均	最高	最低			年間	日最大値
平成 16 年	17.7	21.9	14.1	36.2	-3.2	2,048.5	134.0
平成 17 年	17.0	20.9	13.6	35.0	-1.6	1,264.0	95.0
平成 18 年	17.4	21.2	14.1	36.6	-1.8	2,206.5	159.0
平成 19 年	17.9	21.9	14.4	35.5	-1.7	1,502.0	184.5
平成 20 年	17.2	21.1	13.8	35.6	-0.9	1,706.0	146.0
平成 21 年	17.3	21.2	13.8	35.4	-0.9	2,092.5	170.5
平成 22 年	17.3	21.1	14.0	35.5	-0.6	1,973.5	87.5
平成 23 年	16.9	20.5	13.7	36.3	-2.0	1,993.5	164.0
平成 24 年	16.8	20.6	13.6	37.0	-3.3	2,104.5	157.5
平成 25 年	17.4	21.3	14.0	38.0	-1.3	2,021.5	145.0
平成 26 年	16.9	20.8	13.7	35.9	-0.6	2,222.5	179.0
平成 27 年	17.3	21.1	14.0	35.6	-0.7	2,142.5	132.5
平成 28 年	18.0	21.8	14.6	37.2	-4.1	2,765.5	266.5
平成 29 年	17.3	21.2	13.9	37.9	-1.7	1,607.5	149.0
平成 30 年	17.6	21.6	14.1	38.0	-2.4	1,988.0	231.5
平成 31 年	17.8	21.7	14.4	36.2	-0.2	1,853.0	211.5
令和 2 年	17.7	21.5	14.3	36.0	-0.2	2,803.0	274.0
令和 3 年	18.1	22.2	14.5	36.5	-2.1	2,223.0	213.0

資料：長崎地方気象台

### 第3 季節風

北西風の強い時期は、12月下旬から3月中旬までであるが、11月下旬や3月中・下旬も突風性の激しい風が吹くことがある。

### 第4 梅雨と豪雨

平年の梅雨入りは6月4日ごろ、梅雨明けは7月19日ごろで、6月と7月の2か月間で年間の約3割から4割にあたる雨が降る。梅雨入りや梅雨明けは年によってかなりのずれがあり、降水量も変動がある。しかし、年間で最も大雨の降りやすいのがこの時期で、期間前半の雨量は比較的少ないが、特に後半は雷を伴う集中豪雨となることが多く、大きな災害が発生することもある。典型的な例は、昭和57年7月の長崎大水害である。

### 第5 低気圧

冬から早春にかけては日降水量100mmを越す大雨は稀であるが、6月にはかなり増加してくる。8

月には台風から変わった低気圧が東北地方に進んだ後、低気圧から南西に伸びる寒冷前線が長崎県を通過する際、雷を伴った強い雨をもたらすことがある。

## 第6 台風

平年の台風の発生数は25.1個で、九州北部地方への接近数は8月と9月が最も多く、次いで7月となっている。

本地域に影響を及ぼすコースは次により大別される。

- ① 九州南西海上から長崎県に上陸、又は九州西岸沖を北上して五島付近を通過後、対馬海峡へ
- ② 鹿児島県付近へ上陸後、九州横断、又は縦断
- ③ 九州東方沖を北上

①のコースの場合が最も風や雨の影響を受けやすく、大きな災害につながるおそれが大きいため、気象情報に十分注意しなければならない。

②のコースでは九州本土に上陸後、衰弱することはあっても、台風の中心からの距離や、強さ、大きさなどにより災害が発生することもある。

③のコースでは、雨風とも長崎県への影響は小さいことが多い。

## 第4節 人口等

### 第1 人口・世帯数

本町の人口は、近年、概ね13,700～14,000人の範囲で、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族あるいは単身世帯が増加している状況がうかがえる。

#### ■人口・世帯数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総人口(人)	13,792	13,773	13,843	13,951	14,017	14,000
世帯数(世帯)	5,688	5,758	5,842	5,885	5,961	6,078

資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

### 第2 高齢化の状況

高齢者（65歳以上）の割合は、県平均と比べてやや低い水準にあるものの、年々上昇傾向にあり、今後も高齢化が進行するものと予想される。

#### ■高齢化の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年
総人口(人)	13,335	13,697	13,599	13,626	13,912
高齢人口(人)	2,497	2,701	2,938	3,539	3,929
高齢化率(%)	18.7	19.7	21.6	26.0	28.2
〃 [県平均](%)	20.8	23.6	26.0	29.6	33.0

資料：国勢調査（各年 10月1日時点）

## 第5節 ライフラインの状況

### 第1 上水道

本町の上水道の普及率は、令和2年度末現在、99.9%となっている。

#### ■上水道の普及状況

	給水人口	給水世帯	給水件数	普及率
令和2年度末	13,984人	6,070世帯	6,326件	99.9%

資料：令和2年度佐々町水道事業概要

### 第2 下水道（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）

本町の町内全人口に対する下水道及び浄化槽の水洗化率（水洗化人口）は、令和2年度末現在、86.2%（12,063人）となっている。

### 第3 ガス

本町においては、全世帯がプロパンガスとなっている。

### 第4 電気

本町の電気の普及率は100.0%となっている。

### 第5 電話

携帯電話の普及により、固定電話を設置していない住家もあるが、ほぼ全世帯に普及している。

## 第3章 災害の履歴と想定

### 第1節 災害の履歴

#### 第1 風水害

本町は、町の中央を佐々川が貫流し、山間に挟まれた地形から、東部地区一帯は地すべり地域に指定されている。そのため、大雨による河川氾濫や地すべりが発生する要因を多く含んだ地域であり、過去には以下のような風水害による被害が発生している。

##### ■佐々町における過去の水害

年月日	河川名	水害要因	浸水面積 (ha)	建物被害 (棟)	被害額 (千円)	土木被害 (千円)
昭和42年 7月8,9日	佐々川	溢水	274	701	164,350	68,793
	木場川	〃	55	137	9,122	95,340
	苗川	〃	35	20	5,219	16,335
	志方川	〃	11		1,320	32,494
	野寄川	〃	9	41	7,201	1,160
	小浦川	〃	33	544	41,873	
	小浦排水路	〃	15	560	84,918	
昭和47年 台風6,7号 台風9号	佐々川	内水・溢水	76	49	15,890	26,833
	羽須和川	〃	107	99	20,127	6,029
	小浦川	〃	16	134	11,021	
	真申川	内水	2.3	14	1,409	
	高峰川	豪雨・長雨				6,424
	志方川	〃				3,411
	川添川	〃				962
	平野川	〃				502
	図地川	〃				155
	江里川	〃				861
	市ノ瀬川	〃				692
	高岩川	〃				93
平成2年6.2~7.22	佐々川	豪雨				159
平成4年8.11~8.18	木場川	豪雨				8,421
平成11年8.22~8.25	小浦排水路	内水	0.7	65	77,589	
	羽須和川	〃	0.12	12	34,573	
平成12年7.24~7.26	佐々川	豪雨				16,002
平成14年9.16~9.17	佐々川	豪雨				17,898
	川添川	〃				3,181
	志方川	〃				2,197
	江里川	〃				3,213

資料：国土交通省 水害統計

## 第2 地震・津波災害

長崎県における主な被害地震と被害の概要を以下に示す。

主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺で、有明海では津波災害も発生している。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きな浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島沖を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

### ■長崎県における主な被害地震

西暦(和暦)	地域名	地震規模(M)	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦 2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄 13. 2. 26)	壱岐・対馬	7.0	壱岐・対馬	石垣、墓石、家屋倒壊多し
1725. 11. 8-9 (享保 10. 10. 4-5)	備前・長崎	6.0	平戸・長崎	詰所破損多し
1730. 3. 12 (享保 15. 1. 24)	対馬		対馬	詰所破損多し
1791. 12. 5 (寛政 3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	小浜で家屋倒壊、死者2人
1792. 4. 21-22 (寛政 4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・森山	石垣崩壊、地割れ、家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政 4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊、地割れ、家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政 4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6.4	島原	石垣崩壊、溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊、有明海沿岸で大津波による甚大被害、死者1.5万人
1808. 8. 2 (文化 5 閏 6. 11)			五島	石垣、石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政 11. 4. 13)	長崎	6.0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応 2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20 (大正 4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8 (大正 11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6.9 (1時49分)	北有馬	家屋倒壊、死者23人 煙突倒壊、水道管破裂
		6.5 (11時2分)	小浜	家屋倒壊、死者3人
1951. 2. 15 (昭和 26. 2. 15)	島原半島地方	5.2	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和 59. 8. 6)	島原半島地方	5.7 (17時30分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5.0 (17時38分)		
2005. 3. 20 (平成 17. 3. 20)	福岡県西方沖	7.0	壱岐	負傷者2人、住宅全壊(全焼)1棟、 住家一部破損16棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16)	熊本県熊本地方	最大7.3 (1時25分)	南島原・島原・ 雲仙・諫早	

県内各気象官署で観測された震度1以上の地震の発生回数を示すと、以下のとおりである。震度5を記録しているのは雲仙岳のみである。なお、2002年7月29日からは震度観測点が増え、それ以降、2005年3月20日の福岡県西方沖の地震では、壱岐市で震度5強を観測している。

■長崎県内の気象官署で観測された震度1以上の地震回数（1919年～2020年）

震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江
1	546	1,903	91	97	91	34
2	135	753	34	37	41	11
3	40	234	4	12	8	1
4	2	37	1	2	1	0
5	1	1	0	0	0	0
5弱	0	1	0	0	0	0
計	724	2,929	130	148	141	46

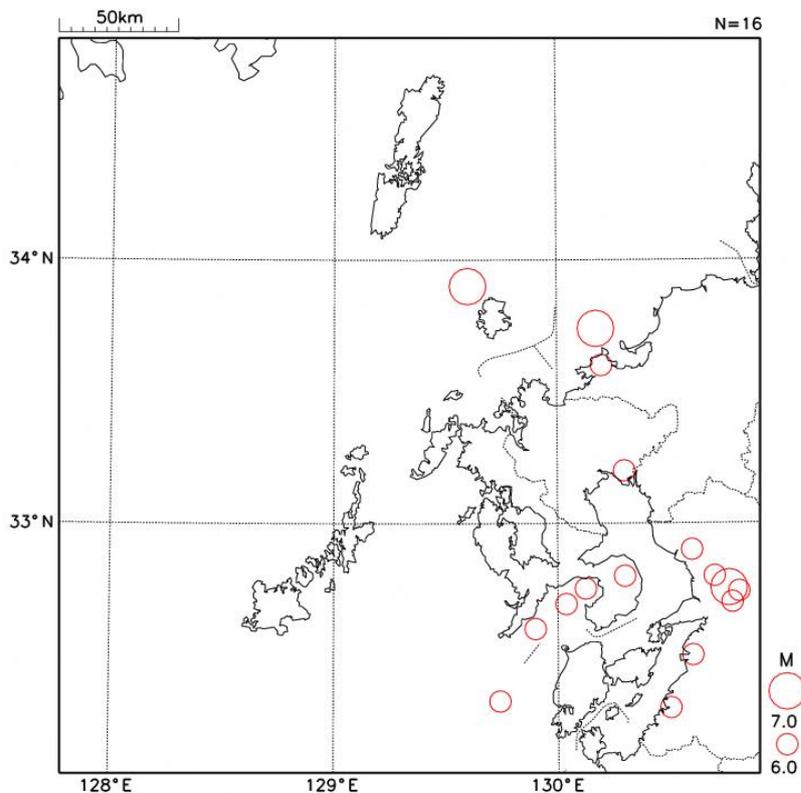
注：平戸は1939年から、佐世保は1946年から観測開始。福江は1962年4月までは富江で観測。

注：1996年4月から計測震度計による観測（それ以前は体感による観測）。

注：気象庁の震度階級は1996年（平成8年）10月から「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級となっている。

また、下図は長崎県周辺のM6以上の震央分布図である。図の範囲では、1925年3月の天草灘のM6.0の地震が発生して以降、2005年3月の福岡県西方沖のM7.0の地震が発生するまで、M6.0を超える地震はなかったが、平成28年（2016年）熊本地震の一連の地震活動で最大M6.5（4月14日）、M6.4（4月15日）、M7.3（4月16日）と3回の地震が発生している。

■長崎県周辺のM6以上の地震（1600年～2020年）



注：1884年以前の地震については「理科年表」、1885年～1923年7月の地震については宇津の論文、1923年8月以降の地震については気象庁資料を用いた。

資料：長崎地方気象台資料

長崎県内で震度4以上を観測した地震の震源リストと震央分布図を以下に示す。

県内の震度4以上の地震の震源のほとんどは雲仙岳付近に集中しているが、これらの多くは1984年の猿葉山東麓(千々石)を震源とする一連の群発地震によるものである。

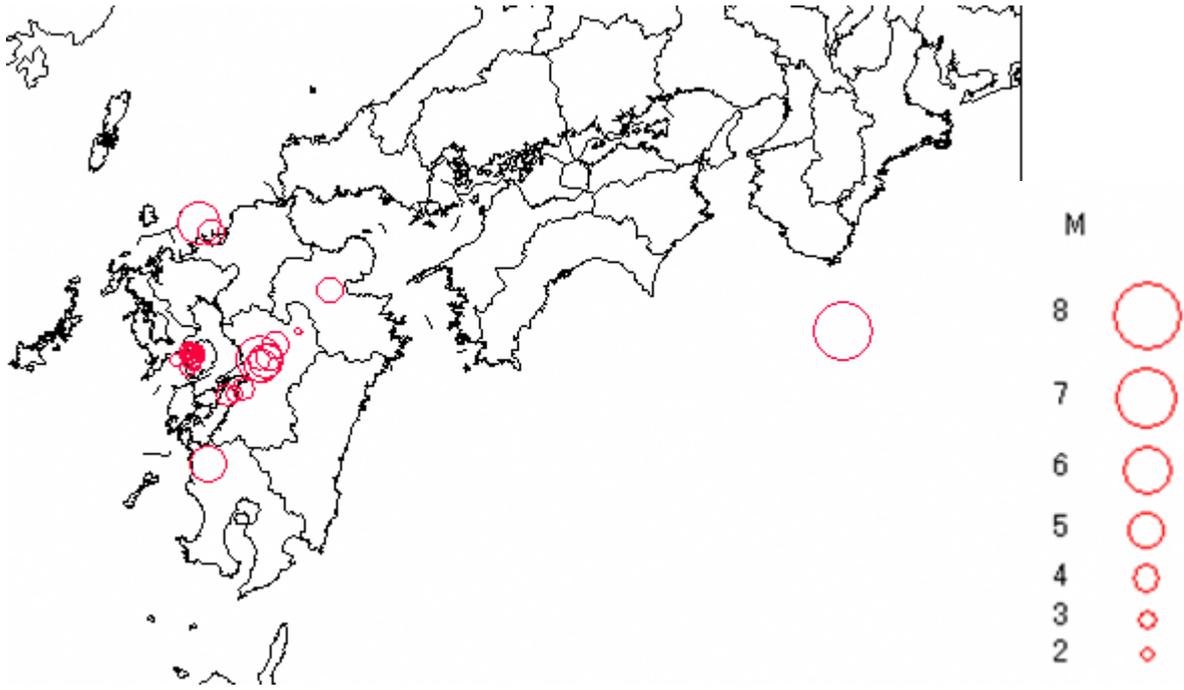
■長崎県内震度4以上の震源リスト(1919年～2019年)

No.	発現時		震央地名	北緯		深さ km	M	県内の 最大震度
	年/月/日	時:分:秒		度	分			
1	1922/12/8	1:50:20	橘湾	32° 41.64'	130° 02.27'	19	6.9	5
2	1922/12/8	5:05:00	詳細不明	32° 44.00'	129° 52.00'	0	-	4
3	1922/12/8	11:02:10	橘湾	32° 45.16'	130° 07.50'	0	6.5	4
4	1931/12/21	14:47:11	熊本県天草・芦北地方	32° 29.19'	130° 29.25'	0	5.5	4
5	1946/12/21	4:19:04	和歌山県南方沖	32° 56.11'	135° 50.93'	24	8.0	4
6	1951/2/15	16:11:24	橘湾	32° 43.15'	130° 10.10'	12	5.3	4
7	1969/7/27	4:36:43	橘湾	32° 45.62'	130° 12.25'	12	4.5	4
8	1970/7/10	9:13:28	長崎県島原半島	32° 42.45'	130° 11.24'	11	4.4	4
9	1972/3/26	17:13:41	長崎県島原半島	32° 44.34'	130° 14.68'	0	-	4
10	1980/8/7	14:44:12	長崎県島原半島	32° 41.00'	130° 13.00'	0	3.7	4
11	1984/8/6	17:28:13	橘湾	32° 45.70'	130° 09.90'	6	5.0	4
12	1984/8/6	17:30:05	橘湾	32° 45.60'	130° 10.60'	7	5.7	4
13	1984/8/6	17:35:39	橘湾	32° 47.60'	130° 10.00'	15	4.4	4
14	1984/8/6	17:38:10	橘湾	32° 47.50'	130° 09.60'	11	5.0	5
15	1984/8/6	17:40:00	詳細不明	32° 44.00'	130° 16.00'	0	-	4
16	1984/8/6	17:46:23	橘湾	32° 44.40'	130° 11.90'	12	3.8	4
17	1984/8/6	18:33:09	長崎県島原半島	32° 45.30'	130° 13.40'	5	2.7	4
18	1984/8/6	18:37:06	橘湾	32° 45.20'	130° 11.90'	10	4.0	4
19	1984/8/6	18:41:18	長崎県島原半島	32° 46.70'	130° 12.90'	10	4.2	4
20	1984/8/6	18:42:00	詳細不明	32° 44.00'	130° 16.00'	0	-	4
21	1984/8/6	18:46:16	長崎県島原半島	32° 46.00'	130° 13.40'	8	2.8	4
22	1984/8/6	19:34:34	長崎県島原半島	32° 45.70'	130° 13.30'	6	3.4	4
23	1984/8/6	19:49:37	橘湾	32° 46.80'	130° 11.90'	8	4.4	4
24	1984/8/6	21:12:57	橘湾	32° 44.90'	130° 12.40'	13	2.8	4
25	1984/8/6	21:20:57	長崎県島原半島	32° 46.20'	130° 13.40'	6	2.8	4
26	1984/8/6	21:26:30	長崎県島原半島	32° 47.60'	130° 14.40'	1	2.6	4
27	1984/8/7	3:05:39	橘湾	32° 45.50'	130° 12.90'	9	3.8	4
28	1984/8/7	4:50:15	長崎県島原半島	32° 46.10'	130° 13.00'	6	3.9	4
29	1984/8/7	21:50:59	長崎県島原半島	32° 47.50'	130° 12.50'	4	4.5	4
30	1984/8/15	22:58:29	橘湾	32° 45.70'	130° 09.90'	6	4.2	4
31	1984/8/30	8:51:46	長崎県島原半島	32° 45.90'	130° 15.00'	0	2.6	4
32	1984/10/19	21:58:02	長崎県南西部	32° 48.20'	130° 07.90'	10	4.9	4
33	1991/4/26	11:45:42	長崎県島原半島	32° 47.20'	130° 14.40'	7	3.5	4
34	1991/6/27	9:11:03	長崎県島原半島	32° 39.80'	130° 08.30'	9	4.9	4
35	1997/3/26	17:31:47	鹿児島県薩摩地方	31° 58.37'	130° 21.54'	12	6.6	4
36	2005/3/20	10:53:40	福岡県北西沖	33° 44.35'	130° 10.58'	9	7.0	5強
37	2005/4/20	6:11:26	福岡県北西沖	33° 40.69'	130° 17.29'	14	5.8	4
38	2005/6/3	4:16:41	熊本県天草・芦北地方	32° 29.73'	130° 32.87'	11	4.8	4
39	2016/4/14	21:26:34	熊本県熊本地方	32° 44.50'	130° 48.52'	11	6.5	4
40	2016/4/14	22:07:35	熊本県熊本地方	32° 46.53'	130° 50.97'	8	5.8	4
41	2016/4/15	0:03:46	熊本県熊本地方	32° 42.04'	130° 46.66'	7	6.4	4
※1 42	2016/4/16	1:25:05	熊本県熊本地方	32° 45.27'	130° 45.78'	12	7.3	5強
		1:25:37	大分県中部	33° 16.48'	131° 21.19'	12	5.7	
※1 43	2016/4/16	1:43:58	熊本県阿蘇地方	32° 58.31'	131° 05.40'	10	3.3	4
		1:44:07	熊本県熊本地方	32° 45.19'	130° 45.69'	15	5.4	
※1 44	2016/4/16	1:45:55	熊本県熊本地方	32° 51.79'	130° 53.94'	11	5.9	5弱
		1:46:33	熊本県阿蘇地方	32° 58.07'	131° 07.05'	7	-	
45	2016/4/16	17:52:13	熊本県熊本地方	32° 32.11'	130° 38.12'	10	5.5	4
46	2017/6/9	23:36:23	橘湾	32° 43.02'	130° 01.69'	16	4.3	4

※1 を付した地震については、ほぼ同時刻に発生したため、震度の分離が出来ない。

資料：長崎地方気象台資料

■長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図



(1919年～2019年、詳細不明の地震を除く)

資料：長崎地方気象台資料

## 第2節 県による地震の想定

平成7年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を契機として、関連法令・基準改正等の地震対策の見直しが全国的に進められる中、長崎県においても、「長崎県地震等災害対策専門家会議」を設置し(平成7年6月12日)、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被災範囲、津波の影響等について検討するとともに、その結果を踏まえ、「地震等防災アセスメント事業」(平成8～9年度実施)及び同事業調査委員会の検討により、具体的な震度予測及び被害予測結果が取りまとめられた。(長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、平成10年3月)

その後も、新潟県中越地震(平成16年10月)、福岡県西方沖を震源とする地震(平成17年3月)など、それまで想定されていなかった地域で相次いで被害地震が発生し、福岡県西方沖を震源とする地震では、県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識により、地震等防災対策の更なる見直しが急務となった。

平成14～16年度には「雲仙活断層群調査」が実施され、この調査結果をもとに、震度予測及び被害予測の見直しが行われた(長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、平成18年3月)。

### 第1 県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層

平成10年度から文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

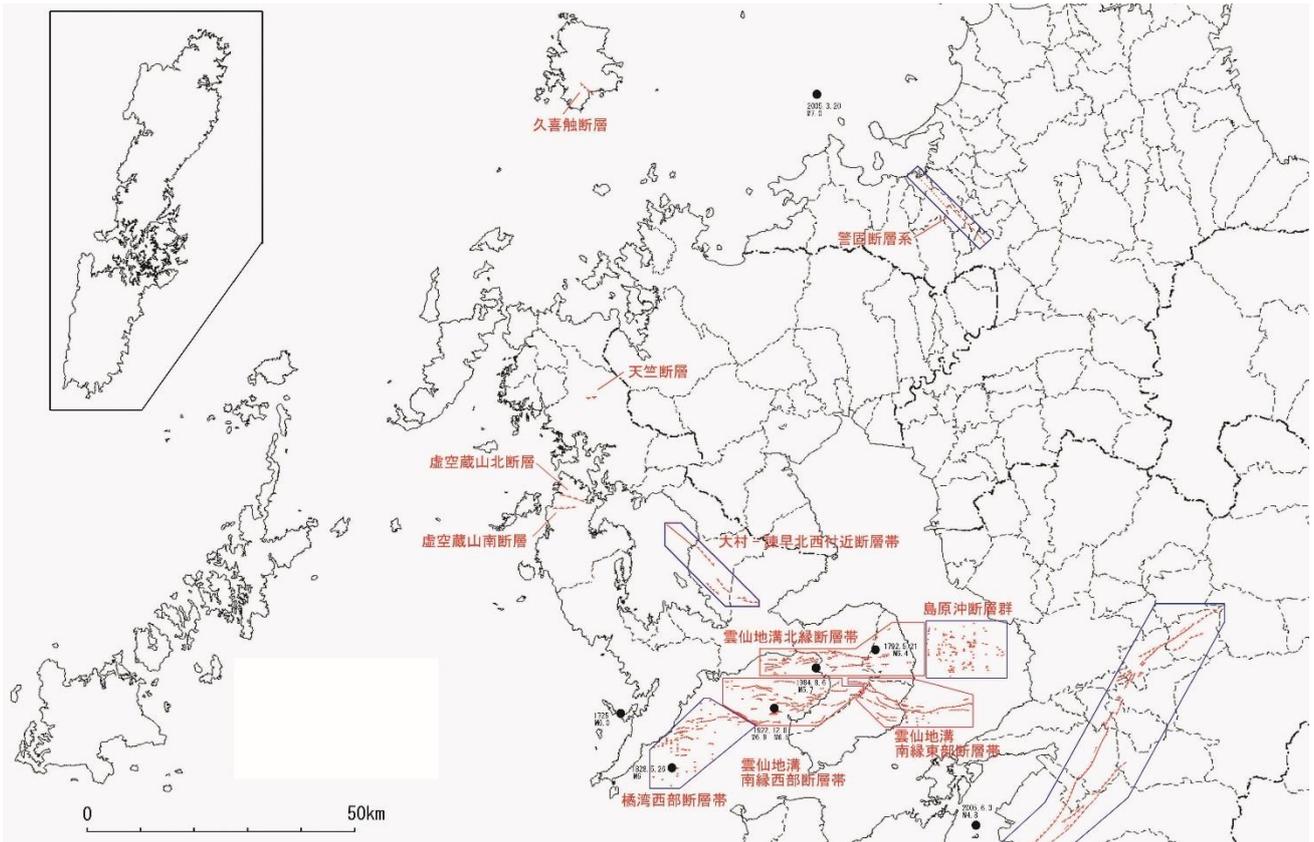
「新編日本の活断層」(1991 活断層研究会編)によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

県では、隣接県の活断層を含め、県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層を、以下のとおり想定している。

#### ■県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層

	断層(群)名	地震規模(M)	断層の長さ
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31km
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21km
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28km
	(南縁東部、南縁西部断層帯が連動した場合)	7.7	49km
	島原沖断層群	6.8	14km
	橘湾西部断層帯	6.9	18km
	大村ー諫早北西付近断層帯	7.1	22km
県外	布田川・日奈久断層帯(熊本県)	8.0	74km
	警固断層系(福岡県)	7.2	26km

■震源となる活断層の位置



○活断層の位置

- ・雲仙地域（橘湾・島原湾含む）：「雲仙活断層群に関する調査 成果報告書」（長崎県 2005）による。
- ・それ以外の長崎県内：「新編 日本の活断層」（活断層研究会編 1991）による確実度Ⅱの断層。
- ・長崎県外（警固断層系、布田川一日奈久断層帯）「新編 日本の活断層」（活断層研究会編 1991）による。

○長崎県の被害地震：「日本の地震活動」（総理府、1999）に2005年の福岡西方沖地震、芦北地震を加筆。

○行政界：平成18年3月31日現在の境界。

## 第2 県内に被害を及ぼす地震動の想定

県内全域を250mメッシュで区分し、想定した9ケースの活断層別にメッシュごとの震度が予測されている。県内地区別の震度予測は、以下のとおりである。

県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁の東部・西部両断層帯が連動する場合で、この場合、島原半島や諫早・大村地区で震度5強～震度6強、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となることが予測されている。なお、本町における予測震度は震度4であり、揺れや液状化による建物被害、人的被害は特に発生しないものと予測されている。

また、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、県内全域で、震度6弱～6強が予測されている。

さらに、震源を各市町の中心部にいた場合の震度分布として、佐世保市直下の震源を想定した場合は、佐々町において震度6弱～6強が予測されている。

### ■県内地区別の震度予測（県内の活断層による地震）

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
		雲仙地溝北縁断層帯 地震規模 M7.3	雲仙地溝南縁東部断層帯 地震規模 M7.0	雲仙地溝南縁西部断層帯 地震規模 M7.2	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動 地震規模 M7.7	島原沖断層群 地震規模 M6.8	橘湾西部断層帯 地震規模 M6.9	大村-諫早北西付近断層帯 地震規模 M7.1
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度4～6弱	震度3～5弱	震度4～6強	震度4～6強	震度3～4	震度4～6弱	震度4～6弱
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度4～5弱	震度3～4	震度4～5弱	震度4～5弱	震度3～4	震度4～5弱	震度4～5強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度5弱～6強	震度4～5強	震度5弱～6強	震度5弱～6強	震度4～5弱	震度4～5強	震度5強～6強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度5強～6強	震度5弱～6強	震度5強～6強	震度5強～6強	震度4～6弱	震度4～5強	震度4～6弱
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、 江迎町、鹿町町、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度4～5強	震度3～4	震度4～5強	震度4～5強	震度3～4	震度3～5弱	震度4～6強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度3～4	震度4～5弱
下五島	五島市	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度3～4
上五島	新上五島市、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度4	震度3以下	震度3～4	震度3～4
老岐	老岐市	震度3～4	震度3以下	震度3～4	震度3～4	震度3以下	震度3以下	震度3～4
対馬	対馬市	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下

### ■県内地区別の震度予測（県外の活断層による地震、県内全域でM6.9を想定した地震）

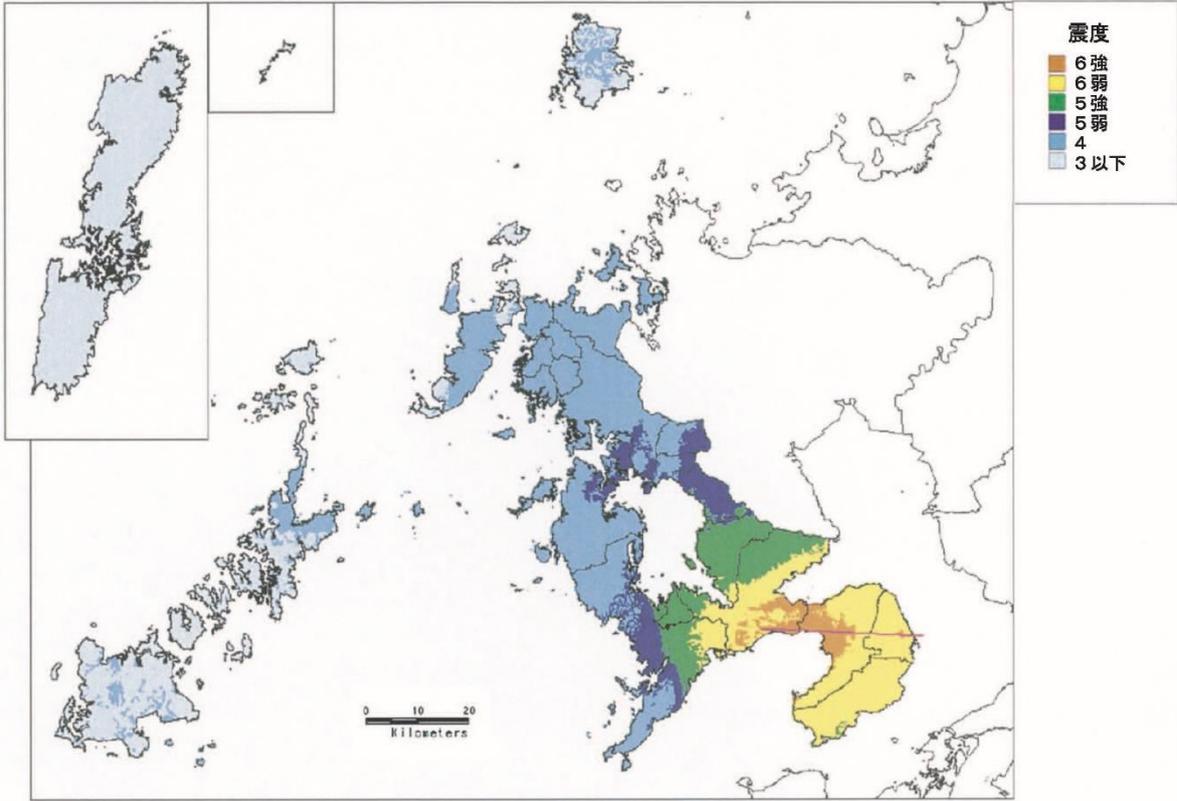
地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県外）による震度予測		県内全域でM6.9の震源を想定した場合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯（熊本県） 地震規模 M8.0	警固断層系（福岡県） 地震規模 M7.2	
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度4～5弱	震度3～4	震度6弱～6強
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度3～4	震度3～4	震度6弱～6強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度4～5強	震度3～4	震度6弱～6強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度5弱～5強	震度3～4	震度6弱～6強
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、 江迎町、鹿町町、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度3～4	震度4	震度6弱～6強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度3～4	震度3～5弱	震度6弱～6強
下五島	五島市	震度3～4	震度3以下	震度6弱～6強
上五島	新上五島市、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度3～4	震度3～4	震度6弱～6強
老岐	老岐市	震度3～4	震度4～5弱	震度6弱～6強
対馬	対馬市	震度3以下	震度3～4	震度6弱～6強

### ■佐々町の震度予測

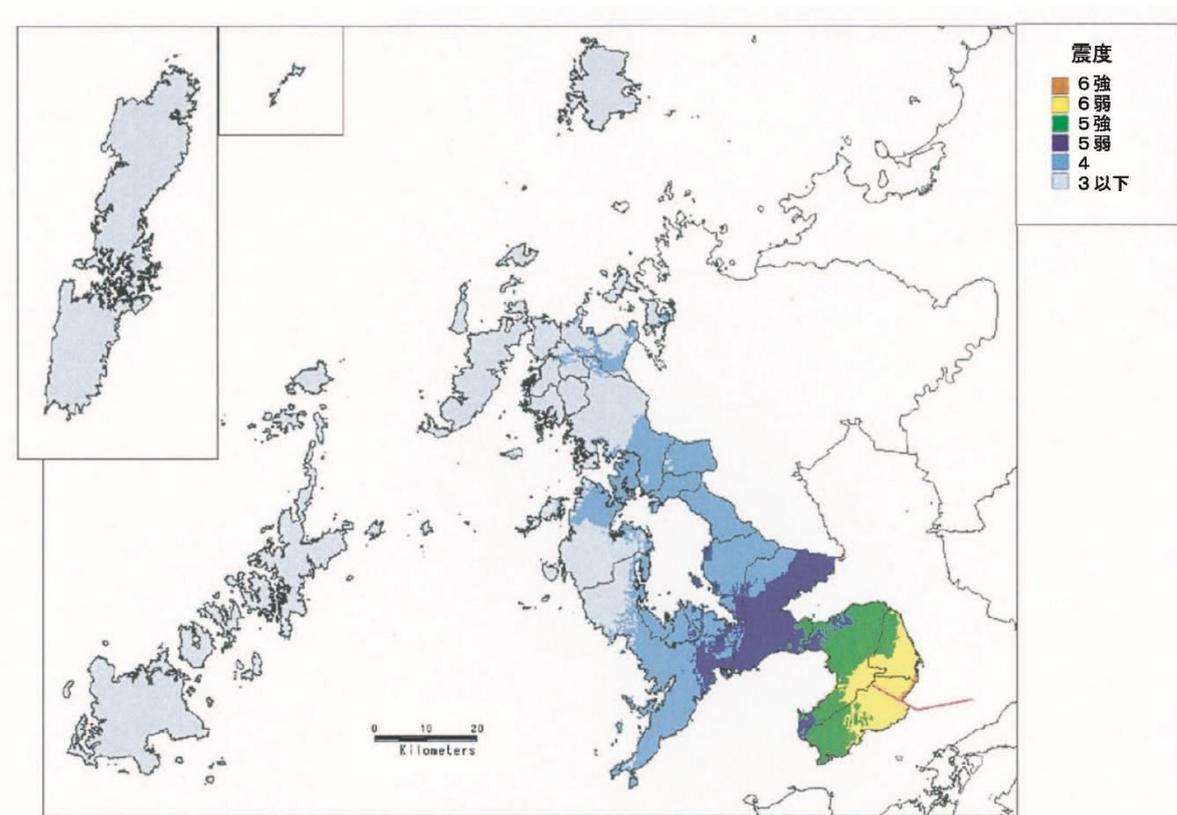
雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁（東部・西部断層帯の連動）	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村-諫早北西付近断層帯	県内全域でM6.9の地震を想定した場合	佐世保市直下の震源を想定した場合
震度4	震度4	震度3	震度3～4	震度4	震度6弱～6強	震度6弱～6強

資料：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成18年3月）

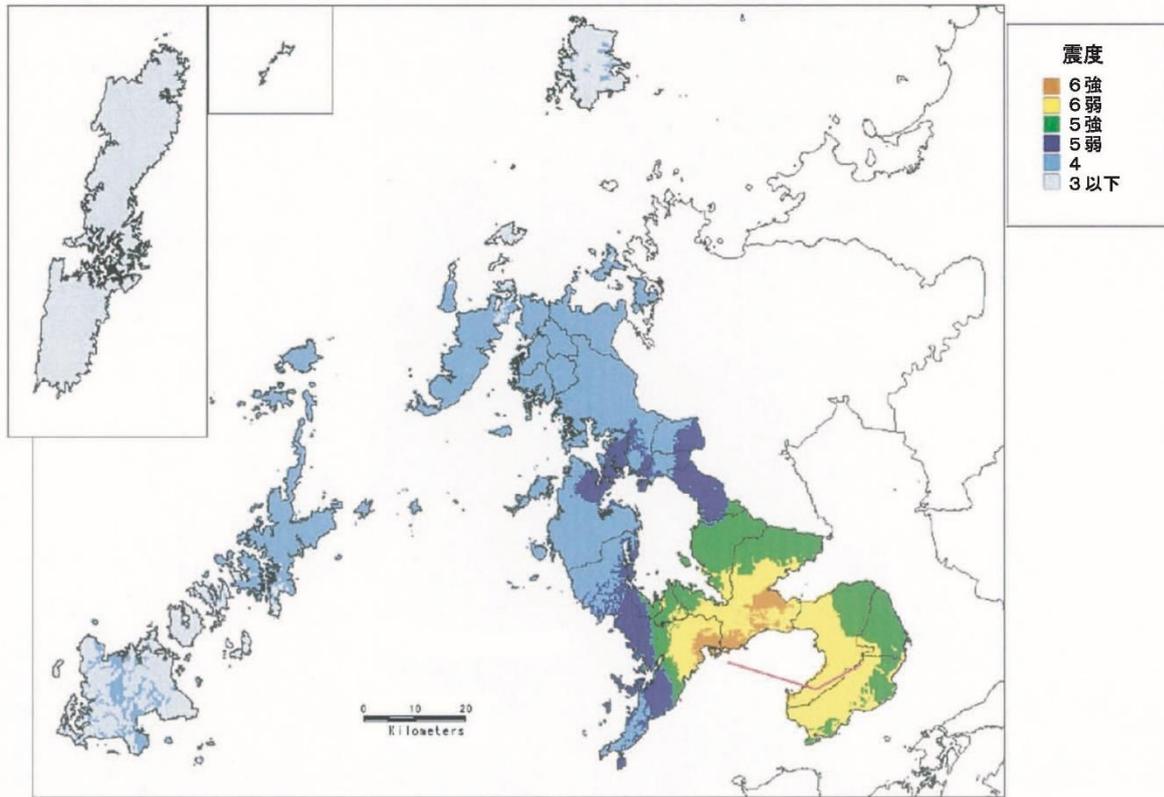
■地表における推計震度分布①（震源：雲仙地溝北縁断層帯）



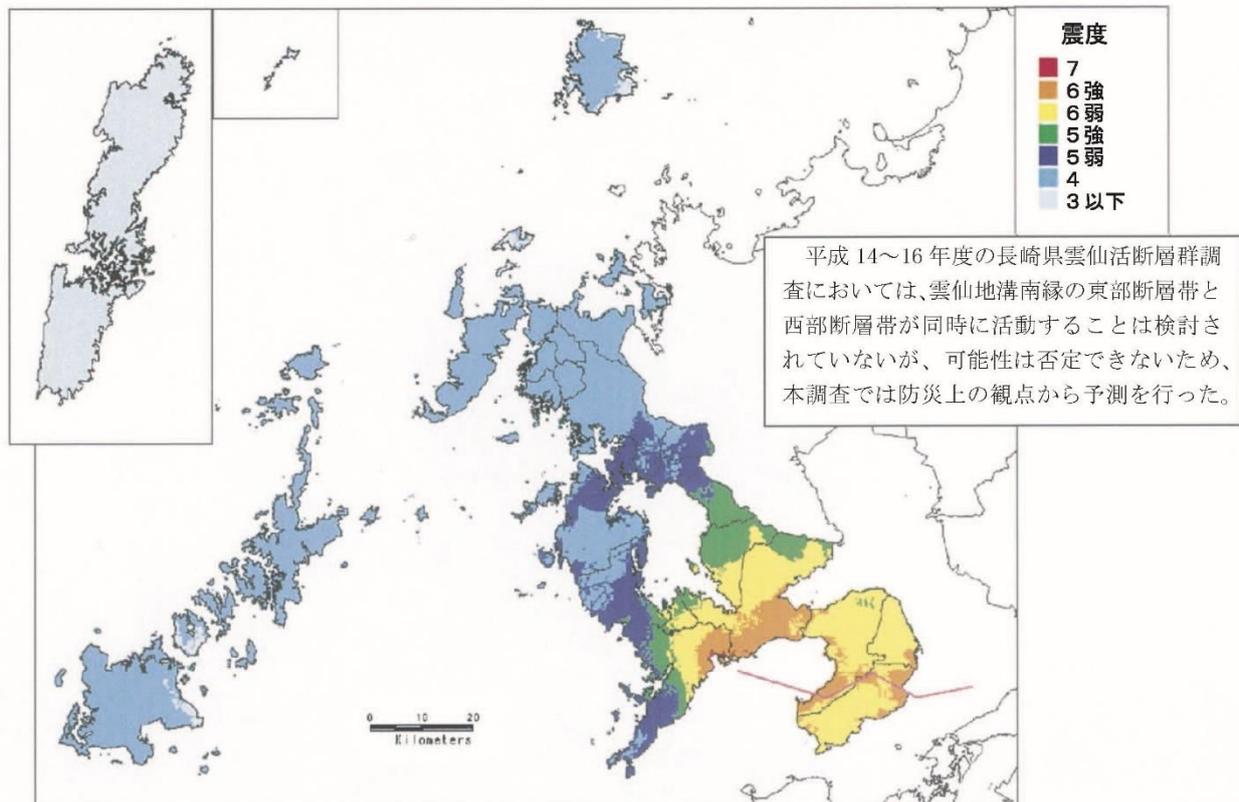
■地表における推計震度分布②（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）



■地表における推計震度分布③ (震源：雲仙地溝南縁西部断層帯)



■地表における推計震度分布④ (震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動)



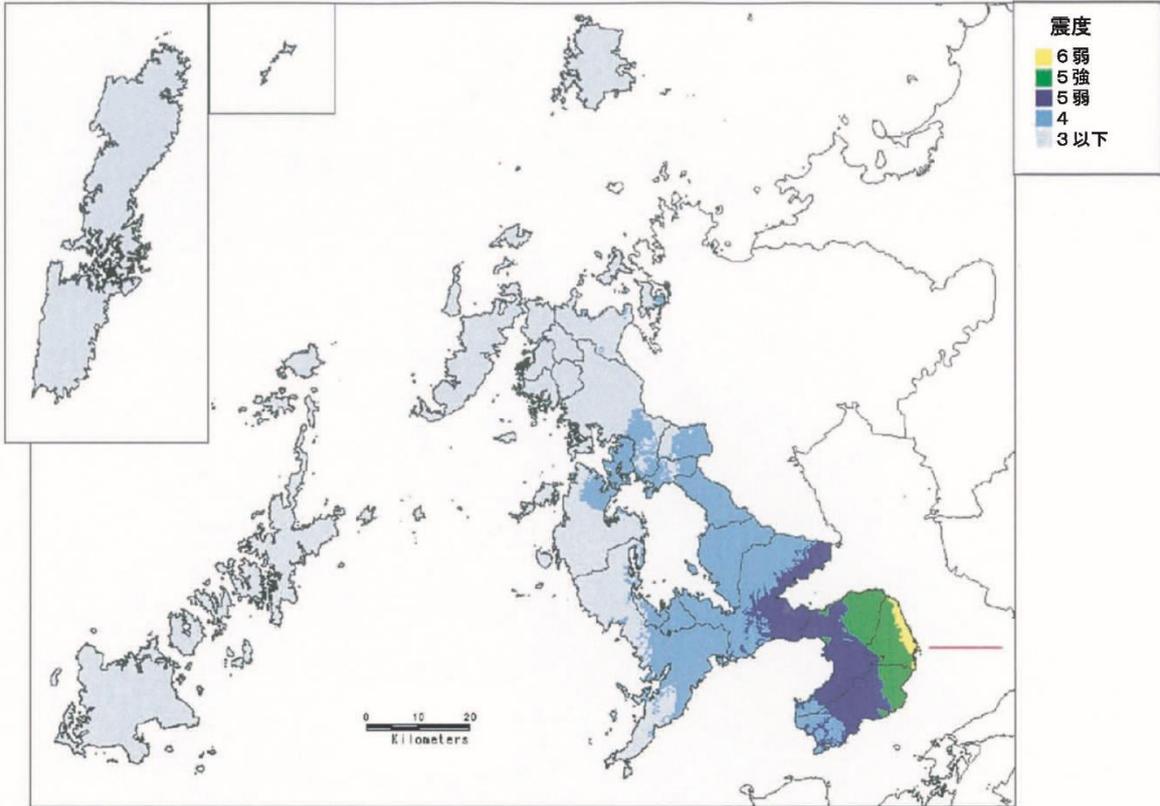
共通編

風水害等災害応急対策編

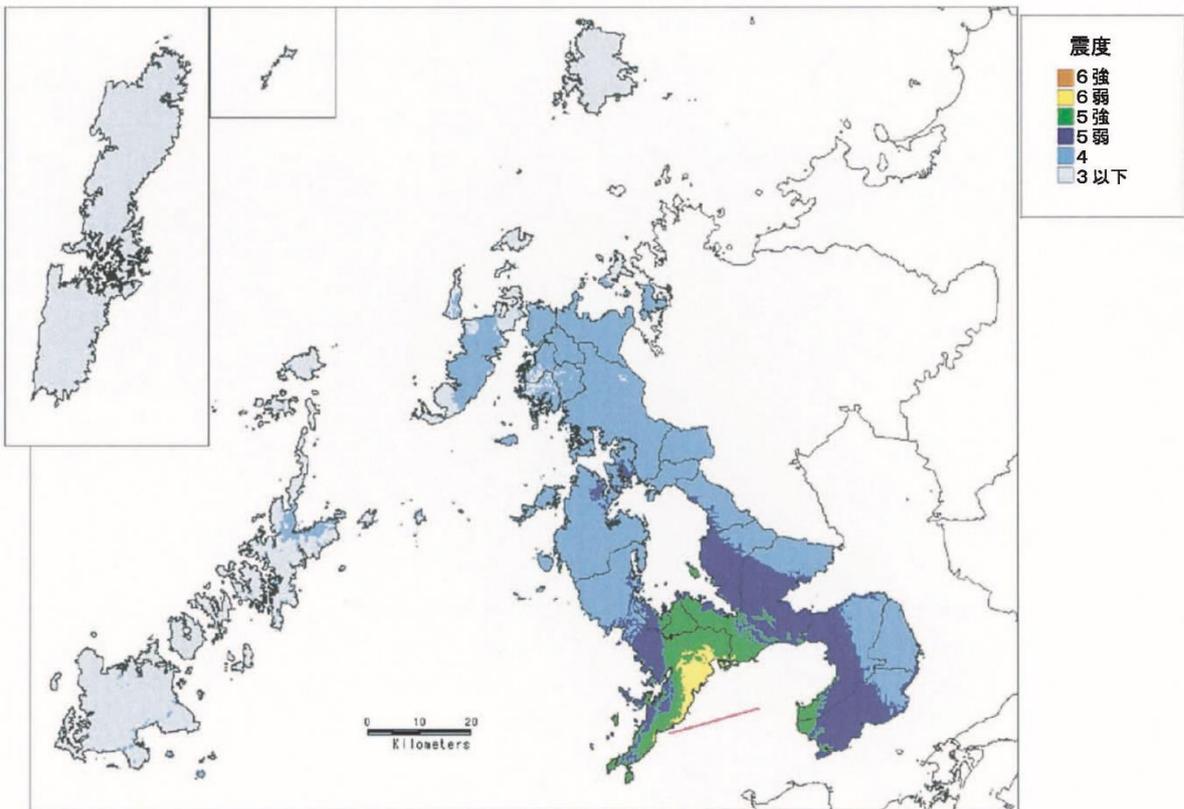
地震・津波災害応急対策編

資料編

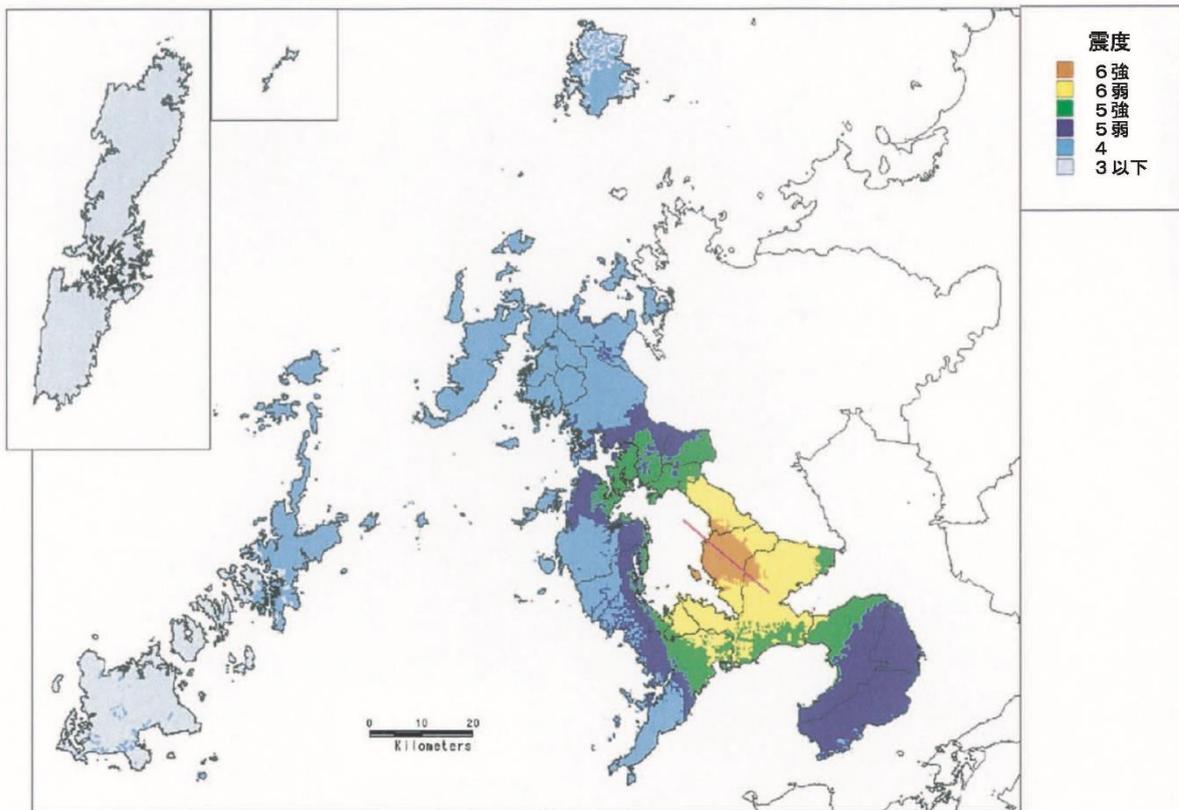
■地表における推計震度分布⑤ (震源：島原沖断層群)



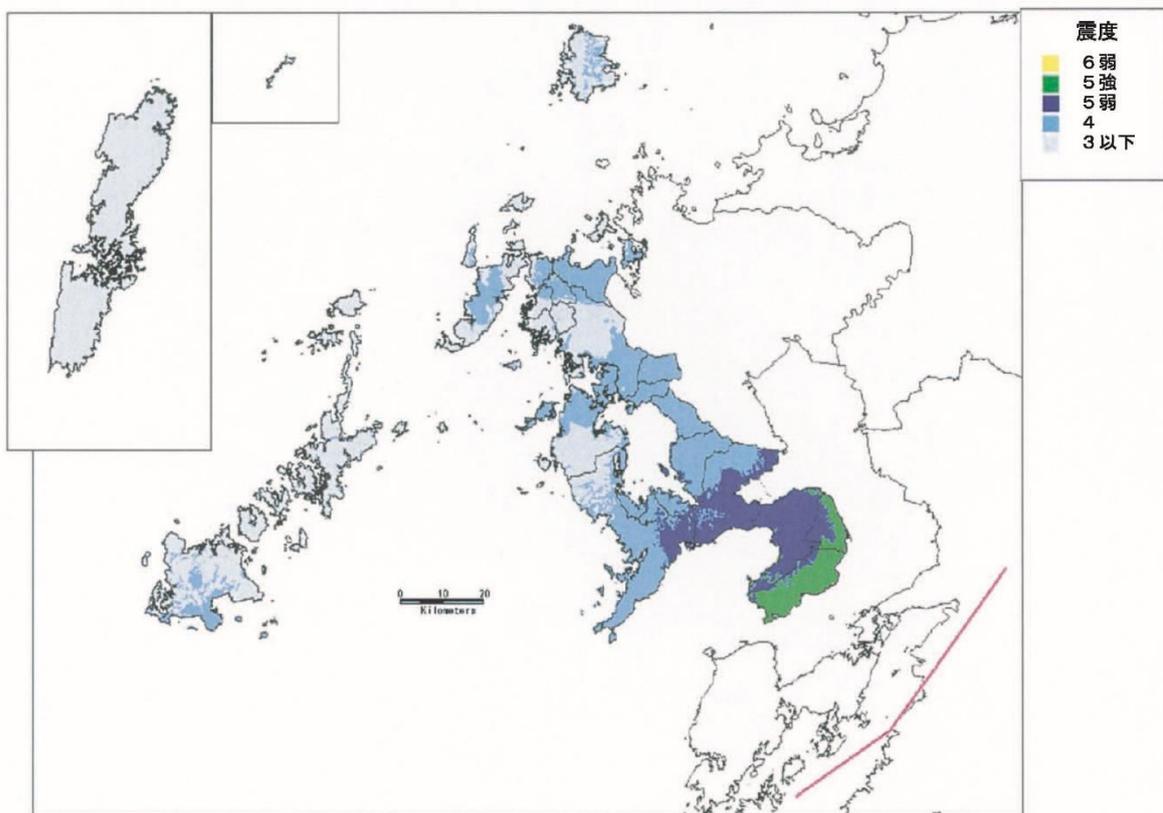
■地表における推計震度分布⑥ (震源：橋湾西部断層帯)



■地表における推計震度分布⑦(震源:大村-諫早北西付近断層帯)



■地表における推計震度分布⑧(震源:布田川・日奈久断層帯)



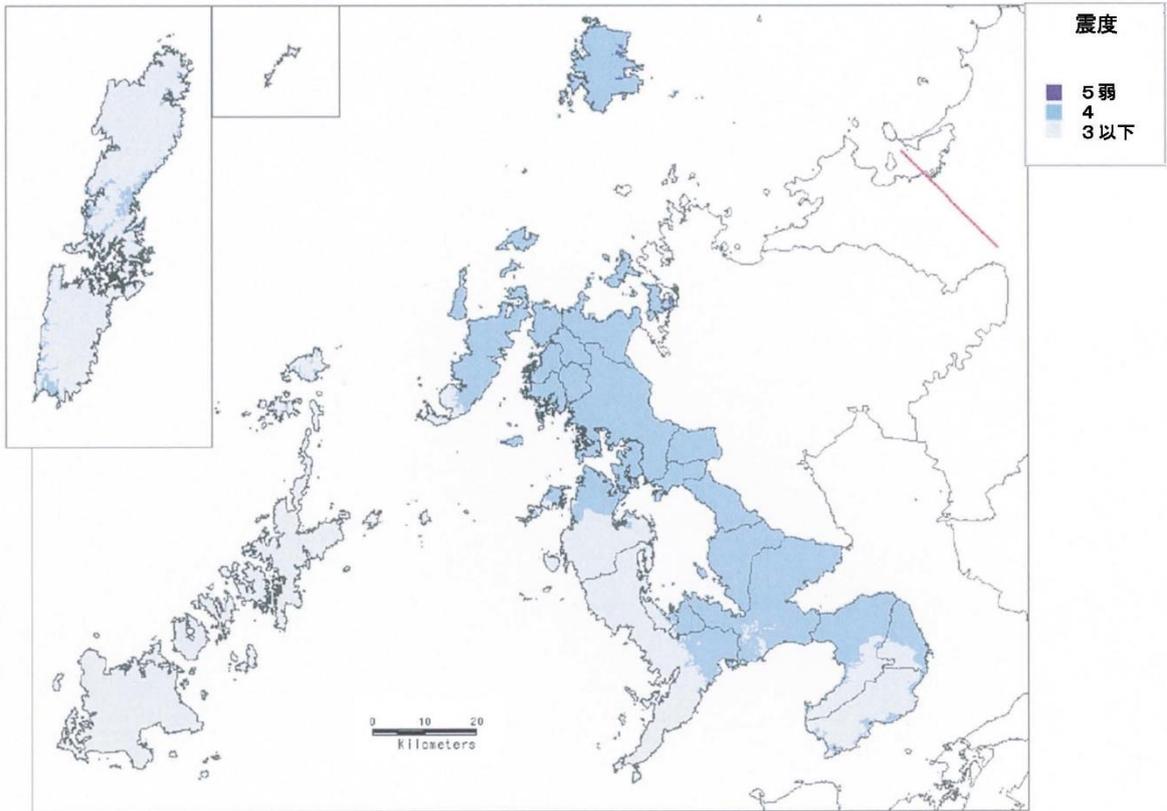
共通編

風水害等災害応急対策編

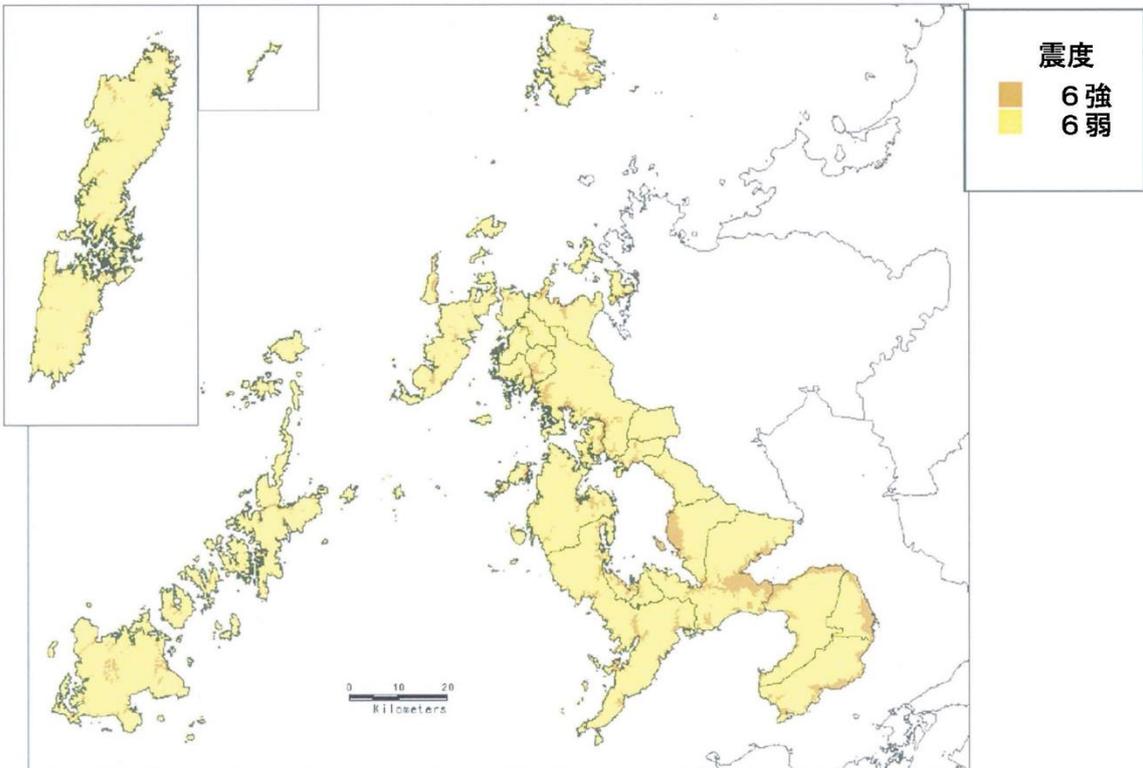
地震・津波災害応急対策編

資料編

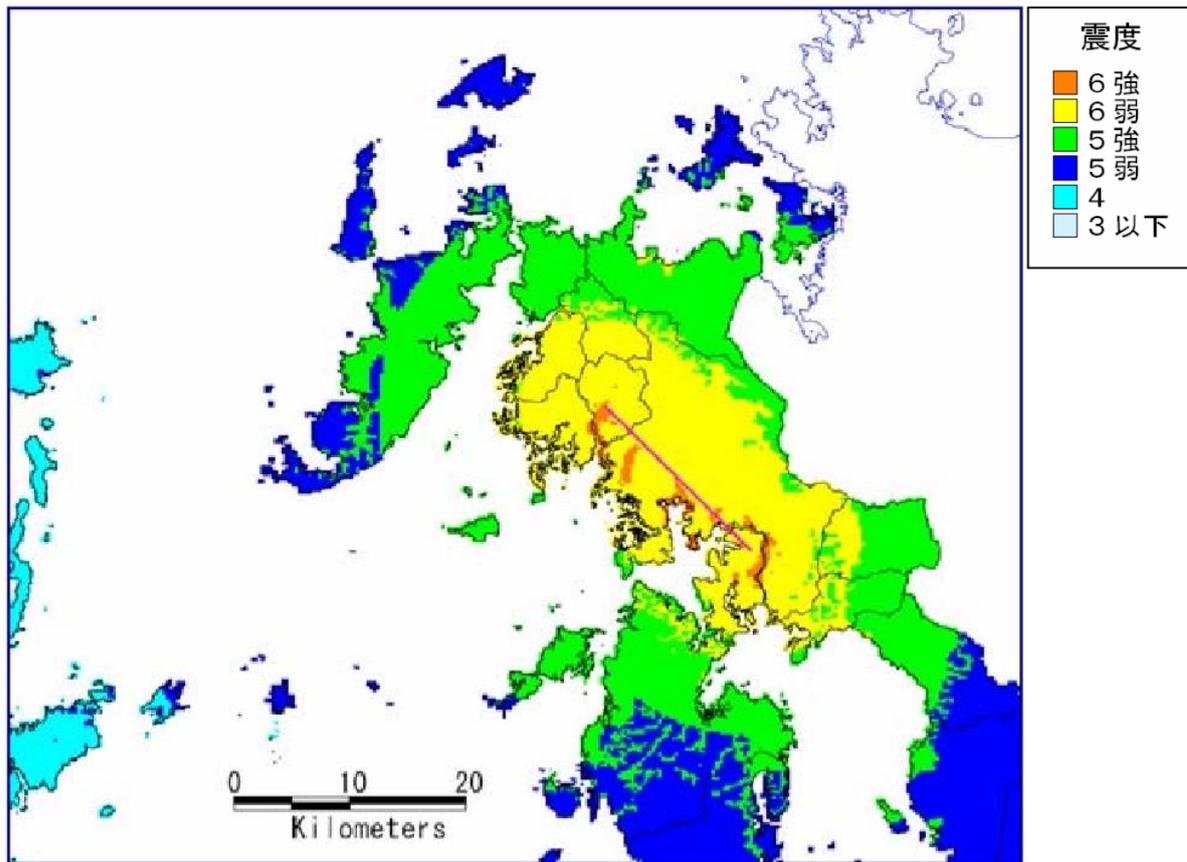
■地表における推計震度分布⑨（震源：警固断層系）



■県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定した場合の震度分布⑩



■佐世保市直下の震源を想定した場合の震度分布①



共通編

風水害等災害応急対策編

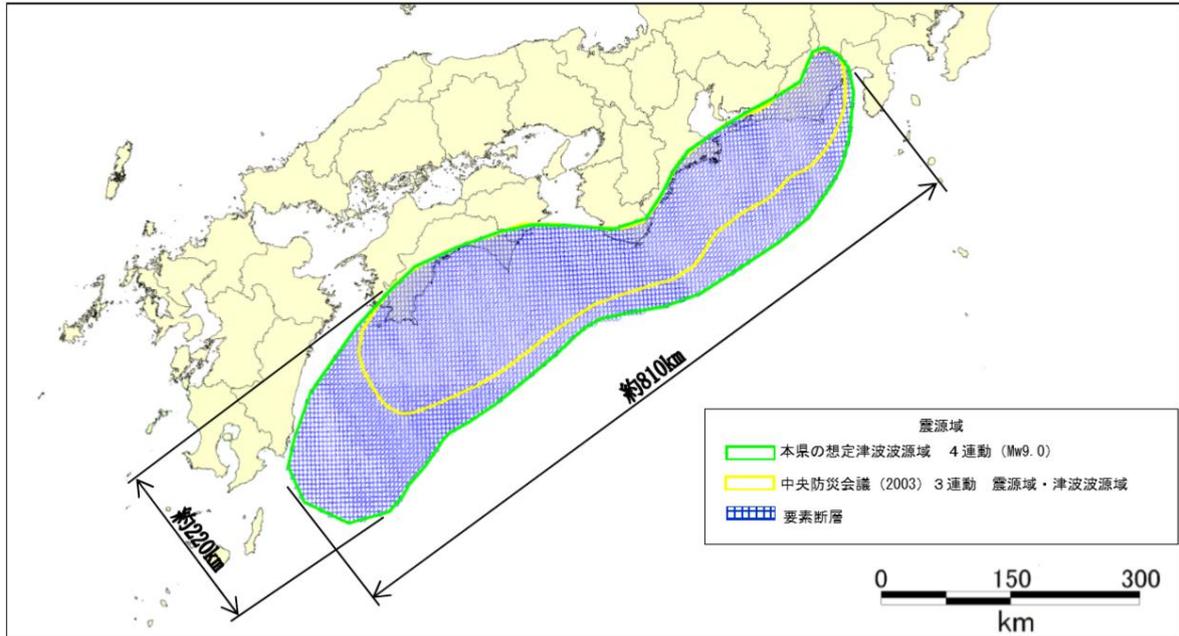
地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第3 海溝型地震による津波の想定

津波に関する想定については、中央防災会議が「南海トラフ巨大地震」として設定している東海・東南海・南海地震の震源域を、日向灘まで拡大した海溝型地震（東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動モデル）を想定し、津波予測解析を行なっている。

#### ■ 4連動モデルの震源域



本町（佐々港）における予測結果は、以下のとおりとなっている。

#### ■ 佐々港における最大津波高及び津波の到達時間等の予測結果

予測条件		予測結果					
初期潮位	堤防等施設の機能条件	初期潮位	地盤の隆起・沈降量※1	津波到達時間※2	最大津波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
		T.P.(m)	(m)	(分)	(分)	T.P.(m)	(m)
既往最大潮位	機能する	2.14	0.00	164	328	2.75	0.61
	機能しない	2.14	0.00	164	328	2.74	0.60
朔望平均満潮位	機能する	1.49	0.00	164	329	2.17	0.68
	機能しない	1.49	0.00	164	329	2.16	0.67

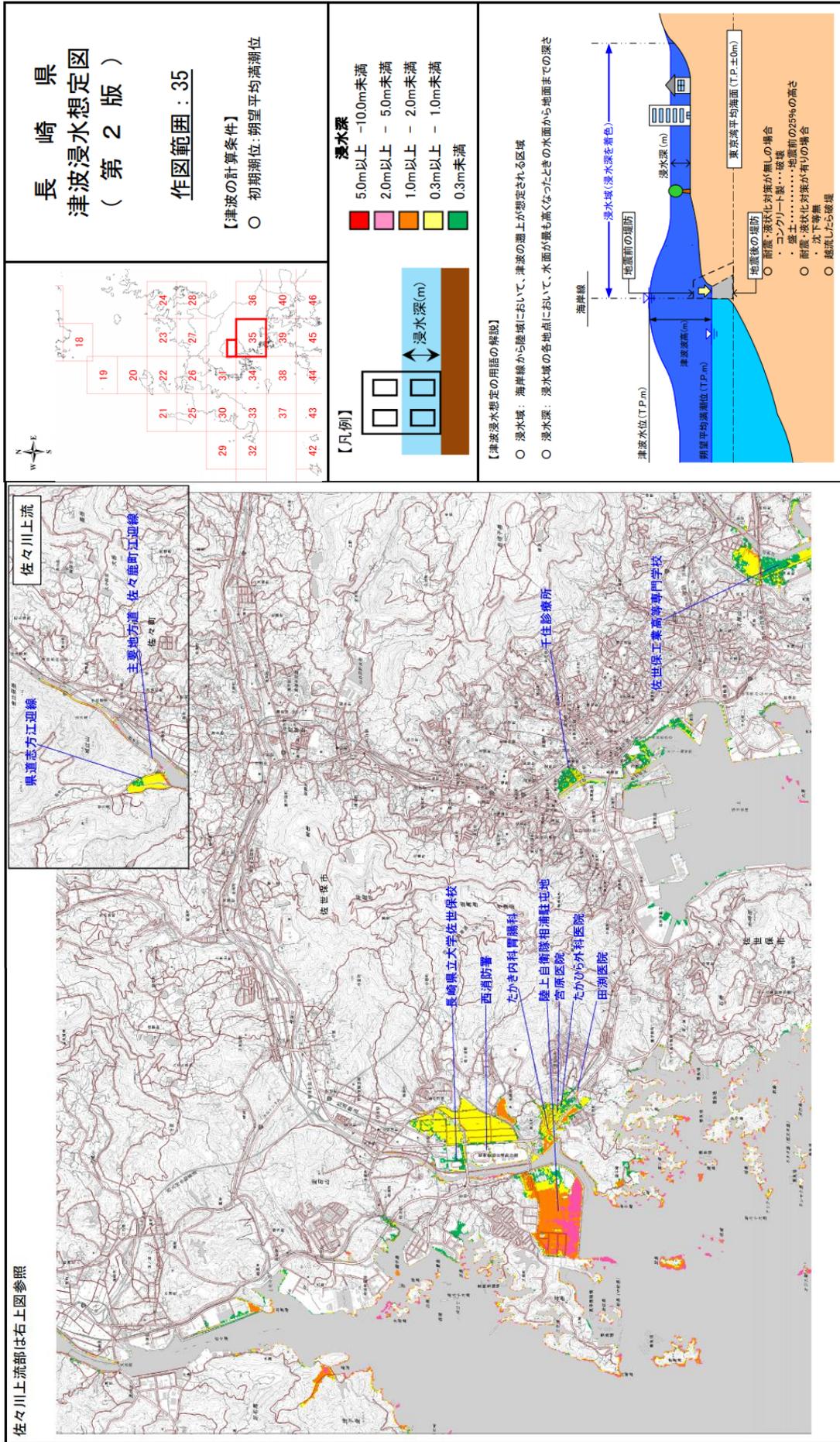
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」=「最大水位(T.P.(m))」-「初期潮位(T.P.(m))」-「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

長崎県では独自に、南海トラフ巨大地震による想定ケースの他、県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルを加えた6ケースについて津波浸水シミュレーションを行うとともに、その結果を重ね合わせて最大浸水域を推計したうえで、津波浸水予測図を作成している。

■津波浸水予測図



## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町、県、関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者が処理すべき業務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

### 第1 町

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
佐 々 町	(1) 佐々町防災会議に関する事務 (2) 佐々町災害対策本部及び災害警戒本部に関する事務 (3) 防災に関する教育訓練の実施 (4) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (5) 消防水防その他の応急措置 (6) 町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 (7) 被災者に対する救助及び救済措置 (8) 災害時における保護衛生、文教及び交通対策 (9) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (10) 災害対策に関する他市町間の相互応援協力等 (11) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置

### 第2 県

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
長 崎 県	(1) 災害予・警報等の収集、伝達及び被害調査 (2) 災害救助法の適用に関する事項 (3) 自衛隊に対する派遣要請 (4) その他町の災害事務又は業務の実施についての総合調整

### 第3 県の地方機関

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
県 北 振 興 局	(1) 災害時における佐々町区域内の県管理の道路、橋梁等の応急対策 (2) 管理河川被害調査及び災害復旧
県 北 保 健 所	(1) 災害時における佐々町区域内の保健衛生対策
東彼・北松福祉事務所	(1) 災害時における佐々町区域内の社会福祉対策
江 迎 警 察 署	(1) 災害時における治安、交通、通信等にかかる対策

#### 第4 指定地方行政機関

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
佐世保海上保安部	(1) 災害時、海上における人命、財産の救済、その他の救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備
長崎農政事務所	(1) 災害時における主要食糧の需給対策
長崎労働基準局	(1) 工場、事業所における労働災害の防止及び災害救助法に対する援助
日本郵便(株) (町内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害救助用物資、小包郵便物の料金免除等 (3) 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱並びに災害つなぎ資金の融資

#### 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
NTTフィールドテクノ長崎設備部	(1) 電気通信設備の保全と災害時における非常通話の調整
九州電力株式会社 (長崎支社)	(1) 電力の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給対策 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
西肥自動車(株) 松浦鉄道(株)	(1) 被災地への人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策 (3) 鉄道施設の防災及び被災施設の調査と災害復旧
北松浦医師会	(1) 被災地への医療救護活動
NHK他放送各社 各新聞社	(1) 気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及 (2) 災害状況、災害対策等の広報活動
日本赤十字社 (長崎県支部)	(1) 災害時における医療、助産及び遺体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資、義援金等の募集配分業務

## 第6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
佐々町社会福祉協議会	(1) 町が行う避難及び応急対策への協力 (2) 被災者の保護及び救援物資の支援
ながさき西海 農業協同組合	(1) 災害状況等の伝達及び共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋 (3) 災害時における主要食糧の確保 (4) 農産物の災害対策
佐々町商工会	(1) 町が行う商工関係被害調査及び応急対策への協力 (2) 救援物資等の確保についての協力 (3) 被災会員に対する融資又はその斡旋
医療施設・福祉施設 の管理者	(1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における負傷者等の収容や医療、助産 (3) 避難者の収容等に係る協力
学校・認定こども園・ 保育所	(1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における応急教育計画の確立及び実施 (3) 避難者の収容等に係る協力
金融機関	(1) 被災者や被災事業者に対する資金融資
危険物、高圧ガス 施設の管理者	(1) 防護施設等の整備 (2) 災害時における危険物等の安全管理徹底 (3) 災害時における供給対策
森林組合	(1) 森林の災害対策
佐々町水道事業	(1) 水道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における水の確保 (3) 罹災施設の応急対策と災害復旧
佐々町公共下水道事業	(1) 下水道施設の整備と防災管理 (2) 罹災施設の応急対策と災害復旧

## 第7 自衛隊

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
自 衛 隊 長崎地方協力本部	(1) 災害時における人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

## 第5章 住民及び事業者等の責務等

災害による被害を最小化するためには、行政による防災対策のみならず、住民自らが防災対策を講じるとともに（自助）、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保すること（共助）が必要である。

個々の住民等による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、災害対策基本法及び「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」に基づき、住民、事業者等は、以下のとおり積極的に防災対策等に努めるものとする。

### 第1節 住民の基本的責務

#### 第1 住民

- ・平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。

#### 第2 自治会・自主防災組織等

- ・平常時から防災知識の普及に努め、地域における自主防災対策を実施する。
- ・町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。
- ・互助精神に基づき、地域住民と協力して、避難者の誘導・救護等の地域における災害応急対策を実施する。

### 第2節 事業者の基本的責務

- ・平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・町、県及び防災関係機関が実施する災害応急対策等に協力する。
- ・避難場所の提供等、地域住民、自主防災組織等が実施する災害応急対策等に協力する。

### 第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

「行政」、「災害ボランティアセンター」、「NPO等とそれを支える中間支援組織」の三者が互いに連携し、被災者支援が効率的・円滑に実施されるよう、平時より体制づくりをすすめる。

## 第2部 災害予防計画

- 第1章 災害に強いまちづくりに関する計画
- 第2章 地域防災体制の確立に関する計画
- 第3章 相互応援体制の確立に関する計画
- 第4章 防災業務施設の整備計画
- 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画
- 第6章 避難体制の整備計画
- 第7章 緊急輸送活動体制の整備計画
- 第8章 医療・保健に係る災害予防計画
- 第9章 火災予防計画
- 第10章 救助・救急体制の整備計画
- 第11章 生活福祉に関する災害予防計画
- 第12章 要配慮者支援計画

災害予防計画では、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための、災害に強いまちづくりや、災害発生後の応急対策を迅速・的確に実施できる防災体制の整備、風水害、地震・津波災害等をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について提示した。

## 第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりに関する計画	1
第1節 町土保全対策	1
第2節 水害予防計画	3
第3節 土砂災害予防計画	6
第4節 津波災害予防計画	8
第5節 市街地の災害予防計画（都市災害予防計画）	9
第6節 建築物災害予防計画	11
第7節 道路災害予防計画	14
第8節 ライフライン施設等災害予防計画	16
第9節 危険物等災害予防計画	17
第2章 地域防災体制の確立に関する計画	18
第1節 防災知識普及計画	18
第2節 防災訓練計画	21
第3節 消防団の育成・強化	24
第4節 自主防災組織の整備計画	25
第5節 企業防災の促進、民間防災組織の整備計画	27
第3章 相互応援体制の確立に関する計画	29
第4章 防災業務施設の整備計画	31
第1節 災害対策本部の空間・機能等の整備計画	31
第2節 通信施設の整備計画	31
第3節 水防、消防及び救助設備の整備計画	32
第4節 電算システムの安全対策計画	33
第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画	35
第6章 避難体制の整備計画	37
第1節 指定避難所等、避難路の整備計画	37
第2節 避難誘導、受入れ体制の整備計画	40
第7章 緊急輸送活動体制の整備計画	42
第8章 医療・保健に係る災害予防計画	44
第9章 火災予防計画	46
第10章 救助・救急体制の整備計画	48
第11章 生活福祉に関する災害予防計画	49
第12章 要配慮者支援計画	51



## 第1章 災害に強いまちづくりに関する計画

### 第1節 町土保全対策

項目	担当
第1 治山事業	産業経済課
第2 治水事業	建設課
第3 海岸保全事業	建設課
第4 地すべり、山崩れ対策	建設課、産業経済課
第5 農作物対策	産業経済課

#### 第1 治山事業

本町は町域の広範囲を山林が占めるため、県と連携し、山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るとともに、山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。また、適切な造林（保育）を行い、肥えた土壌の形成による保水機能の回復及び排水路の整備を図る。

#### 第2 治水事業

##### 1 河川

洪水、氾濫等の防止のため、準用河川及び普通河川の改良及び浚渫を行う。また、町内の二級河川についても県の計画に協力し、整備を促進する。

なお、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

##### 2 水路

市街地等への出水を防止するため、水路等の整備を促進する。

##### 3 土地開発等

土地開発や宅地造成等による流出量の増大は、河川や既存排水路に大きな負荷が生じるおそれがあるので、十分な指導・監督を行う。

#### 第3 海岸保全事業

高潮、波浪による侵食から国土の流出を防止するため、無防備の箇所については、逐次海岸保全施設としての護岸築造の推進を図る。

#### 第4 地すべり、山崩れ対策

本町では、地勢の関係上、地すべり、山崩れが多発することが予想される。したがって、県と連携

しながら地下水排除のためのボーリング工事や地表水地下浸透防止のための排水工事などの防止工事を適切に行う。さらに、地すべり危険区域内及び隣接箇所での工事については、特に災害予防に注意を払い、個人が行う工事についても指導する。

## 第5 農作物対策

### 1 水稲に関するもの

風水害、干害、冷害等を受けやすい地帯には、抵抗性品種の採用を原則として、特に風水害に備えて早期栽培の普及を図る。

### 2 果樹に関するもの

- 支柱、暴風棚、暴風垣、防風林を設置する。
- 敷草、敷わらの徹底と草刈りを勧める。
- 排水溝を整備し、表土の流出を防止する。
- 倒伏樹は引き起こして、支柱に結束し、追肥を施して樹勢の回復に努める。
- 被災後は、薬剤を散布して病虫害の防除に努める。
- 折れた枝は切り返し、接（つぎ）ろうを塗布する。落葉が甚だしいときは、枝幹に薄い石灰を塗布し、日焼けを防止する。
- 干ばつに備えて、特に樹勢回復のため、結束量の調整と薄い追肥を施す。

### 3 野菜に関するもの

- 支柱栽培を勧め、倒伏を防止する。ビニール栽培には暴風垣の設置を進める。
- 風水害の場合は、排水溝の整備に努めるほか、敷わらを敷き、表土の流出を防止する。
- 備蓄種子及び種苗の確保を図る。

## 第2節 水害予防計画

項 目	担 当
第1 水防上重点をおくべき区域の設定	総務課、建設課
第2 水防体制の強化	総務課、消防団（水防団）、建設課
第3 浸水想定区域等の指定	総務課、建設課
第4 浸水想定区域等における避難確保のための措置	総務課、建設課

### 第1 水防上重点をおくべき区域の設定

町内では、水防上重点をおくべき重要水防区域として、二級河川3箇所（佐々川、木場川、高峰川）、海岸1箇所（長羽恵）、水門2箇所（四ツ井樋、小浦）が指定されている。

#### ■町内の重要水防区域

水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防	予想される被害状況 A:家屋戸、B:耕地(ha)、 C:道路(m)、D:鉄道	区分	
			区域	延長(m)					
佐々町	佐々川	佐々川	右	世知原町開作～海	21,370	溢水 決壊	積み土のう工 C:13,050	A:1,380 B:361 D:1,300	二級河川
			左	世知原町開作～海	21,370				
佐々町	佐々川	木場川	右	口石免宗寿庵～佐々川合流点	2,120	溢水	積み土のう工 C:430	A:15 B:15 D:	二級河川
			左	口石免宗寿庵～佐々川合流点	2,120				
佐世保市	佐々川	高峰川	右	吉井町高峰 1120番1地先 ～佐々川合流点	2,835	決壊	積み土のう工 C:1,000	A:15 B:10 D:	二級河川
佐々町			左	吉井町高峰 1094番2地先 ～佐々川合流点	2,835				

水防管理団体名	沿岸名	海岸名	区域	延長(m)	予想される事態	対策水防	予想される被害状況 A:家屋戸、B:耕地(ha)、 C:道路(m)、D:鉄道	管理者
佐々町	松浦沿岸	長羽恵	小浦免	1,251	決壊 浸水	積み土のう工	A:233 B:3.5 C:6,427 D:1,400	県

河川名	水門(樋門)名	所在地	形状		機能別	管理者
			高(m)	幅(m)		
木場川	四ツ井樋	佐々町沖田免	1.26	5.4	能力有	佐々町長
佐々川	小浦	佐々町小浦免	2.0	3.0	能力有	佐々町長

資料：平成30年度長崎県水防計画

### 第2 水防体制の強化

町及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、町内会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

### ■水防体制の強化事項

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防に係る研修、訓練を通じた水防意識、水防技術等の向上

## 第3 浸水想定区域等の指定

### 1 洪水浸水想定区域（外水による浸水想定区域）

水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表される。

本町においては、水位周知河川である佐々川沿川の一部が指定されている。

### 2 雨水出水浸水想定区域（内水による浸水想定区域）

知事又は町長は、指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2）として指定するものとする。

## 第4 浸水想定区域等における避難確保のための措置

### 1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する周知

町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。以下「要配慮者利用施設」という。）がある場合は、地域防災計画に洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域及び高潮浸水想定区域ごとに、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

### 2 要配慮者利用施設における管理者等の責務

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、洪水時等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成しなければならない。避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■避難確保計画に含ませる事項

- ①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- ②要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関し、次に掲げる事項
  - ア 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

また、要配慮者施設の管理者等は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする

3 住民等への周知

浸水想定区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記内容について必要な事項を町広報紙、ハザードマップ、浸水関連標識等により周知する。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

### 第3節 土砂災害予防計画

項目	担当
第1 土砂災害危険箇所等の設定	総務課、建設課、産業経済課
第2 土砂災害警戒区域等の設定	総務課、建設課
第3 土砂災害警戒区域等における避難確保のための措置	総務課、建設課

町、県及びその他防災関係機関は、地震及び風水害時に流出・堆積物等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

#### 第1 土砂災害危険箇所の設定

##### 1 土石流危険渓流

町内における土石流危険渓流は95箇所である。

##### 2 地すべり危険箇所

町内における地すべり危険箇所は13箇所である。

##### 3 急傾斜地崩壊危険箇所

町内における急傾斜地崩壊危険箇所は138箇所である。

##### 4 山地災害危険地区

町内における山地災害危険地は55箇所（山腹崩壊危険地33箇所、地すべり危険地8箇所、崩壊土砂流出危険地14箇所）である。

⇒資料編 2. 土砂災害危険箇所一覧

#### 第2 土砂災害警戒区域等の設定

町内では、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が、計255箇所（うち、240箇所が土砂災害特別警戒区域）指定されている。

##### ■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

	区域の概要	指定区域数			
		土石流	急傾斜地	地すべり	計
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる範囲で、土砂災害についての危険周知や警戒避難体制の整備が行われる。	44	198	13	255
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	42	198	0	240

⇒資料編 3. 土砂災害警戒区域一覧

### 第3 土砂災害警戒区域における避難確保のための措置

#### 1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する周知

土砂災害（特別）警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、地域防災計画に、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めるものとする。

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

#### 2 要配慮者利用施設における管理者等の責務

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、次の事項を含む避難確保計画を作成しなければならない。避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

##### ■避難確保計画に含ませる事項

- ①要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- ②急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

#### 3 ソフト対策等の推進

町は、県と連携し、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、次のようなソフト対策等の推進に努める。

- ハザードマップ等による土砂災害（特別）警戒区域の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

## 第4節 津波災害予防計画

項目	担当
第1 津波災害警戒区域の指定	総務課、建設課
第2 津波災害警戒区域における避難確保のための措置	総務課、建設課

### 第1 津波災害警戒区域の指定

知事は、津波防災地域づくり法第53条、基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ津波発生時に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

本町においては、佐々浦沿岸部の一部が津波災害警戒区域に指定されている。

### 第2 津波災害警戒区域における避難確保のための措置

#### 1 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する周知

津波災害警戒区域内に、避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合は、地域防災計画に、当該避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。

#### 2 避難促進施設における管理者等の責務

地域防災計画にその名称及び所在地が定められた避難促進施設の管理者又は所有者は、単独又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを町長に報告するとともに、公表しなければならない。

また、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を町長に報告しなければならない。

#### ■避難確保計画に含ませる事項

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

#### 3 住民等への周知

津波災害警戒区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記の内容について必要な事項を町広報紙、ハザードマップ、浸水関連標識等により周知する。

## 第5節 市街地の災害予防計画（都市災害予防計画）

項目	担当
第1 災害に配慮した土地利用の推進	総務課、建設課
第2 オープンスペースの整備	総務課、建設課
第3 防災拠点の確保・整備	総務課、建設課

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。

### 第1 災害に配慮した土地利用の推進

災害に配慮した土地利用を進めることで、災害時に被害の拡大を最小限に食い止めることができる。そのため、秩序ある土地利用を実現し、安心して暮らせる災害に強い居住環境の実現を目指す。

また、不良住宅が密集している地区については、防災上有効な住環境としての整備を推進する。

#### ■住宅密集地帯一覧

管轄分団	住宅密集地帯
第1分団	中央通・古川・栗林町内会全域
第2分団	さざん花町内会全域、佐々神田保育園周辺
第3分団	市瀬・鴨川・松瀬・北・若佐町内会全域
第4分団	
第5分団	口石・新町・佐々南・東町町内会全域
第6分団	西町・芳ノ浦町内会全域、真申海岸線地区 水道・土手迎・浜迎・四ツ井樋・沖田町内会全域
第7分団	野寄・里山・里・千本町内会全域

資料：消防施設整備計画実態調査

### 第2 オープンスペースの整備

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を持っている。そのため、計画的に市街地周辺の緑地保全、民間宅地開発等における公園、緑地の確保に努める。

### 第3 防災拠点の確保・整備

防災上地域の核となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路については、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

また、既設公園については、災害時の防災拠点空間としても機能するよう、バリアフリー化など災害対応施設としての整備・改修を推進する。

さらに、消防水利を確保するため、防火水槽、消火栓の整備を推進する。

なお、防災拠点の整備にあたっては、町役場（災害対策本部）や広域防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。特に、交通ネットワークを確保するため、緊急輸送路と各防災

拠点等を連絡する道路整備に努めるとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められるよう、復旧体制を確立しておく。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

## 第6節 建築物災害予防計画

項 目	担 当
第1 特殊建築物の災害予防対策	総務課
第2 教育施設の災害予防対策	教育委員会
第3 文化財の災害予防対策	教育委員会
第4 一般住宅に対する災害予防対策	建設課
第5 宅地の災害予防対策	建設課
第6 関係機関・団体との連携体制の整備	建設課
第7 被災建築物等の危険度判定体制の確立	建設課

### 第1 特殊建築物の災害予防対策

特殊建築物\*の安全性を確保し災害を防止するため、建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事務所、スーパーストア、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置、消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察については、佐世保市西消防署（佐々出張所）が行い、火災予防の徹底を図る。

※特殊建築物：学校、体育館、病院、集会場、展示場、スーパーストア、市場、遊技場、旅館、共同住宅、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

地震対策としては、次の事項について、建築物・施設の所有者等に対して啓発を行い、建築物等の安全化の促進を図る。

- 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等
- 建築物の落下物対策、ブロック塀等の安全化等
- 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

### 第2 教育施設の災害予防対策

老朽危険校舎の改築促進に努めるとともに、既存教育施設の耐震化、不燃化、必要な防災設備、緊急避難設備の整備を進める。

また、学校を整備するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

### 第3 文化財の災害予防対策

佐々町教育委員会が責任を持って、以下の予防対策の実施に努める。

#### 1 予防施設・設備の整備

耐震、耐火構造の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進、及び消火設備、火災報知設備、避雷設備、防火扉、防火壁等の整備促進を図る。また、消火器、防火水槽、防火戸、消防進入路等の既存設備の維持・整備を図る。

#### 2 予防対策指導

災害発生の場合の通報設備・方法・組織等の確立と近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。特に、消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

また、火気禁止区域や禁火区域の設定、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置を図る。

さらに、毎年1月26日には、文化財防火デーとして、全国的に訓練等が実施されることから、住民の防火思想の普及、消防関係者による防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

一方、文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するため、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

### 第4 一般住宅に対する災害予防対策

木造住宅については、住民が自宅の耐震性を診断し補強を行うよう、県が策定した「木造住宅の耐震診断基準及び改修設計指針」等により啓発・指導を行い、耐震補強等を促進する。

また、地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであるため、町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

### 第5 宅地の災害予防対策

大地震や豪雨等の自然災害により宅地が大規模に被災した場合に、適切な応急対策を講じることができ、二次災害の軽減・防止や被災宅地の円滑な復旧に資するよう、危険が予想される地域・地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。なお、対象は、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地とする。

なお、大規模な盛土造成地については、その位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑落崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、古い石垣等の改善対策を検討するとともに、宅地の安全性確保に関する情報提供や注意喚起を行う。

また、被災後の宅地の調査・危険度判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

## 第6 関係機関・団体との連携体制の整備

建築物及び宅地に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図れるよう、県をはじめ「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」の構成団体との連携体制を平時より構築しておくものとする。

また、地震により被災した建築物の安全性を判定し、大地震後の地震活動による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県や建築団体と連携して、被災建築物応急危険度判定体制の整備や判定士の養成に努める。

## 第7 被災建築物等の危険度判定体制の確立

### 1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

地震により被災した建築物の安全性を判定し、また大地震後の地震活動による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備にあたっては、被災建築物応急危険度判定士を対象とした電話による連絡訓練等を実施し、判定士の養成に努める。

### 2 被災宅地危険度判定体制の確立

地震により被災した宅地の安全性を判定し、大地震後の地震活動による転倒や崩落、滑落による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備にあたっては、被災宅地危険度判定士を対象とした講習や訓練を実施し、一定数以上の被災宅地危険度判定士の確保に努める。

## 第7節 道路災害予防計画

項目	担当
第1 道路パトロールの実施	建設課、産業経済課
第2 異常箇所に対する応急防護措置等	建設課、産業経済課
第3 道路管理に関する県との連絡・調整	建設課、産業経済課

### 第1 道路パトロールの実施

#### 1 通常時の道路パトロール

道路管理に万全を期し、道路の構造を保全することで、災害時にも円滑な交通を確保することを目的に、町が所管する町道、農林道を対象にパトロールを定期的実施し、以下の事項について把握する。

- 一般交通及び住民に危害を与えるおそれのある道路並びに沿道区域の異常欠陥の発見
- 路面、路肩、構造物の外観、交通安全施設等の損傷状況及び原因の発見
- 路面落下物の除去
- 道路法第24条、第32条に係る工事の実施状況の把握。特に工事中の交通の確保並びに標識及び危険防止施設の設置状況
- 道路の不法占用、不法投棄等の発見、取り締まり
- 降雨時の排水状況及び路側崩壊、崩土、落石等の状況

#### 2 異常時の道路パトロール

台風や豪雨、地震等の異常天然現象に対しては、予め危険と思われる箇所を重点的に事前にパトロールするとともに、事後にも速やかにパトロールし、被害の早期発見に努め、交通規制等の措置を図る。

#### 3 パトロール日誌等の作成

パトロール員は、パトロール後速やかにパトロール日誌等を作成の上、所属長（建設課長又は産業経済課長）に提出・保管するものとする。

### 第2 異常箇所に対する応急防護措置等

#### 1 応急防護措置

所属長（建設課長又は産業経済課長）は、パトロール員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、ただちに、危険防止又は交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

#### 2 交通規制

応急防護措置の実施にあたり、必要に応じて交通規制を実施する。なお、その際、関係機関への情報連絡及び通行者に対する情報提供（迂回路の案内等）に努めるものとする。

### 第3 道路管理に関する県との連絡・調整

県が管理する町内の国・県道区間（国道204号、県道佐世保鹿町線、県道志方江迎線、県道佐々鹿町江迎線）について異常等を発見し、もしくは通報を受けたときは、県（道路維持課）にその旨を連絡し、応急措置の実施等について依頼するものとする。

## 第8節 ライフライン施設等災害予防計画

項目	担当
第1 上水道施設の災害予防計画	水道課
第2 下水道施設の災害予防計画	水道課
第3 電力施設の災害予防計画	九州電力送配電(株)
第4 電話施設の災害予防計画	NTTフィールドテクノ

施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備など、災害に対するライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

### 第1 上水道施設の災害予防計画

#### 1 上水道施設の耐震性の強化

町は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等に基づき、十分な耐震設計及び施工に努める。

#### 2 広域応援体制の整備

町は、災害時に近隣自治体、県等に要請・応援等を行える体制を整備する。

### 第2 下水道施設の災害予防計画

#### 1 下水道施設の耐震性の強化

町は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

#### 2 広域応援体制の整備

町は、災害時に自治体間で要請・応援等を行える体制を整備する。

#### 3 非常体制の整備

町は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ下水道BCP(業務継続計画)の策定・更新に努める。

### 第3 電力施設の災害予防計画

町内に電力を供給している九州電力送配電(株)に電力施設の耐震強化を働きかけ、災害に強い電力施設をめざす。

### 第4 電話施設の災害予防計画

NTTフィールドテクノに電話施設の耐震強化を働きかけ、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築をめざす。

## 第9節 危険物等災害予防計画

項 目	担 当
危険物等災害予防計画	総務課

危険物、火薬類、高圧ガス、電力設備等については、取扱上の不備や災害時における二次災害発生の原因となりえるため、危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導するとともに、危険物取扱者に対する保安教育の徹底を図る。

危険物取扱者等は、次の対策を講じ、災害発生の予防に万全を期するものとする。

- 法に規定する基準の維持
- 法に基づく保安検査及び立入検査の実施
- 施設ごとに防災計画を作成
- 従業員による自衛消防組織の編成・訓練
- 科学消防隊との連携強化及び相互応援協定の締結
- 通報・報告・連絡系統の整備と報告・連絡の徹底

### ■町内における危険物取扱施設の現況

施 設	施設数
屋内貯蔵所	-
屋外タンク貯蔵所	9
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	5
簡易タンク貯蔵所	-
移動タンク貯蔵所	1
屋外貯蔵所	-
給油取扱所	8
販売取扱所	-
移送取扱所	-
一般取扱所	4
合 計	28

資料：令和3年版消防年報（佐世保市消防局）

## 第2章 地域防災体制の確立に関する計画

### 第1節 防災知識普及計画

項目	担当
第1 住民に対する防災教育	総務課
第2 町職員に対する防災教育	総務課
第3 教職員の研修及び児童生徒に対する教育	教育委員会

町は、本計画に基づき、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防、災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

#### 第1 住民に対する防災教育

町は、災害発生時に住民自らが的確な判断に基づき行動し、生命、身体又は財産を守れるよう、災害についての正しい知識、防災対応等についての必要な教育及び広報を行う。

##### ■住民に対する教育項目（防災知識）

- 風水害（土砂災害含む）、地震、津波に関する基礎知識
- 避難に関わる用語（避難指示、警戒レベル<sup>※</sup>等）の意味と内容
- 各地域の地震・津波の危険性（規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること、想定を超える大津波が発生する可能性があること、津波は第一波よりも第二波以降のほうが大きくなる可能性があること等）、過去の被災状況と教訓
- 災害発生時にとるべき行動（火気・ガスの始末、停電時の照明確保、避難行動等）
- 災害危険区域等に関する知識
- 指定避難場所、指定避難所、避難路、家族間の連絡方法、その他避難対策に関する知識
- 台風襲来時の家屋の保全方法、屋根・雨戸等の補強、排水溝の整備
- 住宅の耐震化、家具の転倒防止措置、火災予防等の平常時の準備
- 生活再建に向けた事前の地震保険・共済等への加入の必要性
- 非常食料・飲料水の備蓄（1人あたり最低3日分、できれば1週間分程度）、非常持ち出し品の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 応急手当等看護に関する知識
- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制
- 防災アセスメント結果の公表、周知

※警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベル

に対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

### ■防災知識の普及方法

- 広報紙、ホームページ、SNS、パンフレット等刊行物、映画・ビデオ、スライド等による普及
- 防災マップ（ハザードマップ）※、地区別防災カルテ等の作成・配布
- 防災行政無線放送による広報
- 広報車による巡回
- 各地区有線放送による広報
- その他講習会、展示会
- 自主防災組織による防災訓練等による普及
- 学校教育、社会教育の機会を活用しての普及
- 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動
- NBC「データ放送」による広報

※防災マップ（ハザードマップ）の配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 第2 町職員に対する防災教育

町は、行政による防災対策を積極的に推進すると同時に、地域における防災活動を率先して実施するため、町職員に対し、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行う。

### ■町職員に対する教育項目（防災知識）

- 風水害、地震、津波に関する基礎知識
- 佐々町地域防災計画と町が実施している災害対策
- 災害が発生した場合に、町職員が具体的にとるべき行動（職員の動員体制と分掌事務、情報伝達体制、連絡方法等）
- 災害対策の課題その他必要事項

また、町の災害対応能力の向上を図るため、家屋被害認定士、被災宅地危険度判定士等の専門的な研修への参加を町職員に促すなど、資格保有者の養成に努める。

### 第3 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

#### 1 教職員の研修

教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における災害に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

#### 2 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、教育委員会は、小学校・中学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

## 第2節 防災訓練計画

項 目	担 当
第1 総合防災訓練	総務課
第2 避難訓練	総務課、建設課、産業経済課、教育委員会
第3 水防訓練	総務課、消防団
第4 消防訓練	総務課、消防団
第5 自主防災組織訓練	総務課
第6 その他の個別訓練	総務課

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係諸機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

防災訓練は、概ね次の訓練を災害応急対策の実施責任者を有する町及び各機関の長が行う。

なお、各防災訓練の実施後、事後評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じ訓練実施方法や体制等の改善を図るものとする。

### 第1 総合防災訓練

町は、大綱に基づき、その都度総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て訓練を実施するものとする。また、県が行う総合防災訓練等に参加することにより、災害時の対応についての知識及び技術の習得を行う。

#### ■総合防災訓練の概要

訓練参加機関、団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○佐々町</li> <li>○防災関係機関（消防団、警察、常備消防）</li> <li>○交通・ライフライン事業者（MR松浦鉄道、九州電力送配電、NTT）</li> <li>○自主防災組織</li> <li>○婦人会その他の機関・団体</li> </ul>
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常無線通信訓練（非常用親局通信訓練）</li> <li>○消防訓練</li> <li>○水防訓練</li> <li>○炊き出し訓練</li> <li>○避難訓練</li> <li>○救出・救護訓練</li> <li>○救助訓練</li> </ul>

### 第2 避難訓練

#### 1 住民を対象とした避難訓練

町は、災害時における避難指示等の発令・伝達、指定避難所の開設、避難誘導等、住民の避難に係る訓練を実施する。また、避難誘導訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察にも協力を求め実施する。

## 2 教育施設等における避難訓練

小中学校長は、小中学校児童生徒の避難訓練を実施する。また、公民館、文化会館等の社会教育施設については、避難訓練も含めた火災訓練を実施する。

## 3 社会福祉施設等における避難訓練

町長は、佐世保市西消防署の協力により、社会児童福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等、多数の人が集まる施設の管理者に対して、避難計画の作成、訓練実施について指導を行う。

施設の管理者は、避難計画に基づき、適宜避難訓練を実施するものとする。

## 第3 水防訓練

町並びに消防団は、河川等の水防に係る技術の向上及び習熟を図るため、以下の訓練を実施する。

- 観測（水量、雨量）訓練
- 通報（有線、無線、伝達）訓練
- 動員（消防団の動員、住民の協力）訓練
- 輸送（機材、資材、人員）訓練
- 工法（各水防工法）訓練
- 樋門、水門等の開閉操作訓練
- 避難、誘導、救助訓練

## 第4 消防訓練

町並びに消防団は、消防技術の向上及び習熟を図るため、以下の訓練を実施する。

- 非常招集訓練
- 消防機械器具操作訓練
- 消防放水訓練
- 人命救助訓練
- 通信連絡訓練
- 破壊消防訓練

## 第5 自主防災組織訓練

自主防災組織は、災害発生時に組織が円滑に地域における活動が行えるよう、以下の訓練を実施する。また、町（総務課）は上記訓練に対し助言・指導を行う。

- 情報の収集及び伝達の訓練
- 出火防止及び初期消火の訓練
- 避難訓練
- 救出及び救護の訓練
- 炊き出し訓練

なお、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、町あるいは県が実施する総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、女性をはじめ多様な主体の参画を促すほか、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

## 第6 その他の個別訓練

町その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するため、次のような個別訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

### ■ その他の個別訓練

訓練の名称	純連の概要
災害対策本部設置・運営訓練	被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等、災害対策本部の設置・運営に係る訓練を実施する。
職員非常参集訓練	勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練及び参集訓練を実施する。
情報収集・伝達訓練	自主防災組織・消防団等と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、防災行政無線を活用した住民等への災害情報の伝達訓練を実施する(情報機器の操作の習熟訓練を含む)。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓練を実施する。
指定避難所開設運営訓練	自主防災組織・学校等と連携した避難訓練及び指定避難所開設・運営訓練を実施する。
災害図上訓練	災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

## 第3節 消防団の育成・強化

項目	担当
第1 消防団員の育成	総務課
第2 消防団への加入促進	総務課

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているが、近年では、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えている。

このような背景をふまえ、地域の防災力（消防力）の向上を図るため、以下のとおり、消防団の育成・強化を図る。

### 第1 消防団員の育成

消防団員を消防学校等に派遣入校させることにより、資質の向上を図るとともに、講習教育、初心者教育を実施する。

### 第2 消防団への加入促進

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

団員数の減少やサラリーマン化の現状を踏まえ、事業所への協力要請、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

## 第4節 自主防災組織の整備計画

項 目	担 当
第1 自主防災組織の組織化	総務課
第2 自主防災組織の育成	総務課
第3 地域防災リーダーの育成	総務課
第4 自主防災組織の活動拠点の整備	総務課
第5 地区防災計画作成の推進	総務課

阪神・淡路大震災等、近年発生した大規模災害では、災害発生当初の混乱した状況下においては、外部からの十分な支援や救援は期待できず、「自助」「共助」による避難・救出・救助活動が、人的被害を最小限に抑えるうえで有効であることが明らかになった。

このような教訓をふまえ、生活の場である地域の防災対策については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という互助の精神に基づき、住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することができるよう、住民による自主防災組織の設置を積極的に推進するとともに、組織の育成を図るものとする。

また、町と各自自主防災組織との間で防災情報を共有するなど、平常時より連携・協力体制を構築する。

### 第1 自主防災組織の組織化

本町の自主防災組織は、令和3年10月1日現在で100%の組織率となっており、ほぼ全町内会で組織化されている。

#### ■自主防災組織の設置状況（令和3年10月1日現在）

町内会総数	自主防災組織設置数	組織率	備 考
32 (6, 105)	31 (6, 105)	100% (100%)	※一部の町内会は世帯数が少ないため、隣接する町内会と合同で自主防災組織を設置している。( )内は世帯数

#### ■自主防災組織の役割（活動）

平常時から実施する事項	非常時(災害時)に実施する事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する知識の普及・啓発</li> <li>○地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解</li> <li>○家庭内の防災に関する話し合い</li> <li>○各地域における指定避難所等、避難路の確認</li> <li>○石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の働きかけ</li> <li>○家屋の補強、ブロック塀などの転倒防止</li> <li>○家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策</li> <li>○飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄</li> <li>○最寄りの医療救護施設の確認</li> <li>○各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○防災資機材の備蓄、定期点検</li> <li>○地域内の他組織との連携</li> <li>○避難行動要支援者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報の正確な把握・伝達</li> <li>○飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備</li> <li>○避難誘導の実施（津波の場合は、避難の呼びかけ・避難の率先）</li> <li>○火災予防措置及び初期消火の実施</li> <li>○負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護</li> <li>○初期の救出、救助</li> <li>○炊き出し</li> <li>○自力による生活手段の確保</li> <li>○指定避難所の運営支援</li> <li>○災害ボランティア活動との連携</li> <li>○その他災害時に必要な活動</li> </ul>

## 第2 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成・強化を図るため、自主防災組織向けの啓発資料を作成・配布する他、各自主防災組織への個別指導・助言、自主防災組織ごとの訓練・研修会等を実施する。

### ■自主防災組織に対する普及・啓発事項

- 地震・津波に関する基礎的な知識
- 災害危険箇所の把握
- 情報の収集、伝達体制
- 初期消火、出火防止対策
- 救出救護対策
- 避難誘導対策
- 避難行動要支援者対策

## 第3 地域防災リーダーの育成

町は、県と連携して、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、災害発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

- 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- 地域防災リーダーが地域や団体内だけでなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

## 第4 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。

なお、防災資機材については、自主防災組織が地域において効果的な防災活動が行えるよう、定期的に整備及び点検を行うものとする。

## 第5 地区防災計画作成の推進

町は、町内各地区の特性を踏まえた地区居住者等による自主・自立的な防災活動を促すため、地区防災計画<sup>※</sup>の策定について、各地区に働きかける。作成された各地区の地区防災計画については、適宜、本計画（佐々町地域防災計画）に反映させるものとする。

※地区防災計画：地区居住者等（一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動について定めた計画。

## 第5節 企業防災の促進、民間防災組織の整備計画

項 目	担 当
第1 企業防災の促進	産業経済課
第2 民間防災組織の確立、連携強化	総務課、産業経済課、健康相談センター、教育委員会

### 第1 企業防災の促進

町は、町内企業に対し、企業のトップから一般職員に至る全職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成等、企業防災の促進について働きかける。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

#### 1 企業（事業所）による自主防災活動

企業（事業所）は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

- 防災訓練
- 従業員等の防災教育（災害時行動マニュアルの作成等）
- 情報の収集、伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策
- 避難対策の確立
- 応急救護等
- 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

また、企業（事業所）は豪雨や暴風など屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 2 事業継続計画（BCP）の作成

企業（事業所）は、災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、事業継続計画（BCP）の作成に努める。

町は、必要に応じて、作成にあたってのアドバイスその他の支援を行う。

#### 3 事業継続力強化計画の作成

中小企業は、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図るため、自然災害等の影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策や、その実効性を確保するための取組みについて定めた事業継続力強化計画（中小企業庁による認定制度）の作成・認定申請に努める。

町は、商工会と連携して策定した事業継続力強化支援計画に基づき、事業継続力強化計画の作成・認定申請の支援等を行い、中小企業の防災・減災対策の普及を促進する。

#### 4 発災時における企業の対応

企業（事業所）は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2 民間防災組織の確立、連携強化

災害時における応急活動・応急復旧作業等は、行政機関だけではなく、農業団体、赤十字奉仕団、社会教育関係団体等（PTA、婦人会、少年団体等公共的団体）の協力によりはじめて成果が期待できる。そのため、平常時から、これらの関連する機構及び団体との協力体制の確立に努める。

#### ■民間防災組織の確立

組織の種類	災害時における役割等	担当（関連部署）
農業団体	被災農林業者等が緊急に必要なとする資金の融通、資器材の供給等を行う	産業経済課
赤十字奉仕団	炊き出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動を行う	健康相談センター
社会教育関係団体等	危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、少年団体等への防災思想の普及を行う	教育委員会

## 第3章 相互応援体制の確立に関する計画

項 目	担 当
第1 県との連携強化	総務課
第2 防災関係機関、民間事業者等との相互応援体制の整備	総務課
第3 他自治体との相互応援体制の整備	総務課
第4 受援計画の策定	総務課
第5 広域応援拠点等の整備	総務課

### 第1 県との連携強化

町は災害発生時における諸活動を円滑に行えるよう、県との連絡・連携体制を整備しておく。

### 第2 防災関係機関、民間事業者等との相互応援体制の整備

防災会議、防災訓練等を通じて、平常時から自衛隊、警察署、消防本部等の防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携を強化する。

また、災害時には、民間の組織力や行動力、所有する物資や資機材を有効に活用し、迅速かつ的確な応急対策や復旧事業に取り組むことが重要である。このため、民間事業者等への協力要請の方法や連絡方法等について予め定める協定の締結についても推進する。なお、特に建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

### 第3 他自治体との相互応援体制の整備

災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、「長崎県県北区域防災相互応援協定」に基づく連携の強化を図る。また、必要に応じ、県外の市町村等との間の相互応援協定の締結に努める。

なお、他市町村からの応援要員の受入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。また、土木・建築職等の技術職員が不足している他市町村への中長期派遣等の支援を行うことを想定し、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

### 第4 受援計画の策定

町は、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の地方自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、受援体制、受援に関する連絡・要請の手順、受援対象業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の受入れ体制等について、受援計画を策定するよう努める。また、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

また、併せて他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について受援計画を策

定するよう努める。

## 第5 広域応援拠点等の整備

---

県や関係機関等と協議し、全県的な見地から広域応援活動を実施する上で、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備し、関係機関と情報を共有する。

⇒資料編 4. 災害時応援協定等一覧

## 第4章 防災業務施設の整備計画

### 第1節 災害対策本部の空間・機能等の整備計画

項 目	担 当
災害対策本部の空間・機能等の整備計画	総務課

町は、災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波等の大規模災害に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な災害応急対策要員の収容及び外部からの応援人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後、直ちに使用できる状態にしておくものとする。

### 第2節 通信施設の整備計画

項 目	担 当
通信施設の整備計画	総務課、企画財政課

災害の発生が予想される場合、地域住民に対し速やかに気象状況、避難誘導等の伝達を図るとともに、災害が発生した場合の対策について緊密な連絡がとれるよう、防災行政無線の維持整備を図る。

また、情報伝達手段の多重化・多様化、連絡・通信手段を強化するための衛星携帯電話や災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める他、戸別受信機の整備等、より確実に住民等に情報伝達するための伝達手段の導入について検討する。

#### ■防災行政無線（同報系）の整備状況（令和4年3月末現在）

親局	中継局	再送信子局	子局
1	1	2	66

#### ■防災行政無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋外拡声方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式との併用を十分考慮して、普及促進を図る。
屋内受信方式の導入	屋外拡声方式による導入が困難な地域、災害上の危険区域、災害時の指定避難所とされる施設、地域防災活動の核となる組織の責任者宅等に優先して設置し、住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達する。

### 第3節 水防、消防及び救助設備の整備計画

項目	担当
第1 水防機具資材の整備充実	総務課、消防団
第2 消防施設の整備	総務課、消防団
第3 救助・救命用具の整備充実	総務課、消防団

#### 第1 水防機具資材の整備充実

水防機具資材は、長崎県水防計画に規定されている「資材等備蓄基準」を参考として整備するものとする。

■水防資材等保有数一覧表（令和4年3月現在）

基準数量		数量	確認保有数量	備考
種類				
ビニロン袋土のう		850 枚	1,900 枚	○ビニロン袋土のう 内訳：役場 1,200 袋 各詰所 100 枚  ○水のう設置 各詰所：100 枚 役場：110 枚 社協：50 枚
水のう		860 枚	860 枚	
鉄杭	長：1.2m 径：10 mm	100 本	50 本	
筵（むしろ）		160 枚	160 枚	
縄		40 巻	40 巻	
鉄線	8 番 10 番	20 kg 20 kg	20 kg 20 kg	
スコップ		20 丁	20 丁	
掛矢（かけや）		6 丁	6 丁	
唐鍬（とうが）		5 丁	13 丁	
両ツルハシ		5 丁	6 丁	
斧		3 丁	3 丁	
鎌		6 丁	13 丁	
片手ハンマー		10 丁	10 丁	
ペンチ		5 丁	5 丁	
ホゲ		20 個	26 個	

#### 第2 消防施設の整備

消防施設の整備計画は「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づいて整備を図るものとする。

■消防施設一覧表（令和4年3月現在）

管轄分団	消防ポンプ 自動車	可搬動力 ポンプ	防火水槽	消火栓	プール	その他
第1分団	1	1	14	21	2	水槽付消防車
第2分団	1	1	20	15		
第3分団	1	1	24	14		
第4分団	1	1	12			
第5分団	1	1	18	21	1	
第6分団	1	1	19	44		
第7分団	1	1	24	27	1	水槽付消防車
合計	7	7	131	142	4	

### 第3 救助・救命用具の整備充実

救命用具、救助用物資の整備拡充については、災害の実態と照らし、今後必要に応じて整備を図るものとする。

### 第4節 電算システムの安全対策計画

項目	担当
第1 電算室に関する予防措置	総務課
第2 コンピューター及びデータファイルの保管に関する予防措置	総務課
第3 復旧体制等の整備	総務課

発災の際、電算室内の被害を最小にするとともに、速やかに再稼働させることができるよう、電算システム等コンピューターの災害予防として次に示す措置を講ずるものとする。

#### 第1 電算室に関する予防措置

電算室内の施設・構造等に対して、平常時より以下の予防措置を講ずるものとする。

- 天井・照明器具の落下防止
- OAフロー床の跳ね上がりや落下防止
- 壁、窓ガラスの破損防止
- 避難エリア、通路の確保
- 電源設備及び空調設備の固定、非常用電源の確保

## 第2 コンピューター及びデータファイルの保管に関する予防措置

コンピューター及びデータファイルについては、以下の予防措置を講ずるものとする。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ○コンピューターに関すること    | ・機器の移動、転倒防止<br>・ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止<br>・データファイルの破損防止   |
| ○データファイルの保管に関すること | ・データファイルの別室への二重保管（バックアップ）<br>・データテープ保管棚の転倒防止<br>・保管庫類の転倒防止<br>・行政情報及びシステムのクラウド管理<br>・通信回線の冗長化 |

## 第3 復旧体制等の整備

ソフト面の防災対策として、以下の予防措置を講ずるものとする。

- |                      |
|----------------------|
| ○防災体制の明確化            |
| ○発災時の処置、手段要領の作成と周知徹底 |
| ○復旧連絡網の整備            |
| ○各種電算管理規定の遵守         |

## 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画

項 目	担 当
第1 主要食糧・生活物資の備蓄	総務課
第2 医薬品の確保	保険環境課

町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるものとする。

### 第1 主要食糧・生活物資の備蓄

#### 1 町による備蓄

町は、被災地における迅速な物資の供給を図るため、必要物資の備蓄を行うものとする。なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（平成26年3月31日策定）に基づき定めるものとする。

#### ■備蓄する食糧・生活物資

食 糧	発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を中心に備蓄する。また、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定する。 (アルファ化米、缶詰パン、レトルトおかゆ、粉ミルク、即席麺 等)
飲料水	飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完や発災直後用としてペットボトルの飲料水を備蓄する。
毛 布	防寒対策や指定避難所での敷物としても利用できる毛布を備蓄する。
衛生品	日常生活に欠かせない簡易トイレ、生理用品、紙おむつ（大人用・子供用）、マスク、消毒液などを備蓄する。
その他の必要物資	タオル、下着、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ろうそく、懐中電灯、乾電池 等

備蓄数量は、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者数の3日分を目標とする（流通備蓄を含む）。備蓄品は、原則として、長期間保存可能なものとし、要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄に努める。

なお、住民が家庭や職場で、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水を備蓄するよう、平時より啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発を図る。

また、備蓄品の保管・管理については、特に食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮するとともに、雨漏りや虫食い、劣化などによる使用不能品がないか、定期的に中身の確認を行うものとする（年1回程度）。

⇒資料編 5. 備蓄物資一覧

#### 2 備蓄拠点の整備等

物資の備蓄倉庫は、浸水被害等を受けない場所を選定して設置するとともに、耐震・耐火性の高い構造を基本とし、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図るものとする。また、指定

避難所等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や災害時の迅速な対応を図る。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、県と連携・調整のうえ、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

### 3 住民等による備蓄

町は、住民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努める。なお、住民自らが備蓄する目標数量は、国の防災基本計画をふまえ、1人3日分以上とする。

また、町内の事業所等に対して、災害発生に備えて、社内備蓄を図るよう要請するものとする。

### 4 調達・搬送・配布体制の整備

備蓄物資を補完するとともに、被災者のニーズに対応した食糧・生活物資等を迅速に調達するため、関係業界等と予め供給協定を締結するなど、災害時における緊急物資の調達体制を整備しておくものとする。また、町単独での調達が困難で必要物資が不足した場合の調達体制（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入れ体制等）の整備に努める。

また、町は、被災者への食糧・生活必需品等の受入れ、搬送及び配布についてのマニュアルを整備するとともに、必要物資の配送状況や指定避難所等におけるニーズ把握のための情報共有システムの導入について検討する。

## 第2 医薬品の確保

災害のため医療が混乱し、被災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、被災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については迅速に供給できるよう、予め備蓄するとともに、必要に応じてすみやかに調達が可能なよう、民間事業者との協定締結を進める。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、予め備蓄するとともに、すみやかに調達が可能なよう、民間事業者との協定締結を進める。

## 第6章 避難体制の整備計画

### 第1節 指定避難所等、避難路の整備計画

項 目	担 当
第1 指定避難所等の指定、整備	総務課
第2 避難路の整備	総務課

町は、災害発生時に住民等の適切な避難行動につなげるため、災害種別に応じた指定避難所等を指定・整備するとともに、指定避難所等まで安全に避難できる避難経路の整備を推進する。

#### 第1 指定避難所等の指定

##### 1 指定避難所等の指定、整備

各種災害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するために、公園、学校等公共的施設を対象に地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、災害種別に応じた指定避難所等の指定を行う。なお、本町では、13箇所の指定避難所（指定緊急避難場所を兼用）、4箇所の指定緊急避難場所、5箇所の福祉避難所が指定されている他、各地域の集会所や公民館が地域自主運営避難所に指定されている（以下、これらの避難のための施設・場所を「指定避難所等」という。）。

##### ■指定避難所等の区分・定義

指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）
福祉避難所	主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させることを想定した指定避難所で、要配慮者の円滑な利用の確保、相談・助言等の支援を受けることができる体制の整備等の基準に適合しなければならない。（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

指定避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- 指定避難所等としての適格性については、予想震度に対する耐震性、土砂災害・津波浸水等の災害リスク等を十分考慮して判断するものとする。
- 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる河川等に十分配慮し、指定避難所等を配置、整備すること。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- 指定避難所等の割り当ては、町内会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。なお、要避難人口は、昼間人口も考慮するものとする。

なお、公共的施設だけでは想定される避難者を受け入れることができない場合や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者が大量に発生した場合のために、宿泊施設、保養所等の民間施設を指定避難所として利用できるように、予め施設の管理者の同意を得ておくように努める。また、避難所生活において特別な配慮を必要とする要配慮者向けの避難所を確保するため、福祉施設等との被災者受入れに関する協定締結に努める。

⇒資料編 6. 指定避難所等一覧

## 2 指定避難所等の整備

指定避難所等の整備にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- 指定緊急避難場所に位置付けられた都市公園については、指定避難所等、避難路、延焼遮断縁地帯としての機能強化を図るため、トイレ、水道等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。
- 指定避難所に位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化・不燃化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。また、指定避難所の建物に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全性確保対策を進めるものとする。
- 各指定避難所にはトイレ、水道等、避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、ネット利用環境(Wi-Fi環境)、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器・環境の整備を図る。また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定した計画に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- 指定避難所又はその近傍で、避難生活に必要な食糧、水、発電機などの非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等の物資の備蓄及びライフラインの整備に努める。
- 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を図るため、その旨を記した標識<sup>注)</sup>を設置するよう努める。

注) 指定緊急避難場所等に標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

### ■指定避難所の設備等

- 貯水槽、仮設トイレ
- マット、簡易ベッド、パーテーション
- 非常用照明施設、非常用電源
- 衛星携帯電話等の通信機器
- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- 空調、洋式トイレ等、高齢者等の要支援者、女性や子育て家庭等の多様なニーズに配慮した施設
- 換気（新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として）、照明等

## 第2 避難路の整備

### 1 避難路の指定

被災者が避難場所に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

- 徒歩での避難を原則とする。
- 同一避難場所への経路は最小限度とする。
- 避難経路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- 避難経路沿いは、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

### 2 避難路の整備

指定した避難路の整備方針は、以下のとおりとする。

- 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難経路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導のための標識等を設置する。
- 津波浸水のおそれのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

## 第2節 避難誘導、受入れ体制の整備計画

項目	担当
第1 避難誘導体制の整備	総務課
第2 避難受入れ体制の整備	総務課

町は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、避難誘導体制の整備、避難場所・避難経路の周知等を推進する。

### 第1 避難誘導体制の整備

町は、災害の発生又は発生のおそれがある場合において、住民等が迅速かつ円滑な避難行動がとれるように「避難指示等避難判断マニュアル」を有効に活用して避難誘導体制の整備を推進する。

この際、関係団体、関係機関、施設管理者、自主防災組織等と協力して連携を強化する。

#### 1 避難指示等に関するマニュアルの整備

町は、「避難指示等に関するマニュアル作成ガイドライン」を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等の発令判断基準、伝達方法、住民等がとるべき行動を明確にした「避難指示等避難判断マニュアル」を整備する。なお、近年の都市型豪雨等に対応するため、水害対応タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、教訓等を活かしてマニュアルを改訂する。

また、高齢者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めることが出来るような高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

#### 2 安全な避難誘導体制の確立

消防団、関係機関、自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導体制を確立する。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導体制の整備に努める。

#### ■避難誘導体制の検討事項

- 住民や観光客等への避難情報（避難指示等）の伝達体制・伝達手段の整備
- 高齢者等の要配慮者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係各課、関係機関等との応援協力体制の整備
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解
- 防災情報の迅速な情報提供、安否確認の他、指定避難所へ避難後のニーズ把握等のための防災アプリの整備

### 3 指定避難所等・避難経路の周知

災害時に住民等の適切な避難行動が行われるよう、指定避難所等を指定した際は公示するとともに、地域住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練、自主防災組織等を通じて、指定避難所等・避難経路の周知を図る。

### 4 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

また、病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

## 第2 避難受入れ体制の整備

### 1 指定避難所運営等に関するマニュアルの整備

町は、指定避難所の円滑な運営を実現するため、施設の開設から初動対応、住民等による自主運営体制、施設の閉鎖に至るまでの手順・ルール等を明確にした「指定避難所運営マニュアル」を整備するとともに、随時見直しを行う。

### 2 指定避難所管理・運営体制の整備

災害時に指定避難所運営組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ施設管理者、町内会長、自主防災組織等と協力して男女共同参画の視点等への共通認識を深め、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制について検討するとともに、その訓練を実施する。

また、町内会組織（男女で構成）等災害ボランティア団体に災害時の指定避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。

#### ■指定避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、町、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、指定避難所運営に必要な書類を整備する。
- 指定避難所の円滑な開設・運営のために、「指定避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所に備付けて運営体制を整備する。

また、大規模災害時においては、多数の避難者の発生や避難施設の被災により、既存の指定避難所では不足することが予想されるため、代替え手段として宿営テント等の構築により迅速な対処体制を推進する。

## 第7章 緊急輸送活動体制の整備計画

項目	担当
第1 緊急輸送ネットワークの整備	総務課
第2 緊急通行車両の確保等	総務課

### 第1 緊急輸送ネットワークの整備

応急対策活動や救援物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

#### 1 緊急輸送に必要な情報の把握

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、ヘリポート等）及び輸送拠点について把握する。

#### 2 緊急輸送道路の整備

県、関係機関と調整を図り、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

⇒資料編 7. 緊急輸送道路ネットワーク図

#### 3 緊急物資の輸送拠点等の整備

既存施設の活用により、緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。

また、県と調整のうえ、県外からの救援物資の受入れ・輸送体制についても確立しておく。

#### 4 救急患者等の搬送体制の確保

町は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

#### 5 医薬品等の搬送体制の確保

町は、災害時における医薬品等の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ搬送手段の確保に努める。

### 第2 緊急通行車両の確保等

災害時の緊急通行車両として、町保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。また、緊急通行車両として使用する車両の事前届出を行う。

#### 1 町保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用可能な車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

## 2 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、予め運送事業者等と協定を締結するなどの体制整備に努める。

## 3 緊急通行車両の事前届出

災害時において緊急通行車両として使用することが想定される町有の車両については、次のとおり、事前届出を行う。

- 申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署に、輸送協定書等の疎明書類を添付の上、緊急通行車両等の事前届出書に必要事項を記載して申請する。
- 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。
- 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章の交付をする。

⇒資料編 8. 緊急通行車両等事前届出書、確認申請書の様式

## 第8章 医療・保健に係る災害予防計画

項目	担当
第1 災害時医療体制の整備	保険環境課、健康相談センター
第2 医療施設の災害に対する安全性の確保	保険環境課、健康相談センター
第3 医薬品等の安定供給の確保	保険環境課、健康相談センター
第4 防疫に係る防災体制の整備	保険環境課、健康相談センター
第5 個別疾患に係る防災体制の整備	保険環境課、健康相談センター

### 第1 災害時医療体制の整備

#### 1 北松浦医師会との連携

町は、災害時における医療の確保のため、北松浦医師会と医師の派遣協力等の協定締結を進め、連携強化を図る。

#### 2 災害時情報網の整備

町は、県と連携し、救急医療情報システム（コンピューター等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）による、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備、促進に努める。

#### 3 災害時における救急患者等の搬送体制の整備

町は、県、保健所、災害拠点病院等と連携・調整し、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送、後方医療施設への救急患者の搬送等を円滑に行える体制づくりに努める。

#### ■災害拠点病院

基幹災害医療センター	○独立行政法人国立病院機構長崎医療センター ○長崎大学病院
地域災害医療センター (佐世保・県北二次医療圏)	○佐世保市総合医療センター ○長崎労災病院 ○北松中央病院

## 第2 医療施設の災害に対する安全性の確保

町は、北松浦医師会との協定締結を通じて、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、指導・助言その他の支援を行う。

- 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること
- 医療施設の施設や設備等の常時点検を行い、発災後も事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めること
- 医薬品等の備蓄を推進すること
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
- 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと。必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること

## 第3 医薬品等の安定供給の確保

### 1 災害時情報網の整備

町は、医療機関、医薬品等関係団体、長崎県医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

### 2 医薬品等の円滑な供給

町は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、県及び他市町村と連携し、「長崎県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等供給マニュアル」に基づき医薬品等の円滑な供給を図る。

## 第4 防疫に係る防災体制の整備

町は、県北保健所と連携し、防災業務担当者に対して関係法令や実務等に関する講習会、研修会等を実施するなど、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

## 第5 個別疾患に係る防災体制の整備

### 1 人工透析医療の確保・充実

町は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応を含めた、災害時の人工透析医療を確保するため、県や社団法人日本透析医会、救急医療機関等と連携・協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握、並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

### 2 難病患者に対する医療体制の充実

町は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、関係機関と連携・協力し、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握、並びに必要な医薬品等の確保に努める。

## 第9章 火災予防計画

項 目	担 当
第1 火災予防運動・指導	総務課、(佐世保市消防局 [※委託先])
第2 火災予防査察	総務課、(佐世保市消防局)
第3 消防調査	総務課、消防団、(佐世保市消防局)
第4 消防力の強化	総務課、消防団、(佐世保市消防局)

### 第1 火災予防運動・指導

本町は、佐世保市に消防事務を委託しており、今後も火災の予防指導は、佐世保市消防局が主体となり、町内の各防火管理者、危険物取扱主任者、各種団体等を対象として、次の事項について指導するものとする。

- 消防関係法規の周知徹底
- 各事業所等の防火管理者が作成する消防計画の策定指導又は再検討
- 防火対象物及び消火設備の自主検査の強化

また、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する。家庭内の出火危険物に対しては、次のとおり、取り扱い等を指導する。

- 対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底
- 家庭用小型燃料タンクの転倒防止措置の実施
- その他の出火危険物（アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等）の貯蔵、保管についての安全確保措置

### 第2 火災予防査察

佐世保市消防局は、火災を未然に防止し、もしくは火災の被害をより少なくするため、防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び年間計画に基づく予防査察を実施する。

### 第3 消防調査

佐世保市消防局及び佐々町消防団は、災害が発生した場合に、適切な防衛活動ができるよう、次の事項について調査を行うものとする。

■消防調査の調査項目

調査の種類	調査項目
消防地理調査	地形、地物、道路、橋、河川、港湾、建物、火災報知器、その他災害防御上注意を要する箇所
消防水利調査	消火栓、防火水槽、溜池※、河川、海、プール、その他の水利施設

※溜池については、汚泥の堆積状況を調査するとともに、状況に応じて浚渫を行う。

## 第4 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、佐世保市消防局、消防団及び町が連携・協力し、次のことを推進する。

- 消防水利の確保及び整備
- 消防車・消防ポンプの整備点検
- 通信施設の整備
- 消防団員に対する消防技術の育成指導
  - ・ 県消防学校入校
  - ・ 各種訓練

## 第10章 救助・救急体制の整備計画

項 目	担 当
第1 自主防災組織等の活動能力の向上	総務課
第2 消防団の活動能力の向上	総務課、消防団
第3 要配慮者に対する救出救護体制の整備	住民福祉課、消防団
第4 医療機関との連携体制の整備	保険環境課、(佐世保市消防局)

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。町は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

### 第1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

### 第2 消防団の活動能力の向上

消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

### 第3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障害者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

### 第4 医療機関との連携体制の整備

町及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

## 第11章 生活福祉に関する災害予防計画

項 目	担 当
第1 保健・福祉部門の防災体制の整備	総務課、住民福祉課、社会福祉協議会
第2 保健福祉事業者（社会福祉法人等）の災害に対する安全性の確保	総務課、住民福祉課、社会福祉協議会
第3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備	総務課、住民福祉課、社会福祉協議会

### 第1 保健・福祉部門の防災体制の整備

災害発生時、保健・福祉・総務部門等は、膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
- 高齢者、障害者など、本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）へ適切に対応するため、福祉部門等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- 必要に応じ、災害時における保健福祉行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。

### 第2 保健福祉事業者（社会福祉法人等）の災害に対する安全性の確保

町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
- 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、施設職員に対する教育（施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入れへの対応、関係機関との連絡等）について助言を行うこと。
- 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- 施設管理者等に対し、避難計画（災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等を明記）の策定についての指示、支援等を行うこと。

### 第3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

#### 1 ボランティアの育成

町は、佐々町社会福祉協議会等関係機関と協力し、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

#### 2 災害時におけるボランティア活動の支援体制の整備

町は「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動の環境整備ため、佐々町社会福祉協議会等関係機関と協力し、次のような整備を推進する。

- 災害時のボランティアの窓口となるセクション（災害ボランティアセンター）の設置・運営
- ボランティア団体間のネットワークの確立
- 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等

また、災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会（長崎県県民生活環境部県民生活環境課が窓口）は、佐々町社会福祉協議会と協力して次のような支援を行うこととなっている

- 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
- 情報の収集・提供
- ボランティア活動支援資金の募金
- 行政機関との連絡調整等

#### ■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者家屋等の清掃活動</li> <li>○現地災害ボランティアセンター運営の補助</li> <li>○指定避難所運営の補助</li> <li>○炊き出し、食糧等の配布</li> <li>○救援物資等の仕分け、輸送</li> <li>○高齢者、障害者等の介護補助</li> <li>○被災者の話し相手、励まし</li> <li>○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所等での医療、看護</li> <li>○被災宅地の応急危険度判定</li> <li>○外国人のための通訳</li> <li>○被災者へのメンタルヘルスケア</li> <li>○高齢者、障害者等への介護・支援</li> <li>○アマチュア無線等を利用した情報通信事務</li> <li>○公共土木施設の調査等</li> <li>○その他専門的な技術・知識が必要な業務</li> </ul>

## 第12章 要配慮者支援計画

項 目	担 当
第1 地域における避難行動要支援者対策	住民福祉課
第2 社会福祉施設等における安全確保対策	住民福祉課、(社会福祉施設等)
第3 観光客等一時滞在者への対策	産業経済課
第4 外国人の安全確保対策	総務課
第5 要配慮者の生活支援対策	住民福祉課

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 地域における避難行動要支援者対策

高齢者や障害者など、避難行動要支援者に対して、地域ぐるみの支援体制の確立を図るため、町は、関係機関と協力し、次の対策を推進する。

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者で次の要件に該当する者の中から、地域関係者との情報交換会や実態把握により、平時及び災害時の避難の際、自ら避難を行うことが困難で避難に支援が必要となる者とする。（ただし、同居家族から避難支援を受けられる者は除く。）

#### ■避難行動要支援者名簿へ掲載する者の要件

1	要介護認定者のうち居宅介護サービス受給者
2	身体障害者手帳1級、2級（総合等級）の所持者
3	療育手帳Aの所持者
4	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者
5	難病患者
6	地域包括支援センター、健康相談センター、佐々町社会福祉協議会が1～5の要件以外の者で、避難支援の必要性を認めた者
7	民生委員・児童委員等から情報提供があった者

#### ■避難行動要支援者名簿への記載事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名</li> <li>○生年月日</li> <li>○性別</li> <li>○住所又は居所</li> <li>○電話番号その他の連絡先</li> <li>○避難支援等を必要とする事由</li> <li>○上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項</li> </ul>
---

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町の関係部局で把握している要介護状態区分や障害種別、支援区分など避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。また、町で把握していない情報が必要であると認められるときは、県やその他の関係機関に対して情報提供を求めることとする。

## 2 避難行動要支援者名簿の管理

町は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

避難行動要支援者名簿について、佐々町個人情報保護条例及び佐々町特定個人情報保護条例を遵守し適正な情報管理を行う。

災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

## 3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、以下に示す避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。ただし、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

### ■避難支援等関係者

1	消防機関
2	長崎県警察
3	佐々町社会福祉協議会
4	佐々町民生委員・児童委員
5	佐々町自主防災組織
6	佐々町消防団
7	避難支援等の協力者として登録された者
8	上記に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

なお、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下の点に留意するものとする。

- 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関しての確認書を町に提出すること。
- 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導すること。

#### 4 避難行動要支援者の指定避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先、移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

#### 5 避難行動要支援者の全体計画等の策定

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進める。

#### 6 避難行動支援に係る共助力の向上

町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

## 第2 社会福祉施設等における安全確保対策

社会福祉施設や幼稚園、保育所等、要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、以下の事項を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

町は、施設管理者等がこの計画を策定する際、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行うとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- 施設や設備等の常時点検
- 非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄の推進
- 介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄の推進
- 避難誘導等についての職員及び入所者への周知（誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等）

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

## 第3 観光客等一時滞在者への対策

町（産業経済課）は、観光関係団体、観光施設、宿泊施設等の事業所と連携して、地理不案内な観光客等一時滞在者の避難が円滑に行えるよう次の対策に努める。

- 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- 旅館・ホテル等の宿泊施設の管理者は、宿泊客の避難誘導方法の確立と従業者等の教育に努める。
- 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

## 第4 外国人の安全確保対策

町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

## 第5 要配慮者の生活支援対策

町は、被災時の要配慮者の生活支援対策として、平常時から次のような体制整備に努める。

### 1 指定避難所等における配慮

避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者対応の食品（柔らかいもの、粉ミルク等）や資機材（車椅子、障害者用トイレ、ベビーベッド等）の備蓄・調達体制を整備し、被災時の配備・配布に対応できるよう努める。

### 2 生活支援体制の整備

避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の生活支援ニーズに対応できるよう、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア等その他関係機関との協力による支援体制の整備に努める。

高齢者や障害者など、避難行動要支援者に対して、地域ぐるみの支援体制の確立を図るため、町は、関係機関と協力し、地域住民への理解促進のための対策を推進する。

## 第3部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業の促進計画

第2章 各種災害復旧事業に対する財政確保措置、資金計画

第3章 被災者の生活支援・再建計画

第4章 事業者・中小企業に対する金融支援対策

災害復旧復興計画では、災害応急対策以降の段階において、住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組み、復旧・復興の基本方針等について提示した。

## 第3部 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の促進計画	1
第1節 公共土木施設災害復旧事業計画	1
第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画	3
第3節 都市災害復旧事業計画	3
第4節 住宅災害復旧事業計画	3
第5節 公立文教施設災害復旧事業計画	4
第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	4
第7節 公立医療施設災害復旧事業計画	4
第8節 上下水道災害復旧事業計画	5
第2章 各種災害復旧事業に対する財政確保措置、資金計画	6
第1節 法律等に基づく一部負担又は補助等の適用申請	6
第2節 激甚災害指定による財源確保	7
第3節 特定大規模災害指定による支援要請	8
第4節 資金計画	9
第3章 被災者の生活支援・再建計画	10
第1節 罹災証明書の交付等	10
第2節 生業資金の確保	11
第3節 租税の徴収猶予及び減免	16
第4節 介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免	17
第5節 被災者に対する職業相談等	17
第6節 住宅災害の復旧対策等	17
第4章 事業者・中小企業に対する金融支援対策	19
第1節 農林水産業に対する金融支援対策	19
第2節 中小企業に対する金融支援対策	21

## 第1章 災害復旧事業の促進計画

### 第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

項目	担当
第1 河川公共土木施設復旧計画	第一復旧班（建設課）
第2 道路公共土木施設復旧計画	第一復旧班（建設課）
第3 海岸・港湾公共土木施設復旧計画	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）
第4 砂防施設復旧計画	第一復旧班（建設課）
第5 林地荒廃防止施設復旧計画	第二復旧班（産業経済課）

#### 第1 河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨、異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、溢流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画を立てる。

- ①広域的な大災害や人的被害が発生した災害などの場合には、国土交通省水管理・国土保全局防災課へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- ②被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ③緊急査定の場合は、本省より事前に、復旧計画に対し現地査定官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を立てる。復旧計画にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、あるいは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止のための諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、あらゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事、助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- ④緊急査定をうけるものの他は、本査定に提案するが、その場合の基本方針は前項③と同様とする。
- ⑤査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- ⑥査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられるところは再調査の上、町単独災として実施するよう計画する。
- ⑦大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため、工事が円滑に実施出来ないことも度々生じることから、事前にこれらについて充分検討する。

## 第2 道路公共土木施設復旧計画

---

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3か年で復旧するよう計画を立てる。なお、1件復旧費の額が60万円未満の箇所は単独災害として復旧するものとする。

## 第3 海岸・港湾公共土木施設復旧計画

---

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、また浸蝕により内陸部の公共施設、特に道路、鉄道、公共建物、住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最小限に止めるよう応急対策を講ずる。その後は、全面的復旧に向け、国、県と協力し復旧事業を行う。

## 第4 砂防施設復旧計画

---

砂防施設の災害復旧計画については、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4か年で復旧するよう計画を策定する。

## 第5 林地荒廃防止施設復旧計画

---

林地荒廃防止施設の災害復旧計画についても、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて災害発生の次年度以降「概ね3か年度」（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「概ね5か年度」）で復旧するよう計画を策定する。

## 第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
農林水産業施設災害復旧事業計画	第二復旧班（産業経済課）

農林水産業施設の災害復旧事業は、「第1節 公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて実施するものとする。なお、実施にあたっては、土地改良区、農業協同組合、森林組合等と連携し、随時適切な技術職員を配置・指導するなど、早期復旧を期するものとする（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）。

## 第3節 都市災害復旧事業計画

項 目	担 当
都市災害復旧事業計画	第一復旧班（建設課）

都市災害復旧事業については、都市計画区域内における街路、公園等の災害、市街地の堆積土砂等、住民の生活再建に関係があるもので早期復旧を図る。復旧にあたっては、防災面、都市機能面からも合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るよう努める（都市計画法）。

なお、都市災害復旧事業計画には、以下のとおり、都市の復興に関する事項を定めるものとする。

- ①大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進める。
- ②復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。
- ③住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- ④下水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策とともに早期に復旧を図るものとする。

## 第4節 住宅災害復旧事業計画

項 目	担 当
住宅災害復旧事業計画	第一復旧班（建設課）

公営住宅の災害復旧については、住民生活の安定のため、迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする（公営住宅法）。

## 第5節 公立文教施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
公立文教施設災害復旧事業計画	教育班（教育委員会）

公立学校施設の災害は、児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から、査定を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進する。その場合、次の事項に留意するものとする（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）。

- ①再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- ②災害防止上必要がある場合は、設置箇所の移転等についても考慮する。

## 第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター、診療所）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）、保育班（保育所）

社会福祉及び児童福祉施設については、施設の性格上、緊急な復旧が求められるため、工事に必要な資金は、国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度被害発生のおそれのない適地の選定、構造等に留意する。

### ■施設ごとの根拠法

生活保護施設	生活保護法第40条・41条
老人福祉施設 (社会福祉法人等)	老人福祉法第14条、15条第2～5項、介護保険法第70条第1項、第94条第1項、第115条の39第2～3項
児童福祉施設	児童福祉法第35条第2～4項
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条第2～4項

## 第7節 公立医療施設災害復旧事業計画

項 目	担 当
公立医療施設災害復旧事業計画	救護班（健康相談センター）

公立医療施設の災害復旧にあたっては、住民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため

迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）。

## 第8節 上下水道災害復旧事業計画

項 目	担 当
上下水道災害復旧事業計画	給水班・下水処理班（水道課）

上水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、飲料水の給水対策と相まって早期に復旧を図るものとする（水道法）。

また、農業集落排水の復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水の排水対策とともに復旧を図る。

## 第2章 各種災害復旧事業に対する財政確保措置、資金計画

### 第1節 法律等に基づく一部負担又は補助等の適用申請

項 目	担 当
法律等に基づく一部負担又は補助等の適用申請	関係各班

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

当該財政措置を適用する場合は、県と連携・調整を図ったうえで、必要な申請手続きを行う。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について  
(昭37. 8. 14 建設省都市局長通達)
- 生活保護法
- 児童福祉法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 売春防止法
- 老人福祉法
- 水道法
- 下水道法
- 災害救助法
- 堆積土砂排除事業
- 開拓者等の施設整備事業
- 簡易水道整備事業
- 災害廃棄物処理事業
- 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 火葬場整備事業
- 公的医療機関整備事業

## 第2節 激甚災害指定による財源確保

項 目	担 当
第1 激甚災害の指定	関係各班
第2 激甚災害指定による復旧事業の推進	関係各班

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」（昭和37年法律第150号）が制定されている。激甚災害に指定された時は、町は、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

### 第1 激甚災害の指定

激甚法第2条においては、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否、どの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に定められている。

激甚な災害が発生した場合は、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

町は、町域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、激甚災害に関する被害状況等の調査を実施するとともに、速やかにその結果を県に報告するものとする。

### 第2 激甚災害指定による復旧事業の推進

激甚法に基づき財政援助を受けることができる事業等は、次のとおりである。

#### ■激甚法による財政援助（平成23年8月30日改正より）

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設災害復旧事業</li> <li>○公共土木施設災害関連事業</li> <li>○公立学校施設災害復旧事業</li> <li>○公営住宅災害復旧事業</li> <li>○生活保護施設災害復旧事業</li> <li>○児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>○老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</li> <li>○障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</li> <li>○婦人保護施設災害復旧事業</li> <li>○感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>○堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)</li> <li>○湛水排除事業</li> </ul>

農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</li> <li>○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）</li> <li>○開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）</li> <li>○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）</li> <li>○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）</li> <li>○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）</li> <li>○共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）</li> <li>○森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</li> <li>○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）</li> <li>○私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）</li> <li>○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）</li> <li>○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）</li> <li>○水防資機材費の補助の特例（法第21条）</li> <li>○罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条）</li> <li>○産業労働者住宅建設資金融通の特例</li> <li>○公共土木施設、農地、農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等</li> <li>○失業保険法による失業保険金の支給に関する特例</li> </ul>

### 第3節 特定大規模災害指定による支援要請

項 目	担 当
第1 特定大規模災害の指定による支援要請	総務班（総務課）

町は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、権限代行制度に基づく支援を要請する。

## 第4節 資金計画

項 目	担 当
第1 地方債による資金調達	総務班（企画財政課）
第2 地方交付税の繰上げ交付等の要請依頼	総務班（企画財政課）
第3 福岡財務支局に対する支援要請	総務班（企画財政課）

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための調査、融通調達等を講ずる。

### 第1 地方債による資金調達

総務班（企画財政課）は、災害復旧に要する資金不足を補うため、必要に応じ、地方自治法及び地方財政法に基づき、地方債による資金調達を計画する。

- 歳入欠かん等債（歳入欠かん債、災害対策債）
- 災害復旧事業債
  - ・補助災害復旧事業債
  - ・直轄災害復旧事業債
  - ・単独災害復旧事業債
  - ・（地方）公営企業災害復旧事業債
  - ・火災復旧事業債
  - ・小災害復旧事業債（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

### 第2 地方交付税の繰上げ交付等の要請依頼

総務班（企画財政課）は、資金需要額を算定するとともに、必要に応じ、普通交付税の繰上げ交付、特別交付税の特例交付の国への要請について、県に依頼する。

### 第3 福岡財務支局に対する支援要請

総務班（企画財政課）は、資金計画の策定にあたり、必要に応じ、財務省福岡財務支局に対し、次の事項の実施協力を依頼する。

- 必要資金の調査
- 財政融資資金地方資金の貸付

## 第3章 被災者の生活支援・再建計画

### 第1節 罹災証明書の交付等

項目	担当
第1 罹災証明書の交付	調査班（税務課）
第2 被災者台帳の作成	調査班（税務課）、総務班（総務課）

#### 第1 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立するとともに、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他）とする。

#### 第2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づく被災者の救助が行われた時は、必要に応じ、県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

## 第2節 生業資金の確保

項 目	担 当
第1 生活福祉資金の貸付	佐々町社会福祉協議会
第2 母子・父子福祉資金貸付金等の貸付	福祉班（住民福祉課）
第3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等	福祉班（住民福祉課）
第4 児童救済金の支給	教育班（教育委員会）

### 第1 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員及び町社会福祉協議会と連携し、被災世帯に対して、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

#### ■生活福祉資金（福祉資金）の概要

貸付対象	○災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯 ・低所得世帯 ・貸付によって独立自活できる世帯 ・必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯
貸付限度額 償還期限	○貸付限度額：原則150万円 ○据置期間：半年以内 ○償還期間：7年以内 ○貸付利率：連帯保証人あり 無利率、連帯保証人なし 年1.5%
貸付条件	○連帯保証人 原則1人（ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可） ○延滞利率 年5.0%
提出書類	○町社会福祉協議会又は担当民生委員に次の書類を提出する。 ・借入申込書 ・世帯全員証明の住民票（3ヶ月以内のもの） ・罹災証明書（官公庁が発行するもの） ・所得証明書 ・復旧工事にかかる見積書等
その他	○貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には580万円、償還年数は15年以内とする。この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

### 第2 母子・父子福祉資金貸付金等の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、県が母子・父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金の貸付を行う（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）。

福祉班（住民福祉課）は、県の受付窓口の案内を行う。

## ■貸付金の種類と貸付対象

母子福祉資金 貸付金	母子家庭の母(配偶者と死別した女子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。
父子福祉資金 貸付金	父子家庭の父(配偶者と死別した男子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない男子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。
寡婦福祉資金 貸付金	寡婦(かつて、母子家庭の母であった者)。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

## 第3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等

## 1 災害弔慰金の支給

福祉班(住民福祉課)は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第10条の規定に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年佐々町条例第26号)により、次のとおり災害弔慰金を支給する。

## ■災害弔慰金を支給する場合の災害の範囲

- 町内で居住5世帯以上の滅失した場合
- 県内において滅失5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- 県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害
- 災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

## 2 災害障害見舞金の支給

福祉班(住民福祉課)は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第8条の規定に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年佐々町条例第26号)により、災害障害見舞金を支給する。

なお、見舞金を支給する場合の災害の範囲は、上記、災害弔慰金の場合と同じである。

⇒資料編 25. 災害弔慰金の支給等に関する条例

## 3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、県が、住宅の被害程度に応じた被災者生活再建支援金を支給する。

福祉班(住民福祉課)は、被災者が提出する申請書等を受付け、とりまとめの上、県に提出する。

■被災者生活再建支援法適用の要件

対象となる 自然災害	① 災害救助法に該当する被害が発生した市町 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町(人口10万人未満に限る) ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町(人口10万人未満に限る) ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4 災害援護資金の貸付

福祉班(住民福祉課)は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、次のとおり災害援護資金を貸し付ける。資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1とし、それぞれ町に無利子で貸し付けられる。

なお、被災者への貸付利率等は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年佐々町条例第26号)によるものとする。

■災害援護資金の貸付条件等

災害対象	○ 町で災害救助法が適用された自然災害 ○ 県内の他の市町で災害救助法が適用された自然災害	
貸付額	1 世帯主が負傷(療養期間が1か月以上)し、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の1/3以上の損害があり及び住居の損害がない場合：150万円 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250万円 ウ 住居が半壊した場合：270万円 エ 住居が全壊した場合：350万円 2 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：150万円 イ 住居が半壊した場合：170万円 ウ 住居が全壊した場合：250万円 エ 住居の全体が流失もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情のあった場合：350万円	
所得制限	(世帯人員)	(町民税における所得割の課税標準額を世帯状況に応じ次のように定める)
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)

利 率	年3% (据置期間は無利子)
据置期間	3年
償還期間	7年
償還方法	年賦又は半年賦

## 第4 児童救済金の支給

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、火災、風水害等による被災児童に対し救済金が支給される。

教育班（教育委員会）は、この受付窓口として、救済金交付申請の受付事務を行う。

### ■救済金の種類等

種類	支給期間等	支給額
学資金	保護者を亡くした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付	主たる生計者である保護者が死亡した場合 小・中学生 年 66,000円 高校生 年264,000円 大学生等 年371,000円
		主たる生計者でない保護者が死亡した場合 小・中学生 年 33,000円 高校生 年132,000円 大学生等 年186,000円
被服文具費	住家を失ったときに給付	小・中・高校生 50,000円 3歳～6歳までの幼稚園等に通う未就学児 35,000円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付 (住家を失ったときは、その翌年度まで)	小学生 上限 40,000円 中学生 上限 70,000円 高校生 上限 110,000円
就職支度金	中・高校を卒業して就職するとき給付 (住家を失ったときは、その翌年度まで)	50,000円

## 第3節 租税の徴収猶予及び減免

項目	担当
第1 町税の減免等の措置	調査班（税務課）、衛生班（保険環境課）
第2 国税及び県税の減免措置等に関する情報提供	調査班（税務課）

### 第1 町税の減免等の措置

調査班（税務課）及び衛生班（保険環境課）は、災害によって被害を受けた住民に対して次のとおり町民税等の減免や、納税の延期、徴収猶予等の措置を行う。

- 町税の期限の延長（申告、申請、納付、納入等の期限延長）
- 町税の徴収猶予
- 町税の減免
  - ・住民税
  - ・固定資産税
  - ・軽自動車税
  - ・国民健康保険税

### 第2 国税及び県税の減免措置等に関する情報提供

町は、必要に応じて、被災者に対し国税及び県税の減免措置等についての情報提供を行う。

#### ■国税及び県税の減免措置等

	国 税	県 税
期限延長	申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長 ・災害等が広範囲に及ぶ場合は、国税庁長官が地域及び延長期間を指定 ・上記以外の場合は被災者からの申請による	申告、申請、納付、納入等の期限延長 2ヶ月以内 （特別徴収義務者については、30日以内）
減免等	確定申告書の提出、被災者からの申請等により減免 ・所得税の減税 ・所得税額の予定納税額の減額承認申請 ・給与所得者等の源泉徴収の徴収猶予又は還付	・個人の県民税・事業税 ・不動産取得税 ・自動車税 ・固定資産税 ・産業廃棄物税
納税猶予 徴収猶予	被災者からの申請により納税を猶予	1年（やむを得ない場合2年）以内
その他	所得税法等の国税に関する個別税法に、災害等があった場合の救済規定あり	

## 第4節 介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免

項 目	担 当
介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免	福祉班（住民福祉課）、衛生班（保険環境課）

保険料等の減免等については、法令、条例等に基づき、可能な限りの措置を講ずるものとする。

## 第5節 被災者に対する職業相談等

項 目	担 当
被災者に対する職業相談等	第二復旧班（産業経済課）

第二復旧班（産業経済課）は、佐世保公共職業安定所と協力し、臨時の出張所等を設け、公共職業安定所職員による被災者への職業相談、離職者の早期再就職への斡旋を実施する。

## 第6節 住宅災害の復旧対策等

項 目	担 当
第1 住宅災害についての情報収集・報告	調査班（税務課）
第2 被災住宅の被害状況調査	調査班（税務課）
第3 災害公営住宅の建設等	第一復旧班（建設課）

### 第1 住宅災害についての情報収集・報告

調査班（税務課）は、被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（速報）を提出する。住宅災害報告書（速報）には、以下の事項を記載する。

- 災害の概要と特徴
- 住宅以外の災害の概要
- 住宅対策として現在までにとった措置
- 住宅対策として今後予定している措置
- 国に対する要望

なお、災害により宅地に被害が発生した場合は、二次災害の防止に万全を期す。

## 第2 被災住宅の被害状況調査

調査班（税務課）は各被災住宅の被害の程度について把握を行い、県（危機管理課）に報告する。  
 なお、住宅の被害区分は、以下の基準により判定する。

### ■住宅の被害区分（住宅災害の報告基準）

被害の程度	損害基準判定	
	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	住家の延床面積の占める損壊部分面積の割合
全壊 ※1	50%以上	70%以上
大規模半壊 ※2	40%以上 50%未満	50%以上 70%未満
中規模半壊 ※3	30%以上 40%未満	30%以上 50%未満
半壊 ※4	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満
準半壊 ※5	10%以上 20%未満	10%以上 20%未満
準半壊に至らない （一部損壊）	10%未満	10%未満

※1 全壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。

※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。

※3 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（令和2年）による。

※4 半壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊、中規模半壊を除く）

※5 準半壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年）による。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査等、住宅被害に関する各種調査が個別の目的を有することを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

## 第3 災害公営住宅の建設等

第一復旧班（建設課）は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するか、もしくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げを行う。

また、県の指導により、低所得被災世帯のために、国庫から補助を受け、災害公営住宅を整備して当該被災者を入居させる。

### ■公営住宅法による災害公営住宅の建設

適用災害	○天然災害の場合は、災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町で200戸以上もしくはその区域内全住宅の1割以上 ○火災の場合は、火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町の1割以上
国庫補助	災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

## 第4章 事業者・中小企業に対する金融支援対策

### 第1節 農林水産業に対する金融支援対策

項 目	担 当
農林水産業に対する金融支援対策	第二復旧班（産業経済課）

災害により被災した農林水産業者又は農林漁業者の組織する団体に対する金融支援対策は、次によるものとする。

- 災害が発生した場合、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。
- 被害農林業者等に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- 県、農業協同組合等の協力のもと、その他の災害復旧資金融資制度の情報提供を行う。

#### ■天災融資法に基づく天災資金の貸付条件

資金区分	融資機関	利率（年）	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他金融機関	○一般被害者 損失額10/100以上 6.5%以内 損失額30/100以上 5.5%以内 ○開拓者 5.5%以内 ○特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内	3～6年以内(激甚災害の場合、4～7年以内)	○一般農林漁業者 一般の場合:200万円以内 激甚災害の場合:250万円以内 ○政令資金 (果樹、畜産、養殖、漁船) 一般の場合:500万円以内 激甚災害の場合:600万円以内 ○漁具資金 5,000万円以内 ○法 人 2,500万円以内
事業資金		○被害組合 6.5%以内	3年以内	○被害組合 一般の場合:2,500万円 (連合会 5,000万円) 激甚災害の場合:5,000万円 (連合会 7,500万円)

※貸付対象は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格12万円以下）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品について著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金

■その他の災害復旧資金融資制度

	資金の種類		利率 (年%)	償還期間 (据置期間)	貸付限度額 (円)
日本政策金融 公庫資金	農林漁業 施設資金	共同利用施設	0.10%	20年以内 (うち3年以内)	融資対象事業費の80%
		主務大臣指定施設		15年以内 (うち3年以内)	1施設当たり300万(特認 600万)、(ただし漁船は 1,000万。漁業種類によ る特認あり) 又は融資対 象事業費の80%のいず れか低い額
	農業基盤整備資金		0.10%	25年以内 (うち10年以内)	農業者1人当たり要負担額
	林業基盤 整備資金	樹苗養成施設	0.10%	15年以内 (うち5年以内)	貸付けを受ける者の負担 する額の80%
		林道		20年以内 (うち3年以内)	
	漁業基盤整備資金		0.10%	20年以内 (うち3年以内)	事業費の80%
	農林漁業セーフティネット資金		0.10%	10年以内 (うち3年以内)	600万 (特認年間経営 費等の12分の6以内)
農協系統資金	農業近代化資金		0.20%	15年以内 (7年以内)	個人(認定農業者): 1,800万 法人(認定農業者): 2億
長崎県災害対 策特別資金、 長崎県沿岸漁 業等振興資金	農業者等が災害により被害を 受けた農業用施設を復旧する ために緊急に必要な資金		0.30%	10年以内 (2年以内)	個人:500万 法人:1,500万
	漁業者等が天災又は公害等 により、漁業生産施設等に被 害を被り、これらを復旧するの に必要な資金		0.10%	10年以内 (2年以内)	個人:1,000万 法人:2,000万

※利率は、令和2年2月20日現在

## 第2節 中小企業に対する金融支援対策

項 目	担 当
中小企業に対する金融支援対策	第二復旧班（産業経済課）

第二復旧班（産業経済課）は、災害により被災した中小企業者に対する金融支援、負担軽減等を図るため、資金融資制度や償還期間の延長措置等について情報収集を行うとともに、広報・周知に努める。

なお、平時より商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### ■ 中小企業に対する金融支援対策

<p>政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付</p>	<p>日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による災害復旧貸付が、それぞれ以下の条件により行われる。</p> <p>○日本政策金融公庫</p> <table border="1" data-bbox="517 808 1425 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業事業</th> <th>国民生活事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金利</td> <td>所定金利</td> <td>所定金利</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1億5千万円(別枠)</td> <td>各融資限度額に1災害当り上乘せ3,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)</td> <td>各種融資制度の返済期間以内</td> </tr> <tr> <td>担保特例</td> <td>中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う</td> <td>中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う</td> </tr> </tbody> </table> <p>○商工組合中央金庫</p> <table border="1" data-bbox="517 1234 1425 1509"> <thead> <tr> <th></th> <th>商工組合中央金庫</th> <th>中小企業向け災害復旧資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金利</td> <td>所定利率</td> <td>所定利率</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>なし</td> <td>1億5千万円(組合:4億5千万円)</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>設備資金20年以内(据置3年以内) 運転資金10年以内(据置3年以内)</td> <td>設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、激甚災害に指定された場合は、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置が講じられる。</p>		中小企業事業	国民生活事業	金利	所定金利	所定金利	融資限度額	1億5千万円(別枠)	各融資限度額に1災害当り上乘せ3,000万円	貸付期間	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)	各種融資制度の返済期間以内	担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う		商工組合中央金庫	中小企業向け災害復旧資金	金利	所定利率	所定利率	融資限度額	なし	1億5千万円(組合:4億5千万円)	貸付期間	設備資金20年以内(据置3年以内) 運転資金10年以内(据置3年以内)	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)
	中小企業事業	国民生活事業																										
金利	所定金利	所定金利																										
融資限度額	1億5千万円(別枠)	各融資限度額に1災害当り上乘せ3,000万円																										
貸付期間	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)	各種融資制度の返済期間以内																										
担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う																										
	商工組合中央金庫	中小企業向け災害復旧資金																										
金利	所定利率	所定利率																										
融資限度額	なし	1億5千万円(組合:4億5千万円)																										
貸付期間	設備資金20年以内(据置3年以内) 運転資金10年以内(据置3年以内)	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)																										
<p>信用保証</p>	<p>中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化を図るため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、激甚災害に指定された地域内に事業所を有し、町長の証明を受けた被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証限度:個人、法人2億8,000万円、協同組合4億8,000万円</li> <li>一般保証料率:年0.45~1.9%</li> <li>特別保証料率は、災害発生の都度、別途設定</li> </ul>																											
<p>小規模企業者等設備導入資金の償還延期等</p>	<p>激甚災害に指定された地域内の被災中小企業者に対し、小規模企業者等設備導入資金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。</p> <p>また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更できるとともに、協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の90%以内の貸付を行うことができる。</p>																											

<p>長崎県緊急資金繰り支援資金</p>	<p>長崎県単独の融資制度で、台風や水害等の自然災害により被害を被ったものを対象に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資限度額: 3,000万円</li> <li>・ 利率: 1.3%</li> <li>・ 信用保証料率: 年0.05~0.90%</li> <li>・ 融資期間: 運転資金は7年以内、設備資金は10年以内</li> </ul>
----------------------	---

## 第1章 組織動員計画

項目	担当
第1 防災組織	—
第2 佐々町災害警戒本部	総務班（総務課）
第3 佐々町災害対策本部	総務班（総務課）
第4 災害対策要員の動員	総務班（総務課）、各班
第5 災害緊急事態が布告された場合の体制	総務班（総務課）、各班
第6 災害応急対策の長期化に対応したオペレーション体制の整備	総務班（総務課）、各班

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 防災組織

#### 1 佐々町防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、町長を会長とし、所掌事務としては、防災計画を作成しその実施を推進すること、災害発生時に災害情報の収集、関係機関との連絡調整をつかさどる。

⇒資料編 10. 佐々町防災会議条例

⇒資料編 11. 佐々町防災会議運営要綱

#### 2 佐々町災害警戒本部

各種の気象警報などの発表により災害発生が予測されるとき、災害対策本部設置前の段階として総務課長を本部長として設置する。

#### 3 佐々町災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町長を本部長として町職員及び町消防団員で構成し、災害予防及び災害応急対策活動を実施する。

⇒資料編 13. 佐々町災害対策本部条例

⇒資料編 14. 佐々町災害対策本部規程

### 第2 佐々町災害警戒本部

#### 1 設置基準

以下の基準に該当するとき、「佐々町災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、各関係機関及び民間の協力を得て主に情報の収集にあたるものとする。

- (1) 気象警報が発表されたとき（波浪警報は除く）
- (2) 長時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害危険箇所の警戒が必要と予測されるとき
- (3) 注意体制をとるべき警戒が発表され、災害発生の危険性があるとき、又は強い台風が、夜間から明け方に接近通過することが予測されるとき
- (4) 災害が発生するおそれがある場合、又は軽微な災害が発生した場合（第1配備）
- (5) 局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（第2配備）

## 2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎内総務課に設置する。  
本庁舎が使用できない場合は、代替施設として地域交流センターに設置する。

## 3 指揮の権限

災害警戒本部長は、総務課長とする。  
災害警戒本部の設置及び指揮は、災害警戒本部長の権限により行われるが、災害警戒本部長の不在等により判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

### ■災害警戒本部長の権限委任の順位

- |     |             |
|-----|-------------|
| 第1位 | 総務課参事（課長補佐） |
| 第2位 | 建設課長        |
| 第3位 | 産業経済課長      |

## 4 災害警戒本部設置の連絡等

災害警戒本部長は、庁内放送等により、全職員に災害警戒本部を設置した旨を周知する。  
休日、夜間等の勤務時間外においては、原則として気象警報が発表され、災害が発生又はそのおそれがある場合は、配備基準に基づく職員を招集する。その際、配備基準以外の職員も気象情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。配備員の招集は、メール、電話連絡等の方法により行う。  
また、防災関係機関等にもその旨の通知をする。

## 5 災害警戒本部の組織構成

- 災害警戒本部は、次の職員で構成する。
- 本部長：総務課長
  - 副本部長：総務課参事（課長補佐）
  - 本部長員：総務課、建設課、産業経済課の職員で、担当課長が指名した職員

## 6 解散等の基準

災害警戒本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたときに本部長が解散する。  
また、大規模な災害の発生が予想され、又は災害が発生し、その規模及び範囲から、対策を講ずる必要が生じたとき、災害対策本部長（町長）の指示により、「災害警戒本部」を「災害対策本部」へと切り替えるものとする

⇒資料編 15. 佐々町伝達系統図

## 第3 佐々町災害対策本部

### 1 設置基準

大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき。又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると町長（災害対策本部長）が認めたときに設置する（第3配備）。

## 2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎内2階会議室（又は3階第2会議室）に設置する。

災害発生後、直ちに庁舎の施設・設備を緊急点検し、災害対策本部としての機能に支障がないか確認するとともに、必要に応じて修繕等の措置を講じる。なお、本庁舎が使用できない場合は、代替施設として以下の場所に設置する。

- |            |
|------------|
| 1 地域交流センター |
| 2 健康相談センター |

## 3 指揮の権限

災害対策本部長は、町長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、災害対策本部長（以下、「本部長」という。）の権限により行われるが、本部長の不在等により判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

### ■災害対策本部長の権限委任の順位

- |                |
|----------------|
| 第1位 副町長（副本部長）  |
| 第2位 教育長        |
| 第3位 総務理事（総務課長） |

## 4 災害対策本部設置の連絡等

本部長は、庁内放送等により、全職員に災害対策本部を設置した旨を周知する。

休日、夜間等の勤務時間外においては、原則として気象警報が発表され、災害が発生又はそのおそれがある場合は、配備基準に基づく職員を招集する。その際、配備基準以外の職員も気象情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。配備員の招集は、メール、電話連絡等の方法により行う。

また、防災関係機関等にもその旨の通知をする。

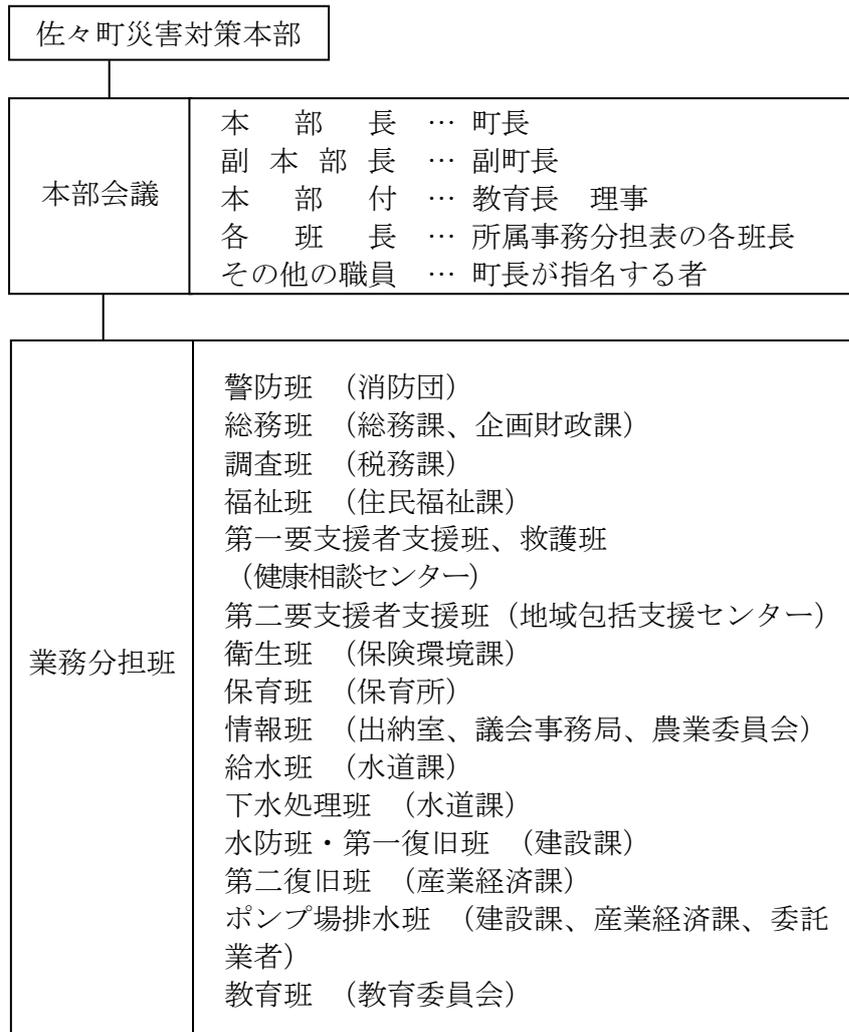
災害対策本部の設置中は、町役場正門玄関前及び2階会議室前に、本部表示板を設置する。

## 5 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織体制は、次のとおりとする。

また、各業務分担班の事務分掌は、一覧表のとおりとする。

■災害対策本部組織図



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

■業務分担班の事務分掌

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
消防団	警防班 正:消防団長 副:消防副団長	1. 被災地の警備に関する事
		2. 消防団活動に関する事(消火活動、救助救出活動、災害防除活動、住民の避難誘導等)
総務課 企画財政課	総務班 正:総務課長 副:企画財政課長	1. 本部長の命令伝達に関する事
		2. 災害対策本部等に関する事
		3. 職員の動員及び配置に関する事
		4. 職員の被害状況調査及び健康管理に関する事
		5. 災害応急及び復興対策の総合調整に関する事
		6. 県及び関係機関との連絡調整に関する事
		7. 自衛隊との連絡調整に関する事
		8. 受援及び応援に関する事
		9. 通信設備に関する事
		10. 所有財産の被害状況の把握及びその対策に関する事
		11. 気象情報の授受に関する事
		12. 避難指示等の発令及び伝達に関する事
		13. 避難所の開設及び運営に関する事
		14. 災害対策に関する予算措置に関する事
		15. 災害措置に要する諸経費の経理に関する事
		16. 被災証明に関する事
		17. 消防団との連絡調整に関する事
		18. その他本部の庶務に関する事
税務課	調査班 正:税務課長 副:上席職	1. 被災者、家屋等の被害状況の調査に関する事
		2. 罹災証明に関する事
住民福祉課 (福祉班・住民班)	福祉班 正:住民福祉課長 副:上席職	1. 災害応急物資及び救援物資の受入れ及び配給に関する事
		2. 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関する事
		3. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事
		4. 要配慮者の生活支援に関する事
		5. 義援金品の受付、配分等に関する事
		6. 食料の供給及び炊き出しに関する事
		7. ボランティアの受入れ及び調整に関する事
		8. 住民相談に関する事
		9. 被災者の金融支援に関する事
		10. 福祉避難所の設置及び運営に関する事
健康相談センター 診療所	第一要支援者支援班(高齢者以外) 正:健康相談センター 上席職 副:上席職	1. 避難行動要支援者の避難支援に関する事
		2. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事
		3. 要配慮者の生活支援に関する事
		4. 救護所の設置及び運営に関する事
		5. 避難所での健康管理及び衛生管理に関する事
		6. 健康相談に関する事
	救護班 正:上席職	1. 被災者の保健に関する事
		2. 救急医療体制の整備に関する事
		3. 医療関係機関との連絡調整に関する事

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
地域包括支援センター	第二要支援者支援班(高齢者) 正:地域包括支援センター上席職 副:上席職	1. 避難行動要支援者の避難支援に関する事
		2. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事
		3. 要配慮者の生活支援に関する事
		4. 救護所の設置及び運営に関する事
		5. 避難所での健康管理及び衛生管理に関する事
		6. 健康相談に関する事
保険環境課 (環境衛生班・保険年金班)	衛生班 正:保険環境課長 副:上席職	1. 災害全般の防疫等衛生に関する事
		2. 災害廃棄物及びし尿処理に関する事
		3. 遺体の収容及び埋葬に関する事
		4. 避難所の運営に関する事
保育所	保育班 正:保育所長 副:上席職	1. 園児の避難誘導、安全確保、保護に関する事
		2. 避難所の運営に関する事
出納室 議会事務局 農業委員会	情報班 正:会計管理者 副:議会事務局長	1. 災害情報の収集及び記録に関する事
		2. 町内会(自主防災組織)との連絡調整に関する事
		3. 広報に関する事
		4. 報道機関との連絡調整並びに資料及び情報の提供に関する事
		5. 議会災害対策本部の運営と町災害対策本部との連携に関する事(議会事務局)
		6. 災害写真の撮影及び収集に関する事
水道課 (上水道班)	給水班 正:水道課長 副:上席職(2名)	1. 飲料水の確保に関する事
		2. 上水道施設の被害状況の把握及び応急復旧対策に関する事
		3. 給水対策に関する広報相談に関する事
水道課 (下水道班)	下水処理班 正:水道課長 副:上席職(2名)	1. 下水処理施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
建設課	水防班・第一復旧班 正:建設課長 副:上席職	1. 水防に関する事
		2. 河川、道路、橋梁等の所管施設の被害状況の把握及び応急復旧対策に関する事
		3. 輸送経路の確保に関する事
		4. 応急復旧資材の調達及び供給に関する事
		5. 被害状況の把握及び整理に関する事
		6. 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事
		7. 仮設住宅の建設及び入居に関する事
		8. 町営住宅の被害状況の把握及びその対策に関する事
		9. 住宅の応急修理に関する事
		10. 公園施設の被害状況の把握及びその対策に関する事
		11. 港湾施設の被害状況の把握及びその対策に関する事
		12. その他災害復旧に関する事
産業経済課	第二復旧班 正:産業経済課長 副:上席職	1. 林野、農地等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関する事
		2. 林道及び農道の被害状況の把握及び応急復旧対策に関する事
		3. 応急復旧資材の調達、供給に関する事
		4. 被害状況の把握及び整理に関する事
		5. 農林水産業の被害状況の把握及びその対策に関する事
		6. 商工及び観光業の被害状況の把握及びその対策に関する事
		7. 被災事業者への復興支援に関する事
		8. その他災害復旧に関する事

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
建設課 産業経済課 委託業者	干拓ポンプ場排水班	1. 干拓ポンプ所の排水処理
	小浦ポンプ場排水班	1. 小浦ポンプ所の排水処理
	大新田ポンプ場排水班	1. 大新田ポンプ所の排水処理 2. 大新田第2ポンプ所の排水処理
教育委員会	教育班 正:教育次長 副:上席職	1. 教育施設等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		2. 教育施設等の応急的利用に関すること
		3. 児童生徒の被害状況の把握及びその対策に関すること
		4. 児童生徒の避難及び措置に関すること
		5. 学校の休校及び再開に関すること
		6. 文化財の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		7. 学用品の供与に関すること
		8. 避難所の運営に関すること

## 6 災害対策現地本部の設置等

本部長は、応急措置のため現地指導上必要があるときは、災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部の組織、設置場所その他必要な事項については、その都度本部長が定めるものとする。

## 7 解散基準

災害対策本部は、災害応急対策を終了し、又は災害発生のおそれなくなり災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

# 第4 災害対策要員の動員

## 1 配備の種類及び要員数

災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備まで区分し、配備の指定は、その都度本部長が行うものとする。

各班の配備要員数はその都度指示するが、概ね次のとおりとする。

### ■ 配備区分

配備区分	配備基準	組織構成	具体の災害事象(例)
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報が発表されたとき(波浪警報は除く)</li> <li>・長時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害危険箇所の警戒が必要と予測されるとき</li> <li>・注意体制をとるべき警戒が発表され、災害発生の危険性があるとき、又は強い台風が、夜間から明け方に接近通過することが予測されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長:総務課長 1名</li> <li>・副本部長:総務課参事(課長補佐) 1名</li> <li>・本部員:総務課、建設課、産業経済課の職員で担当課長が指定した職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が町に接近するおそれがあるとき</li> </ul>

災害警戒本部	第1配備	・災害が発生するおそれがある場合、又は軽微な災害が発生した場合	・職員：20人程度（総務課、建設課、産業経済課の職員）	◆警戒レベル3相当 (該当する気象情報等) ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「警戒」(赤) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報 ・高潮警報に切り替える可能性のある高潮注意報
	第2配備	・局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	・職員：40人程度	
災害対策本部	第3配備	・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると本部長が認めたとき	・全職員：約100人 ・消防団全団員	◆警戒レベル4相当 (該当する気象情報等) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「非常に危険」(うす紫) ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報、高潮警報

## 2 動員方法

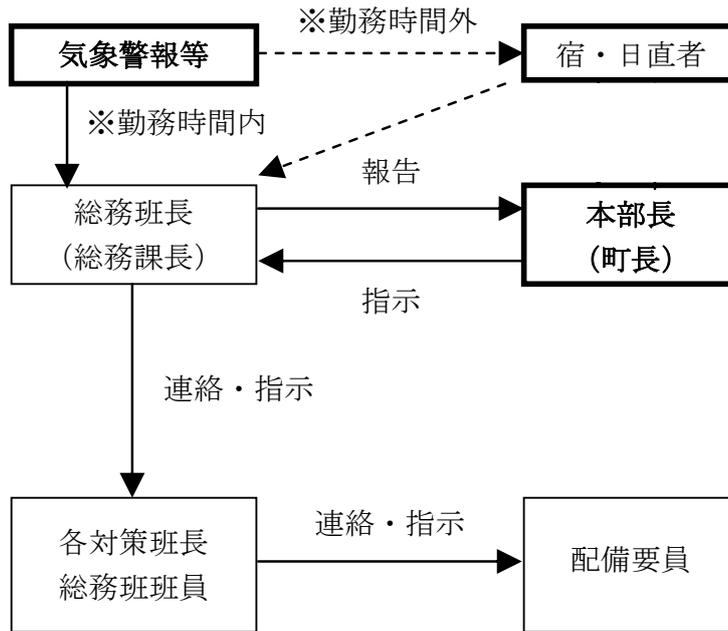
### (1) 災害発生のおそれがある場合の動員

- 勤務時間外において、宿日直者が気象警報及び災害発生のおそれがある異常現象の発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。
- 前項の通知を受けた総務課長は、本部長に報告し、取るべき措置、配備区分等について協議・確認するとともに、その結果を各班長及び総務班班員に通知する。

### (2) 配備要員の動員系統

- 配備要員の動員は、次に示す系統図により行うものとする。
- 総務班長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法を予め定めておくものとする。
- 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで各所属班長に連絡をとり、又は自らの判断により登庁し、配備に服するものとする。

■ 配備要員の動員系統図区分



(3) 災害応急対策要員の確保・調整

総務班長は、初期の応急対策を進めるうえで要員が不足する部署（班）がある場合は、該当班長と調整のうえで、一時的な職員の応援について指示する。

なお、災害応急対策要員の確保のため、即戦力が期待できる役場退職者（職員OB）による支援体制（有志の登録制度等）について検討する。

3 災害対策要員の安全確保

災害対策要員は、自身の安全確保に十分配慮して災害応急対策に従事するものとする。

第5 災害緊急事態が布告された場合の体制

本町内の全部又は一部に対し、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発した場合、町は県及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、町内の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第6 災害応急対策の長期化に対応したオペレーション体制の整備

大規模災害が発生した場合、避難生活や災害応急対策が長期化する可能性があることから、町は、県と適宜連携を図り、長期間の対応が可能なオペレーション体制を整備するとともに、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復に努める。また、災害応急対策にあたる職員についても、心身両面での健康管理に十分配慮するとともに、長時間労働の防止指導やローテーション体制の導入等、適切な労働時間の管理に努める。

## 第2章 受援・応援計画

共通編

項目	担当
第1 法律に基づく県等への応援要請	総務班（総務課）
第2 国への応援要請	総務班（総務課）
第3 協定に基づく他市町長への応援要請	総務班（総務課）
第4 応援要員の受入れ	総務班（総務課）、関係各班
第5 応援要員の撤収要請等	総務班（総務課）、関係各班
第6 被災市町村への応援体制の整備	総務班（総務課）、関係各班

風水害等災害応急対策編

### 第1 法律に基づく県等への応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県（知事）に対し次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第68条第1項）。

#### ■応援要請時の必要事項

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする経路
- その他応援に関し必要な事項

地震・津波災害応急対策編

#### ■法律に基づくその他の応援要請

要請内容	要請先	根拠法
指定地方行政機関の職員の派遣あつせん	県（知事）	災害対策基本法第30条第1項
他の地方公共団体の職員の派遣あつせん	県（知事）	災害対策基本法第30条第2項
指定地方行政機関の職員派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第29条第2項
他の市町長等の応援	他の市町長等	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17

資料編

### 第2 国への応援要請

町長は、大規模災害に際して、被災状況の迅速な把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に行う上で必要と認める場合は、国（九州地方整備局等）に対し、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣・支援を要請する。

### 第3 協定に基づく他の市町長への応援要請

町域内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、「長崎県県北区域防災相互応援協定」に基づき、市町長へ応援要請を行うものとする。

## 第4 応援要員の受入れ

災害応急対策を実施するに際し、町外から必要な応援要員を導入した場合、町長は、関係各班と調整のうえで、次のとおり受入れ体制を整備する。

- 応援活動等の連絡調整窓口の設置、応援部隊等への通知
- 食糧、飲料水等の準備（応援部隊等が自ら準備できない場合）
- 野営地、宿泊施設の確保（公園・グラウンド、町役場の来庁者用駐車場等のスペースを活用）
- 応援部隊等の現地への誘導 等

## 第5 応援要員の撤収要請等

応援要員を受け入れた班の班長は、応援業務もしくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなった場合には、速やかに町長へ報告し、指示を受けるものとする。

町長は、応援要員による応援業務もしくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなったと認める場合は、知事、関係市町長等に対して撤収を要請する。

## 第6 被災市町村への応援体制の整備

総務省では、被災地方公共団体に対して復旧・復興に向けた様々な人的支援を行うため、被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員派遣の調整を実施することとなっている。

町は、県及び総務省と連携し、被災市町村への応援体制を整備する。

なお、町職員を町外の被災地域に派遣する場合に備え、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

## 第3章 自衛隊派遣要請計画

共通編

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣の概要	—
第2 自衛隊の派遣要請	総務班（総務課）
第3 自衛隊との連絡調整	総務班（総務課）
第4 派遣部隊の受入れ体制の整備	総務班（総務課）、関係各班
第5 自衛隊の撤収要請	総務班（総務課）
第6 経費負担区分	—
第7 地上と航空機との交信手法	—

風水害等災害応急対策編

### 第1 自衛隊の災害派遣の概要

#### 1 災害派遣による活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。主な活動内容は、次のとおりである。

#### ■自衛隊による主な活動内容

陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人命の救助</li> <li>○消防・水利確保</li> <li>○救援物資の輸送</li> <li>○道路の応急啓開</li> <li>○応急の医療防疫</li> <li>○給水入浴支援及び通信支援</li> <li>○被災地の偵察(航空含む)及び応急措置(復旧)</li> </ul>
海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助</li> <li>○人員、救援物資等の緊急輸送</li> <li>○状況偵察及び被害の調査</li> <li>○船舶火災及び油の排出に対する救援</li> <li>○航空機による急患搬送</li> </ul>
航空自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人命の救助</li> <li>○消防、水防</li> <li>○人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送</li> <li>○通信支援</li> <li>○航空機による被災地の偵察</li> <li>○海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助</li> <li>○航空機による急患搬送</li> </ul>

なお、要請上の留意事項は、次のとおりである。

- 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。
- 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

地震・津波災害応急対策編

資料編

○災害地における自衛隊の活動内容、広報等に関する各種協議は、県並びに佐々町と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

■自衛隊の配置及び管轄区域（長崎県）

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く） 全般を直轄
	竹松	大村市富ノ原1丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦	佐世保市大瀧町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
	対馬	対馬市巖原町 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第22航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (0920-54-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町 (0920-86-2249)		
	下対馬警備所	対馬市巖原町竜崎 (0920-52-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (0920-42-0167)		
航空その他	西部航空方面隊 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	” 第19警戒群	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
	自衛隊 長崎地方連絡部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、その他の町長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

■自衛官の権限

- ①警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- ②他人の土地等の一時使用等
- ③現場の被災工作物等の除去等
- ④住民等を応急措置の業務に従事させること

※自衛官の行う②により生じた損失の補償及び④の業務に従事したものに対する損害の補償については、町が行う。

## 第2 自衛隊の派遣要請

町長は、町域内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、次の手続きにより自衛隊の派遣要請を要求する。

- 知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事あてに提出する。ただし、緊急の場合は電話又は口頭で行い、事後文書により要請する。
- 通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知する。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を持たないで部隊等を派遣する。
- 前項に基づく通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知する。

### ■災害派遣要請書必要事項

- 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣区域、活動内容、その他必要事項

なお、上記の要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、次の項目に該当する場合に、自衛隊は自主派遣を行うことがある。

### ■自衛隊の自主派遣の例

- 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

⇒資料編 16. 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

## 第3 自衛隊との連絡調整

### 1 平常時の連絡調整

平常時においては、各種会議、防災訓練時等の機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

### 2 災害発生時における連絡調整

災害発生時、又はそのおそれがある場合は、大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、

情報収集並びに連絡調整にあたる。

- 県本部（県庁内）
- 県北振興局（佐世保市）
- 諫早、大村市役所等
  
- 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方連絡部より、また離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐屯部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。
- 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。
- 県知事及び市町長は、自衛隊の能力、災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。
- 海上自衛隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせる。

#### 第4 派遣部隊の受入れ体制の整備

町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、次のような措置又は準備を行い、必要な受入れ体制をとる。

- 町長は、管内へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。
- 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の責任者を連絡調整員として指定する。
- 町は、派遣された自衛隊の宿泊施設、野営施設等必要な設備を準備する。なお、応援部隊の受入れスペースとして、町内の公園・グラウンド、町役場の来庁者用駐車場等を活用する。
- 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は、町側において担任する。
- ヘリコプターによる救助・搬送等の活動を行う場合は、次の施設をヘリコプター離着陸地として確保・整備する。地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mのⓐを図示し風向の吹流し又はT字型（風向→⊥）で明確に示すものとする。

##### ■ヘリコプター離着陸地

名称	所在地	所有者	地積	
佐々町北部グラウンド	佐々町市瀬免 350-9	佐々町長	90×100	9,370 m <sup>2</sup>
佐々町民グラウンド (千本公園)	佐々町羽須和免 200	佐々町長	100×120	12,000 m <sup>2</sup>

資料：長崎県地域防災計画資料編

## 第5 自衛隊の撤収要請

町長は、派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、派遣部隊の撤収を知事に要請するものとする。

### ■撤収要請事項

- 撤収日時
- 撤収要請の事由

⇒資料編 16. 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

## 第6 経費負担区分

派遣を受けた場合の次の事項の負担については、町が負うものとする。

### ■自衛隊派遣に係る町の負担経費

- 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材（自衛隊装備器材を除く）の購入、借り上げ又は修理費
- 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話、入浴料等
- 無作為による損害の補償

## 第7 地上と航空機との交信手法

災害派遣時、交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を次のとおり定める。

### ■地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 色	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当てを要する負傷者が発生している）	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 色	異常事態発生	食糧又は衣料水の欠乏等異常が発生している	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒を釣り上げてもらいたい
青 色	異常なし	別段の異常は発生していない	特に連絡する事項はない

### ■地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は直上を直線飛行で通過する）

■航空機から地上に対する信号

事 項	信号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

## 第4章 労務供給計画

共通編

項目	担当
第1 技術者等の確保	総務班（総務課）
第2 労務者の確保	総務班（総務課）
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	総務班（総務課）

### 第1 技術者等の確保

応急対策の実施について、本町職員では対処できない場合は、県又は佐世保公共職業安定所に対し、技術者及び技能者の供給斡旋を要請するものとする。

なお、災害の種類によっては、県の斡旋とは別に九州建設技術管理協会に対し、技術者の要請を行う。

#### ■技術者等の確保に関する要請先

災害の種類	要請先
公共災害	長崎県土木部 県内市町の職員
農林災害	長崎県農林部 県内外の市町村職員、土地改良事業団体連合会の職員

### 第2 労務者の確保

#### 1 確保方針

町における労務者の確保については、各班からの要請に応じて、総務課が町内事業所、佐世保公共職業安定所へ依頼するものとする。

また、町内において、災害応急対策、災害復旧等の実施に必要な労務者が確保できない場合は、県又は公共職業安定所に対して労務者の確保を要請するものとする。

#### 2 賃金

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

### 第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、救助の実施に必要な賃金職員等を雇上げるものとする。

#### 1 賃金職員等の雇用ができる範囲

賃金職員等の雇用ができる範囲は、次のとおりとする。ただし、激甚災害等特殊な場合は、右欄の範囲についても厚生労働大臣の承認を得て賃金職員等を雇上げることができる。

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

■賃金職員等の雇用ができる範囲

通常の場合	激甚災害等特殊な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の避難</li> <li>○医療及び助産のための移送</li> <li>○被災者の救出</li> <li>○飲料水の供給</li> <li>○救助物資の整理、輸送及び配分</li> <li>○遺体の搜索</li> <li>○遺体の処理（埋葬を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の埋葬</li> <li>○炊き出し</li> <li>○指定避難所、応急仮設住宅、住宅の応急修理等の資材の輸送</li> </ul>

2 賃金

当該地域における通常の賃金の範囲内とする。

3 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

## 第5章 自発的支援の受入れに関する計画

### 第1節 応急活動体制

項目	担当
第1 災害ボランティアセンターの設置	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）、（社会福祉協議会）
第2 ボランティアの受入れ・調整・支援	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）、衛生班（保険環境課）、（社会福祉協議会）
第3 海外からの支援の受入れ	総務班（総務課）
第4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議	総務班（総務課）

#### 第1 災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れ及び活動支援の拠点として、町社協災害ボランティアセンターを設置する。

町は、町社協災害ボランティアセンターと連携し、「佐々町災害ボランティアセンターマニュアル（平成31年4月）」、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、ボランティアによる活動の調整・支援を行う。

#### 第2 ボランティアの受入れ・調整・支援

災害発生後、各地からの一般ボランティアの問い合わせに対しては、問い合わせを受けた各課が、町社協災害ボランティアセンターに回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うため、庁内の災害ボランティア情報を総括管理する総務班に連絡する。

総務班は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、福祉班と調整のうえ、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋など、ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

専門ボランティア（医療・看護等専門的な技術を要するボランティア）を担当する衛生班（保険環境課）は、平常時から専門ボランティアの把握と連絡体制を構築しておくとともに、災害時にはその受け付け窓口として、被災地のニーズ、公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門ボランティアの受け付け及び活動状況に関しては、総務課へ随時報告する。

##### ■災害ボランティアの主な活動内容

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ○出火防止・消火活動   | ○安否確認（避難行動要支援者） |
| ○避難誘導        | ○情報の収集・提供       |
| ○行政機関との連絡調整等 | ○炊き出し           |
| ○物資運搬        | ○救援物資の集配        |
| ○募金活動        | ○土砂、瓦礫等の片付け・清掃  |

※危険が伴う作業、医療行為等は専門ボランティアが行う

■ 専門ボランティアの例

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ○救急・救護ボランティア                                       | ○手話通訳ボランティア     |
| ○医療ボランティア（医師、看護職、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士） | ○介護ボランティア       |
|  | ○ボランティアコーディネーター |

### 第3 海外からの支援の受入れ

県及び関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れるものとする。

### 第4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議

町は、県、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮に努める。

## 第6章 通信及び情報収集伝達計画

### 第1節 通信施設利用計画

項目	担当
第1 防災行政無線の利用	総務班（企画財政課）
第2 公衆電気通信施設の利用	総務班（総務課、企画財政課）
第3 専用通信施設の利用	総務班（総務課、企画財政課）
第4 非常無線通信の利用	総務班（総務課、企画財政課）
第5 通信途絶時における措置及び応急対策	総務班（総務課、企画財政課）

各通信施設の利用は、通信施設の被害状況等により異なるが、概ね次の方法の中から実情に即した方法によりその利用を図るものとする。なお、特に孤立する可能性のある地域における通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

#### 第1 防災行政無線の利用

住民等への情報伝達手段として防災行政無線を活用する。なお、放送内容のメール配信についても、平素から住民等に周知し、受信設定を促すものとする。

##### ■防災行政無線（同報系）

親局	中継局	再送信子局	子局
1	1	2	66

#### 第2 公衆電気通信施設の利用

##### 1 災害時優先電話

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するため、災害時優先電話として登録している下記の電話を使用し、通信の確保を図る。

##### ■災害時優先電話

設置場所	電話番号
役場本庁	62-2882、63-2410

##### 2 非常電話

非常時における「非常の通話」により優先利用を図るものとする（町長室、総務課内線215）。

### 第3 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用施設を利用するものとする。

#### ■専用通信施設

設置場所	電話番号
江迎警察署佐々交番電話	62-2051
MR 佐々駅鉄道電話	62-2039

### 第4 非常無線通信の利用

無線局<sup>※</sup>は平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されないが、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことができる（電波法第52条）ことから、非常無線通信を利用する場合は、次により無線局に依頼するものとする。

#### ■通信依頼にあたって明記する事項

- 受取人の宛名、電話番号
- 本文（分かりやすく片仮名で記載。1通の電文は概ね200字以内。  
ただし、必要により何通でも発信することができる）
- 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く）
- 非常の表示（「非常」と漢字で書く）
- 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く）

※無線局：アマチュア無線の無線局（アマチュア局）で、総務省への申請・届出により免許を得たもの。無線局の所在地や識別信号等の詳細については、電波利用ホームページ（総務省）で検索ができる。

### 第5 通信途絶時における措置及び応急対策

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から町役場（災害対策本部）には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星通信、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

また、一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

## 第2節 気象情報等の伝達計画

共通編

項目	担当
第1 気象情報等の種類	—
第2 気象情報等の受領、伝達	総務班（総務課）
第3 異常現象の通報情報の受領	総務班（総務課）

### 第1 気象情報等の種類

#### 1 警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所がキキクル(危険度分布)等で発表される。

本町においては、次の基準に該当する場合に、長崎地方気象台より発表される。

#### ■佐々町の警報・注意報の発表基準

佐々町	府県予報区		長崎県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		佐世保・東彼地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	182	
	洪水		流域雨量指数基準	佐々川流域=24.9、木場川流域=10.0	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			外海	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	2.4m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15		
		土壌雨量指数基準	114		
	洪水	流域雨量指数基準	佐々川流域=19.9、木場川流域=8.0		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			外海	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			外海	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm	
			山地	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
濃霧	視程	陸上	100m		
		外海	500m		
乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%				
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨				

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

		3 降雪の深さ 30cm 以上
低温		夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと 予想される場合
		冬期：最低気温が-3℃以下
霜		11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下
着氷・着雪		大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度 90%以上
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- ①警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- ②大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ③表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ④表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- ⑤大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ⑥大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑦大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には佐々町の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料を参照のこと。  
([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html))
- ⑧洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- ⑨洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している
- ⑩洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑪洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑫高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL(平均潮位)等を用いる。
- ⑬地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

⇒資料編 17. 警報・注意報等の種類

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

■キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)、「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難情報の発令の検討も必要。</li> </ul>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>

※ 「極めて危険」(濃い紫) : 警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

3 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県北部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必

要があることを示す警戒レベル1である。

#### 4 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

「雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。」

「大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として同時に発表される。」

#### 5 記録的短時間大雨情報

長崎県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような猛烈な（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される（佐々町では1時間110mm以上の場合）。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

#### 6 長崎県潮位情報

大潮、副振動<sup>(※1)</sup>や異常潮位<sup>(※2)</sup>など潮位の変動により被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動:湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位:潮位が比較的長期間(1週間から3か月程度)継続して平常より高く(もしくは低く)なる現象

#### 7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### 8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる

竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## 9 火災気象通報

長崎地方気象台が、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。

### ■火災気象通報の基準

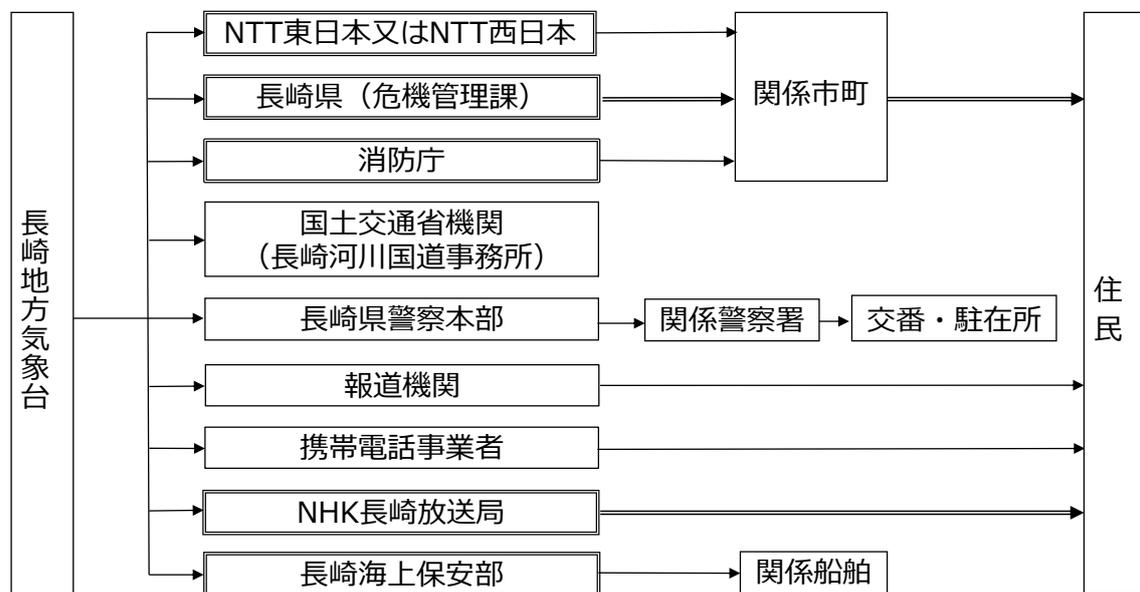
(通報基準)

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(通報内容及び時刻)

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

### ■気象警報等の伝達系統



備考1：佐世保海上保安部へは福岡管区気象台を通じて伝達される。

備考2：二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

備考3：二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

備考4：携帯電話事業者による緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

- ⇒資料編 18. 雨や風の強さと被害等との関係
- ⇒資料編 19. 台風の規模
- ⇒資料編 20. 天気予報に用いる時刻に関する用語

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

## 第2 気象情報等の受領、伝達

### 1 気象情報等の受領

関係者から通報される警報等は総務班（総務課）が、勤務時間外は宿日直者が受領する。

※受領責任者：（正）総務課長 （副）総務課参事（課長補佐）

宿日直者が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。

警報等を受領した総務課長は、総務課員に指示を与え伝達させるとともに、町長及び副町長に報告するものとする。

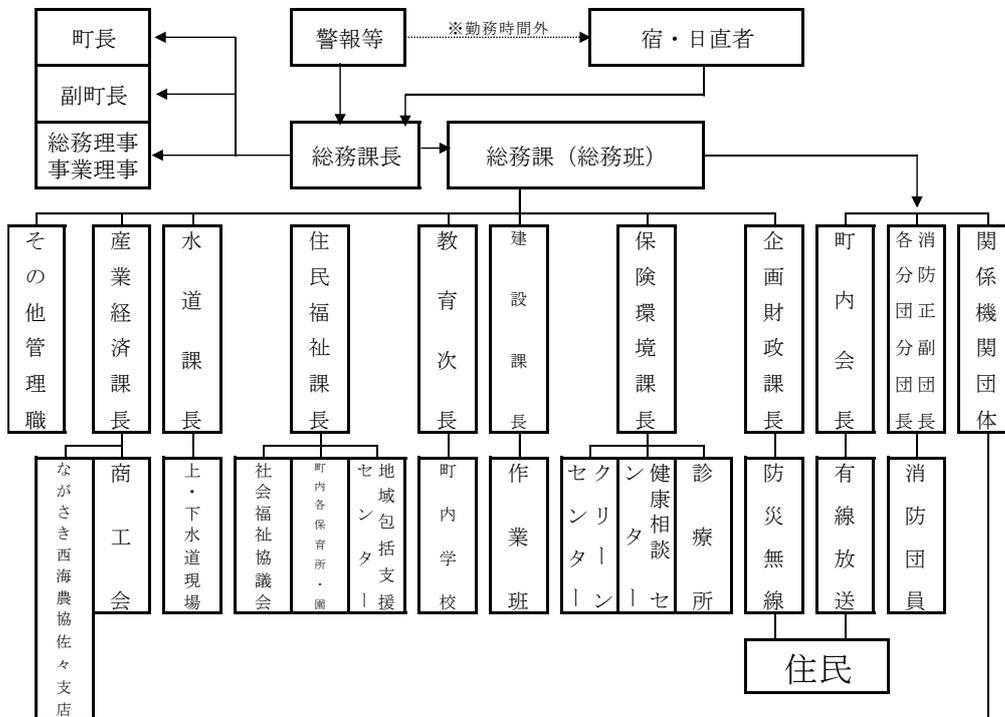
### 2 気象情報等の伝達

総務課員は、各課を通じ関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

#### ■伝達先、伝達方法

伝達先	伝達・周知方法
関係機関	・電話
住民等	・防災行政無線放送、広報車、サイレン、拡声器等 ・有線放送（有線放送のある町内会） ・町ホームページ、緊急速報メール、データ放送、佐々町公式LINE

#### ■庁内の伝達系統図



- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・西消防署 佐々出張所         | 【0956-41-1119】 |
| ・江迎警察署 佐々交番         | 【0956-66-3110】 |
| ・九電送配電 佐世保配電事業所     | 【0120-986-940】 |
| ・NTT フィールドテクノ 長崎設備部 | 【095-816-3010】 |
| ・佐々郵便局              | 【0956-62-2042】 |
| ・MR 佐々駅             | 【0956-62-2039】 |

■関係機関への連絡先

機関名	連絡先		備考
西消防署 佐々出張所	0956-41-1119	出張所長	
江迎警察署	0956-66-3110	署長	佐々交番 62-2051
九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所	0120-986-940	所長	FAX 0956-33-2677
N T Tフィールドテクノ 長崎設備部	095-816-3010	災害対策室担当部長	FAX 095-832-2356
佐々郵便局	0956-62-2042	局長	
MR佐々駅	0956-62-2039	駅長	
町立診療所	0956-62-2405	保険環境課長	
健康相談センター	0956-63-5800	保険環境課長	
地域包括支援センター	0956-62-6122		
福祉センター(社会福祉協議会)	0956-63-5900	事務長	
上水道現場(浄水場)	0956-62-2219	浄水場	
下水道現場(浄化管理センター)	0956-63-2623	浄化管理センター	
清峰高等学校	0956-62-2131	校長	
佐々中学校	0956-62-3121	校長	
佐々小学校	0956-62-2076	校長	
口石小学校	0956-62-3515	校長	
第2保育所	0956-62-2231	所長	
佐々青い実幼稚園	0956-62-2073	園長	
佐々神田保育園	0956-40-1550	園長	
さざなみ保育園	0956-63-2513	園長	

■有線放送所在地及び連絡先一覧(令和3年度)

町内会	放送施設設置場所	連絡相手	備考
里山	里山町内会集会所	町内会長	
野寄	野寄町内会集会所	〃	
口石	口石町内会集会所	〃	
新町	新町町内会集会所	〃	
木場	木場町内会集会所	〃	
東町	東町町内会集会所	〃	
西町	西町町内会集会所	〃	
芳ノ浦	芳ノ浦町内会集会所	〃	
浜迎	浜迎町内会集会所	〃	
水道	水道町内会集会所	〃	
土手迎	土手迎町内会集会所	〃	
四ツ井樋	四ツ井樋公民館	〃	
市瀬	市瀬町内会集会所	〃	
江里	江里町内会集会所	〃	

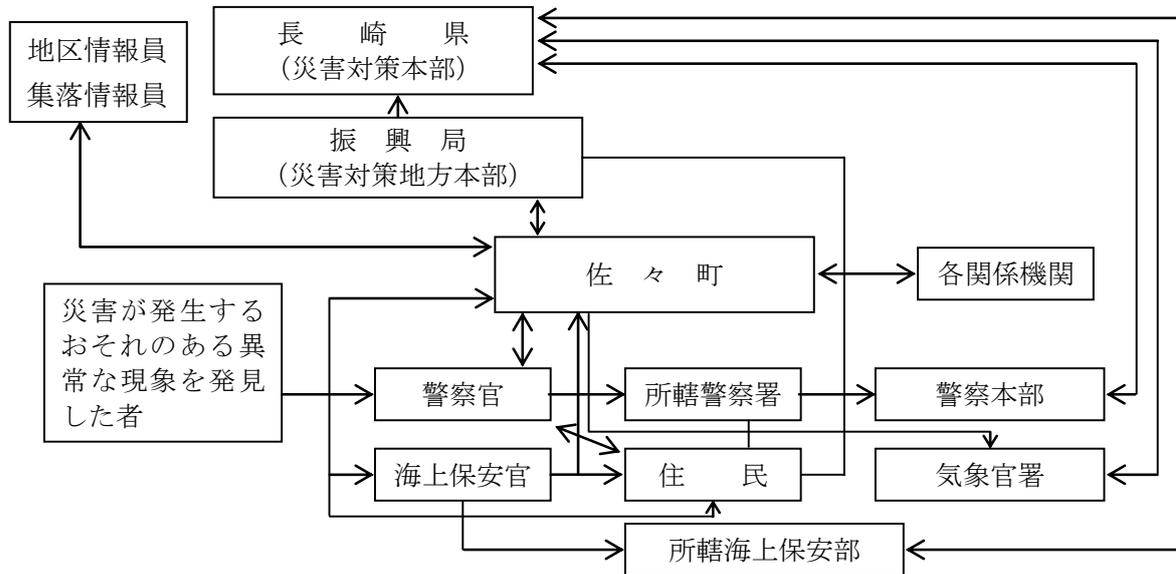
### 第3 異常現象の通報情報の受領

次の異常現象を発見した者からの通報情報を受領するとともに、必要に応じて庁内の関係各課、防災関係機関と情報共有するものとする。

#### ■異常現象の通報情報

- 河川・溜池の漏水等、水防に関するもの
- 火災発生に関するもの
- 地すべり、山くずれ、津波、塩害に関するもの
- 耕地、農作物に関するもの

#### ■情報連絡系統図



## 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱い計画

項 目	担 当
第1 災害情報の収集・通報	総務班（総務課）、情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）
第2 被害等の調査	総務班（総務課）、調査班（税務課）
第3 被害報告	総務班（総務課）、調査班（税務課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 災害情報の収集・通報

町長は、町内の災害情報及び所管にかかる被害状況を、住民の協力及び町職員により迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係団体に通報、報告するものとする。

#### 1 町内会長の災害情報の収集・通報

町内会長は、町内会における次の情報を収集し、情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）に通報するものとする。

- 町内会の被害状況
- 町内会住民の避難状況
- その他の災害情報

#### 2 役場庁内における災害情報の収集・通報

町内会長及び住民から災害情報の通報を受けた情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）は、直ちに関係課に通報するものとする。

情報班長は、町内会長からの災害情報と、町自体で把握しうる災害対策の実施状況等の災害情報を併せ、関係各機関に通報するものとする。

なお、被災状況等を撮影した写真、動画等の電子データについては、その後の記録に必要となるため、撮影者・撮影日時・撮影場所等の最低限の情報を添えて管理するものとする。

### 第2 被害認定調査

#### 1 調査の基本方針

町における被害認定調査は、調査班（税務課）が、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、平成30年3月）に基づき実施する。被害認定調査にあたっては、調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。また、罹災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

なお、被害の規模が大きく、被害認定調査の要員が十分に確保できない場合は、県等に対して職員派遣要請を行う。

また、この被害認定調査と、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査など、住宅に関する各種調査の目的等の違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

■被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする(ただし、上記の大規模半壊、中規模半壊を除く)。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない(一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。
	非住家被害	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

そ の 他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害をおよぼし、又は道路、交通等に支障をおよぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 m <sup>2</sup> を超えらると思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。	

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
そ の 他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

注) 「死者」の扱いについて

以下の(ア)及び(イ)に該当するものを死者として計上し、(イ)に該当するものを災害関連死者として計上する。

(ア) 遺体を確認したもの(身元不明のものを含む)

(イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(以下「弔慰金法」という。)に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)

## 2 被害状況の集計及び報告

各担当課は、被害状況の調査結果を情報班長に報告するものとする。また、情報班長及び担当課は、調査結果が判明次第、定められた様式により県、県北地方本部その他の関係機関に報告するものとする。

## 第3 被害報告

### 1 被害報告等の基準

町が必要に応じ被害状況等を報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

#### ■報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 県又は町が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- その他災害の状況、及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

■被害報告等の種類

種別	様式	摘要
災害概況即報	別紙様式1	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	各事業別に定められている様式	他の法令、通達等に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

⇒資料編 22. 被害報告様式

2 被害報告の要領

被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

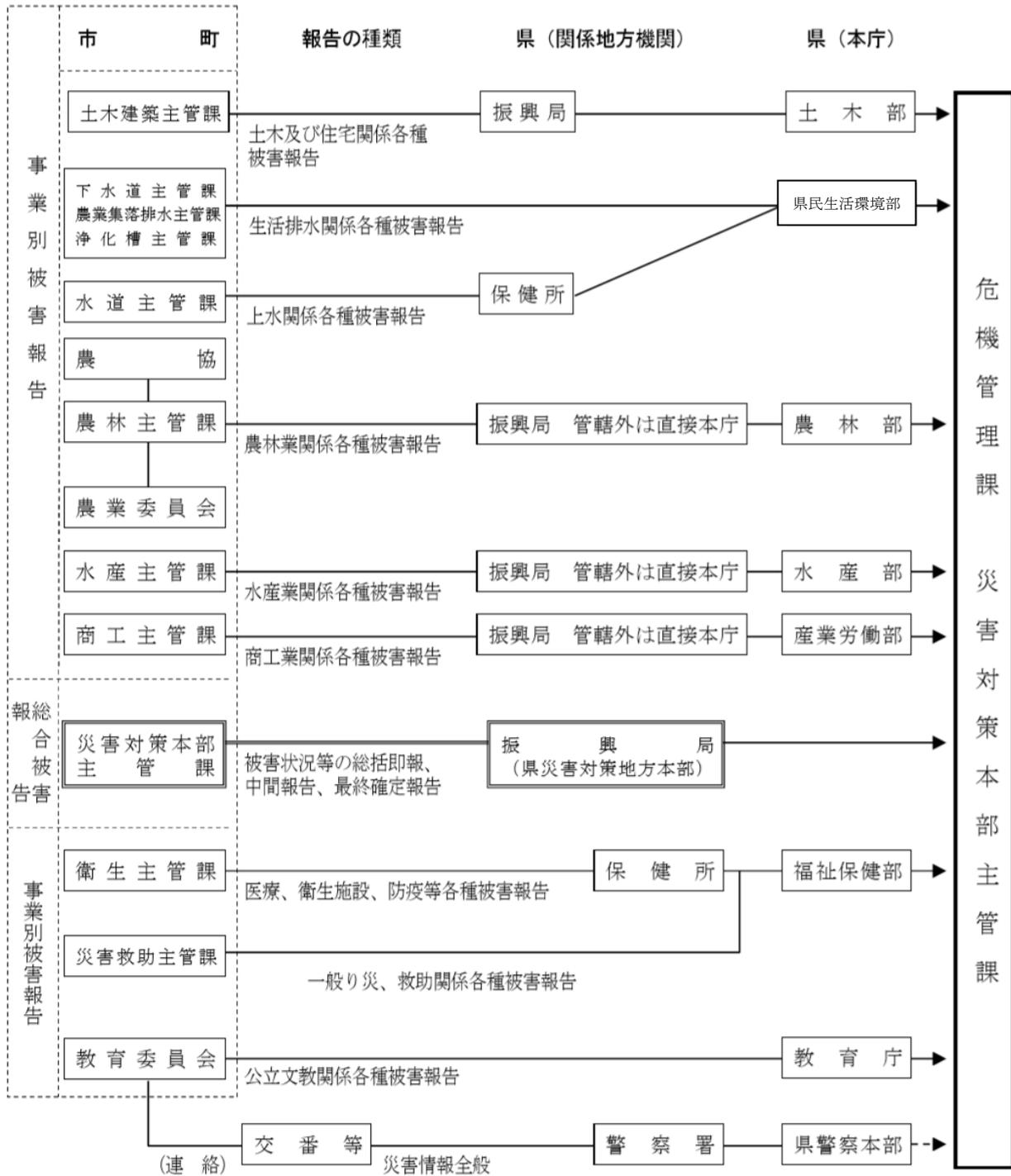
被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

なお、人的被害のうち行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

■長崎県危機管理課連絡先

	電話		FAX	
本課	095-824-3597	(無線) 1118-2143	095-821-9202	(無線) 111-7228
防災対策室	095-825-7855	(無線) 1118-3731	095-823-1629	(無線) 111-7339

■被害報告処理系統図（市町→県）



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第7章 災害広報計画

項目	担当
第1 情報・広報事項等の収集	情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）
第2 住民に対する広報	情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）
第3 住民からの問い合わせに対する対応	情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 情報・広報事項等の収集

各課は、災害情報、被害状況、その他広報資料を収集したときは、直ちに総務班に報告するものとする。また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他取材活動を実施するものとする。

情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）は、各課から提供された広報資料を収集・整理したうえで、住民に対する広報（報道機関に対する情報発表を含む）を行う。

### 第2 住民に対する広報

広報の内容は概ね次のとおりとし、要配慮者に配慮した伝達方法も取り入れつつ、確実な情報提供・周知を行う。

#### ■主な広報の内容

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| ○気象情報               | ○電気、ガス、水道等供給の状況          |
| ○災害対策本部の設置又は解除      | ○防疫に関する事項                |
| ○被害の状況              | ○医療、給水実施状況               |
| ○安否に関する情報           | ○道路、河川等の公共施設被害           |
| ○町民に対する協力要請及び注意事項   | ○道路、交通等に関する事項            |
| ○災害応急対策、救護活動の実施状況   | ○一般的な住民生活に関する情報          |
| ○避難の勧告・指示、指定避難所等の指示 | ○それぞれの機関が講じている施策に関する情報   |
| ○被災地区の住民のとるべき措置     | ○町民の心の安定及び社会秩序維持のため必要な事項 |

#### ■広報の方法

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ○防災（広報）無線による広報        | ○町内回覧等の作成、配布、掲示    |
| ○広報車による広報             | ○NBC「データ放送」による広報   |
| ○有線放送、報道機関を通じての広報     | ○指定避難所への情報班の派遣     |
| ○町ホームページ、メール斉配信システム   | ○自主防災組織、町内会を通じての連絡 |
| ○Lアラート（災害情報共有システム）の活用 | ○佐々町公式LINE         |

なお、報道機関を通じた広報については、情報班が定期的に記者発表や合同記者会見を行い、災害対策本部でとりまとめた災害情報や応急対策状況等の情報を報道機関に提供する。また、報道機関からの災害報道のための取材活動に協力するものとするが、必要に応じて、指定避難所の被災者等への直接的な取材等を控えるよう、各報道機関に要請する。

### 第3 住民からの問い合わせ（安否確認等）に対する対応

共通編

情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう、専用電話を備えた相談窓口を設置するとともに、人員配置等の体制を整備する。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める（町内の指定避難所等に避難している住民はもとより、町外へ避難した住民についても、安否を迅速に確認し、避難先の自治体と情報交換・共有化を図る）。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第8章 公安警備計画

項 目	担 当
公安警備計画	警防班（消防団、（長崎県警察）

長崎県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

公安警備計画の詳細については、県防災計画によるものとし、県警察が行う次の諸活動について、町は適宜協力するものとする。

### ■災害に備えての措置

1 警備体制の整備	(1) 職員の招集・参集体制の整備 (2) 警察災害派遣隊の整備 (3) 災害警備用装備資機材の整備充実 (4) 警察施設等の災害対策 (5) 警察職員に対する教養訓練の実施 (6) 災害警備用物資の備蓄等 (7) 被留置者への対応
2 情報収集・連絡体制の整備	(1) 情報収集 (2) 被災状況の把握及び評価
3 情報通信の確保	(1) 通信の確保 (2) 情報管理機能の確保
4 交通の確保に関する体制及び施設の整備	(1) 具体的被害想定に基づく交通規制の見直し (2) 交通規制計画の広報 (3) 緊急通行車両の事前届出制度の周知 (4) 信号機電源付加装置の整備促進 (5) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進 (6) 交通情報把握のための施設整備促進 (7) 運転者のとるべき措置の周知徹底
5 避難誘導の措置	
6 住民等の防災活動の推進	(1) 防災訓練の実施 (2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及 (3) 要配慮者に対する配慮
7 関係機関との相互連携	
8 災害危険箇所等の調査	
9 危険箇所に対する措置	

■災害発生時における措置

1 警備体制の整備	(1) 職員の招集・参集 (2) 広域的な応援体制の構築 (3) 災害警備本部等の設置
2 情報収集・連絡体制の整備	(1) 被害状況の把握及び連絡 (2) 多様な手段による情報収集等
3 救出救助活動等	(1) 機動隊等の出動 (2) 警察署における救出救助活動
4 避難誘導等	(1) 安全な避難経路の選定 (2) 避難誘導の実施(特に要配慮者への配慮)
5 遺体の死因又は身元の調査	
6 二次災害の防止	
7 社会秩序の維持	(1) 被災地等におけるパトロール活動 (2) 重点を指向した各種犯罪の取締り (3) 地域住民と連携した防犯活動
8 緊急交通路の確保	(1) 交通状況の把握 (2) 交通規制の実施 (3) 輸送対象の想定 (4) 交通規制の周知徹底 (5) その他緊急交通路確保のための措置 (6) 関係機関等との連携
9 被災者等への情報伝達活動	(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施 (2) 相談活動の実施 (3) 多様な手段による情報伝達
10 関係機関と相互連携	
11 情報システムに関する措置	(1) 電子計算組織の機能回復 (2) 災害警備活動に必要な情報の共有
12 自発的支援の受入れ	(1) ボランティアとの連携 (2) 海外からの支援の受入れ
13 災害復旧・復興に向けた措置	(1) 警察施設の復旧 (2) 交通規制の実施

## 第9章 水防計画

項目	担当
第1 水防活動の基本的考え方	—
第2 水防活動の実施	総務班（総務課）、水防班（建設課）、警防班（消防団）
第3 水防管理団体の水防体制	水防班（建設課）
第4 避難のための立ち退き指示	総務班（総務課）、水防班（建設課）
第5 自衛隊の派遣要請	総務班（総務課）、水防班（建設課）
第6 水防顛末報告	総務班（総務課）、水防班（建設課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 水防活動の基本的考え方

#### 1 水防の責任並びに居住者等の義務

県は、県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する（水防法第3条の6）。

水防管理団体たる町は、水防計画に基づき、町の管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない（水防法第3条）。

また、居住者等は、水害が予想される場合、進んで水防に協力するとともに、町長又は消防団長から出動の要請があった場合は、水防に従事しなければならない（水防法第24条）。

#### 2 水防組織

町は、長崎地方気象台から次の警報が発せられるなど、重大な災害の発生が予測されるときは、「第2部災害対策編 第2章第1節組織動員計画」に基づき、佐々町災害警戒本部、災害対策本部を設置し、水防配備体制を整えるものとする。

○大雨特別警報	○大雨警報	○津波注意報
○高潮特別警報	○洪水警報	○津波警報（気象庁本庁）
	○高潮警報	○津波特別警報（大津波警報）

#### 3 重要水防区域

本町の重要水防区域と重要水防箇所は、「第2部災害対策編 第1章第1節 2. 災害危険区域の設定」で掲げているとおりである。

#### 4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

## 第2 水防活動の実施

### 1 河川等の巡視

水防管理者は随時区域内の河川、海岸堤防等を巡回し、洪水、高潮のおそれがある箇所については、直ちに県河川担当課又は港湾部等の河川、堤防等の管理者に必要な措置を求める。

### 2 水防警報に係る出動等

下記地点の水位が下表のはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、水防班（建設課）は出動、又は出動の準備をする。なお、佐々川（高峰川合流点から河口まで）については、知事が水位情報を通知・周知する水情報周知河川に指定されている（水防法第13条）。

#### ■各水位観測所の指定水位

河川	観測所	水位（m）				管理者
		水防団待機水位 （通報水位）	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位 （危険水位）	
佐々川	新佐々橋	3.4	3.9	4.8	5.7	県北振興 局長
	神田市瀬橋	2.99	3.99	—	4.99	
木場川	末永橋	1.77	2.36	—	2.95	

資料：令和3年度長崎県水防計画

なお、小浦都市下水路ポンプ場は水位0.8mで通報があり、管理委託業者が手動にて排水開始を行うものとする。また、大新田第2排水ポンプは水位4.05mで、自動及び管理委託業者が手動にて排水開始を行うものとする。

### 3 警戒出動等

前項2によるほか、雨量、潮時等により水防上必要が認められるときは、必要に応じ出動又は出動の準備をする。

### 4 応援要請

町長は、水防上、緊急の必要があるときは、水防法第23条に基づき他の水防管理者、消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣させられる者は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下に行動する。

## 第3 水防管理団体の水防体制

### 1 水防管理団体の水防配備体制

町は、「第2部災害対策編 第2章第1節 組織動員計画」に基づき、動員配備の伝達を行う。なお、水防活動の段階は、概ね次のとおりとする。

○町は、県本部からの水災に関する警報を県防災行政無線、NTT電話その他の手段により受ける。

○町は、通報を受けた場合又は洪水等危険を察知した場合は、第1配備として、計画した人

員を総務課長が招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。

○通報水位に達したとき又はその他必要と認めるときは、第2配備として、計画した人員を配置につけるとともに、機具、資材を整備し、出動準備を整える。

○町は、次の場合第3配備として、計画した人員を出動させ、警備配置につかせる。

- ・河川の水位が警戒水位に達したとき
- ・潮位が異常に上昇し、なお上昇のおそれがあるとき
- ・台風が長崎県内を通過するとき

○警報が解除になり、かつ警戒水位を下まわり、再度水位上昇のおそれがなくなったときは、水防体制を解除し、県地方本部を通じ水防地方本部長に報告する。

## 2 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、町長は、直ちに、消防署、警察署、住民、県地方本部等に通報し、できる限り、氾濫による被害が拡大しないように努める。

## 第4 避難のための立ち退き指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条に基づき、避難、立退きを指示する。なお、水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

## 第5 自衛隊の派遣要請

水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、「第2部災害対策編 第2章第2節 自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（河川課）に対して派遣要請を行う。

## 第6 水防顛末報告

水防活動が終結したときは、町長は、県地方本部長に遅滞なく報告するものとする。

## 第10章 土砂災害防止計画

項目	担当
第1 災害警戒本部等の設置	総務班（総務課）、第一復旧班（建設課）
第2 土砂災害危険箇所	—
第3 土砂災害における警戒避難体制	総務班（総務課）、第一復旧班（建設課）、調査班（税務課）
第4 情報の収集・伝達	総務班（総務課）、第一復旧班（建設課）、調査班（税務課）

### 第1 災害警戒本部等の設置

町は、長崎地方気象台から、災害発生のおそれのある気象情報の発表、長雨等における大雨警報の発表、県と長崎地方気象台が共同で作成、発表する土砂災害警戒情報の発表等、各種災害の発生が予想されるときは「第2部災害対策編 第2章第1節 組織動員計画」に基づき、佐々町災害警戒本部、災害対策本部を設置し、土砂災害に対する配備体制を整えるものとする。

### 第2 土砂災害危険箇所

本町の土砂災害危険箇所の状況については、「第2部災害対策編 第1章第1節 2. 災害危険区域の設定」で掲げているとおりである。

### 第3 土砂災害における警戒避難体制

#### 1 警戒又は避難を行うべき基準

警戒避難基準は、原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定する。

警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、設定にあたっては、「長崎県河川砂防情報システムナックス(NAKSS)」(<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>)、土砂災害警戒情報も活用する。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも、他の危険な兆候が認められた場合には、住民の自主的な判断によって避難するように関係住民を指導することが大切である。

#### 2 適切な避難方法の周知

日常から次の事項につき関係住民に対し、周知徹底を図り、大雨時等に混乱なく迅速に避難できるよう指導する。避難のために必要な事項については、次に示すとおりである。

##### ①避難の準備

町長より避難の指示、勧告が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

- 火気、危険物等の始末を完全に行う。
- 最小限の着替え、ラジオ、照明具、食料、水等を携行する。
- 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できるものの携行は控える。

## ②避難者の誘導

避難誘導にあたる者（以下「誘導員」）は、調査班（税務課）の指示のもと、次の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- 避難経路途中で危険な箇所があるときは明確な表示を行い、避難に際し、予め関係住民に伝達する。
- 特に危険な箇所や避難路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- 指定緊急避難場所又は指定避難所が遠い場合等には、適宜車両により避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。
- 避難行動要支援者等の安全には特に配慮する。
- 住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、予め消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

## ③避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- 周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。
- 他の危険箇所への避難は避ける。（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

## ④その他の留意事項

- 避難は、明るいうちに行う。
- 避難は、降雨量や地区の状況を判断し、なるべく早く行う。
- 安全な指定避難所等へ避難して、誘導員の指示に従う。
- 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

## ⑤避難後の措置

- 誘導員は、町長より避難指示の解除が発令されるまで避難者を指定避難所等に留めるよう努める。
- 町長は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐなど、必要な措置を講じる。
- 指定避難所に避難した要配慮者を速やかに把握し、必要に応じ福祉避難所に移送するものとする。

なお、土砂災害における避難は立ち退き避難を基本とするが、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合には、屋内安全確保も考えられることから、状況に応じた適切な避難行動をとるよう、住民等を指導する。

■土砂災害時における居住する建物別の避難行動

	土砂災害警戒区域内	土砂災害特別警戒区域内
木造家屋に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物(崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも下階)に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物(崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも上階)に居住する住民	立ち退き避難 又は 屋内安全確保	立ち退き避難 又は 屋内安全確保

3 自主判断による避難

町は、停電、機器の故障のため、関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、次のような状況、あるいは兆候が認められたときには、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、住民を指導する。

- 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- 溪流の流水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざり始めた場合
- 降雨が続いているにも係らず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- 溪流の水位が降雨量の減少にも係らず低下しない場合
- 溪流の附近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

第4 情報の収集・伝達

1 情報の収集

町は、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊及び土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報・大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、県・町の雨量観測値、関係機関からの災害情報ならびに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

情報収集方法としては、長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）等を利用して、また災害に関する情報は、日頃地区ごとに選定した巡視員との連絡、防災無線、ハム無線等を活用する。

2 情報の伝達

町は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるよう、その施設の整備を図るとともに、特に土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報、防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

また、収集した情報を伝達するため、防災行政無線（個別受信機を含む）、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行う。ただし、町の所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等に被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

## 第11章 消防活動計画

項目	担当
第1 消防機関の編成と出動区分	—
第2 応援要請	総務班（総務課）

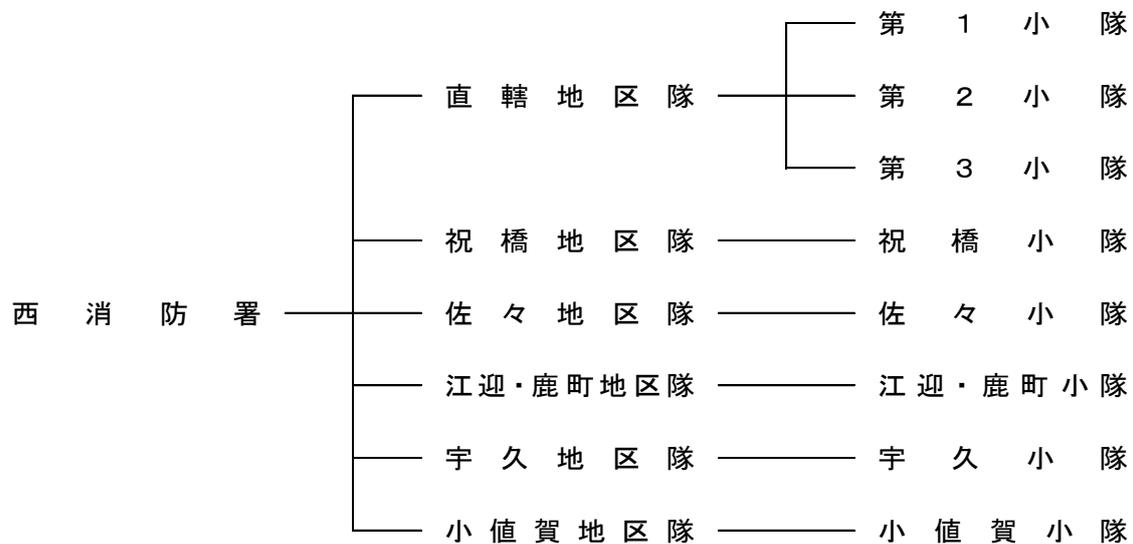
共通編

### 第1 消防機関の編成と出動区分

#### 1 消防機関の編成

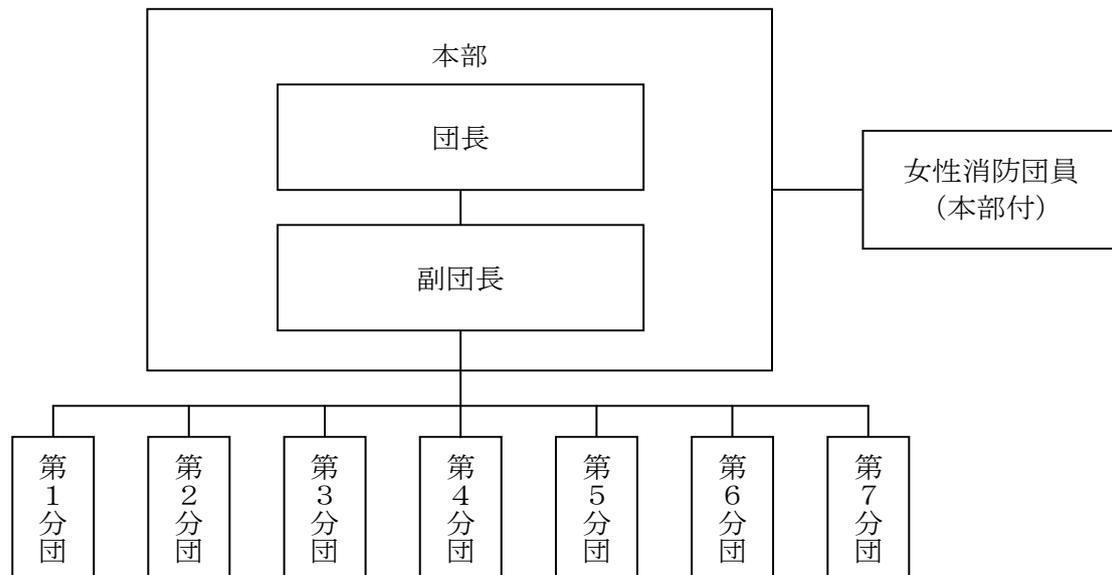
##### (1) 西消防署消防隊編成

###### ■西消防署 消防隊編成図



##### (2) 佐々町消防団の組織編成

###### ■佐々町消防団 消防隊編成図



風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 2 出動区分

### (1) 消防機関の出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

#### ■消防機関の出動区分

区 分	内 容	摘 要
第1次出動	①火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 ②火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第2次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ①受援市町からの要請 ②支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第3次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ①受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

### (2) 佐々町消防団の現場活動

火災時、風水害時における消防団の活動内容は、次のとおりとする。

#### ■消防団の活動内容

災害の種類	活動内容
火災時	○家屋火災については、全分団（7個分団）が防災行政無線によるサイレン・放送と同時に出動する。 ○林野火災については、水槽付消防ポンプ自動車を有する分団（第1分団・第7分団）と管轄分団が防災行政無線によるサイレン・放送と同時に出動する。
風水害時	○台風時は、団長の命令により、必要に応じて詰所待機等を行う。 ○水害時は、団長の命令により、必要に応じて詰所待機等を行い、災害発生時には各分団が災害現場の復旧作業、管轄区域内の巡回を行う。

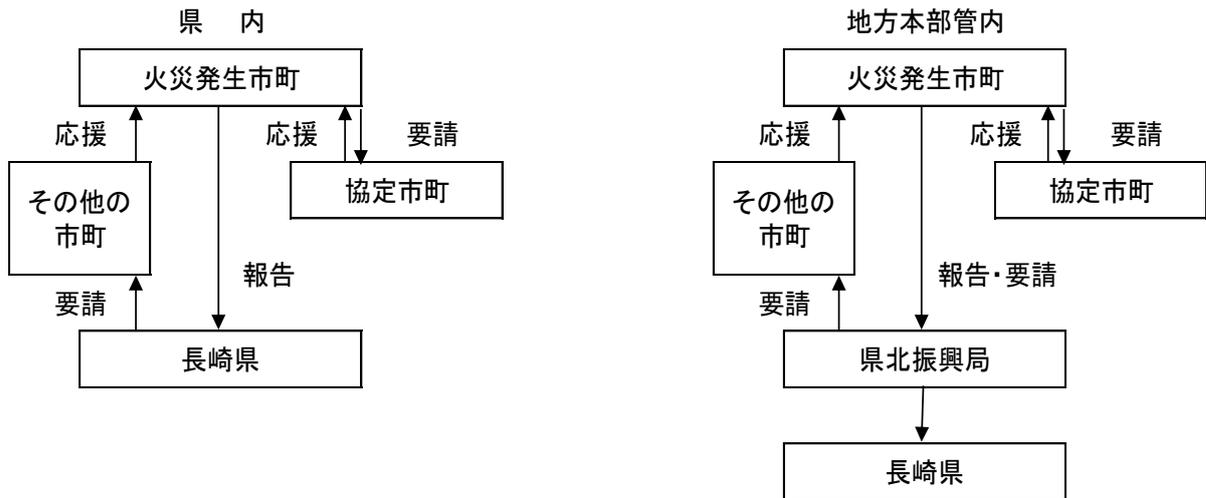
## 第2 応援要請

町は、災害応急対策を実施するに際し、必要があると認めるときは、被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請するものとする。

### 1 応援要請の手順

応援要請の手順は次の系統図により行う。

■ 応援要請の手順系統図



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

2 県への応援要請の要領

他の市町に対して応援要請をしようとするときは、予め（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に報告し、応援を要請するものとする。なお、報告要領については電話やFAX等適宜なもので実施する。

■ 応援要請時の報告事項

- 火災の種類（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- 火災の状況
- 気象関係
- 今後の判断
- 応援消防力及び必要機材
- その他応援に関し必要な事項

3 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、町現有消防力の概ね3分の1以内とする。

4 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着報告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

5 緊急消防援助隊の応援要請

自らの消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第44条に基づき、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

## 第12章 災害救助法の適用に関する計画

項目	担当
第1 救助の本質	—
第2 実務機関	—
第3 救助の種類	関係各班
第4 災害救助法の適用基準	—
第5 災害救助法適用の手続き	総務班（総務課）

### 第1 救助の本質

災害救助法による救助は、個人の基本的な生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む、罹災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである（災害救助法第1条）。

### 第2 実務機関

災害救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（災害救助法第2条、第17条）。

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できる（災害救助法第13条第1項及び災害救助法施行令第17条）。

### 第3 救助の種類

町は災害救助法により、県から委任を受ける下記の救助活動を行うものとする。

#### ■救助活動の種類と担当部署

救助の種類	担当班（部署）
指定避難所の設置	総務班（総務課、企画財政課）
応急仮設住宅の供与	水防・第一復旧班（建設課）
炊き出しその他による食品の給与	福祉班（住民福祉課）
飲料水の供給	給水班（水道課）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	福祉班（住民福祉課）
医療及び助産	救護班（健康相談センター）
被災者の救出	警防班（消防団）
災害にかかった住宅の応急修理	水防・第一復旧班（建設課）
学用品の給与	教育班（教育委員会）
埋葬	衛生班（保険環境課）
遺体の捜索及び処理	衛生班（保険環境課）
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	水防・第一復旧班（建設課）

## 第4 災害救助法の適用基準

災害救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町村の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

### ■災害救助法の適用基準

基準の区分	基準内容
適用基準Ⅰ	本町区域において40世帯以上の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅱ	被害世帯がⅠの基準に達しないが、長崎県下の被害世帯数が1,500世帯以上であって、本町区域において20世帯以上の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅲ	被害世帯がⅠ又はⅡの基準に達しないが、県下の被害世帯数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅳ	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅴ	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、次の基準に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(内閣府令第2条第1号)</li> <li>・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)</li> </ul>

## 第5 災害救助法適用の手続き

町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき、又は達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに知事に報告するものとする。

知事は、町長の報告により、法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、町に対し、法適用期間、救助の種類等を通知する。

## 第13章 避難計画

### 第1節 避難指示等の発令・伝達

項目	担当
第1 避難指示等の発令の基本方針	—
第2 避難指示等の発令判断	総務班（総務課）
第3 避難指示等の伝達・周知	総務班（総務課）

#### 第1 避難指示等の発令の基本方針

住民への避難の指示は、次のとおり行うものとする。

##### ■避難指示等の発令の考え方

状況	指示者	対象者	措置
生命、身体、財産を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (災害対策基本法60条、61条)	○町長(知事に報告) ○警察官、海上保安官 (町長に通知)	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	○立ち退きの指示
洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第22条)	○知事 ○知事の命を受けた県職員 ○水防管理者(町長) (管轄警察署長に通知)	必要と認められる地域の居住者	○立ち退きの指示
地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法25条)	○知事(管轄警察署長に通知) ○知事の命を受けた吏員 (管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	○立ち退きの指示
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法4条) (自衛隊法94条)	○警察官 (公安委員会に報告) ○警察官がその場にはない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(長官の指定する者に報告)	○その場に居合わせた者 ○その事物の管理者 ○その他関係者	○必要な警告を発する者 ○特に急を要する場合には危険を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる

#### 第2 避難指示等の発令判断

##### 1 避難指示等の実施要領

町長の避難の指示は、原則として「高齢者等避難」、「避難指示」（以下「避難指示等」という。）の2段階に分けて実施するものとするが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示を行うものとする。

高齢者等避難は、やむを得ない場合のほかはできるだけ夜間を避けるようにし、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。

また、災害が実際に発生している場合、又は切迫していることを把握した場合、可能な範囲で

緊急安全確保を発令し、命を守る行動を促すものとする。

なお、上記の避難指示等の発令にあたっては、住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを併せて発令するものとする。

町長は、避難指示を行ったとき、又は、他の避難命令権者から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、知事及び県北地方本部長に報告するものとし、災害対策本部編成による分担に基づき避難警護を行うものとする。

■避難指示等（警戒レベル）により避難が必要な住民に求める行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等	行動を促す避難情報等	
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>	緊急安全確保	町長が発令
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	避難指示	
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	高齢者等避難	
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するな	早期注意情報（警報級の可	

	ど、災害への心構えを高める。	能性)	
--	----------------	-----	--

※避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

## 2 避難指示等の発令基準

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、発令判断にあたっては、必要に応じ、県、長崎地方気象台等に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言を求める。

なお、避難指示等の発令基準は、別途定める「避難指示等判断・伝達マニュアル」によるものとする。

## 3 避難警報の発令

### ■避難警報の発令

種 別	警報発令者	発令方法
事前避難警報	町長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、佐々町防災会議、県等関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	町長	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。町長ができない場合は、予め別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合、発令直後直ちに町長に報告する。

## 4 屋内での待避等の安全確保措置

町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

## 5 避難指示等の解除

町長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

### 第3 避難指示等の伝達・周知

当該住民に対する避難指示、避難警報等については、次の伝達事項、伝達手段により周知徹底を図る。伝達にあたっては、事前に伝達文例を作成するなど、住民等にその意味や具体的な避難先がわかりやすく伝わるよう努める。なお、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、予め近隣の通報協力者を定めておく。

また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

#### ■避難指示等の発令時の伝達事項

- 避難指示の理由
- 避難指示の対象区域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

#### ■避難指示等の伝達・周知の手段

- 防災行政無線
- 自主防災組織等による直接口頭又は拡声器
- サイレン、鐘
- 広報車
- 有線放送、電話、携帯電話の一斉同報メール
- 佐々町公式LINE

⇒資料編 23. 避難指示等の広報文例

## 第2節 避難誘導

項目	担当
第1 避難誘導	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）、警防班（消防団）
第2 学校・社会福祉施設等における避難対策	福祉班（住民福祉課）、保育班（保育所）、教育班（教育委員会）

### 第1 避難誘導

避難誘導の方法は、概ね次のとおり行うものとする

- 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団分団長又は町内会長（班長）が行う。
- 各危険地域の避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとする。
- 避難の誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。
  - ・指定避難所等が比較的遠距離の場合、避難のための集合場所を定めて、できるだけ集団で避難する。
  - ・避難経路、危険箇所には標識、縄張りをし、誘導員を常置する。
  - ・誘導員は、該当地区の消防団分団長又は町内会長（班長）が、消防団員又は班員の中から、その都度定める。
  - ・携行品や幼児等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
  - ・避難行動要支援者については、予め作成された全体計画及び個別計画に基づき、避難支援等関係者が協力して避難を行う。
- 避難の順位については、次の事項に留意して行うものとする。
  - ・いかなる場合においても、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、婦女子等、災害時に援護を必要とする者を優先して行うものとする。
  - ・地域的避難の順位は、先に災害が発生すると認められる地域の居住者の避難を優先するものとする。
  - ・観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。
- 避難誘導員は、避難者の避難立ち退きに当り、携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きを適宜指導するものとする。
- 指定避難所の開設及び管理については、次の事項に留意して行うものとする。
  - ・指定避難所を開設したときは、速やかに県に報告するとともに、町職員を駐在させて指定避難所の管理と入所者の保護に当るものとする。なお、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
  - ・指定避難所駐在員は、避難状況及び指定避難所内の状況を記録し、適宜班長に報告するものとする。
  - ・災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設、被災者受入れ等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

## 第2 学校・社会福祉施設等における避難対策

### 1 学校

教育委員会又は学校長は、避難命令権者の指示に基づき、児童生徒等の避難が速やかに実施できるように、予め次の事項について定めておくものとする。

#### ■教育委員会等による事前決定事項

- 避難実施責任者
- 避難の順位（低学年を優先する）
- 避難先
- 事故発生の措置

引率者は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、予め定められた避難順序に従って児童生徒等を適切に避難先まで誘導する。

### 2 社会福祉施設等

社会福祉施設、児童福祉施設、医療施設等の管理者は、避難命令権者の指示に基づき、当該施設利用者の避難対策が速やかに実施できるよう、予め前項の「1 学校」に準じて定めておくものとする。

社会福祉施設等の管理者は、予め患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区分し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

また、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。なお、移送に要する担架、車両、手押車等を、予め確保し保管場所を定めておく。

施設職員のみでは移送の実施が困難な場合は、予め自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

※なお、佐々川の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内における施設については、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であるため（水防法第15条、土砂災害防止法第8条）、円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

## 第3節 指定避難所の開設・運営

項目	担当
第1 指定避難所の開設	総務班（総務課、企画財政課）
第2 指定避難所の運営管理等	調査班（税務課）、衛生班（保険環境課）、保育班（保育所）、教育班（教育委員会）
第3 災害救助法による指定避難所の設置	総務班（総務課、企画財政課）

### 第1 指定避難所の開設

町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。なお、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所等の開設状況等を適切に県に報告し、情報の共有に努める。

- 指定避難所は別表のとおりとし、必要な整備を行い使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。
- 必要があれば、予め指定した指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館・ホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、浸水・土砂災害等の被害が及ぶ可能性がある場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を慎重に検討するものとする。
- 災害の状況により、予定した指定避難所が使用できないとき、又は災害が激甚で町内に指定避難所を設置することが困難なときは、町長は、知事又は他市町長と協議し指定避難所の設定又は被害者の受入れについて所要の処置を講じる。

⇒資料編 6. 指定避難所等一覧

### 第2 指定避難所の運営管理等

#### 1 指定避難所の運営管理体制等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食糧・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。なお、指定避難所に指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めておく。

避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。

## 2 被災者に関する情報管理

町は、それぞれの指定避難所に入所している避難者に係る情報及び車中泊避難者などの指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供し、情報共有するものとする。

## 3 指定避難所の生活環境の維持・向上

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難生活の長期化等に備え、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めるとともに、避難所生活に必要な情報や生活再建に向けた情報の提供等、必要な措置を講じるよう努める。

犬・猫等の愛玩動物の飼い主は、避難の際にはできる限り同行避難することとし、県は、指定避難所を設置する町に対して、指定避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。

また、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、必要に応じ、専門家等との定期的な情報交換を行う。

## 4 指定避難所における保健・衛生対策

特に避難所生活が長期化する場合は、県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、管理栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。また、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）やエコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

また、避難住民の協力のもとで仮設トイレ、ゴミの分別・保管等の衛生管理を徹底するとともに、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

指定避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時における拡大を防ぐため、以下のような点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- 発災した災害や被災者の状況等によっては、指定避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの指定避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。
- 避難者の健康状態の確認については、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討しておくとともに、指定避難所への到着時に実施する。
- 避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 指定避難所の物品等の清掃については、定期的に家庭用洗剤を用いて行うなど、指定避難所の衛生環境をできる限り整える。
- 指定避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- 発熱、咳等の症状が出た者に対する専用のスペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

## 5 指定避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮

町は、車中泊やテント泊の避難者等、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 6 福祉避難所の指定等

町は、一般の指定避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行なう。福祉避難所の指定にあたっては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていることなどに留意する。

町は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。また、一般の指定避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送する。

また、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

福祉避難所や福祉避難スペースに関する情報を広く住民に周知する。

## 7 指定避難所の早期解消に向けた取組み

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

# 第3 災害救助法による指定避難所の設置

## 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。  
また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

## 2 指定避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

## 3 指定避難所に受け入れるものの範囲

指定避難所に受け入れる住民等の範囲は、次のとおりとする。

- 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者
- 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

## 4 指定避難所設置のための費用

指定避難所設置のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○賃金職員等雇上費</li> <li>○消耗器材費</li> <li>○建物器具等使用謝金、借上費、購入費</li> <li>○光熱水費</li> <li>○仮設トイレ等の設置</li> </ul>	<p>指定避難所設置費</p> <p>1人1日当り 330円以内</p>

共通編

## 5 指定避難所開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第14章 救出計画

項目	担当
第1 救出活動の基本方針	—
第2 救出活動	警防班（消防団）、（佐世保市消防局、長崎県警察、海上保安部）
第3 災害救助法に基づく救出活動	警防班（消防団）、（佐世保市消防局、長崎県警察、海上保安部）
第4 救急活動	救護班（健康相談センター）

### 第1 救出活動の基本方針

#### 1 救出活動の実施者

- 救出は原則として、町長、消防機関（常備消防及び消防団）、警察機関、海上保安部が実施する。
- 初期の活動として、住民及び消防団、自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。

#### 2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者とする。

##### ■救出対象者

- 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合
  - ・火災の際に火中に取り残された場合
  - ・山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
  - ・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたりした場合
  - ・山津波により生き埋めになったような場合
  - ・登山者が多数遭難したような場合
  - ・災害により海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

### 第2 救出活動

#### 1 町の救出活動

- 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。
- 救出活動に必要な人員（協力者等）、車両船艇、特殊機械器具ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。
- 町による救出が困難なときは、速やかに警察、自衛隊等の応援を求める。
- その他必要に応じ、県警察、海上保安部等へ救出活動を依頼する。

■その他の関係機関による救出活動

県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。</li> <li>○ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。</li> <li>○救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。</li> </ul>
海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○巡視船艇、航空機又は海上保安官により保有の救難資器材を使用して海上等における遭難者等の救出にあたる。</li> <li>○巡視船艇、航空機等により、海上等における行方不明者等の捜索を実施し救出にあたる。</li> <li>○海上における救助活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。</li> </ul>

2 自主防災組織等の救出活動

自主防災組織は、範囲内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、町役場、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

第3 災害救助法に基づく救出活動

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、法第13条第1項の規定により、町長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

2 救出対象者

救出対象者は、次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>○災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者</li> </ul>
--

3 救出活動のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○舟艇、機械器具等借上費又は購入費</li> <li>○修繕費</li> <li>○燃料費</li> <li>○その他</li> </ul>	救出に要した経費の実費

4 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

## 第4 救急活動

---

### 1 初期救急活動

被災地における住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当での実施に努める。

### 2 町の救急活動

救護班（健康相談センター）による救急活動及び医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、応援協定に基づき、県及び他市町に対し、応援出動を要請する。

## 第15章 遺体捜査及び収容埋葬計画

項目	担当
第1 遺体の捜索	衛生班（保険環境課）、（長崎県警察、佐世保市消防局）
第2 遺体の処理	衛生班（保険環境課）、（日本赤十字社長崎県支部）
第3 遺体の埋葬	衛生班（保険環境課）
第4 県への応援要請	総務班（総務課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 遺体の捜索

#### 1 実施責任者

町長が消防団、自主防災組織、警察、消防等関係機関の協力を得て行う。  
災害救助法が適用された場合、原則として知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、迅速に行うため必要と認めるときは災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

#### 2 遺体捜索の方法

- 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜査に切り替える。
- 行方が明らかでないが、生存している可能性のある者については「第14章 救出計画」により救出を行う。
- 遺体の捜査は、実施責任者たる町長（保険環境課）が遺体捜査の計画をたて、消防団、自主防災組織、警察、消防等関係機関の協力を得て、捜査に必要な機械、器具等を借上げて行う。

### 第2 遺体の処理

#### 1 実施責任者

町長は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を、関係機関の協力を得て行う。  
災害救助法が適用された場合は、知事又は日本赤十字社長崎県支部は、災害救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行うものとする。

#### 2 遺体処理の方法

- 遺体の識別が行えるよう、洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の遺体を短時日の間に埋葬することが困難な場合は、遺体安置所（寺院等の施設）を設定し、埋葬が行われるまでの間、一時保存する。
- 遺体見分については、警察官と海上保安官による見分（死体取扱規則）を行う。また、死因その他につき、医師の立会を求めて必要な見分を行う。

#### 3 漂流遺体の処理

- 遺体の身元が判明している場合の処理
  - ・原則として、町に漂着した遺体は、警察官又は海上保安官の見分をうけた後、ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地各市町長に連絡して引き取らせるものとする。ただし、被

害地域に災害救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

○遺体の身元が判明していない場合の処理

- ・遺体の身元が判明しない場合であって災害救助法を適用されたり、災害発生地市町から漂着したものと推定されたりする場合は、前記と同様に取扱うものとする。なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影し記録として残しておくものとする。
- ・遺体が罹災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、町長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

### 第3 遺体の埋葬

#### 1 実施責任者

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合、町長が実施する。

災害救助法が適用された場合、原則として知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、迅速に行うため必要と認めるときは災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

#### 2 遺体埋葬の方法

- 原則として、火葬とするが状況により土葬する。
- 棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、納骨等の役務の提供を原則とする。

### 第4 県への応援要請

町長は、遺体の捜索、処理、埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県及び日本赤十字社に応援を要請する。

#### ■県への応援要請時の伝達事項

- 捜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
- 捜査地域
- 埋葬施設の使用可否
- 必要な輸送車両の数
- 遺体処理に必要な機材、資材の品目別数量

## 第16章 要配慮者対策計画

項目	担当
第1 地域における要配慮者の避難支援	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）
第2 指定避難所等における要配慮者の生活支援	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）
第3 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）

避難行動要支援者を含む要配慮者は、風水害等の災害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

### 第1 地域における要配慮者の避難支援

#### 1 要配慮者施設への災害情報の伝達及び安否等の確認

町は、高齢者、障害者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）に対し、電話、ファクシミリ、防災行政無線等多様な伝達手段を活用して災害情報を伝達するとともに、施設の被害状況や施設利用者の安全確保状況等の情報を収集する。

#### 2 避難行動要支援者等の安否確認・救助等

町は、災害に伴う避難指示等が発令された時に、家族、町内会、民生委員・児童委員、避難支援等関係者の協力を得て、在宅の要配慮者（避難行動要支援者を含む）への災害情報の伝達及び安否確認を行うとともに、必要に応じ、警察、消防、関係者に対して、安否確認あるいは救助活動の支援を要請する。

特に避難行動要支援者については、予め作成している避難行動要支援者名簿の情報を活用し、関係者と連携して確実な避難支援を行う。

#### 3 要配慮者の避難誘導及び指定避難所等への入所措置

町は、町内会、民生委員・児童委員等と連携し、在宅の要配慮者（避難行動要支援者を含む）に対して迅速・的確な避難誘導を実施する。

援護の必要性が高い者については、福祉避難所あるいは社会福祉施設等への入所を進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。また、必要に応じて、自動車による避難先への移送について手配する。

## 第2 指定避難所等における要配慮者の生活支援

### 1 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所の運営に際しては、要配慮者に十分配慮した生活環境の整備に努める。

○要配慮者に配慮した食糧、生活物資の供給

食糧及び生活物資の供給に際しては、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した品目の供給に配慮する。

○快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

○福祉サービスの提供・充実

福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、介護保険サービスの提供、ケースワーカーの配置や手話通訳者・ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。

○相談窓口の設置等

指定避難所内に要配慮者用の相談窓口を設けるなど、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

### 2 福祉避難所、社会福祉施設等への受入れ等

町は、要配慮者に配慮して、事前に指定している要配慮者施設を福祉避難所として開設するほか、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難生活の場の確保に努める。

また、指定避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者を指定避難所から公的施設、公的住宅、社会福祉施設、病院等へ早期に受入れが可能となるよう、その体制の整備に努める。

### 3 要配慮者に配慮した医療福祉サービスの提供

町は、保健師、看護師等を中心に指定避難所への巡回健康相談や在宅要配慮者の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

また、専門の医療関係者による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ中長期的に支援する仕組みを構築する。

## 第3 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

### 1 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

### 2 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配慮等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

### 3 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

### 4 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

### 5 町、県の支援

町及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

町は、保育所、学童児童について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

## 第17章 緊急物資供給計画

### 第1節 食糧供給計画

項目	担当
第1 食糧供給の基本方針	—
第2 主食の応急供給	福祉班（住民福祉課）
第3 応急食糧の緊急引渡し	福祉班（住民福祉課）
第4 炊き出し及び食糧の供給	福祉班（住民福祉課）
第5 災害救助法に基づく食糧供給	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）

#### 第1 食糧供給の基本方針

##### 1 実施責任者

被災地域の被災者等に対する食糧品等の供給は、町が行うものとする。

##### 2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は平常時から必要な食糧等の緊急物資の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）

また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力するとともに、必要により炊き出しを行う。

#### 第2 主食の応急供給

町は応急供給を行うべき次の事態が生じた場合、知事に対し農林水産省政策統括官の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の応急供給数量並びに取扱者を申請し、その承認後供給を受け、罹災者等に対する供給又は給食を実施する。この手続きは、急を要する場合は電信電報等によるものとするが、緊急の場合等は一応供給又は給食を実施の上、事後速やかに手続きを行うものとする。

- 罹災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合
- 災害により販売機能が混乱し、通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合
- 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合

災害救助法により、被災者等に対し、炊き出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

また、町長が知事の補助機関として炊き出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊き出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- 炊き出し受給者名簿
- 食糧品現品給与簿
- その他関係証拠書類

### 第3 応急食糧の緊急引渡し

町長は、交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合は、農林水産省政策統括官通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によりし、応急食糧の引渡しを受けるものとする。

### 第4 炊き出し及び食糧の供給

#### 1 炊き出しの対象者

炊き出しによる食糧供給を受ける対象者は、次のとおりとする。

- 指定避難所に入所している者
- 住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため炊事ができない者
- 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、旅行等でその必要のある者

#### 2 炊き出しの方法

炊き出しは、必要に応じ自主防災組織、食生活改善推進員、婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。また、炊き出し材料の確保については、自主防災組織、食生活改善推進員、婦人会、日赤奉仕団等の協力を得るとともに、器材は極力、指定避難所や学校、集会所等の施設の利用を図るものとする。

なお、保育所、小中学校及び総合福祉センターの炊き出し能力は、次のとおりである。

##### ■主要施設の炊き出し能力

施設名	炊き出し能力
佐々中学校	1,500食／日
佐々小学校	1,350食／日
口石小学校	1,950食／日
総合福祉センター	300食／日
第2保育所	100食／日

#### 3 燃料の確保

町長は、炊き出しに必要なLPガス、器具等の支給又は斡旋を行うものとする。なお、調達ができないときは、次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。

- 必要なLPガスの量
- 必要な器具の種類及び個数

#### 4 炊き出し以外による食糧の供給

炊き出しによる食糧の供給ができない場合、乾パン、パン類等、調理・加工せずに食することができる食品を給与する。

#### 5 食糧の緊急調達

- 発災当日は食糧の調達が困難なため、備蓄されている食糧を活用する。
- 必要な場合は販売業者との協定に基づき、協力を要請し、調達する。

#### 6 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の供給のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

### 第5 災害救助法に基づく食糧供給

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合、食糧の供給は法第13条第1項の規定により町長が行う。また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

#### 2 食品給与の対象者

食品の給与対象者は、次のとおりとする。

- 避難所に避難している者
- 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事の出来ない者

#### 3 食品給与の方法

食品の供給は、米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

#### 4 救出活動のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○主食費	1人1日当たり 1,160円以内
○副食費	
○燃料費	
○雑費	

#### 5 救出の期間

給与期間は災害発生の日から7日以内とする。

## 第2節 衣類品及び生活必需品供給計画

項 目	担 当
第1 物資供給の基本方針	—
第2 物資の調達	福祉班（住民福祉課）
第3 物資の給与	福祉班（住民福祉課）
第4 災害救助法に基づく生活必需品の給与	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 物資供給の基本方針

#### 1 実施責任者

災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、町長が行う。  
災害救助法が適用された場合、物資の購入及び輸送は知事が行い、町長がその補助にあたる。  
また、罹災者に対する配分は町長が行う。

#### 2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は、平常時から必要な生活必需品等の緊急物資の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）  
また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力する。

#### 3 給与対象者

生活必需品等の給与を受ける対象者は、次のとおりとする。

- 災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害をうけた者
- 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

#### 4 給与する品目

給与する生活必需品等の品目は、次のとおりとする。

- 寝具：毛布、タオルケット、布団等
- 衣料：作業衣、学童服、スカート、下着類
- 炊事用具：鍋、釜、バケツ、湯沸器等
- 生活必需品等：紙おむつ、生理用品、授乳用品等

### 第2 物資の調達

必要物資（衣類、寝具類、鍋、釜、日用品等）は、町内業者、物資の供給に関する協定を締結した事業所等から調達する。なお、物流拠点や指定避難所等までの輸送については、業者への委託やボランティアの活用等、外部委託することを基本とする。

### 第3 物資の給与

住民福祉課において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配布計画表を作成した上で購入し、給与については、物資支給責任者を定め町内会長の協力を得て実施する。

### 第4 災害救助法に基づく生活必需品の給与

#### 1 物資の調達・配分の方法

災害救助法の基準による被服、寝具その他生活必需品の調達は、知事（県福祉保健課）からの給与による。

町長は、知事が示した配分計画に基づき、各罹災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

#### 2 物資給与のための費用

物資給与のための費用の限度額は、次のとおりとする。

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼・ 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
単位：円		(注) 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）					

#### 3 物資給与の期間

供与期間は災害発生の日から10日以内とする。

## 第18章 上下水道施設復旧計画

### 第1節 給水及び水道施設復旧計画

項目	担当
第1 給水及び水道施設復旧の基本方針	—
第2 応急給水	給水班（水道課）
第3 水道施設の応急復旧	給水班（水道課）
第4 下水道施設の応急復旧	下水処理班（水道課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

#### 第1 給水及び水道施設復旧の基本方針

##### 1 実施責任者

災害における罹災者に対する飲料水の供給については、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、これに準ずる。

##### 2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は平常時から、おおよそ3日分の飲料水の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）  
また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う給水活動に協力する。

##### 3 給水の対象者及び給水量

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対して、生活に最低限必要な給水を行う。その場合の給水量は、災害発生から3日間は1人1日当たり3ℓ、その後は20ℓを目標とする。

#### 第2 応急給水

##### 1 応急給水の方法

町内外周辺水道からの給水車による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、町外から給水をうけるための措置を講じる他、次の事項を県に示し、飲料水の調達又は斡旋を要請する。

- 給水を必要とする人員
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

##### 2 応急給水に使用する器具

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのち使用するものとする。

### 3 応急給水の実施期間

供給期間は、災害の日から給水施設が復旧する日までとする。

なお、災害救助法が適用された場合の供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### 4 医療機関・福祉施設等への優先給水

医療救護活動を行うために設置する救護所等や、後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに介護老人福祉施設等の福祉施設への給水を優先的に行う。

## 第3 水道施設の応急復旧

### 1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、動員体制について確立しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

### 2 応急対策用資材器材の確保

発電機、ポンプ、配水管の応急用資材等、応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

### 3 応急措置

上水道施設の応急措置について次のように実施するものとする。

- 施設が損壊したときは、損壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。
- 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- 取水、導水、浄水施設が損壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。
- 各配水池がすべて使用不能となったときは、他市町から給水をうけるための給水車を派遣するなど、飲料用の最低量の確保に努めるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。
- 配水管の幹線が損壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させるなどの方法により給水を確保する。
- 配水管の幹線が各所で損壊し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの給水を停止し、損壊箇所の応急処理を行う。

## 第4 下水道施設の応急復旧

### 1 二次災害の防止対策

下水処理班（水道課）は、大規模な災害が発生した場合、予め作成した下水道業務継続計画に従い、直ちに下水道施設の被害状況の調査を行うとともに、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずる。

### 2 下水道施設の応急復旧

下水処理班（水道課）は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに巡視を行い、損壊その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、指定避難所等の仮設トイレのし尿処理について、受入れ可能な下水処理場の情報を提供する。また、必要に応じ、プール、池、井戸水、河川水、海水等の利用を図るものとする。

また、下水道施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。

### 3 排水施設における応急対策

排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

## 第2節 公共下水道災害復旧計画

項目	担当
第1 公共下水道施設復旧の基本方針	—
第2 公共下水道施設の応急復旧	下水処理班（水道課）

### 第1 公共下水道施設復旧の基本方針

下水道施設は町民生活に大きな影響を与えるライフラインであるため、早期の復旧が求められる。このため、災害の発生で下水道施設が被災した場合、迅速に応急措置ができるよう、被害状況について早期把握に努めるとともに、下水の排除及び処理機能を確保するための確な応急復旧を行う。

### 第2 公共下水道施設の応急復旧

#### 1 応急対策要員の確保

災害発生後、職員は速やかに行動を起こせるように、連絡表や配備体制表を常備する。

浄化管理センター等の維持管理委託業者、日本下水道事業団、民間業者（コンサルタント等）の、支援協力が必要であるため、緊急時における支援体制の確立を図る。

#### 2 応急対策用資材器材の確保

施設ごとの鍵、照明機具、マンホール鉄蓋開け、カメラ等は場所を決め保管し、道路調査を行い、異常がある場合、カラーコーン、バリケード、マーカーライト等の設置など必要措置を講ずる。

下水道台帳（管渠、施設）の整備について、日頃から図面等の整備を図り、施設状況を把握しておくものとする。

## 第19章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

項 目	担 当
第1 応急仮設住宅の設置	第一復旧班（建設課）
第2 住宅の応急修理	第一復旧班（建設課）
第3 建築資材及び建築業者の調達、斡旋	第一復旧班（建設課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 応急仮設住宅の設置

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置する。

#### 2 入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者、自らの資力で住宅を得ることができない者とする。

#### 3 応急仮設住宅の供給方法等

応急仮設住宅は、建設して供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅、又はその他適切な方法により供与するものとする。

建設型応急住宅の建設用地は、原則として町有地とし、浸水や土砂災害等に対する安全性を点検したうえで、その適地を予め選定しておく。

賃貸型応急住宅については、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、予め借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておくものとする。また、必要に応じて、町営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用することも検討する。

応急仮設住宅の供給方法等については、次表に示す災害救助法の基準に準じて行うものとする。

#### ■災害救助法に基づく応急仮設住宅供与の基準

	建設型応急住宅	賃貸型応急住宅
住宅の規模	1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定	世帯の人数に応じて、左記に定める規模に準じる
国庫負担限度額	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額
着工・借上の期間	(着工) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する	(借上) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する
貸与期間	建設完了の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで	

## 第2 住宅の応急修理

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として応急修理にあたる。

災害救助法が適用されない小規模災害の場合における被災住宅の応急修理は、町長が行う。

### 2 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次のとおりとする。

- 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理をすることができない者
- 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

### 3 応急修理の実施方法等

応急修理の実施方法等については、次表に示す災害救助法の基準に準じて行うものとする。

#### ■災害救助法に基づく応急修理の基準

応急修理の範囲	居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る
応急修理の費用 (国庫負担限度額)	1世帯 595,000円以内(下記以外の世帯) " 300,000円以内(半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯)
応急修理の期間	原則として、災害発生の日から1か月以内

## 第3 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋又は調達を要請する。

なお、町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

#### ■県への要請時の記載事項

応急仮設住宅の場合	住宅応急修理の場合
○被害戸数(全焼、全壊、流失)	○被害戸数(全焼、全壊、流失)
○設置を必要とする住宅の戸数	○修理を必要とする住宅の戸数
○調達を必要とする資機材の品目及び数量	○調達を必要とする資機材の品目及び数量
○派遣を必要とする建築業者数	○派遣を必要とする建築業者数
○連絡責任者	○連絡責任者
○その他参考となる事項	○その他参考となる事項

## 第20章 障害物の除去計画

項目	担当
第1 洪水、崩土、岩石落下による道路の閉塞等への対応	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）
第2 災害救助法に基づく障害物の除去	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 洪水、崩土、岩石落下による道路の閉塞等への対応

#### 1 実施責任者

国道、県道については、管轄する九州地方整備局及び県が、町道・農道については町が行う。  
また、電柱、架線、看板等はその施設の管理者、建設中の現場工作物等はその業者が行う。

#### 2 除去活動を行う状況

次の状況に該当するとき、障害物の除去活動を実施する。

- 住民の生命、財産等を保護するために必要とする場合
- 交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合
- 応急対策活動を実施するために必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

#### 3 実施方法

町有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施する。なお、障害物除去に必要な機械器具については、随時使用できるように、関係業者と十分連絡をとるなど、万全の措置を講ずるものとする。

また、一時的な土砂等の集積又は捨土場所については、災害の規模によるが、原則として町有地を確保する。

町長は、必要に応じ、県、自衛隊、他市町等に応援を要請する。

### 第2 災害救助法に基づく障害物の除去

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として障害物の除去にあたる。

#### 2 障害物除去の対象者

障害物除去の対象者は、次の各号に該当するものとする。

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあること
- 自らの資力をもって障害物を除去することができない者

### 3 障害物除去のための費用

---

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○機械器具等の借上費又は購入費	1世帯当り
○輸送費	137,900円以内
○賃金職員等雇上費 等	

### 4 実施期間

---

原則として、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

## 第21章 義援金品募集配分計画

項 目	担 当
第1 義援金の受付	福祉班（住民福祉課）、（社会福祉協議会）
第2 義援物資の受付	福祉班（住民福祉課）、（社会福祉協議会）
第3 義援金、義援物資の保管	福祉班（住民福祉課）、情報班（出納室）
第4 義援金、義援物資の配布	福祉班（住民福祉課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 義援金の受付

義援金の受付は、町、佐々町社会福祉協議会、長崎県共同募金会、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県社会福祉協議会等において行う。

義援金の受付にあたっては、各関係機関と連携するとともに、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら受付について周知を図る。

### 第2 義援物資の受付

県及び関係機関の協力を得ながら、指定避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受入れを希望するもの、受入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。なお、必要に応じ、小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及、内容の周知等に努める。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。なお、指定避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行う。

### 第3 義援金、義援物資の保管

義援金については、出納室が義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

また、町に送付されてきた義援物資類の保管は、福祉班（住民福祉課）において、適宜保管場所（倉庫等）を定めて保管する。

### 第4 義援金、義援物資の配分

各受付機関で受領した義援金、義援物資は、これを一括し、義援金品配分委員会（事務局：福祉班）（災害の状況によりその都度各関係機関をもって設置する）において配分方法を決定し、速やかに被災者に配布する。

なお、配布にあたっては、被災者自らが協力する他、ボランティアや自主防災組織等との連携・協力を求めるものとする。

## 第22章 医療助産計画

項目	担当
第1 医療助産の基本方針	—
第2 応急医療助産活動の実施	救護班（健康相談センター）、第一要支援者支援班（健康相談センター）
第3 県及び医療機関に対する協力要請	救護班（健康相談センター）、第一要支援者支援班（健康相談センター）
第4 災害救助法に基づく医療助産	救護班（健康相談センター）、第一要支援者支援班（健康相談センター）

### 第1 医療助産の基本方針

#### 1 実施責任体制

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

医療、助産の実施は、医療機関の協力のもと、救護班（健康相談センター）が行うものとする。ただし、急を要し救護班による助産のいとまがない場合は、助産師等により行うものとする。

### 第2 応急医療助産活動の実施

#### 1 被災地の状況把握

町長は、災害の発生を知ったときは直ちに情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報する。

また、医療機関等と協力し、次の事項について情報収集を行う。

- 被災地域内の医療施設の被害状況、稼働状況
- 医療機関の患者受入れの状況
- 職員の被災状況、稼働状況
- 医薬品等及び医療用資器材の需給状況
- 施設への交通状況

#### 2 救護所等の設置

町は、県北保健所、北松浦医師会、医療機関と協力し、被災状況等を踏まえ、適時適切な場所に救護所を、また指定避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）をそれぞれ設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所、スタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

- 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科医を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替えるなど、指定避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行う。
- 必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

### 3 搬送体制の確保

町は、災害拠点病院等への救急患者の搬送及び医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送・緊急輸送体制の確保を要請する。

### 4 医療施設のライフライン確保

医療施設のライフライン確保にあたっては、概ね次の対応策を行うものとする。

- 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。
- 町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。
- 町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

### 5 保健師等による健康管理

町は、次により被災者の健康管理を行う。

- 保健師等による保健指導、栄養指導等を実施し、被災者の健康管理を行う。
- 被災者、救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、長崎こども・女性・障害者支援センター等と協力し、メンタルヘルスケアを実施する。

### 6 医薬品等の確保

町は、医療活動等に必要な医薬品等が不足する場合、その時の実情に応じ最も適当と認められる業者を指定して調達するが、町内での調達が不能な場合、県（県北保健所）に対して医薬品等の調達を要請するものとする。

また、救護所、避難所、救護センター等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、町は長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

⇒資料編 24. 医療関連施設一覧

## 第3 県及び医療機関に対する協力要請

町は、応急的な医療及び助産を実施する場合は、北松浦医師会及び町内の医療機関の協力を求めて行うものとする。

また、町単独での医療、助産活動等が困難となった場合、地域災害医療センター、日本赤十字社長崎県支部又は県に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

県及び保健所が保健医療福祉活動の総合調整を行うための保健医療福祉調整班を設置した場合、町は、必要に応じて、これらの活動に協力する。

## 第4 災害救助法に基づく医療助産

県知事から委任を受けた町は、次表のとおり医療又は助産を実施する。

### ■災害救助法に基づく医療助産の基準

	医 療	助 産
対象者	災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者	災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであつて助産の途を失った者
範 囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診察</li> <li>○薬剤又は治療材料の支給</li> <li>○処置、手術、その他の治療及び施術</li> <li>○病院又は診療所への収容</li> <li>○看護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分娩の介助</li> <li>○分娩前後の処置</li> <li>○脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料</li> </ul>
費 用 (国庫負担限度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助法適用による医療救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費</li> <li>○一般病院診療所国民健康保険診療報酬の額以内</li> <li>○施術者当該地域における協定料金の額以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護班、産院その他医療機関による場合 使用した衛生材料、処置費(医療救護班の場合を除く)等の実費</li> <li>○助産師による場合 慣行料金の8割以内の額</li> </ul>
期 間	原則として、災害発生の日から14日以内	原則として、分娩の日から7日以内
	必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。	

## 第23章 保健衛生計画

### 第1節 防疫・清掃計画

項目	担当
第1 防疫活動	衛生班（保険環境課）
第2 清掃活動	衛生班（保険環境課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

#### 第1 防疫活動

##### 1 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。なお、防疫実施については衛生班（保険環境課）が実施する。

##### 2 防疫の実施

###### ①感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節では「法」と略記）第27条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、感染症予防法規則（以下、本節では「規則」と略記）第14条に定めるところに従って行う。

なお、被災家屋及びその周辺においては、衛生班及び町内会長を通じて消毒薬剤を配布し、家屋の管理義務者等が実施する。災害の規模によっては、町は専門業者へ委託して実施する。

###### ②物件に係る措置

法第29条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第16条に定めるところに従って行う。

###### ③ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、規則第15条の規定により定められたところによる（薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施）。

##### 3 指定避難所の防疫措置

指定避難所は多数の避難者を受け入れるため、不衛生になりがちとなるので、県北保健所の指導・協力を得て防疫活動を実施する。

##### 4 防疫薬剤の調達

防疫薬剤の調達は、保険環境課において行うものとする。調達不能の場合は、県北保健所に調達・斡旋の要請を行うものとする。

#### 第2 清掃活動

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は町長が行うものとする。実施は、保険環境課が行うものとする。

災害の状況により必要な場合は、佐々浄化管理センターで行う。

共  
通  
編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資  
料  
編

## 第2節 災害廃棄物処理計画

項 目	担 当
第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備	衛生班（保険環境課）
第2 廃棄物の処理	衛生班（保険環境課）

共  
通  
編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資  
料  
編

### 第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

#### 1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

町は、関係市町と協力し、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。また、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

#### 2 災害時応急体制の整備

適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、「災害廃棄物対策指針」や「長崎県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、「佐々町災害廃棄物処理計画」を策定している。町は、この計画に基づき、平常時より廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備に努める。

#### ■災害廃棄物処理計画の構成

編	章	内 容
1. 総則	基本的事項	計画の目的・位置づけ・対象、処理主体の役割、基本的考え方 等
	組織・推進体制	組織体制・指示命令系統、情報収集・連絡、協力・支援体制、人材育成・教育訓練、町民への啓発・広報
2. 災害廃棄物等処理対策	全般的事項	基本方針、事務の流れ、処理実行計画の策定 等
	発生量の推計	地震・津波による災害廃棄物、風水害による災害廃棄物、し尿発生量・仮設トイレ必要基数、避難所ごみ発生量
	災害廃棄物処理	処理の流れ、収集運搬体制、仮置場、処理施設、分別・中間処理・再資源化・最終処分、し尿処理、避難所ごみ処理、損壊家屋の解体・撤去、環境対策・モニタリング 等
3. 計画の見直し		

### 第2 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、「佐々町災害廃棄物処理計画」（令和2年3月）に基づき行うが、概ね次のように処理を行う。

#### 1 被災地の状況把握

発生直後から、施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

#### 2 廃棄物処理実行計画の策定

町は、廃棄物処理にあたって、「佐々町災害廃棄物処理計画」を基に、災害廃棄物の発生量、

廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、被災の状況と災害廃棄物処理の対象、発生量推計、処理期間等、処理の基本方針を定めるとともに、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法、処理スケジュール等、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

### 3 避難所ごみ（生活ごみ）、粗大ごみ等の処理

平常時の収集・処理体制を基本として、町が収集を行い次の方法で処理する。

- 被災状況、発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災後3～4日後には、収集・処理を開始することを目標とする。被災状況により収集・処理の再開が遅くなる場合は、生活ごみ（食品残渣混合ごみ）専用の仮置場を検討する必要があるため、あらかじめ候補地の選定に努める。
- 収集した避難所ごみは、平常時どおり、佐々クリーンセンターにおいて処理・処分することを原則とする。
- 生活ごみの分別区分は平常時と同様を原則とする。ただし、災害発生後の状況に応じて資源ごみ回収の休止や区分変更の検討、家庭での一時的なごみの保管要請等を行う。
- 腐敗性のごみにより害虫等が発生し生活環境が悪化する場合は、薬剤等により駆除を行う。
- 施設破損や停電、断水等により施設が稼働不能の場合、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して一時保管あるいは、県及び他の市町に処理を要請する。
- 粗大ごみは、災害発生後一時的に搬出が増大すると予想されるため、被災地域では現行のごみステーション収集から拠点収集への変更や被災程度の違いにより収集頻度など地域別に異なった対応を図ることを検討する。
- 家屋の解体に先立って排出される粗大ごみについては、集積場を指定する。
- 事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

### 4 し尿の処理

平常時の収集・処理体制を基本として、町が収集を行い次の方法で処理する。

- 平常時どおり、民間事業者（委託）において処理することを原則とする。
- 被災状況（被災戸数等）を勘案して、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置にあたっては、障害者及び高齢者、女性、子供への配慮を行う。
- 仮設トイレからのし尿収集・処理は、収集運搬業者への委託により収集し、民間事業者（委託）において処理する。
- 平常時に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭・事業所及び公衆便所からのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理も平常時同様、収集運搬業者への委託により収集し、民間事業者（委託）において処理する。
- 常時に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭・事業所等からの収集頻度は平常時と同様とする。ただし、災害時の業務量の増大により通常時の収集頻度が困難な場合は一時的な変更について検討する。
- 災害による損壊等により民間事業者（委託）で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、県を通して応援の要請をする。
- 仮設トイレの設置による収集業務の増大により、収集に支障をきたす場合は、関連団体や県に対し、人員や収集車の調達、処理の応援を要請する。

○水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

## 5 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、次の事項を考慮して行う。

- 災害時の倒壊建物の撤去、処理については自己処理を原則とする。なお、必要に応じて、自衛隊、土木建築・解体業者等の協力を得て、解体・運搬を行う。
- 発生した災害廃棄物は、一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別の処理を行い、可能な限り再資源化（リサイクル）に努める。その後、焼却処理等の減量化を図り、埋立処分を行う。
- 処理にあたっては、町や民間の既存施設を最大限活用し、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や県等との調整を行い、計画期間内（発災から概ね3年間以内）の処理完了を目指す。
- 仮置場にアスベストを含む解体材の搬入・搬出を行う場合には、廃棄物処理法等に従って、適正な搬出・運搬を行う。
- ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

### ■一次仮置場の候補地

名 称	住 所	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
サン・ビレッジさざ多目的グラウンド	佐々町小浦免 41-3	16,500	公有地
佐々中学校グラウンド	佐々町本田原免 111	11,556	公有地
佐々小学校グラウンド	佐々町中川原免 111-1	9,201	公有地
千本公園グラウンド	佐々町羽須和免 200	7,700	公有地
口石小学校グラウンド	佐々町須崎免 389	6,770	公有地

## 6 廃棄物処理に係る支援要請

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

県は、県内の市町、災害支援協定を締結した関係団体等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。また、被災状況から判断して県外の広域処理が必要と判断した場合には、国や近隣県に支援要請を行う。

## 7 環境対策・モニタリング

町は、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響の防止を目的として、各影響項目（大気、騒音・振動、土壌等、臭気、水質）について環境モニタリングを行う。

## 第24章 輸送及び交通対策計画

### 第1節 輸送計画

項目	担当
第1 緊急輸送の基本方針	—
第2 緊急輸送の実施	総務班（総務課）
第3 災害救助法に基づく緊急輸送の実施	総務班（総務課）

#### 第1 緊急輸送の基本方針

災害応急対策要員、罹災者、災害応急対策用物資、機械等の輸送は、災害応急対策を実施する県、町又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、罹災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、第1次的には、町が実施するものとし、他の防災関係機関は、町が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

#### 第2 緊急輸送の実施

##### 1 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行う。

- 陸上輸送（自動車、鉄道、人力）
- 海上輸送（船舶）
- 航空輸送（ヘリコプター等）

##### 2 輸送の対象

輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

##### ■各段階における輸送対象

段階	輸送対象
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</li> <li>○災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</li> <li>○後方医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階の続行</li> <li>○食料、水等生命の維持に必要な物資</li> <li>○傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>

第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2段階の続行</li> <li>○災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>○生活必需品</li> </ul>
------	---

### 3 輸送手段の確保

車両、船舶等輸送手段の確保については、概ね次の方法で行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○町有車両の活用</li> <li>○民有車両の借り上げ（長崎運輸支局を通じ、バス・トラック・タクシー事業者、運送業者等に協力を求める）</li> <li>○公共団体及び民有船舶の借り上げ（県を通じ、ボート業者、漁業協同組合、NPO法人長崎県水難救済会、旅客船事業者・内航海運事業者等に協力を求める）</li> <li>○航空機の要請（県、自衛隊）</li> <li>○鉄道への協力要請（MR松浦鉄道）</li> <li>○燃料等確保のための関係業界への協力要請</li> </ul>
---

なお、他の災害対策実施機関又は関係事業者に対して応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等、必要な輸送条件を明示して行うものとする。

### 4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げに係る費用は、地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

## 第3 災害救助法に基づく緊急輸送の実施

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県が実施する。ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置を待つ暇がないとき、又は特別の事情があるときは、次の基準により町長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

災害救助法に基づく緊急輸送を実施した場合、町長は、これらに関する必要な帳簿、証拠書類を整理保存するものとする。

### ■災害救助法に基づく緊急輸送の範囲と期間

輸送の範囲	輸送実施の認められる期間
罹災者の避難輸送	災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送	災害発生の日から14日以内
助産に関する輸送	災害発生の日から13日以内
罹災者の救出に関する輸送	災害発生の日から3日以内

	飲料水供給のための輸送	災害発生の日から 7 日以内
救済用物資輸送	炊き出し用食糧調味料及び燃料の輸送	災害発生の日から 7 日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	災害発生の日から 14 日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	災害発生の日から 10 日以内
	学用品の輸送	教科書は災害発生の日から 1 か月以内、その他は 15 日以内
	遺体捜査のための輸送	災害発生の日から 10 日以内
	遺体処理のための輸送（埋葬を除く）	災害発生の日から 10 日以内

(注) 輸送の範囲については、上記以外について特に必要な場合には事前に内閣総理大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

■災害救助法に基づく緊急輸送の費用の基準

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運送費（運賃）</li> <li>○借上料</li> <li>○燃料費</li> <li>○消耗器材費</li> <li>○修繕費</li> </ul>	当該地域における 通常の実費

## 第2節 交通応急対策計画

項 目	担 当
第1 支障箇所の通報連絡	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）、（長崎県）
第2 交通規制の実施	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）、（長崎県）
第3 迂回路の設定等の応急措置の実施	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）、（長崎県）
第4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付	

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 支障箇所の通報連絡

道路管理者である第一復旧班（建設課）及び第二復旧班（産業経済課）は、その管理に属する道路（町道、農道、林道）、橋りょう等の支障箇所を把握するとともに、必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。また、県道等、他の道路管理者が管理する道路区間において支障箇所を確認した場合は、当該道路管理者（県道路維持課）に状況を通知するとともに、必要に応じ応急措置等の実施を依頼する。

なお、災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通知するものとする。通報をうけたときは、警察官にあつては町長へ、町長にあつては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する（災害対策基本法第54条）。

### 第2 交通規制の実施

#### 1 交通規制の実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

なお、交通を規制しようとするときは、道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、予め規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。ただし緊急を要する場合で通知する暇がないときは事後速やかにこれからの事項を通知する。

#### ■交通規制の実施機関

実施機関	範 囲
道路管理者 (町道:建設課、 農道林道:産 業経済課)	(道路法第46条) ①道路の破損・決壊その他の事由により、通行が危険であると認められる場合 ②道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(災害対策基本法第76条第1項、第76条の3第1項) ①災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合
	(道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) ①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき（公安委員会又は警察署長） ②道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合（警察官の行う一時的なもの）

港湾管理者	(港湾法第12条第1項、第4号の2) ①水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第39条) ①船舶交通の安全のため必要があると認めるとき ②異常な気象又は海象、海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずるおそれが生じ、又は混雑を生じるおそれがあるとき、危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき
	(海上保安庁法第18条) ①海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

## 2 道路管理者による交通規制

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間、道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制により速やかに必要な交通規制を行う。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 3 公安委員会による交通規制

### ①交通安全のための規制

公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

### ②緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

公安委員会は、本町又は隣接市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示を必要な場所に設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

## 4 港湾管理者による交通規制

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

## 5 海上保安部による交通規制

①必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

②航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者は占有者に対し除去を指示する。

③航路標識に異常を認めるときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

④水深の異常を認めるときは、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

### 第3 迂回路の設定等の応急措置の実施

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、その旨を必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

### 第4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

#### 1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として認める車両の範囲（緊急用務のため県内を通行する場合の道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車を除く）は、次に掲げるとおりとする。

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両
- 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
- 被災者の救護、救助その他の保護を行うための車両
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
- 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
- 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
- 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持を行うための車両
- 緊急輸送の確保を行うための車両
- その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する車両

#### 2 確認の申請

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事（県北振興局）又は公安委員会（各警察署交通課）に対し、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書により申請し、確認標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。

また、緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。

#### 3 確認標章の掲示等

交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

## 第25章 文教応急対策計画

項目	担当
第1 文教応急対策の基本方針	—
第2 応急教育対策	教育班（教育委員会）
第3 教科書及び学用品の給与	教育班（教育委員会）
第4 学校給食対策	教育班（教育委員会）
第5 社会教育施設等対策	教育班（教育委員会）
第6 文化財対策	教育班（教育委員会）

### 第1 文教応急対策の基本方針

#### 1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は概ね次のとおりとする

- 小中学校その他の町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- 小中学校児童生徒に対する応急教育は、教育委員会が行う。
- 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長が行う。

#### 2 災害発生時における基本方針

- 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず学校長は、教育長及び災害対策本部に遅滞なく災害の状況、及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。
- 教育長は、被災校に速やかに職員を派遣し、被害状況を収集し関係機関に報告するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。
- 休日、休業中、放課後等に災害が発生した場合は、当該学校長は直ちに勤務に服し、被害状況の把握に努めるものとする。また、災害の状況に応じ、直ちに教職員に出動を命じ、被害の状況把握及び応急復旧対策にあたらせるものとする。
- 教育長、学校長及び町長は、応急教育を行うにあたり施設、教職員等の確保に応援を必要とするときは、県教育委員会に要請するものとする。

### 第2 応急教育対策

#### 1 休校措置

- 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとるものとする。
- 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災無線放送その他の方法により児童生徒及び保護者に周知させるものとする。
- 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させ、必要に応じて町内会担当教諭が、各町内会の安全な場所まで誘導し、帰宅させる。

## 2 学校施設の確保

教育委員会又は各学校長は、予め災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図る。なお、被害の程度により応急復旧のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。

### ■学校施設の確保の方法

被害の程度	学校施設の確保の方法
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ② 二部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体、又は町内全域について大災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する（町内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設の斡旋を要請する）。 ② 応急仮設校舎を建設する。

## 3 教職員の確保

災害のため教職員が欠員となり応急教育の実施に支障をきたす場合は、県教育委員会に対し、補充教職員の確保措置について要請する。

## 4 応急教育の実施にあたっての留意事項

応急教育の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 教科書、学用品等を損失した児童生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。
- 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等を予め通知する。
- 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

## 第3 教科書及び学用品の給与

教科書、学用品の調達、給与等については、災害救助法に定める基準に準じて行う。

### 1 給与の対象者

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水による被害を受けた小中学生の児童生徒及び高等学校等生徒で、学用品を喪失又はき損し、入手することができない者。

### 2 調達及び給与方法

教育委員会は学校長と緊密な連繫を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。なお、学用品の調達が困難

な場合は、県教育委員会に調達斡旋を要請する。

### 3 給与品目、費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法が適用された場合はこれに準ずる。また、災害救助法が適用されない場合は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定めるものとする。

#### ■災害救助法に基づく学用品の給与の基準

	医 療	
給与品目	○教科書、教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材） ○文房具 ○通学用品	
費用 (国庫負担限度額)	○教科書及び教材	実費
	○文房具及び通学用品	小学校児童1人 4,500円以内 中学校生徒1人 4,800円以内 高等学校等生徒1人 5,200円以内
期 間	○教科書及び教材	災害の発生日から1か月以内
	○文房具及び通学用品	災害の発生日から15日以内

## 第4 学校給食対策

教育委員会は、給食実施校が被害により給食を停止したときは、県教育委員会、県北保健所及び当該学校長と協議の上、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

また、被害を受けた給食用物資がある場合は、教育委員会はその状況を県本部に速やかに報告しなければならない。

## 第5 社会教育施設等対策

公民館等の社会教育施設の管理者は、施設利用者の避難誘導、安全確保措置を講じるとともに、速やかに施設の被災状況を把握し、その応急修理を実施するものとする。

## 第6 文化財対策

教育委員会は、町内文化財の被害状況を各所有者又は管理者に問い合わせて把握するとともに、被災文化財については、被災前の文化財の価値を維持するよう、当該所有者等に応急措置、復旧対策を指示・指導するものとする。

## 第26章 ライフライン施設等の災害応急対策計画

項 目	担 当
第1 電気施設の災害応急対策	(九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所)
第2 ガス施設の災害応急対策	(各ガス供給会社、長崎県LPガス協会)
第3 通信施設の災害応急対策	(NTTフィールドテクノ 長崎設備部)
第4 鉄道施設の災害応急対策	(松浦鉄道株)

ライフライン施設等の災害応急対策については、各実施機関が別途策定する防災業務計画、業務継続計画等によるものとするが、町は、必要に応じ、これらの実施機関が行う災害応急対策の支援・協力を行うものとする。

### 第1 電気施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

町は、実施機関から停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休憩等の場所として公共施設等を利用する以外方法がないことから、施設の提供を求められた場合は、可能な限り場所の確保を行うものとする。

### 第2 ガス施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

町は、町民等へ災害発生時にガス臭等以上に気付いた場合は大至急、施設等の管理業者に通報するよう周知徹底を図る。また、併せて、ガスが漏れいしている場合の禁止事項（火気厳禁、電氣的な操作も厳禁）等の周知徹底を図る。

町は、ガス施設の付近を避難誘導する場合は、ガスによる一酸化炭素中毒を避けるため、風上に避難誘導するものとする。

### 第3 通信施設の災害応急対策

町は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは実施機関へ応急対策を求めるものとする。

### 第4 鉄道施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、災害搬送等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

## 第27章 農林水産物災害応急対策計画

共通編

項目	担当
第1 農林水産業関係の被害状況の把握	第二復旧班（産業経済課）
第2 農林水産業関係の災害応急対策	第二復旧班（産業経済課）

### 第1 農林水産業関係の被害状況の把握

第二復旧班（産業経済課）は、ながさき西海農業協同組合、長崎県林業公社等、関係団体と連携を図り、速やかに農林水産関係の被害状況の把握に努める。

### 第2 農林水産業関係の災害応急対策

第二復旧班（産業経済課）は、関係団体と連携して、農林水産事業者に対して応急対策の技術的指導、支援を行う。

なお、主要作物等の災害応急対策の詳細については、長崎県地域防災計画に準じて行うこととする。

#### ■主要作物ごとの応急対策（長崎県地域防災計画 第18章）

主要作物等	災害応急対策
稲	水害技術対策、干害技術対策、冷害技術対策、風害（大雨）技術対策
麦	播種期の長雨（播遅れ）技術対策、生育後期の長雨技術対策
甘藷	冷害技術対策
馬鈴薯	風害技術対策、水害技術対策、干害技術対策、寒害技術対策
園芸作物	風害技術対策、水害技術対策、干害技術対策、寒害害（霜害）技術対策
茶	風水害技術対策、干害技術対策、寒干風害技術対策、凍霜害技術対策
畜産	風水害技術対策、干害（暑熱）技術対策、寒害（冬期）技術対策
材木等	苗畑の干害対策、造林木の風害・潮害跡地の復旧対策 等
藻類養殖	風害技術対策
貝類養殖	風害対策、水害対策、冷害・干害等対策
魚類養殖	風害対策、水害対策

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第28章 公共土木施設災害応急対策計画

項目	担当
第1 公共土木施設災害応急対策の基本方針	—
第2 河川・海岸の応急対策	第一復旧班（建設課）
第3 道路の応急対策	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）
第4 砂防施設の応急対策	第一復旧班（建設課）
第5 港湾の応急対策	第一復旧班（建設課）
第6 公園施設の応急対策	第一復旧班（建設課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 公共土木施設災害応急対策の基本方針

#### 1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体（国、県、町）が応急工事に必要な要員、資材、機械を確保して施工する。

#### 2 応急工事施工の体制

応急工事の施工については、第一次的には第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）の職員を動員して行う。

なお、本町職員では対処できない場合は、県、佐世保公共職業安定所、九州建設技術管理協会又は地元建設業者に対し、技術者等の供給斡旋を要請するものとする。また、必要に応じて自衛隊の派遣を知事に要請するものとする。

また、工事用特殊車両や復旧資材等を確保するとともに、応急工事を迅速に施工するため、大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結している佐々町建設協会等への要請や情報交換を行うなど、災害時における緊急確保の措置を講ずる。

### 第2 河川・海岸の応急対策

河川、海岸の応急措置としては、通常、本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

応急仮締切の施工については、仮締切工事施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- 在来法線位置締切
- 堤外月輪型締切
- 堤内月輪型締切
- 河口締切
- 後退締切

## 第3 道路の応急対策

### 1 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- 排土作業又は盛土作業
- 仮舗装作業
- 障害物の除去
- 仮道、栈道、仮橋等の設置

### 2 応急工事の順位

救助活動や食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものから重点的に実施する。

### 3 その他の応急措置等

上下水道、電気ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。なお、緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

## 第4 砂防施設の応急対策

被害の状況に応じて、概ね次のとおり応急対策を図る。

#### ○流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵、板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また、仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

#### ○砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

## 第5 港湾の応急対策

災害の状況に応じて、概ね次のとおり応急対策を図る。

#### ○背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

#### ○航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

#### ○けい留施設

岸壁等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

## 第6 公園施設の応急対策

### 1 災害発生直後の公園施設の緊急点検

公園等都市施設の点検を実施するとともに、指定避難所等又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

### 2 応急仮設住宅の建築支援等

公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。

## 第29章 漂流油による沿岸汚染対策計画

共通編

項目	担当
第1 漂流油による沿岸汚染対策の基本方針	—
第2 沿岸汚染対策要綱の制定	総務班（総務課）、第一復旧班（建設課）
第3 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定	総務班（総務課）、第一復旧班（建設課）

### 第1 漂流油による沿岸汚染対策の基本方針

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、町は、海上保安部及び県と連携して、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策を講じるものとする。

### 第2 沿岸汚染対策要綱の制定

町は、次の各号を検討し、沿岸汚染に対して措置すべき事項を定めるものとする。

- 沿岸住民に対する、汚染関係情報の周知及び広報
- 資器材の整備、保管
- 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- 漂流油の港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入の防止、漂着油防除等の応急対策の実施
- 関係機関への応援及び協力
- 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- 漂流油等の防除に要した経費、損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- その他必要な事項

### 第3 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

町は、沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴して、次の事項について検討したうえで、沿岸汚染防止計画を策定する。

#### 1 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、災害対策本部を設置するものとする。

#### 2 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合、又は防止の暇がなく港内等へ流入し漂流・漂着した場合には、時間の経過あるいは気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は次の要領で実施する。

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

- 定置網、養殖施設等に附着した油の防除・清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
- 部分的な少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
- 関係者だけで防除・清掃が困難と認められる場合には、町で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、町単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求めるなどの協議を予め行っておくものとする。

# 地震・津波災害応急対策編

- 第 1 章 組織動員計画
- 第 2 章 受援・応援計画
- 第 3 章 自衛隊派遣要請計画
- 第 4 章 労務供給計画
- 第 5 章 自発的支援の受入れに関する計画
- 第 6 章 通信及び情報収集伝達計画
- 第 7 章 災害広報計画
- 第 8 章 公安警備計画
- 第 9 章 災害の拡大防止活動
- 第 10 章 消防活動計画
- 第 11 章 災害救助法の適用に関する計画
- 第 12 章 避難計画
- 第 13 章 救出計画
- 第 14 章 遺体捜査及び収容埋葬計画
- 第 15 章 要配慮者対策計画
- 第 16 章 緊急物資供給計画
- 第 17 章 上下水道施設復旧計画
- 第 18 章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画
- 第 19 章 障害物の除去計画
- 第 20 章 義援金品募集配分計画
- 第 21 章 医療助産計画
- 第 22 章 保健衛生計画
- 第 23 章 輸送及び交通対策計画
- 第 24 章 文教応急対策計画
- 第 25 章 ライフライン施設等の災害応急対策計画
- 第 26 章 農林水産物災害応急対策計画
- 第 27 章 公共土木施設災害応急対策計画

本編では、地震・津波災害発生時における応急的救助、被災者の生活支援等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策等について提示した。

# 地震・津波災害応急対策編

第1章	組織動員計画	1
第2章	受援・応援計画	10
第3章	自衛隊派遣要請計画	12
第4章	労務供給計画	18
第5章	自発的支援の受入れに関する計画	20
第1節	応急活動体制	20
第6章	通信及び情報収集伝達計画	22
第1節	通信施設利用計画	22
第2節	地震情報等の伝達計画	24
第3節	災害情報収集及び被害報告取扱い計画	34
第7章	災害広報計画	41
第8章	公安警備計画	43
第9章	災害の拡大防止活動	45
第10章	消防活動計画	46
第11章	災害救助法の適用に関する計画	49
第12章	避難計画	51
第1節	避難指示等の発令・伝達	51
第2節	避難誘導	56
第3節	指定避難所の開設・運営	56
第13章	救出計画	58
第14章	遺体捜査及び収容埋葬計画	62
第15章	要配慮者対策計画	67
第16章	緊急物資供給計画	70
第1節	食糧供給計画	70
第2節	衣類品及び生活必需品供給計画	73
第17章	上下水道施設復旧計画	75
第1節	給水及び水道施設復旧計画	75
第2節	公共下水道災害復旧計画	78
第18章	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	79
第19章	障害物の除去計画	82
第20章	義援金品募集配分計画	84
第21章	医療助産計画	85
第22章	保健衛生計画	88
第1節	防疫・清掃計画	88
第2節	災害廃棄物処理計画	90
第23章	輸送及び交通対策計画	93

第1節	輸送計画.....	93
第2節	交通応急対策計画.....	96
第24章	文教応急対策計画.....	99
第25章	ライフライン施設等の災害応急対策計画.....	102
第26章	農林水産物災害応急対策計画.....	103
第27章	公共土木施設災害応急対策計画.....	104

## 第1章 組織動員計画

項目	担当
第1 防災組織	—
第2 佐々町災害警戒本部	総務班（総務課）
第3 佐々町災害対策本部	総務班（総務課）
第4 災害対策要員の動員	総務班（総務課）、各班
第5 災害緊急事態が布告された場合の体制	総務班（総務課）、各班
第6 災害応急対策の長期化に対応したオペレーション体制の整備	総務班（総務課）、各班

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 防災組織

#### 1 佐々町防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、町長を会長とし、所掌事務としては、防災計画を作成しその実施を推進すること、災害発生時に災害情報の収集、関係機関との連絡調整をつかさどる。

⇒資料編 10. 佐々町防災会議条例

⇒資料編 11. 佐々町防災会議運営要綱

#### 2 佐々町災害警戒本部

地震・津波情報などの発表により災害発生が予測されるとき、災害対策本部設置前の段階として総務課長を本部長として設置する。

#### 3 佐々町災害対策本部

地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町長を本部長として町職員及び町消防団員で構成し、災害予防及び災害応急対策活動を実施する。

⇒資料編 13. 佐々町災害対策本部条例

⇒資料編 14. 佐々町災害対策本部規程

### 第2 佐々町災害警戒本部

#### 1 設置基準

以下の基準に該当するとき、「佐々町災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、各関係機関及び民間の協力を得て主に情報の収集にあたるものとする。

(1) 震度4の地震が発生したとき

(2) 長崎県西方域に津波注意報が発令されたとき

#### 2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎内総務課に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、代替施設として地域交流センターに設置する。

### 3 指揮の権限

災害警戒本部長は、総務課長とする。

災害警戒本部の設置及び指揮は、災害警戒本部長の権限により行われるが、災害警戒本部長の不在等により判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

#### ■災害警戒本部長の権限委任の順位

- |     |             |
|-----|-------------|
| 第1位 | 総務課参事（課長補佐） |
| 第2位 | 建設課長        |
| 第3位 | 産業経済課長      |

### 4 災害警戒本部設置の連絡等

災害警戒本部長は、庁内放送等により、全職員に災害警戒本部を設置した旨を周知する。

休日、夜間等の勤務時間外においては、配備基準に該当する職員は、地震情報に基づき、自主登庁を基本とする。状況により、メール、電話連絡等の方法により招集を行う。なお、配備基準に該当しない職員は、自宅待機とし、被害情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。

また、防災関係機関等にもその旨の通知をする。

### 5 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、次の職員で構成する。

- 本部長：総務課長
- 副本部長：総務課参事（課長補佐）
- 本部長員：総務課、建設課、産業経済課の職員で、担当課長が指名した職員

### 6 解散等の基準

災害警戒本部の解散は、津波警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたときに本部長が解散する。

また、大規模な災害の発生が予想され、又は災害が発生し、その規模及び範囲から、対策を講ずる必要が生じたとき、災害対策本部長（町長）の指示により、「災害警戒本部」を「災害対策本部」へと切り替えるものとする

⇒資料編 15. 佐々町伝達系統図

## 第3 佐々町災害対策本部

### 1 設置基準

町内に震度5弱以上の地震が発生、あるいは長崎県西方域に津波警報が発表された場合。又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると町長（災害対策本部長）が認めたときに設置する（第3配備）。

### 2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎内2階会議室（又は3階第2会議室）に設置する。

災害発生後、直ちに庁舎の施設・設備を緊急点検し、災害対策本部としての機能に支障がないか確認するとともに、必要に応じて修繕等の措置を講じる。なお、本庁舎が使用できない場合は、

代替施設として以下の場所に設置する。

- |            |
|------------|
| 1 地域交流センター |
| 2 健康相談センター |

### 3 指揮の権限

災害対策本部長は、町長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、災害対策本部長（以下、「本部長」という。）の権限により行われるが、本部長の不在等により判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

#### ■災害対策本部長の権限委任の順位

- |                |
|----------------|
| 第1位 副町長（副本部長）  |
| 第2位 教育長        |
| 第3位 総務理事（総務課長） |

### 4 災害対策本部設置の連絡等

本部長は、庁内放送等により、全職員に災害対策本部を設置した旨を周知する。

休日、夜間等の勤務時間外においては、配備基準に該当する職員は、地震情報に基づき、自主登庁を基本とする。状況により、メール、電話連絡等の方法により招集を行う。なお、配備基準に該当しない職員は、自宅待機とし、被害情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。

また、防災関係機関等にもその旨の通知をする。

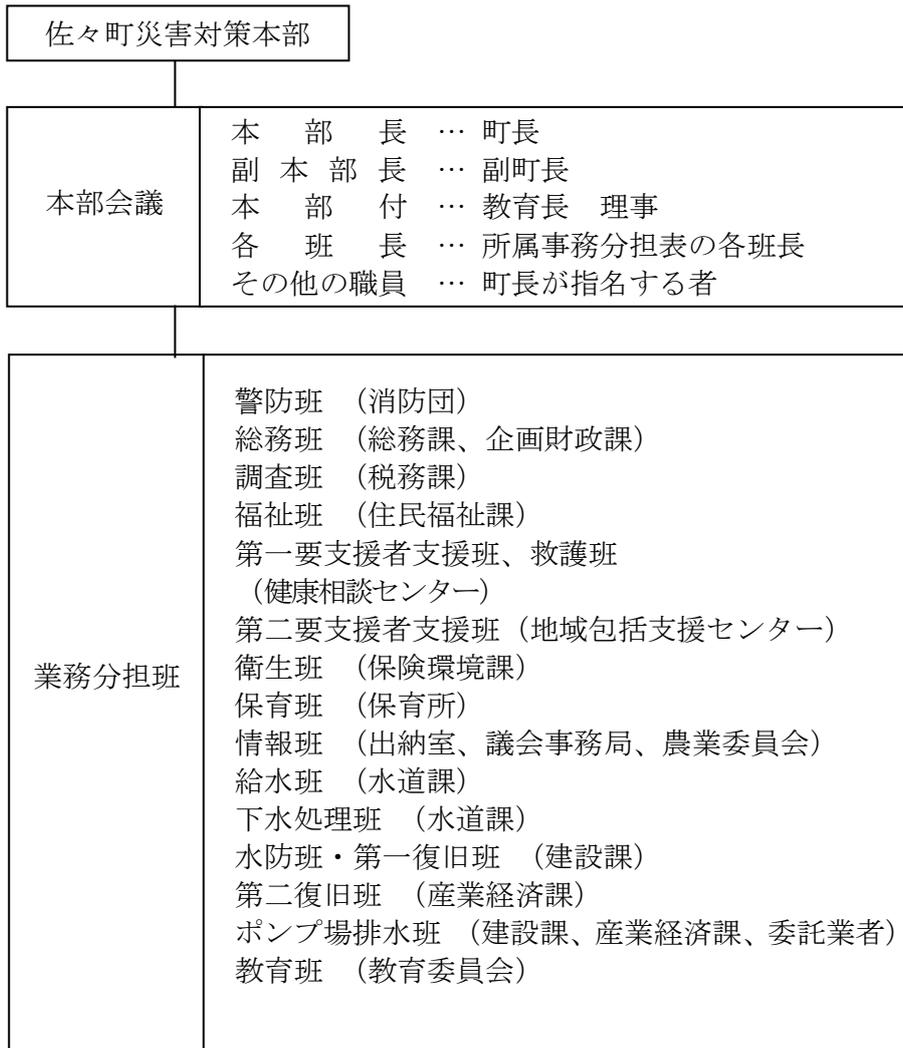
災害対策本部の設置中は、町役場正門玄関前及び2階会議室前に、本部表示板を設置する。

### 5 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織体制は、次のとおりとする。

また、各業務分担班の事務分掌は、一覧表のとおりとする。

■災害対策本部組織図



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

■業務分担班の事務分掌

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
消防団	警防班 正:消防団長 副:消防副団長	1. 被災地の警備に関する事
		2. 消防団活動に関する事(消火活動、救助救出活動、災害防除活動、住民の避難誘導等)
総務課 企画財政課	総務班 正:総務課長 副:企画財政課長	1. 本部長の命令伝達に関する事
		2. 災害対策本部等に関する事
		3. 職員の動員及び配置に関する事
		4. 職員の被害状況調査及び健康管理に関する事
		5. 災害応急及び復興対策の総合調整に関する事
		6. 県及び関係機関との連絡調整に関する事
		7. 自衛隊との連絡調整に関する事
		8. 受援及び応援に関する事
		9. 通信設備に関する事
		10. 所有財産の被害状況の把握及びその対策に関する事
		11. 気象情報の授受に関する事
		12. 避難指示等の発令及び伝達に関する事
		13. 避難所の開設及び運営に関する事
		14. 災害対策に関する予算措置に関する事
		15. 災害措置に要する諸経費の経理に関する事
		16. 被災証明に関する事
		17. 消防団との連絡調整に関する事
		18. その他本部の庶務に関する事
税務課	調査班 正:税務課長 副:上席職	1. 被災者、家屋等の被害状況の調査に関する事
		2. 罹災証明に関する事
住民福祉課 (福祉班・住民班)	福祉班 正:住民福祉課長 副:上席職	1. 災害応急物資及び救援物資の受入れ及び配給に関する事
		2. 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関する事
		3. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事
		4. 要配慮者の生活支援に関する事
		5. 義援金品の受付、配分等に関する事
		6. 食料の供給及び炊き出しに関する事
		7. ボランティアの受入れ及び調整に関する事
		8. 住民相談に関する事
		9. 被災者の金融支援に関する事
		10. 福祉避難所の設置及び運営に関する事
健康相談センター 診療所	第一要支援者支援班(高齢者以外) 正:健康相談センター 上席職 副:上席職	1. 避難行動要支援者の避難支援に関する事
		2. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事
		3. 要配慮者の生活支援に関する事
		4. 救護所の設置及び運営に関する事
		5. 避難所での健康管理及び衛生管理に関する事
		6. 健康相談に関する事
	救護班 正:上席職	1. 被災者の保健に関する事
		2. 救急医療体制の整備に関する事
		3. 医療関係機関との連絡調整に関する事

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
地域包括支援センター	第二要支援者支援班(高齢者) 正:地域包括支援センター上席職 副:上席職	1. 避難行動要支援者の避難支援に関すること
		2. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関すること
		3. 要配慮者の生活支援に関すること
		4. 救護所の設置及び運営に関すること
		5. 避難所での健康管理及び衛生管理に関すること
		6. 健康相談に関すること
保険環境課 (環境衛生班・保険年金班)	衛生班 正:保険環境課長 副:上席職	1. 災害全般の防疫等衛生に関すること
		2. 災害廃棄物及びし尿処理に関すること
		3. 遺体の収容及び埋葬に関すること
		4. 避難所の運営に関すること
保育所	保育班 正:保育所長 副:上席職	1. 園児の避難誘導、安全確保、保護に関すること
		2. 避難所の運営に関すること
出納室 議会事務局 農業委員会	情報班 正:会計管理者 副:議会事務局長	1. 災害情報の収集及び記録に関すること
		2. 町内会(自主防災組織)との連絡調整に関すること
		3. 広報に関すること
		4. 報道機関との連絡調整並びに資料及び情報の提供に関すること
		5. 議会災害対策本部の運営と町災害対策本部との連携に関すること(議会事務局)
		6. 災害写真の撮影及び収集に関すること
水道課 (上水道班)	給水班 正:水道課長 副:上席職(2名)	1. 飲料水の確保に関すること
		2. 上水道施設の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		3. 給水対策に関する広報相談に関すること
水道課 (下水道班)	下水処理班 正:水道課長 副:上席職(2名)	1. 下水処理施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること
建設課	水防班・第一復旧班 正:建設課長 副:上席職	1. 水防に関すること
		2. 河川、道路、橋梁等の所管施設の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		3. 輸送経路の確保に関すること
		4. 応急復旧資材の調達及び供給に関すること
		5. 被害状況の把握及び整理に関すること
		6. 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること
		7. 仮設住宅の建設及び入居に関すること
		8. 町営住宅の被害状況の把握及びその対策に関すること
		9. 住宅の応急修理に関すること
		10. 公園施設の被害状況の把握及びその対策に関すること
		11. 港湾施設の被害状況の把握及びその対策に関すること
		12. その他災害復旧に関すること
産業経済課	第二復旧班 正:産業経済課長 副:上席職	1. 林野、農地等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		2. 林道及び農道の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		3. 応急復旧資材の調達、供給に関すること
		4. 被害状況の把握及び整理に関すること
		5. 農林水産業の被害状況の把握及びその対策に関すること
		6. 商工及び観光業の被害状況の把握及びその対策に関すること
		7. 被災事業者への復興支援に関すること
		8. その他災害復旧に関すること

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
建設課 産業経済課 委託業者	干拓ポンプ場排水班	1. 干拓ポンプ所の排水処理
	小浦ポンプ場排水班	1. 小浦ポンプ所の排水処理
	大新田ポンプ場排水班	1. 大新田ポンプ所の排水処理 2. 大新田第2ポンプ所の排水処理
教育委員会	教育班 正:教育次長 副:上席職	1. 教育施設等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		2. 教育施設等の応急的利用に関すること
		3. 児童生徒の被害状況の把握及びその対策に関すること
		4. 児童生徒の避難及び措置に関すること
		5. 学校の休校及び再開に関すること
		6. 文化財の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		7. 学用品の供与に関すること
		8. 避難所の運営に関すること

## 6 災害対策現地本部の設置等

本部長は、応急措置のため現地指導上必要があるときは、災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部の組織、設置場所その他必要な事項については、その都度本部長が定めるものとする。

## 7 解散基準

災害対策本部は、災害応急対策を終了し、又は災害発生のおそれなくなり災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

# 第4 災害対策要員の動員

## 1 配備の種類及び要員数

災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備まで区分し、配備の指定は、その都度本部長が行うものとする。

各班の配備要員数はその都度指示するが、概ね次のとおりとする。

### ■ 配備区分

配備区分	配備基準	組織構成
災害警戒本部	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長:総務課長 1名</li> <li>副本部長:総務課参事(課長補佐) 1名</li> <li>本部員:総務課、建設課、産業経済課の職員で担当課長が指定した職員</li> </ul>
	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがある場合、又は軽微な災害が発生した場合</li> <li>職員:20人程度(総務課、建設課、産業経済課の職員)</li> </ul>
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合</li> <li>職員:40人程度</li> </ul>

災害対策本部	第3 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に震度5弱以上の地震が発生、あるいは長崎県西方域に津波警報が発表された場合、又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると本部長が認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員:約 100 人</li> <li>・消防団全団員</li> </ul>
--------	-------	--	---

## 2 動員方法

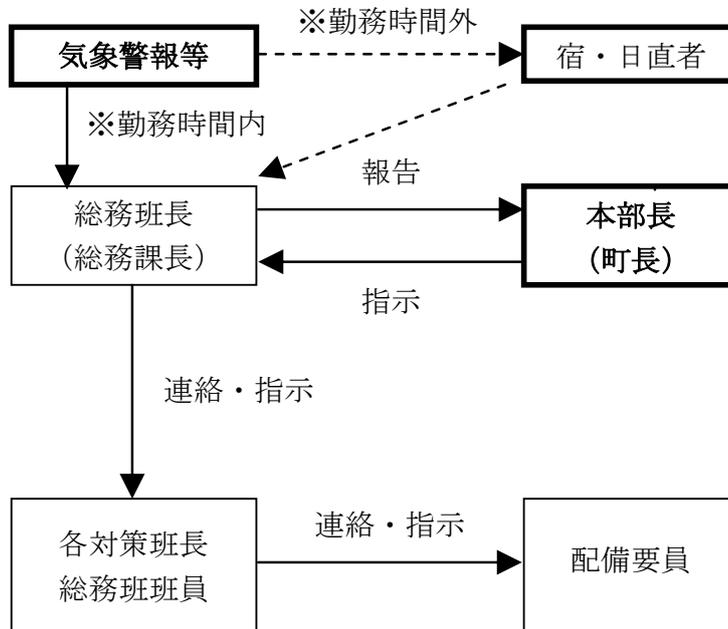
### (1) 災害発生のおそれがある場合の動員

- 勤務時間外において、宿日直者が災害発生のおそれがある異常現象の発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。
- 前項の通知を受けた総務課長は、本部長に報告し、取るべき措置、配備区分等について協議・確認するとともに、その結果を各班長及び総務班班員に通知する。

### (2) 配備要員の動員系統

- 配備要員の動員は、次に示す系統図により行うものとする。
- 総務班長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法を予め定めておくものとする。
- 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで各所属班長に連絡をとり、又は自らの判断により登庁し、配備に服するものとする。

#### ■ 配備要員の動員系統図区分



### (3) 災害応急対策要員の確保・調整

総務班長は、初期の応急対策を進めるうえで要員が不足する部署（班）がある場合は、該当班長と調整のうえで、一時的な職員の応援について指示する。

なお、災害応急対策要員の確保のため、即戦力が期待できる役場退職者（職員OB）による支援体制（有志の登録制度等）について検討する。

### 3 災害対策要員の安全確保

災害対策要員は、自身の安全確保に十分配慮して災害応急対策に従事するものとする。

## 第5 災害緊急事態が布告された場合の体制

本町内の全部又は一部に対し、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発した場合、町は県及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、町内の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第6 災害応急対策の長期化に対応したオペレーション体制の整備

大規模災害が発生した場合、避難生活や災害応急対策が長期化する可能性があることから、町は、県と適宜連携を図り、長期間の対応が可能なオペレーション体制を整備するとともに、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復に努める。また、災害応急対策にあたる職員についても、心身両面での健康管理に十分配慮するとともに、長時間労働の防止指導やローテーション体制の導入等、適切な労働時間の管理に努める。

## 第2章 受援・応援計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

項目	担当
第1 法律に基づく県等への応援要請	総務班（総務課）
第2 国への応援要請	総務班（総務課）
第3 協定に基づく他市町長への応援要請	総務班（総務課）
第4 応援要員の受入れ	総務班（総務課）、関係各班
第5 応援要員の撤収要請等	総務班（総務課）、関係各班
第6 被災市町村への応援体制の整備	総務班（総務課）、関係各班

### 第1 法律に基づく県等への応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県（知事）に対し次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第68条第1項）。

#### ■応援要請時の必要事項

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする経路
- その他応援に関し必要な事項

#### ■法律に基づくその他の応援要請

要請内容	要請先	根拠法
指定地方行政機関の職員の派遣あつせん	県（知事）	災害対策基本法第30条第1項
他の地方公共団体の職員の派遣あつせん	県（知事）	災害対策基本法第30条第2項
指定地方行政機関の職員派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第29条第2項
他の市町長等の応援	他の市町長等	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17

### 第2 国への応援要請

町長は、大規模災害に際して、被災状況の迅速な把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に行う上で必要と認める場合は、国（九州地方整備局等）に対し、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣・支援を要請する。

### 第3 協定に基づく他の市町長への応援要請

町域内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、「長崎県県北区域防災相互応援協定」に基づき、市町長へ応援要請を行うものとする。

## 第4 応援要員の受入れ

災害応急対策を実施するに際し、町外から必要な応援要員を導入した場合、町長は、関係各班と調整のうえで、次のとおり受入れ体制を整備する。

- 応援活動等の連絡調整窓口の設置、応援部隊等への通知
- 食糧、飲料水等の準備（応援部隊等が自ら準備できない場合）
- 野営地、宿泊施設の確保（公園・グラウンド、町役場の来庁者用駐車場等のスペースを活用）
- 応援部隊等の現地への誘導 等

## 第5 応援要員の撤収要請等

応援要員を受け入れた班の班長は、応援業務もしくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなった場合には、速やかに町長へ報告し、指示を受けるものとする。

町長は、応援要員による応援業務もしくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなったと認める場合は、知事、関係市町長等に対して撤収を要請する。

## 第6 被災市町村への応援体制の整備

総務省では、被災地方公共団体に対して復旧・復興に向けた様々な人的支援を行うため、被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員派遣の調整を実施することとなっている。

町は、県及び総務省と連携し、被災市町村への応援体制を整備する。

なお、町職員を町外の被災地域に派遣する場合に備え、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

## 第3章 自衛隊派遣要請計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣の概要	—
第2 自衛隊の派遣要請	総務班（総務課）
第3 自衛隊との連絡調整	総務班（総務課）
第4 派遣部隊の受入れ体制の整備	総務班（総務課）、関係各班
第5 自衛隊の撤収要請	総務班（総務課）
第6 経費負担区分	—
第7 地上と航空機との交信手法	—

### 第1 自衛隊の災害派遣の概要

#### 1 災害派遣による活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。主な活動内容は、次のとおりである。

#### ■自衛隊による主な活動内容

陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人命の救助</li> <li>○消防・水利確保</li> <li>○救援物資の輸送</li> <li>○道路の応急啓開</li> <li>○応急の医療防疫</li> <li>○給水入浴支援及び通信支援</li> <li>○被災地の偵察（航空含む）及び応急措置（復旧）</li> </ul>
海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助</li> <li>○人員、救援物資等の緊急輸送</li> <li>○状況偵察及び被害の調査</li> <li>○船舶火災及び油の排出に対する救援</li> <li>○航空機による急患搬送</li> </ul>
航空自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人命の救助</li> <li>○消防、水防</li> <li>○人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送</li> <li>○通信支援</li> <li>○航空機による被災地の偵察</li> <li>○海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助</li> <li>○航空機による急患搬送</li> </ul>

なお、要請上の留意事項は、次のとおりである。

- 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。
- 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

○災害地における自衛隊の活動内容、広報等に関する各種協議は、県並びに佐々町と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

■自衛隊の配置及び管轄区域（長崎県）

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く） 全般を直轄
	竹松	大村市富ノ原1丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦	佐世保市大瀨町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
	対馬	対馬市巖原町 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第22航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (0920-54-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町 (0920-86-2249)		
	下対馬警備所	対馬市巖原町竜崎 (0920-52-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (0920-42-0167)		
航空その他	西部航空方面隊 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	第19警戒群	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
	自衛隊 長崎地方連絡部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、その他の町長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

■自衛官の権限

- ①警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- ②他人の土地等の一時使用等
- ③現場の被災工作物等の除去等
- ④住民等を応急措置の業務に従事させること

※自衛官の行う②により生じた損失の補償及び④の業務に従事したものに対する損害の補償については、町が行う。

## 第2 自衛隊の派遣要請

町長は、町域内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、次の手続きにより自衛隊の派遣要請を要求する。

- 知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事あてに提出する。ただし、緊急の場合は電話又は口頭で行い、事後文書により要請する。
- 通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知する。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を持たないで部隊等を派遣する。
- 前項に基づく通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知する。

### ■災害派遣要請書必要事項

- 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣区域、活動内容、その他必要事項

なお、上記の要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、次の項目に該当する場合には、自衛隊は自主派遣を行うことがある。

### ■自衛隊の自主派遣の例

- 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

⇒資料編 16. 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

## 第3 自衛隊との連絡調整

### 1 平常時の連絡調整

平常時においては、各種会議、防災訓練時等の機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

### 2 災害発生時における連絡調整

災害発生時、又はそのおそれがある場合は、大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

- 県本部（県庁内）
- 県北振興局（佐世保市）
- 諫早、大村市役所等

- 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方連絡部より、また離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐屯部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。
- 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。
- 県知事及び市町長は、自衛隊の能力、災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。
- 海上自衛隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせる。

#### 第4 派遣部隊の受入れ体制の整備

町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、次のような措置又は準備を行い、必要な受入れ体制をとる。

- 町長は、管内へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。
- 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の責任者を連絡調整員として指定する。
- 町は、派遣された自衛隊の宿泊施設、野営施設等必要な設備を準備する。なお、応援部隊の受入れスペースとして、町内の公園・グラウンド、町役場の来庁者用駐車場等を活用する。
- 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は、町側において担任する。
- ヘリコプターによる救助・搬送等の活動を行う場合は、次の施設をヘリコプター離着陸地として確保・整備する。地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mのⓂを図示し風向の吹流し又はT字型（風向→⊥）で明確に示すものとする。

##### ■ヘリコプター離着陸地

名称	所在地	所有者	地積	
佐々町北部グラウンド	佐々町市瀬免 350-9	佐々町長	90×100	9,370 m <sup>2</sup>
佐々町民グラウンド (千本公園)	佐々町羽須和免 200	佐々町長	100×120	12,000 m <sup>2</sup>

資料：長崎県地域防災計画資料編

## 第5 自衛隊の撤収要請

町長は、派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、派遣部隊の撤収を知事に要請するものとする。

### ■撤収要請事項

- 撤収日時
- 撤収要請の事由

⇒資料編 16. 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

## 第6 経費負担区分

派遣を受けた場合の次の事項の負担については、町が負うものとする。

### ■自衛隊派遣に係る町の負担経費

- 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材（自衛隊装備器材を除く）の購入、借り上げ又は修理費
- 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話、入浴料等
- 無作為による損害の補償

## 第7 地上と航空機との交信手法

災害派遣時、交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を次のとおり定める。

### ■地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 色	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当てを要する負傷者が発生している）	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 色	異常事態発生	食糧又は衣料水の欠乏等異常が発生している	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒を釣り上げてもらいたい
青 色	異常なし	別段の異常は発生していない	特に連絡する事項はない

### ■地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は直上を直線飛行で通過する）

■航空機から地上に対する信号

事 項	信号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

## 第4章 労務供給計画

共通編

項目	担当
第1 技術者等の確保	総務班（総務課）
第2 労務者の確保	総務班（総務課）
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	総務班（総務課）

### 第1 技術者等の確保

応急対策の実施について、本町職員では対処できない場合は、県又は佐世保公共職業安定所に対し、技術者及び技能者の供給斡旋を要請するものとする。

なお、災害の種類によっては、県の斡旋とは別に九州建設技術管理協会に対し、技術者の要請を行う。

#### ■技術者等の確保に関する要請先

災害の種類	要請先
公共災害	長崎県土木部 県内市町の職員
農林災害	長崎県農林部 県内外の市町村職員、土地改良事業団体連合会の職員

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

### 第2 労務者の確保

#### 1 確保方針

町における労務者の確保については、各班からの要請に応じて、総務課が町内事業所、佐世保公共職業安定所へ依頼するものとする。

また、町内において、災害応急対策、災害復旧等の実施に必要な労務者が確保できない場合は、県又は公共職業安定所に対して労務者の確保を要請するものとする。

#### 2 賃金

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

資料編

### 第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、救助の実施に必要な賃金職員等を雇上げるものとする。

#### 1 賃金職員等の雇用ができる範囲

賃金職員等の雇用ができる範囲は、次のとおりとする。ただし、激甚災害等特殊な場合は、右欄の範囲についても厚生労働大臣の承認を得て賃金職員等を雇上げることができる。

■賃金職員等の雇用ができる範囲

通常の場合	激甚災害等特殊な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の避難</li> <li>○医療及び助産のための移送</li> <li>○被災者の救出</li> <li>○飲料水の供給</li> <li>○救助物資の整理、輸送及び配分</li> <li>○遺体の搜索</li> <li>○遺体の処理（埋葬を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の埋葬</li> <li>○炊き出し</li> <li>○指定避難所、応急仮設住宅、住宅の応急修理等の資材の輸送</li> </ul>

2 賃金

当該地域における通常の賃金の範囲内とする。

3 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

## 第5章 自発的支援の受入れに関する計画

### 第1節 応急活動体制

項目	担当
第1 災害ボランティアセンターの設置	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）、（社会福祉協議会）
第2 ボランティアの受入れ・調整・支援	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）、衛生班（保険環境課）、（社会福祉協議会）
第3 海外からの支援の受入れ	総務班（総務課）
第4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議	総務班（総務課）

#### 第1 災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れ及び活動支援の拠点として、町社協災害ボランティアセンターを設置する。

町は、町社協災害ボランティアセンターと連携し、「佐々町災害ボランティアセンターマニュアル（平成31年4月）」、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、ボランティアによる活動の調整・支援を行う。

#### 第2 ボランティアの受入れ・調整・支援

災害発生後、各地からの一般ボランティアの問い合わせに対しては、問い合わせを受けた各課が、町社協災害ボランティアセンターに回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うため、庁内の災害ボランティア情報を総括管理する総務班に連絡する。

総務班は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、福祉班と調整のうえ、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋など、ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

専門ボランティア（医療・看護等専門的な技術を要するボランティア）を担当する衛生班（保険環境課）は、平常時から専門ボランティアの把握と連絡体制を構築しておくとともに、災害時にはその受け付け窓口として、被災地のニーズ、公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門ボランティアの受け付け及び活動状況に関しては、総務課へ随時報告する。

##### ■災害ボランティアの主な活動内容

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ○出火防止・消火活動   | ○安否確認（避難行動要支援者） |
| ○避難誘導        | ○情報の収集・提供       |
| ○行政機関との連絡調整等 | ○炊き出し           |
| ○物資運搬        | ○救援物資の集配        |
| ○募金活動        | ○土砂、瓦礫等の片付け・清掃  |

※危険が伴う作業、医療行為等は専門ボランティアが行う

■専門ボランティアの例

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ○救急・救護ボランティア                                       | ○手話通訳ボランティア     |
| ○医療ボランティア（医師、看護職、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士） | ○介護ボランティア       |
|  | ○ボランティアコーディネーター |

### 第3 海外からの支援の受入れ

県及び関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れるものとする。

### 第4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議

町は、県、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮に努める。

## 第6章 通信及び情報収集伝達計画

### 第1節 通信施設利用計画

項目	担当
第1 防災行政無線の利用	総務班（企画財政課）
第2 公衆電気通信施設の利用	総務班（総務課、企画財政課）
第3 専用通信施設の利用	総務班（総務課、企画財政課）
第4 非常無線通信の利用	総務班（総務課、企画財政課）
第5 通信途絶時における措置及び応急対策	総務班（総務課、企画財政課）

各通信施設の利用は、通信施設の被害状況等により異なるが、概ね次の方法の中から実情に即した方法によりその利用を図るものとする。なお、特に孤立する可能性のある地域における通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

#### 第1 防災行政無線の利用

住民等への情報伝達手段として防災行政無線を活用する。なお、放送内容のメール配信についても、平素から住民等に周知し、受信設定を促すものとする。

##### ■防災行政無線（同報系）

親局	中継局	再送信子局	子局
1	1	2	66

#### 第2 公衆電気通信施設の利用

##### 1 災害時優先電話

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するため、災害時優先電話として登録している下記の電話を使用し、通信の確保を図る。

##### ■災害時優先電話

設置場所	電話番号
役場本庁	62-2882、63-2410

##### 2 非常電話

非常時における「非常の通話」により優先利用を図るものとする（町長室、総務課内線215）。

### 第3 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用施設を利用するものとする。

#### ■専用通信施設

設置場所	電話番号
江迎警察署佐々交番電話	62-2051
MR佐々駅鉄道電話	62-2039

### 第4 非常無線通信の利用

無線局<sup>※</sup>は平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されないが、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことができる（電波法第52条）ことから、非常無線通信を利用する場合は、次により無線局に依頼するものとする。

#### ■通信依頼にあたって明記する事項

- 受取人の宛名、電話番号
- 本文（分かりやすく片仮名で記載。1通の電文は概ね200字以内。  
ただし、必要により何通でも発信することができる）
- 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く）
- 非常の表示（「非常」と漢字で書く）
- 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く）

※無線局：アマチュア無線の無線局（アマチュア局）で、総務省への申請・届出により免許を得たもの。無線局の所在地や識別信号等の詳細については、電波利用ホームページ（総務省）で検索ができる。

### 第5 通信途絶時における措置及び応急対策

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から町役場（災害対策本部）には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星通信、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

また、一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

## 第2節 地震情報等の伝達計画

共通編

項目	担当
第1 地震情報等の種類	—
第2 地震情報等の受領、伝達	総務班（総務課）
第3 異常現象の通報情報の受領	総務班（総務課）

### 第1 地震情報等の種類

#### 1 地震情報

長崎地方気象台は、気象庁本庁（又は福岡管区気象台）から発表される地震に関する情報について、その内容が県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表する。

#### ■地震情報の種類、発表基準と内容

種類	発表基準	情報の内容等
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震度・震源に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

⇒資料編 21. 気象庁震度階級関連解説表

## 2 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する（緊急地震速報で用いる区域名称については、本町は「長崎県北部」に区分される）。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による町の防災行政無線等を通して伝達される。

なお、緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であり、そのため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

## 3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために、気象庁本庁、管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に情報提供している。

### ■地震活動に関する解説情報等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、津波注意報発表時	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</li> </ul>	震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期(毎月初旬)</li> </ul>	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期(毎週金曜)</li> </ul>	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

#### 4 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の条件に該当する場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、必要な体制等の準備を行うとともに、警戒活動を行う。

##### ■南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

■南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内<sup>(注1)</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>(注2)</sup>の地震<sup>(注3)</sup>が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計で有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</li> <li>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

5 津波警報等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表基準等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

6 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>注2)</sup> や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報

・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

## 7 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。なお、本町が属する津波予報区は、「長崎県西方」である。

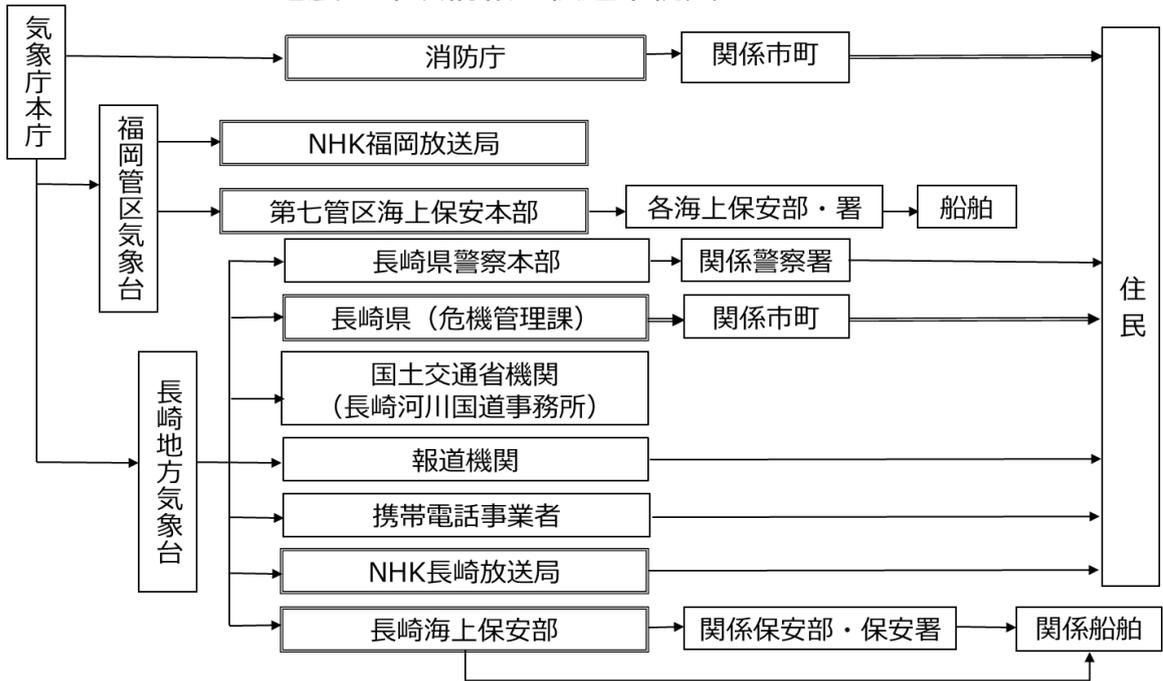
### ■津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

■地震情報・津波情報の伝達系統図

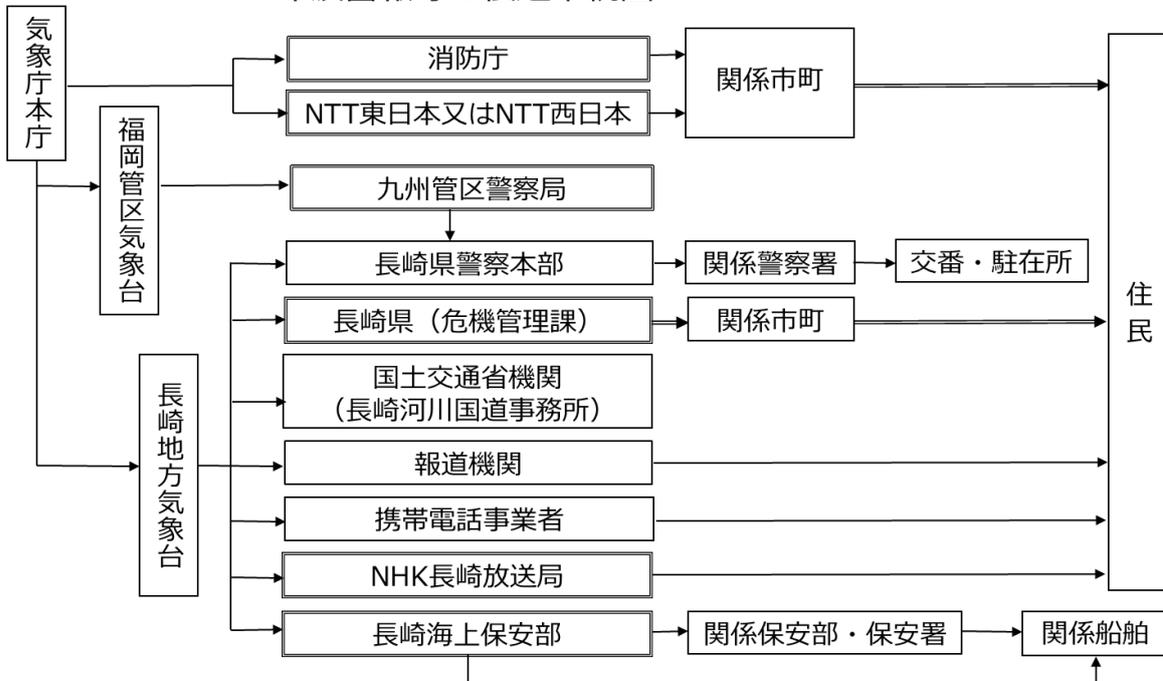
地震・津波情報の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、杵岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
- 注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

■津波警報・注意報の伝達系統図

津波警報等の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、杵岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
- 注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

## 第2 地震情報等の受領、伝達

### 1 地震情報等の受領

関係者から通報される地震情報等は総務班（総務課）が、勤務時間外は宿日直者が受領する。また、震度情報ネットワークにより伝達される震度情報（震度及び地震発生時間）についても同様の扱いとする（本町においては、佐々町本田原（佐々町役場）に震度計が設置されている）。

※受領責任者：（正）総務課長 （副）総務課参事（課長補佐）

宿日直者が地震情報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。

地震情報等を受領した総務課長は、総務課員に指示を与え伝達させるとともに、町長及び副町長に報告するものとする。

### 2 地震情報等の伝達

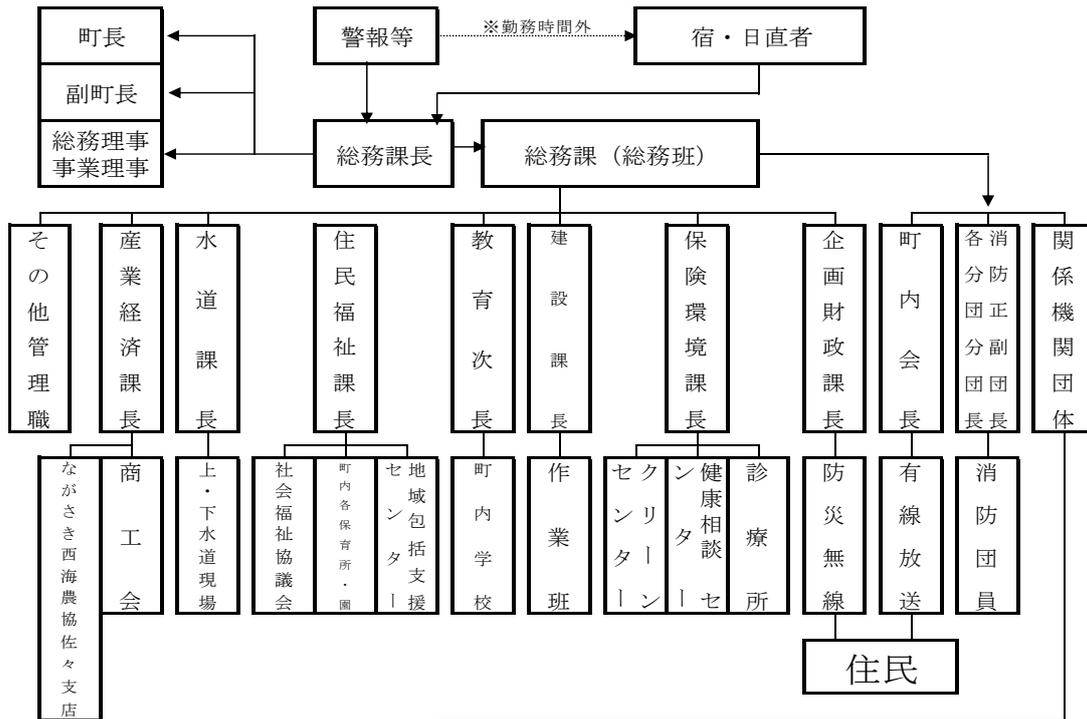
総務課員は、各課を通じ関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

なお、海岸や海上等、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人にも、確実に情報が伝達されるように留意する。

#### ■伝達先、伝達方法

伝達先	伝達・周知方法
関係機関	・ 電話
住民等	・ 防災行政無線放送、広報車、サイレン、拡声器等 ・ 有線放送（有線放送のある町内会） ・ 町ホームページ、緊急速報メール、データ放送、佐々町公式LINE

■ 庁内の伝達系統図



- ・西消防署 佐々出張所 【0956-41-1119】
- ・江迎警察署 佐々交番 【0956-66-3110】
- ・九電送配電 佐世保配電事業所 【0120-986-940】
- ・N T T フィールドテクノ 長崎設備部 【095-816-3010】
- ・佐々郵便局 【0956-62-2042】
- ・MR 佐々駅 【0956-62-2039】

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

■関係機関への連絡先

機関名	連絡先		備考
西消防署 佐々出張所	0956-41-1119	出張所長	
江迎警察署	0956-66-3110	署長	佐々交番 62-2051
九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所	0120-986-940	所長	FAX 0956-33-2677
N T Tフィールドテクノ 長崎設備部	095-816-3010	災害対策室担当部長	FAX 095-832-2356
佐々郵便局	0956-62-2042	局長	
MR佐々駅	0956-62-2039	駅長	
町立診療所	0956-62-2405	保険環境課長	
健康相談センター	0956-63-5800	保険環境課長	
地域包括支援センター	0956-62-6122		
福祉センター(社会福祉協議会)	0956-63-5900	事務長	
上水道現場(浄水場)	0956-62-2219	浄水場	
下水道現場(浄化管理センター)	0956-63-2623	浄化管理センター	
清峰高等学校	0956-62-2131	校長	
佐々中学校	0956-62-3121	校長	
佐々小学校	0956-62-2076	校長	
口石小学校	0956-62-3515	校長	
第2保育所	0956-62-2231	所長	
佐々青い実幼稚園	0956-62-2073	園長	
佐々神田保育園	0956-40-1550	園長	
さざなみ保育園	0956-63-2513	園長	

■有線放送所在地及び連絡先一覧(令和3年度)

町内会	放送施設設置場所	連絡相手	備考
里山	里山町内会集会所	町内会長	
野寄	野寄町内会集会所	〃	
口石	口石町内会集会所	〃	
新町	新町町内会集会所	〃	
木場	木場町内会集会所	〃	
東町	東町町内会集会所	〃	
西町	西町町内会集会所	〃	
芳ノ浦	芳ノ浦町内会集会所	〃	
浜迎	浜迎町内会集会所	〃	
水道	水道町内会集会所	〃	
土手迎	土手迎町内会集会所	〃	
四ツ井樋	四ツ井樋公民館	〃	
市瀬	市瀬町内会集会所	〃	
江里	江里町内会集会所	〃	

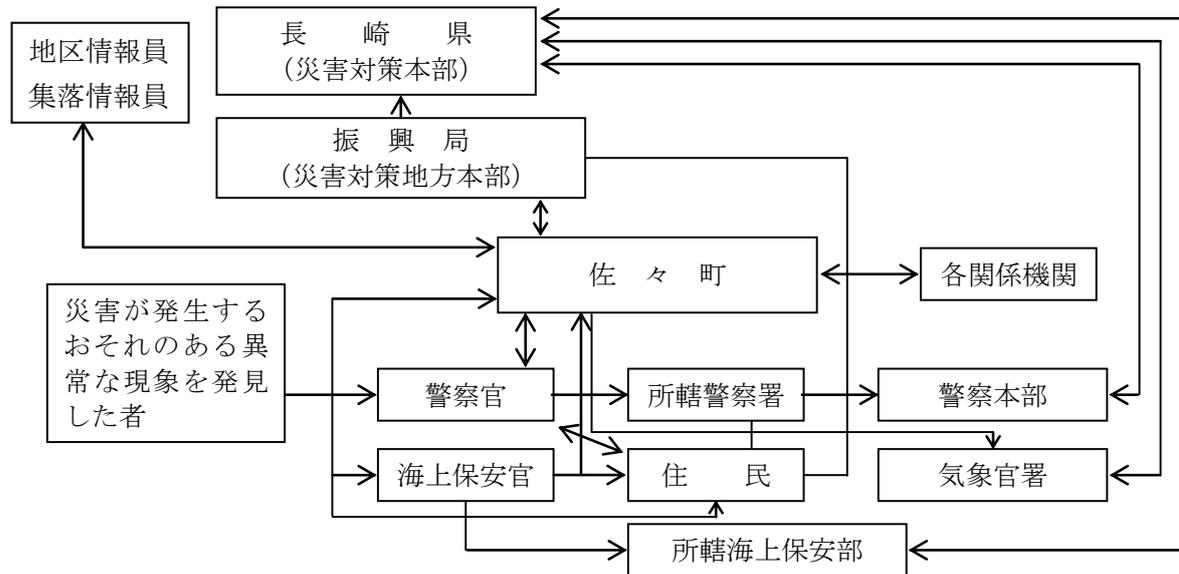
### 第3 異常現象の通報情報の受領

次の異常現象を発見した者からの通報情報を受領するとともに、必要に応じて庁内の関係各課、防災関係機関と情報共有するものとする。

#### ■異常現象の通報情報

- 河川・溜池の漏水等、水防に関するもの
- 火災発生に関するもの
- 地すべり、山くずれ、津波、塩害に関するもの
- 耕地、農作物に関するもの

#### ■情報連絡系統図



## 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱い計画

項 目	担 当
第1 災害情報の収集・通報	総務班（総務課）、情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）
第2 被害等の調査	総務班（総務課）、調査班（税務課）
第3 被害報告	総務班（総務課）、調査班（税務課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 災害情報の収集・通報

町長は、町内の災害情報及び所管にかかる被害状況を、住民の協力及び町職員により迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係団体に通報、報告するものとする。

#### 1 町内会長の災害情報の収集・通報

町内会長は、町内会における次の情報を収集し、情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）に通報するものとする。

- 町内会の被害状況
- 町内会住民の避難状況
- その他の災害情報

#### 2 役場庁内における災害情報の収集・通報

町内会長及び住民から災害情報の通報を受けた情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）は、直ちに関係課に通報するものとする。

情報班長は、町内会長からの災害情報と、町自体で把握しうる災害対策の実施状況等の災害情報を併せ、関係各機関に通報するものとする。

なお、被災状況等を撮影した写真、動画等の電子データについては、その後の記録に必要となるため、撮影者・撮影日時・撮影場所等の最低限の情報を添えて管理するものとする。

### 第2 被害認定調査

#### 1 調査の基本方針

町における被害認定調査は、調査班（税務課）が、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、平成30年3月）に基づき実施する。被害認定調査にあたっては、調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。また、罹災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

なお、被害の規模が大きく、被害認定調査の要員が十分に確保できない場合は、県等に対して職員派遣要請を行う。

また、この被害認定調査と、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査など、住宅に関する各種調査の目的等の違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

■被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする(ただし、上記の大規模半壊、中規模半壊を除く)。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない(一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。
非住家被害		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

そ の 他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	共通編  風水害等災害応急対策編  地震・津波災害応急対策編  資料編
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害をおよぼし、又は道路、交通等に支障をおよぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 mを超えと思われるものは報告するものとする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。		

商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
そ の 他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

注) 「死者」の扱いについて

以下の(ア)及び(イ)に該当するものを死者として計上し、(イ)に該当するものを災害関連死者として計上する。

(ア) 遺体を確認したもの(身元不明のものを含む)

(イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(以下「弔慰金法」という。)に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)

## 2 被害状況の集計及び報告

各担当課は、被害状況の調査結果を情報班長に報告するものとする。また、情報班長及び担当課は、調査結果が判明次第、定められた様式により県、県北地方本部その他の関係機関に報告するものとする。

## 第3 被害報告

### 1 被害報告等の基準

町が必要に応じ被害状況等を報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

#### ■報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 県又は町が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- その他災害の状況、及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

#### ■被害報告等の種類

種別	様式	摘要
災害概況即報	別紙様式1	災害(人的被害又は住家被害が発生した場合)の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

被害状況報告	別紙様式2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	各事業別に定められている様式	他の法令、通達等に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

⇒資料編 22. 被害報告様式

## 2 被害報告の要領

被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

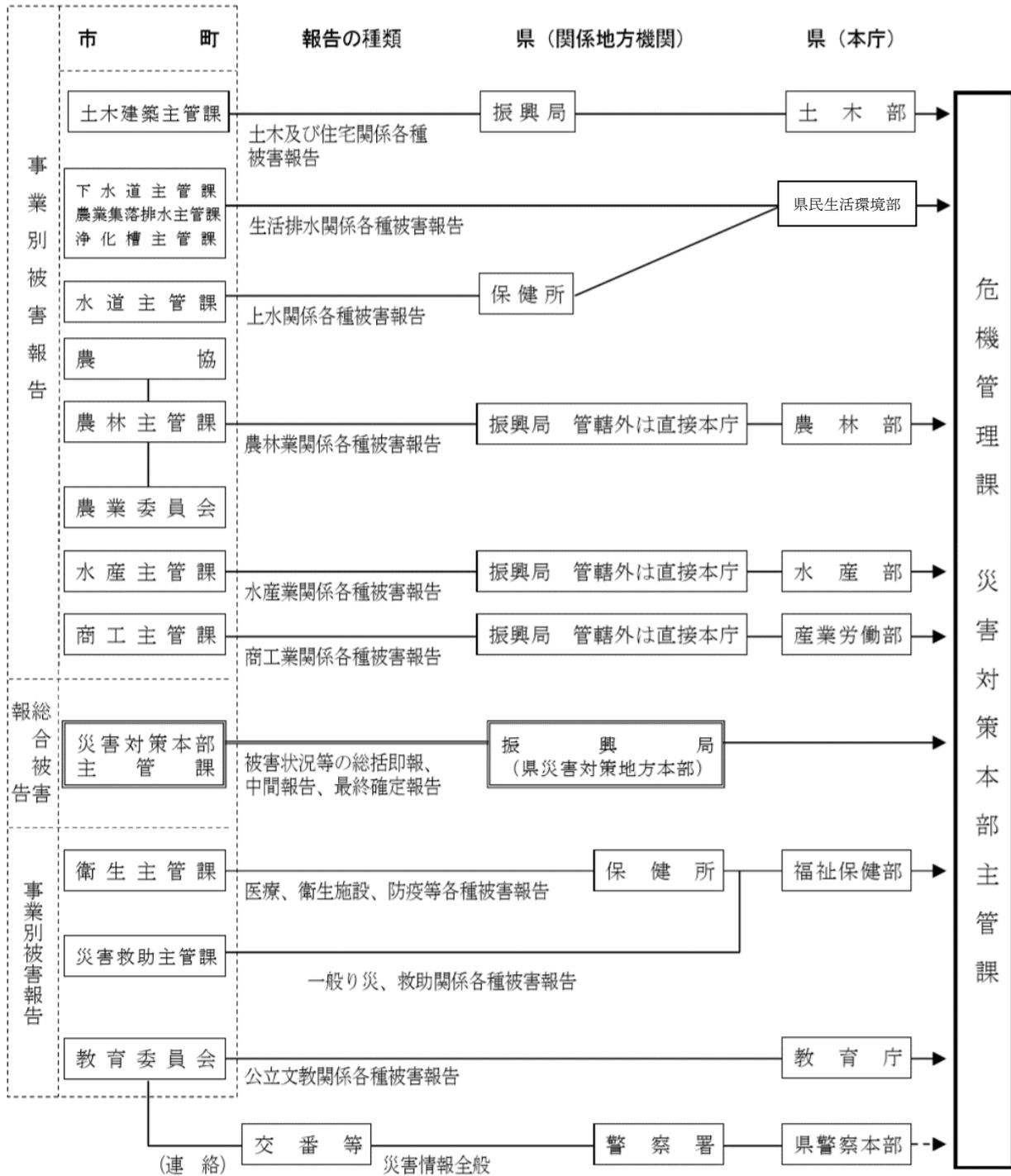
被害報告は、町から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により町から県へ報告できない場合は、町から直接消防庁へ報告するものとする。また、震度5強以上の地震が発生した場合は、町は直接消防庁にも報告するものとする。

なお、人的被害のうち行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

### ■長崎県危機管理課連絡先

	電話		FAX	
本 課	095-824-3597	(無線) 1118-2143	095-821-9202	(無線) 111-7228
防災対策室	095-825-7855	(無線) 1118-3731	095-823-1629	(無線) 111-7339

■被害報告処理系統図（市町→県）



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第7章 災害広報計画

項目	担当
第1 情報・広報事項等の収集	情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）
第2 住民に対する広報	情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）
第3 住民からの問い合わせに対する対応	情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 情報・広報事項等の収集

各課は、災害情報、被害状況、その他広報資料を収集したときは、直ちに総務班に報告するものとする。また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他取材活動を実施するものとする。

情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）は、各課から提供された広報資料を収集・整理したうえで、住民に対する広報（報道機関に対する情報発表を含む）を行う。

### 第2 住民に対する広報

広報の内容は概ね次のとおりとし、要配慮者に配慮した伝達方法も取り入れつつ、確実な情報提供・周知を行う。

#### ■主な広報の内容

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| ○気象情報               | ○電気、ガス、水道等供給の状況          |
| ○災害対策本部の設置又は解除      | ○防疫に関する事項                |
| ○被害の状況              | ○医療、給水実施状況               |
| ○安否に関する情報           | ○道路、河川等の公共施設被害           |
| ○町民に対する協力要請及び注意事項   | ○道路、交通等に関する事項            |
| ○災害応急対策、救護活動の実施状況   | ○一般的な住民生活に関する情報          |
| ○避難の勧告・指示、指定避難所等の指示 | ○それぞれの機関が講じている施策に関する情報   |
| ○被災地区の住民のとるべき措置     | ○町民の心の安定及び社会秩序維持のため必要な事項 |

#### ■広報の方法

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ○防災（広報）無線による広報        | ○町内回覧等の作成、配布、掲示    |
| ○広報車による広報             | ○NBC「データ放送」による広報   |
| ○有線放送、報道機関を通じての広報     | ○指定避難所への情報班の派遣     |
| ○町ホームページ、メール斉配信システム   | ○自主防災組織、町内会を通じての連絡 |
| ○Lアラート（災害情報共有システム）の活用 | ○佐々町公式LINE         |

なお、報道機関を通じた広報については、情報班が定期的に記者発表や合同記者会見を行い、災害対策本部でとりまとめた災害情報や応急対策状況等の情報を報道機関に提供する。また、報道機関からの災害報道のための取材活動に協力するものとするが、必要に応じて、指定避難所の被災者等への直接的な取材等を控えるよう、各報道機関に要請する。

### 第3 住民からの問い合わせ（安否確認等）に対する対応

共通編

風水害等災害応急対策編

情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう、専用電話を備えた相談窓口を設置するとともに、人員配置等の体制を整備する。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める（町内の指定避難所等に避難している住民はもとより、町外へ避難した住民についても、安否を迅速に確認し、避難先の自治体と情報交換・共有化を図る）。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第8章 公安警備計画

項目	担当
公安警備計画	警防班（消防団）、（長崎県警察）

長崎県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

公安警備計画の詳細については、県防災計画によるものとし、県警察が行う次の諸活動について、町は適宜協力するものとする。

### ■災害に備えての措置

1 警備体制の整備	(1) 職員の招集・参集体制の整備 (2) 警察災害派遣隊の整備 (3) 災害警備用装備資機材の整備充実 (4) 警察施設等の災害対策 (5) 警察職員に対する教養訓練の実施 (6) 災害警備用物資の備蓄等 (7) 被留置者への対応
2 情報収集・連絡体制の整備	(1) 情報収集 (2) 被災状況の把握及び評価
3 情報通信の確保	(1) 通信の確保 (2) 情報管理機能の確保
4 交通の確保に関する体制及び施設の整備	(1) 具体的被害想定に基づく交通規制の見直し (2) 交通規制計画の広報 (3) 緊急通行車両の事前届出制度の周知 (4) 信号機電源付加装置の整備促進 (5) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進 (6) 交通情報把握のための施設整備促進 (7) 運転者のとるべき措置の周知徹底
5 避難誘導の措置	
6 住民等の防災活動の推進	(1) 防災訓練の実施 (2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及 (3) 要配慮者に対する配慮
7 関係機関との相互連携	
8 災害危険箇所等の調査	
9 危険箇所に対する措置	

■災害発生時における措置

1 警備体制の整備	(1) 職員の招集・参集 (2) 広域的な応援体制の構築 (3) 災害警備本部等の設置
2 情報収集・連絡体制の整備	(1) 被害状況の把握及び連絡 (2) 多様な手段による情報収集等
3 救出救助活動等	(1) 機動隊等の出動 (2) 警察署における救出救助活動
4 避難誘導等	(1) 安全な避難経路の選定 (2) 避難誘導の実施(特に要配慮者への配慮)
5 遺体の死因又は身元の調査	
6 二次災害の防止	
7 社会秩序の維持	(1) 被災地等におけるパトロール活動 (2) 重点を指向した各種犯罪の取締り (3) 地域住民と連携した防犯活動
8 緊急交通路の確保	(1) 交通状況の把握 (2) 交通規制の実施 (3) 輸送対象の想定 (4) 交通規制の周知徹底 (5) その他緊急交通路確保のための措置 (6) 関係機関等との連携
9 被災者等への情報伝達活動	(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施 (2) 相談活動の実施 (3) 多様な手段による情報伝達
10 関係機関と相互連携	
11 情報システムに関する措置	(1) 電子計算組織の機能回復 (2) 災害警備活動に必要な情報の共有
12 自発的支援の受入れ	(1) ボランティアとの連携 (2) 海外からの支援の受入れ
13 災害復旧・復興に向けた措置	(1) 警察施設の復旧 (2) 交通規制の実施

## 第9章 災害の拡大防止活動

項目	担当
第1 延焼防止活動	警防班（消防団）、（西消防署）
第2 水防活動	総務班（総務課）、水防班（建設課）、警防班（消防団）
第3 二次災害の防止活動	総務班（総務課）、水防班（建設課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 延焼防止活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きく、次の基本方針により消防活動を行う。

- 住民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、発災後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 地域の住民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- 地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

### 第2 水防活動

地震による津波及び洪水被害の発生を防止するため、次の水防活動を行う。なお、水防管理団体は、水防活動の実施にあたり、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

- 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を江迎警察署長に通知する。
- 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。
- 河川、ダム、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

### 第3 二次災害の防止活動

地震に伴う二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検については、専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

また、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うとともに、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

## 第10章 消防活動計画

共通編

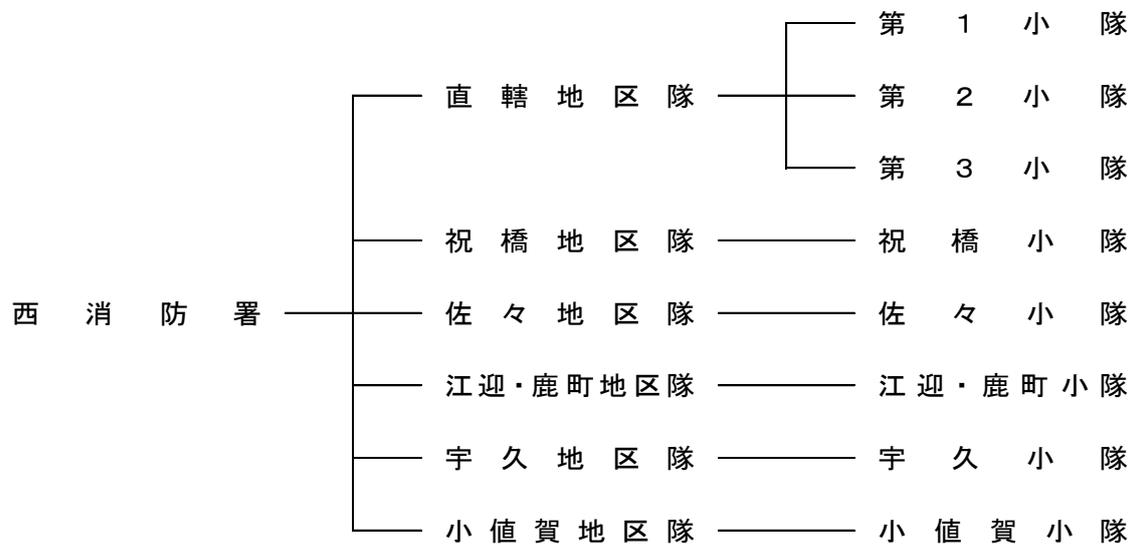
項 目	担 当
第1 消防機関の編成と出動区分	—
第2 応援要請	総務班（総務課）

### 第1 消防機関の編成と出動区分

#### 1 消防機関の編成

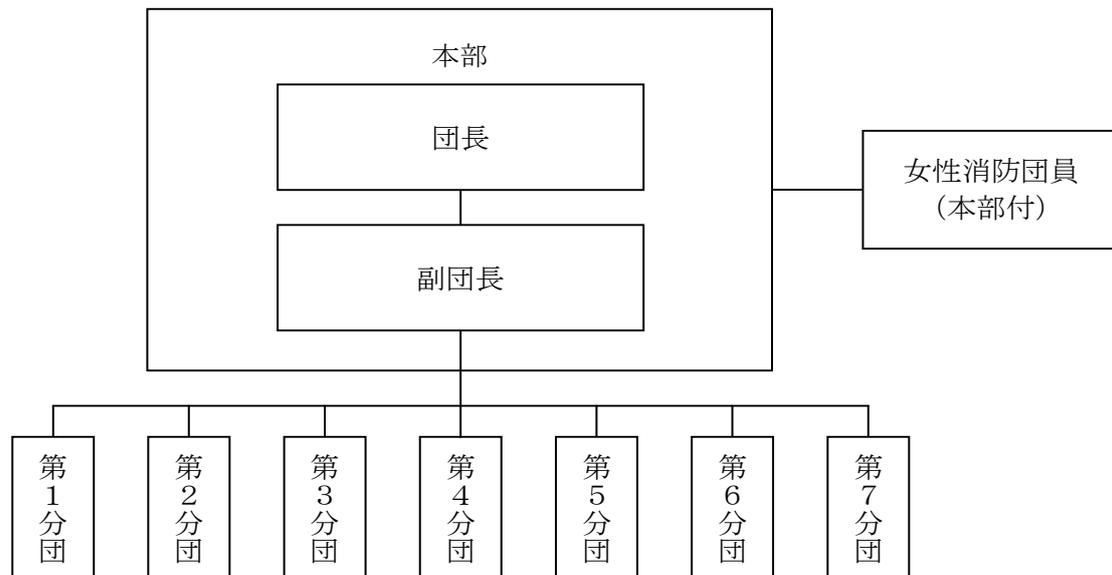
##### (1) 西消防署消防隊編成

###### ■西消防署 消防隊編成図



##### (2) 佐々町消防団の組織編成

###### ■佐々町消防団 消防隊編成図



風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 2 出動区分

### (1) 消防機関の出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

#### ■消防機関の出動区分

区 分	内 容	摘 要
第1次出動	①火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 ②火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第2次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ①受援市町からの要請 ②支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第3次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ①受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

### (2) 佐々町消防団の現場活動

火災時における消防団の活動内容は、次のとおりとする。

#### ■消防団の活動内容

- 家屋火災については、全分団（7個分団）が防災行政無線によるサイレン・放送と同時に出動する。
- 林野火災については、水槽付消防ポンプ自動車を有する分団（第1分団・第7分団）と管轄分団が防災行政無線によるサイレン・放送と同時に出動する。

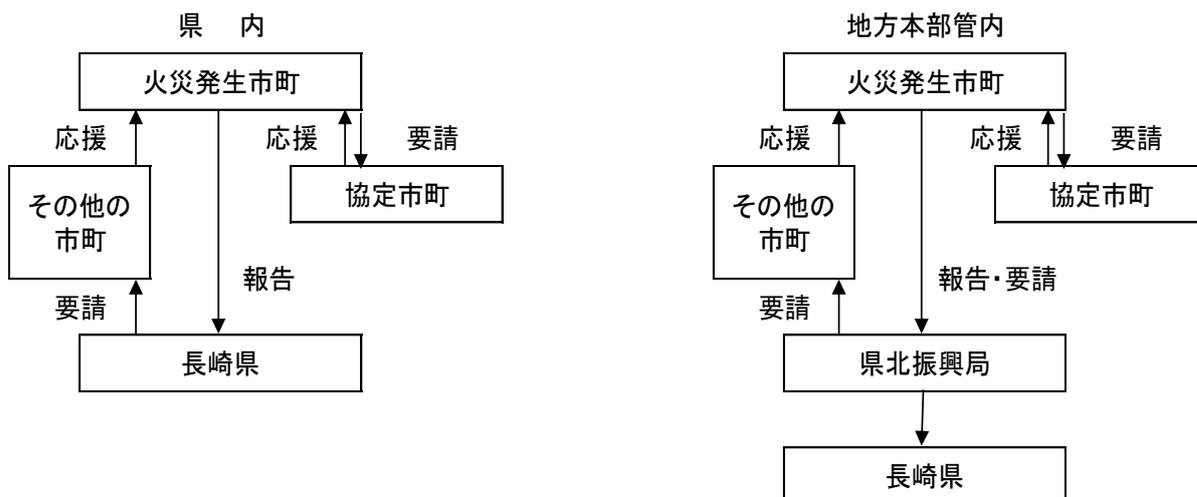
## 第2 応援要請

町は、災害応急対策を実施するに際し、必要があると認めるときは、被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請するものとする。

### 1 応援要請の手順

応援要請の手順は次の系統図により行う。

■ 応援要請の手順系統図



2 県への応援要請の要領

他の市町に対して応援要請をしようとするときは、予め（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に報告し、応援を要請するものとする。なお、報告要領については電話やFAX等適宜なもので実施する。

■ 応援要請時の報告事項

- 火災の種類（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- 火災の状況
- 気象関係
- 今後の判断
- 応援消防力及び必要機材
- その他応援に関し必要な事項

3 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、町現有消防力の概ね3分の1以内とする。

4 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着報告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

5 緊急消防援助隊の応援要請

自らの消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第44条に基づき、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

## 第11章 災害救助法の適用に関する計画

項目	担当
第1 救助の本質	—
第2 実務機関	—
第3 救助の種類	関係各班
第4 災害救助法の適用基準	—
第5 災害救助法適用の手続き	総務班（総務課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 救助の本質

災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と、全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む、罹災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである（災害救助法第1条）。

### 第2 実務機関

災害救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（災害救助法第2条、第17条）。

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できる（災害救助法第13条第1項及び災害救助法施行令第17条）。

### 第3 救助の種類

町は災害救助法により、県から委任を受ける下記の救助活動を行うものとする。

#### ■救助活動の種類と担当部署

救助の種類	担当班（部署）
指定避難所の設置	総務班（総務課、企画財政課）
応急仮設住宅の供与	水防・第一復旧班（建設課）
炊き出しその他による食品の給与	福祉班（住民福祉課）
飲料水の供給	給水班（水道課）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	福祉班（住民福祉課）
医療及び助産	救護班（健康相談センター）
被災者の救出	警防班（消防団）
災害にかかった住宅の応急修理	水防・第一復旧班（建設課）
学用品の給与	教育班（教育委員会）
埋葬	衛生班（保険環境課）
遺体の搜索及び処理	衛生班（保険環境課）
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	水防・第一復旧班（建設課）

## 第4 災害救助法の適用基準

災害救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町村の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

### ■災害救助法の適用基準

基準の区分	基準内容
適用基準Ⅰ	本町区域において40世帯以上の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅱ	被害世帯がⅠの基準に達しないが、長崎県下の被害世帯数が1,500世帯以上であって、本町区域において20世帯以上の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅲ	被害世帯がⅠ又はⅡの基準に達しないが、県下の被害世帯数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅳ	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅴ	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、次の基準に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(内閣府令第2条第1号)</li> <li>・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)</li> </ul>

## 第5 災害救助法適用の手続き

町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき、又は達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに知事に報告するものとする。

知事は、町長の報告により、法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、町に対し、法適用期間、救助の種類等を通知する。

## 第12章 避難計画

### 第1節 避難指示等の発令・伝達

項目	担当
第1 避難指示等の発令の基本方針	—
第2 避難指示等の発令判断	総務班（総務課）
第3 避難指示等の伝達・周知	総務班（総務課）
第4 警戒区域の設定	総務班（総務課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

#### 第1 避難指示等の発令の基本方針

住民への避難の指示は、次のとおり行うものとする。

##### ■避難指示等の発令の考え方

状況	指示者	対象者	措置
生命、身体、財産を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (災害対策基本法60条、61条)	○町長(知事に報告) ○警察官、海上保安官 (町長に通知)	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	○立ち退きの指示
洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第22条)	○知事 ○知事の命を受けた県職員 ○水防管理者(町長) (管轄警察署長に通知)	必要と認められる地域の居住者	○立ち退きの指示
地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法25条)	○知事(管轄警察署長に通知) ○知事の命を受けた吏員 (管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	○立ち退きの指示
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法4条) (自衛隊法94条)	○警察官 (公安委員会に報告) ○警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(長官の指定する者に報告)	○その場に居合わせた者 ○その事物の管理者 ○その他関係者	○必要な警告を発する者 ○特に急を要する場合には危険を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる

#### 第2 避難指示等の発令判断

##### 1 避難指示等の実施要領

町長の避難の指示は、原則として「高齢者等避難」、「避難指示」（以下「避難指示等」という。）の2段階に分けて実施するものとするが、津波災害の場合は避難の緊急性がより高まるものと考えられるため、「避難指示」のみを発令する。なお、津波注意報（津波1m未満）が発令された時は、海岸付近にいる住民等を対象に「注意喚起」を行う。

高齢者等避難は、やむを得ない場合のほかはできるだけ夜間を避けるようにし、避難用の食糧、

貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。

また、津波到達による海面の急上昇等災害が実際に発生していることを把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を発令し、命を守る行動を促すものとする。

なお、上記の避難指示等の発令にあたっては、住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを併せて発令するものとする。

町長は、避難指示を行ったとき、又は、他の避難命令権者から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、知事及び県北地方本部長に報告するものとし、災害対策本部編成による分担に基づき避難警護を行うものとする。

■避難指示等（警戒レベル）により避難が必要な住民に求めるがとるべき行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等	行動を促す避難情報等	町長が発令
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>	緊急安全確保	
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	避難指示	
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	高齢者等避難	

警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	津波注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性	

※避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

## 2 避難指示等の発令基準

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、発令判断にあたっては、必要に応じ、県、長崎地方気象台等に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言を求める。

なお、避難指示等の発令基準は、別途定める「避難指示等判断・伝達マニュアル」によるものとする。

## 3 避難警報の発令

### ■避難警報の発令

種 別	警報発令者	発令方法
事前避難警報	町長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、佐々町防災会議、県等関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	町長	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。町長ができない場合は、予め別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合、発令直後直ちに町長に報告する。

## 4 避難指示等の解除

町長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

## 第3 避難指示等の伝達・周知

当該住民に対する避難指示、避難警報等については、次の伝達事項、伝達手段により周知徹底を図る。伝達にあたっては、事前に伝達文例を作成するなど、住民等にその意味や具体的な避難先がわかりやすく伝わるよう努める。なお、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、予め近隣の通報協力者を定めておく。

また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

### ■避難指示等の発令時の伝達事項

- 避難指示の理由
- 避難指示の対象区域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

■避難指示等の伝達・周知の手段

- 防災行政無線
- 自主防災組織等による直接口頭又は拡声器
- サイレン、鐘
- 広報車
- 佐々町公式LINE
- 有線放送、電話、携帯電話の一斉同報メール

⇒資料編 23. 避難指示等の広報文例

## 第4 警戒区域の設定

地震等災害時、又は津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

### ■警戒区域の設定

実施者	規制の内容及び実施方法
町長	○市町長、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。
警察官又は海上保安官	○市町長、警察官及び海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行なうとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

注) 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む）が、現場にいないとき、又は町長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定する。

## 第2節 避難誘導

項目	担当
第1 避難誘導	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）、警防班（消防団）
第2 学校・社会福祉施設等における避難対策	福祉班（住民福祉課）、保育班（保育所）、教育班（教育委員会）

### 第1 避難誘導

避難誘導の方法は、概ね次のとおり行うものとする

- 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団分団長又は町内会長（班長）が行う。
- 各危険地域の避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとする。
- 避難の誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。
  - ・指定避難所等が比較的遠距離の場合、避難のための集合場所を定めて、できるだけ集団で避難する。
  - ・避難経路、危険箇所には標識、縄張りをし、誘導員を常置する。
  - ・誘導員は、該当地区の消防団分団長又は町内会長（班長）が、消防団員又は班員の中から、その都度定める。
  - ・携行品や幼児等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
  - ・避難行動要支援者については、予め作成された全体計画及び個別計画に基づき、避難支援等関係者が協力して避難を行う。
- 避難の順位については、次の事項に留意して行うものとする。
  - ・いかなる場合においても、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、婦女子等、災害時に援護を必要とする者を優先して行うものとする。
  - ・地域的避難の順位は、先に災害が発生すると認められる地域の居住者の避難を優先するものとする。
  - ・観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。
- 避難誘導員は、避難者の避難立ち退きに当り、携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きを適宜指導するものとする。
- 指定避難所の開設及び管理については、次の事項に留意して行うものとする。
  - ・指定避難所を開設したときは、速やかに県に報告するとともに、町職員を駐在させて指定避難所の管理と入所者の保護に当るものとする。なお、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
  - ・指定避難所駐在員は、避難状況及び指定避難所内の状況を記録し、適宜班長に報告するものとする。
  - ・災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設、被災者受入れ等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

## 第2 学校・社会福祉施設等における避難対策

### 1 学校

教育委員会又は学校長は、避難命令権者の指示に基づき、児童生徒等の避難が速やかに実施できるように、予め次の事項について定めておくものとする。

#### ■教育委員会等による事前決定事項

- 避難実施責任者
- 避難の順位（低学年を優先する）
- 避難先
- 事故発生の措置

引率者は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、予め定められた避難順序に従って児童生徒等を適切に避難先まで誘導する。

### 2 社会福祉施設等

社会福祉施設、児童福祉施設、医療施設等の管理者は、避難命令権者の指示に基づき、当該施設利用者の避難対策が速やかに実施できるよう、予め前項の「1 学校」に準じて定めておくものとする。

社会福祉施設等の管理者は、予め患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区分し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

また、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。なお、移送に要する担架、車両、手押車等を、予め確保し保管場所を定めておく。

施設職員のみでは移送の実施が困難な場合は、予め自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

## 第3節 指定避難所の開設・運営

項目	担当
第1 指定避難所の開設	総務班（総務課、企画財政課）
第2 指定避難所の運営管理等	調査班（税務課）、衛生班（保険環境課）、保育班（保育所）、教育班（教育委員会）
第3 災害救助法による指定避難所の設置	総務班（総務課、企画財政課）

### 第1 指定避難所の開設

町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。なお、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所等の開設状況等を適切に県に報告し、情報の共有に努める。

- 指定避難所は別表のとおりとし、必要な整備を行い使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。
- 必要があれば、予め指定した指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館・ホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、浸水・土砂災害等の被害が及ぶ可能性がある場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を慎重に検討するものとする。
- 災害の状況により、予定した指定避難所が使用できないとき、又は災害が激甚で町内に指定避難所を設置することが困難なときは、町長は、知事又は他市町長と協議し指定避難所の設定又は被害者の受入れについて所要の処置を講じる。

⇒資料編 6. 指定避難所等一覧

### 第2 指定避難所の運営管理等

#### 1 指定避難所の運営管理体制等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食糧・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。なお、指定避難所に指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めておく。

避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。

## 2 被災者に関する情報管理

町は、それぞれの指定避難所に入所している避難者に係る情報及び車中泊避難者などの指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供し、情報共有するものとする。

## 3 指定避難所の生活環境の維持・向上

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難生活の長期化等に備え、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めるとともに、避難所生活に必要な情報や生活再建に向けた情報の提供等、必要な措置を講じるよう努める。

犬・猫等の愛玩動物の飼い主は、避難の際にはできる限り同行避難することとし、県は、指定避難所を設置する町に対して、指定避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。

また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、必要に応じ、専門家等との定期的な情報交換を行う。

## 4 指定避難所における保健・衛生対策

特に避難所生活が長期化する場合は、県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、管理栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。また、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）やエコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

また、避難住民の協力のもとで仮設トイレ、ゴミの分別・保管等の衛生管理を徹底するとともに、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

指定避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時における拡大を防ぐため、以下のような点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- 発災した災害や被災者の状況等によっては、指定避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの指定避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。
- 避難者の健康状態の確認については、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討しておくとともに、指定避難所への到着時に実施する。
- 避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 指定避難所の物品等の清掃については、定期的に家庭用洗剤を用いて行うなど、指定避難所の衛生環境をできる限り整える。
- 指定避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- 発熱、咳等の症状が出た者に対する専用のスペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

## 5 指定避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮

町は、車中泊やテント泊の避難者等、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 6 福祉避難所の指定等

町は、一般の指定避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行なう。福祉避難所の指定にあたっては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていることなどに留意する。

町は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。また、一般の指定避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送する。

また、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

福祉避難所や福祉避難スペースに関する情報を広く住民に周知する。

## 7 指定避難所の早期解消に向けた取組み

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

# 第3 災害救助法による指定避難所の設置

## 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

## 2 指定避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

## 3 指定避難所に受け入れるものの範囲

指定避難所に受け入れる住民等の範囲は、次のとおりとする。

- 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者
- 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

## 4 指定避難所設置のための費用

指定避難所設置のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○賃金職員等雇上費 ○消耗器材費 ○建物器具等使用謝金、借上費、購入費 ○光熱水費 ○仮設トイレ等の設置	指定避難所設置費 1人1日当り 330円以内

#### 5 指定避難所開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

## 第13章 救出計画

項目	担当
第1 救出活動の基本方針	—
第2 救出活動	警防班（消防団）、（佐世保市消防局、長崎県警察、海上保安部）
第3 災害救助法に基づく救出活動	警防班（消防団）、（佐世保市消防局、長崎県警察、海上保安部）
第4 救急活動	救護班（健康相談センター）

### 第1 救出活動の基本方針

#### 1 救出活動の実施者

- 救出は原則として、町長、消防機関（常備消防及び消防団）、警察機関、海上保安部が実施する。
- 初期の活動として、住民及び消防団、自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。

#### 2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者とする。

##### ■救出対象者

- 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合
  - ・火災の際に火中に取り残された場合
  - ・地震、地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
  - ・流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたりした場合
  - ・山津波により生き埋めになったような場合
  - ・登山者が多数遭難したような場合
  - ・地震、津波等災害により海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

### 第2 救出活動

#### 1 町の救出活動

- 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。
- 救出活動に必要な人員（協力者等）、車両船艇、特殊機械器具ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。
- 町による救出が困難なときは、速やかに警察、自衛隊等の応援を求める。
- その他必要に応じ、県警察、海上保安部等へ救出活動を依頼する。

■その他の関係機関による救出活動

県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。</li> <li>○ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。</li> <li>○救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。</li> </ul>
海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○巡視船艇、航空機又は海上保安官により保有の救難資器材を使用して海上等における遭難者等の救出にあたる。</li> <li>○巡視船艇、航空機等により、海上等における行方不明者等の捜索を実施し救出にあたる。</li> <li>○海上における救助活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。</li> </ul>

2 自主防災組織等の救出活動

自主防災組織は、範囲内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、町役場、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

第3 災害救助法に基づく救出活動

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、法第13条第1項の規定により、町長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

2 救出対象者

救出対象者は、次のとおりとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>○災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者</li> </ul> |
|--|

3 救出活動のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○舟艇、機械器具等借上費又は購入費</li> <li>○修繕費</li> <li>○燃料費</li> <li>○その他</li> </ul>	救出に要した経費の実費

4 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

## 第4 救急活動

---

### 1 初期救急活動

被災地における住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当での実施に努める。

### 2 町の救急活動

救護班（健康相談センター）による救急活動及び医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、応援協定に基づき、県及び他市町に対し、応援出動を要請する。

## 第14章 遺体捜査及び収容埋葬計画

項目	担当
第1 遺体の捜索	衛生班（保険環境課）、（長崎県警察、佐世保市消防局）
第2 遺体の処理	衛生班（保険環境課）、（日本赤十字社長崎県支部）
第3 遺体の埋葬	衛生班（保険環境課）
第4 県への応援要請	総務班（総務課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 遺体の捜索

#### 1 実施責任者

町長が消防団、自主防災組織、警察、消防等関係機関の協力を得て行う。  
災害救助法が適用された場合、原則として知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、迅速に行うため必要と認めるときは災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

#### 2 遺体捜索の方法

- 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜査に切り替える。
- 行方が明らかでないが、生存している可能性のある者については「第13章 救出計画」により救出を行う。
- 遺体の捜査は、実施責任者たる町長（保険環境課）が遺体捜査の計画をたて、消防団、自主防災組織、警察、消防等関係機関の協力を得て、捜査に必要な機械、器具等を借上げて行う。

### 第2 遺体の処理

#### 1 実施責任者

町長は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を、関係機関の協力を得て行う。  
災害救助法が適用された場合は、知事又は日本赤十字社長崎県支部は、災害救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行うものとする。

#### 2 遺体処理の方法

- 遺体の識別が行えるよう、洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の遺体を短時日の間に埋葬することが困難な場合は、遺体安置所（寺院等の施設）を設定し、埋葬が行われるまでの間、一時保存する。
- 遺体見分については、警察官と海上保安官による見分（死体取扱規則）を行う。また、死因その他につき、医師の立会を求めて必要な見分を行う。

#### 3 漂流遺体の処理

- 遺体の身元が判明している場合の処理
  - ・原則として、町に漂着した遺体は、警察官又は海上保安官の見分をうけた後、ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地（市町）長に連絡して引き取らせるものとする。ただし、被

害地域に災害救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

○遺体の身元が判明していない場合の処理

- ・遺体の身元が判明しない場合であって災害救助法を適用されたり、災害発生地市町から漂着したものと推定されたりする場合は、前記と同様に取扱うものとする。なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影し記録として残しておくものとする。
- ・遺体が罹災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、町長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

### 第3 遺体の埋葬

#### 1 実施責任者

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合、町長が実施する。

災害救助法が適用された場合、原則として知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、迅速に行うため必要と認めるときは災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

#### 2 遺体埋葬の方法

- 原則として、火葬とするが状況により土葬する。
- 棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、納骨等の役務の提供を原則とする。

### 第4 県への応援要請

町長は、遺体の捜索、処理、埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県及び日本赤十字社に応援を要請する。

#### ■県への応援要請時の伝達事項

- 捜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
- 捜査地域
- 埋葬施設の使用可否
- 必要な輸送車両の数
- 遺体処理に必要な機材、資材の品目別数量

## 第15章 要配慮者対策計画

項目	担当
第1 地域における要配慮者の避難支援	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）
第2 指定避難所等における要配慮者の生活支援	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）
第3 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策	福祉班（住民福祉課）、第一要支援者支援班（健康相談センター）、第二要支援者支援班（地域包括支援センター）

避難行動要支援者を含む要配慮者は、災害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

### 第1 地域における要配慮者の避難支援

#### 1 要配慮者施設への災害情報の伝達及び安否等の確認

町は、高齢者、障害者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）に対し、電話、ファクシミリ、防災行政無線等多様な伝達手段を活用して災害情報を伝達するとともに、施設の被害状況や施設利用者の安全確保状況等の情報を収集する。

#### 2 避難行動要支援者等の安否確認・救助等

町は、災害に伴う避難指示等が発令された時に、家族、町内会、民生委員・児童委員、避難支援等関係者の協力を得て、在宅の要配慮者（避難行動要支援者を含む）への災害情報の伝達及び安否確認を行うとともに、必要に応じ、警察、消防、関係者に対して、安否確認あるいは救助活動の支援を要請する。

特に避難行動要支援者については、予め作成している避難行動要支援者名簿の情報を活用し、関係者と連携して確実な避難支援を行う。

#### 3 要配慮者の避難誘導及び指定避難所等への入所措置

町は、町内会、民生委員・児童委員等と連携し、在宅の要配慮者（避難行動要支援者を含む）に対して迅速・的確な避難誘導を実施する。

援護の必要性が高い者については、福祉避難所あるいは社会福祉施設等への入所を進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。また、必要に応じて、自動車による避難先への移送について手配する。

### 第2 指定避難所等における要配慮者の生活支援

#### 1 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所の運営に際しては、要配慮者に十分配慮した生活環境の整備に努める。

○要配慮者に配慮した食糧、生活物資の供給

食糧及び生活物資の供給に際しては、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等

要配慮者のニーズに対応した品目の供給に配慮する。

○快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

○福祉サービスの提供・充実

福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、介護保険サービスの提供、ケースワーカーの配置や手話通訳者・ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。

○相談窓口の設置等

指定避難所内に要配慮者用の相談窓口を設けるなど、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

## 2 福祉避難所、社会福祉施設等への受入れ等

町は、要配慮者に配慮して、事前に指定している要配慮者施設を福祉避難所として開設するほか、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難生活の場の確保に努める。

また、指定避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者を指定避難所から公的施設、公的住宅、社会福祉施設、病院等へ早期に受入れが可能となるよう、その体制の整備に努める。

## 3 要配慮者に配慮した医療福祉サービスの提供

町は、保健師、看護師等を中心に指定避難所への巡回健康相談や在宅要配慮者の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

また、専門の医療関係者による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ中長期的に支援する仕組みを構築する。

# 第3 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

## 1 地震災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震による影響の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、その後の地震活動に対する安全性の確保に努める。

## 2 組織体制の整備

災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配慮等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

## 3 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震・津波発生時に施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

## 4 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

## 5 町、県の支援

町及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、地震・津波災害に対する安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

町は、保育所、学童児童について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

## 第16章 緊急物資供給計画

### 第1節 食糧供給計画

項目	担当
第1 食糧供給の基本方針	—
第2 主食の応急供給	福祉班（住民福祉課）
第3 応急食糧の緊急引渡し	福祉班（住民福祉課）
第4 炊き出し及び食糧の供給	福祉班（住民福祉課）
第5 災害救助法に基づく食糧供給	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）

#### 第1 食糧供給の基本方針

##### 1 実施責任者

被災地域の被災者等に対する食糧品等の供給は、町が行うものとする。

##### 2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は平常時から必要な食糧等の緊急物資の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）

また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力するとともに、必要により炊き出しを行う。

#### 第2 主食の応急供給

町は応急供給を行うべき次の事態が生じた場合、知事に対し農林水産省政策統括官の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の応急供給数量並びに取扱者を申請し、その承認後供給を受け、罹災者等に対する供給又は給食を実施する。この手続きは、急を要する場合は電信電報等によるものとするが、緊急の場合等は一応供給又は給食を実施の上、事後速やかに手続きを行うものとする。

- 罹災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合
- 災害により販売機能が混乱し、通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合
- 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合

災害救助法により、被災者等に対し、炊き出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

また、町長が知事の補助機関として炊き出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊き出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- 炊き出し受給者名簿
- 食糧品現品給与簿
- その他関係証拠書類

### 第3 応急食糧の緊急引渡し

町長は、交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合は、農林水産省政策統括官通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により申請し、応急食糧の引渡しを受けるものとする。

### 第4 炊き出し及び食糧の供給

#### 1 炊き出しの対象者

炊き出しによる食糧供給を受ける対象者は、次のとおりとする。

- 指定避難所に入所している者
- 住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため炊事ができない者
- 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、旅行等でその必要のある者

#### 2 炊き出しの方法

炊き出しは、必要に応じ自主防災組織、食生活改善推進員、婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。また、炊き出し材料の確保については、自主防災組織、食生活改善推進員、婦人会、日赤奉仕団等の協力を得るとともに、器材は極力、指定避難所や学校、集会所等の施設の利用を図るものとする。

なお、保育所、小中学校及び総合福祉センターの炊き出し能力は、次のとおりである。

##### ■主要施設の炊き出し能力

施設名	炊き出し能力
佐々中学校	1,500食／日
佐々小学校	1,350食／日
口石小学校	1,950食／日
総合福祉センター	300食／日
第2保育所	100食／日

#### 3 燃料の確保

町長は、炊き出しに必要なLPガス、器具等の支給又は斡旋を行うものとする。なお、調達ができないときは、次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。

- 必要なLPガスの量
- 必要な器具の種類及び個数

#### 4 炊き出し以外による食糧の供給

炊き出しによる食糧の供給ができない場合、乾パン、パン類等、調理・加工せずに食することができる食品を給与する。

#### 5 食糧の緊急調達

- 発災当日は食糧の調達が困難なため、備蓄されている食糧を活用する。
- 必要な場合は販売業者との協定に基づき、協力を要請し、調達する。

#### 6 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の供給のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

### 第5 災害救助法に基づく食糧供給

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合、食糧の供給は法第13条第1項の規定により町長が行う。また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

#### 2 食品給与の対象者

食品の給与対象者は、次のとおりとする。

- 避難所に避難している者
- 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事の出来ない者

#### 3 食品給与の方法

食品の供給は、米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

#### 4 救出活動のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○主食費	1人1日当り 1,160円以内
○副食費	
○燃料費	
○雑費	

#### 5 救出の期間

給与期間は災害発生の日から7日以内とする。

## 第2節 衣類品及び生活必需品供給計画

項 目	担 当
第1 物資供給の基本方針	—
第2 物資の調達	福祉班（住民福祉課）
第3 物資の給与	福祉班（住民福祉課）
第4 災害救助法に基づく生活必需品の給与	総務班（総務課）、福祉班（住民福祉課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 物資供給の基本方針

#### 1 実施責任者

災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、町長が行う。  
災害救助法が適用された場合、物資の購入及び輸送は知事が行い、町長がその補助にあたる。  
また、罹災者に対する配分は町長が行う。

#### 2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は、平常時から必要な生活必需品等の緊急物資の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）  
また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力する。

#### 3 給与対象者

生活必需品等の給与を受ける対象者は、次のとおりとする。

- 災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害をうけた者
- 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

#### 4 給与する品目

給与する生活必需品等の品目は、次のとおりとする。

- 寝具： 毛布、タオルケット、布団等
- 衣料： 作業衣、学童服、スカート、下着類
- 炊事用具： 鍋、釜、バケツ、湯沸器等
- 生活必需品等： 紙おむつ、生理用品、授乳用品等

### 第2 物資の調達

必要物資（衣類、寝具類、鍋、釜、日用品等）は、町内業者、物資の供給に関する協定を締結した事業所等から調達する。なお、物流拠点や指定避難所等までの輸送については、業者への委託やボランティアの活用等、外部委託することを基本とする。

### 第3 物資の給与

住民福祉課において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配布計画表を作成した上で購入し、給与については、物資支給責任者を定め町内会長の協力を得て実施する。

### 第4 災害救助法に基づく生活必需品の給与

#### 1 物資の調達・配分の方法

災害救助法の基準による被服、寝具その他生活必需品の調達は、知事（県福祉保健課）からの給与による。

町長は、知事が示した配分計画に基づき、各罹災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

#### 2 物資給与のための費用

物資給与のための費用の限度額は、次のとおりとする。

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼・ 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

単位：円 （注）夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）

#### 3 物資給与の期間

供与期間は災害発生の日から10日以内とする。

## 第17章 上下水道施設復旧計画

### 第1節 給水及び水道施設復旧計画

項 目	担 当
第1 給水及び水道施設復旧の基本方針	—
第2 応急給水	給水班（水道課）
第3 水道施設の応急復旧	給水班（水道課）
第4 下水道施設の応急復旧	下水処理班（水道課）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

#### 第1 給水及び水道施設復旧の基本方針

##### 1 実施責任者

災害における罹災者に対する飲料水の供給については、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、これに準ずる。

##### 2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は平常時から、おおよそ3日分の飲料水の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）  
また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う給水活動に協力する。

##### 3 給水の対象者及び給水量

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対して、生活に最低限必要な給水を行う。その場合の給水量は、災害発生から3日間は1人1日当たり3ℓ、その後は20ℓを目標とする。

#### 第2 応急給水

##### 1 応急給水の方法

町内外周辺水道からの給水車による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、町外から給水をうけるための措置を講じる他、次の事項を県に示し、飲料水の調達又は斡旋を要請する。

- 給水を必要とする人員
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

##### 2 応急給水に使用する器具

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのち使用するものとする。

### 3 応急給水の実施期間

供給期間は、災害の日から給水施設が復旧する日までとする。

なお、災害救助法が適用された場合の供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### 4 医療機関・福祉施設等への優先給水

医療救護活動を行うために設置する救護所等や、後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに介護老人福祉施設等の福祉施設への給水を優先的に行う。

## 第3 水道施設の応急復旧

### 1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、動員体制について確立しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

### 2 応急対策用資材器材の確保

発電機、ポンプ、配水管の応急用資材等、応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

### 3 応急措置

上水道施設の応急措置について次のように実施するものとする。

- 施設が損壊したときは、損壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に津波浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。
- 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- 取水、導水、浄水施設が損壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。
- 各配水池がすべて使用不能となったときは、他市町から給水をうけるための給水車を派遣するなど、飲料用の最低量の確保に努めるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。
- 配水管の幹線が損壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させるなどの方法により給水を確保する。
- 配水管の幹線が各所で損壊し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの給水を停止し、損壊箇所の応急処理を行う。

## 第4 下水道施設の応急復旧

### 1 二次災害の防止対策

下水処理班（水道課）は、大規模な災害が発生した場合、予め作成した下水道業務継続計画に従い、直ちに下水道施設の被害状況の調査を行うとともに、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずる。

### 2 下水道施設の応急復旧

下水処理班（水道課）は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに巡視を行い、損壊その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、指定避難所等の仮設トイレのし尿処理について、受入れ可能な下水処理場の情報を提供する。また、必要に応じ、プール、池、井戸水、河川水、海水等の利用を図るものとする。

また、下水道施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。

### 3 排水施設における応急対策

排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

## 第2節 公共下水道災害復旧計画

項目	担当
第1 公共下水道施設復旧の基本方針	—
第2 公共下水道施設の応急復旧	下水処理班（水道課）

### 第1 公共下水道施設復旧の基本方針

下水道施設は町民生活に大きな影響を与えるライフラインであるため、早期の復旧が求められる。このため、災害の発生で下水道施設が被災した場合、迅速に応急措置ができるよう、被害状況について早期把握に努めるとともに、下水の排除及び処理機能を確保するための確な応急復旧を行う。

### 第2 公共下水道施設の応急復旧

#### 1 応急対策要員の確保

災害発生後、職員は速やかに行動を起こせるように、連絡表や配備体制表を常備する。

浄化管理センター等の維持管理委託業者、日本下水道事業団、民間業者（コンサルタント等）の、支援協力が必要であるため、緊急時における支援体制の確立を図る。

#### 2 応急対策用資材器材の確保

施設ごとの鍵、照明機具、マンホール鉄蓋開け、カメラ等は場所を決め保管し、道路調査を行い、異常がある場合、カラーコーン、バリケード、マーカーライト等の設置など必要措置を講ずる。

下水道台帳（管渠、施設）の整備について、日頃から図面等の整備を図り、施設状況を把握しておくものとする。

## 第18章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

項目	担当
第1 応急仮設住宅の設置	第一復旧班（建設課）
第2 住宅の応急修理	第一復旧班（建設課）
第3 建築資材及び建築業者の調達、斡旋	第一復旧班（建設課）
第4 被災建築物等に対する安全対策（二次災害の防止）	第一復旧班（建設課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 応急仮設住宅の設置

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置する。

#### 2 入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者、自らの資力で住宅を得ることができない者とする。

#### 3 応急仮設住宅の供給方法等

応急仮設住宅は、建設して供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅、又はその他適切な方法により供与するものとする。

建設型応急住宅の建設用地は、原則として町有地とし、浸水や土砂災害等に対する安全性を点検したうえで、その適地を予め選定しておく。

賃貸型応急住宅については、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、予め借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておくものとする。また、必要に応じて、町営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用することも検討する。

応急仮設住宅の供給方法等については、次表に示す災害救助法の基準に準じて行うものとする。

#### ■災害救助法に基づく応急仮設住宅供与の基準

	建設型応急住宅	賃貸型応急住宅
住宅の規模	1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定	世帯の人数に応じて、左記に定める規模に準じる
国庫負担限度額	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額
着工・借上の期間	（着工）災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する	（借上）災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する
貸与期間	建設完了の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで	

## 第2 住宅の応急修理

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として応急修理にあたる。

災害救助法が適用されない小規模災害の場合における被災住宅の応急修理は、町長が行う。

### 2 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次のとおりとする。

- 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理をすることができない者
- 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

### 3 応急修理の実施方法等

応急修理の実施方法等については、次表に示す災害救助法の基準に準じて行うものとする。

#### ■災害救助法に基づく応急修理の基準

応急修理の範囲	居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る
応急修理の費用 (国庫負担限度額)	1世帯 595,000円以内(下記以外の世帯) " 300,000円以内(半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯)
応急修理の期間	原則として、災害発生の日から1か月以内

## 第3 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋又は調達を要請する。

なお、町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

#### ■県への要請時の記載事項

応急仮設住宅の場合	住宅応急修理の場合
○被害戸数(全焼、全壊、流失)	○被害戸数(全焼、全壊、流失)
○設置を必要とする住宅の戸数	○修理を必要とする住宅の戸数
○調達を必要とする資機材の品目及び数量	○調達を必要とする資機材の品目及び数量
○派遣を必要とする建築業者数	○派遣を必要とする建築業者数
○連絡責任者	○連絡責任者
○その他参考となる事項	○その他参考となる事項

## 第4 被災建築物等に対する安全対策（二次災害の防止）

町は、大地震後の地震活動による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、必要に応じ、応急危険度判定士等の派遣を県に要請するものとする。

被災建築物や被災宅地等の応急危険度判定にあたっては、判定実施本部を設置するとともに、応急危険度判定士等が該当物件を判定したうえで、判定ステッカーを貼付する。

## 第19章 障害物の除去計画

共通編

項目	担当
第1 溢水、崩土、岩石落下による道路の閉塞等への対応	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）
第2 災害救助法に基づく障害物の除去	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）

### 第1 溢水、崩土、岩石落下による道路の閉塞等への対応

#### 1 実施責任者

国道、県道については、管轄する九州地方整備局及び県が、町道・農道については町が行う。  
また、電柱、架線、看板等はその施設の管理者、建設中の現場工作物等はその業者が行う。

#### 2 除去活動を行う状況

次の状況に該当するとき、障害物の除去活動を実施する。

- 住民の生命、財産等を保護するために必要とする場合
- 交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合
- 応急対策活動を実施するために必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

#### 3 実施方法

町有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施する。なお、障害物除去に必要な機械器具については、随時使用できるように、関係業者と十分連絡をとるなど、万全の措置を講ずるものとする。

また、一時的な土砂等の集積又は捨土場所については、災害の規模によるが、原則として町有地を確保する。

町長は、必要に応じ、県、自衛隊、他市町等に応援を要請する。

### 第2 災害救助法に基づく障害物の除去

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として障害物の除去にあたる。

#### 2 障害物除去の対象者

障害物除去の対象者は、次の各号に該当するものとする。

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあること
- 自らの資力をもって障害物を除去することができない者

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 3 障害物除去のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○機械器具等の借上費又は購入費 ○輸送費 ○賃金職員等雇上費 等	1世帯当り 137,900円以内

### 4 実施期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

## 第20章 義援金品募集配分計画

共通編

項目	担当
第1 義援金の受付	福祉班（住民福祉課）、（社会福祉協議会）
第2 義援物資の受付	福祉班（住民福祉課）、（社会福祉協議会）
第3 義援金、義援物資の保管	福祉班（住民福祉課）、情報班（出納室）
第4 義援金、義援物資の配布	福祉班（住民福祉課）

風水害等災害応急対策編

### 第1 義援金の受付

義援金の受付は、町、佐々町社会福祉協議会、長崎県共同募金会、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県社会福祉協議会等において行う。

義援金の受付にあたっては、各関係機関と連携するとともに、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら受付について周知を図る。

### 第2 義援物資の受付

県及び関係機関の協力を得ながら、指定避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受入れを希望するもの、受入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。なお、必要に応じ、小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及、内容の周知等に努める。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。なお、指定避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行う。

### 第3 義援金、義援物資の保管

義援金については、出納室が義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

また、町に送付されてきた義援物資類の保管は、福祉班（住民福祉課）において、適宜保管場所（倉庫等）を定めて保管する。

### 第4 義援金、義援物資の配分

各受付機関で受領した義援金、義援物資は、これを一括し、義援金品配分委員会（事務局：福祉班）（災害の状況によりその都度各関係機関をもって設置する）において配分方法を決定し、速やかに被災者に配布する。

なお、配布にあたっては、被災者自らが協力する他、ボランティアや自主防災組織等との連携・協力を求めるものとする。

資料編

## 第21章 医療助産計画

項目	担当
第1 医療助産の基本方針	—
第2 応急医療助産活動の実施	救護班（健康相談センター）、第一要支援者支援班（健康相談センター）
第3 県及び医療機関に対する協力要請	救護班（健康相談センター）、第一要支援者支援班（健康相談センター）
第4 災害救助法に基づく医療助産	救護班（健康相談センター）、第一要支援者支援班（健康相談センター）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 医療助産の基本方針

#### 1 実施責任体制

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

医療、助産の実施は、医療機関の協力のもと、救護班（健康相談センター）が行うものとする。ただし、急を要し救護班による助産のいとまがない場合は、助産師等により行うものとする。

### 第2 応急医療助産活動の実施

#### 1 被災地の状況把握

町長は、災害の発生を知ったときは直ちに情報班（出納室、議会事務局、農業委員会）を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報する。

また、医療機関等と協力し、次の事項について情報収集を行う。

- 被災地域内の医療施設の被害状況、稼働状況
- 医療機関の患者受入れの状況
- 職員の被災状況、稼働状況
- 医薬品等及び医療用資器材の需給状況
- 施設への交通状況

#### 2 救護所等の設置

町は、県北保健所、北松浦医師会、医療機関と協力し、被災状況等を踏まえ、適時適切な場所に救護所を、また指定避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）をそれぞれ設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所、スタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

- 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科医を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替えるなど、指定避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行う。
- 必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

### 3 搬送体制の確保

町は、災害拠点病院等への救急患者の搬送及び医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送・緊急輸送体制の確保を要請する。

### 4 医療施設のライフライン確保

医療施設のライフライン確保にあたっては、概ね次の対応策を行うものとする。

- 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。
- 町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。
- 町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

### 5 保健師等による健康管理

町は、次により被災者の健康管理を行う。

- 保健師等による保健指導、栄養指導等を実施し、被災者の健康管理を行う。
- 被災者、救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、長崎こども・女性・障害者支援センター等と協力し、メンタルヘルスケアを実施する。

### 6 医薬品等の確保

町は、医療活動等に必要な医薬品等が不足する場合、その時の実情に応じ最も適当と認められる業者を指定して調達するが、町内での調達が不能な場合、県（県北保健所）に対して医薬品等の調達を要請するものとする。

また、救護所、避難所、救護センター等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、町は長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

⇒資料編 24. 医療関連施設一覧

## 第3 県及び医療機関に対する協力要請

町は、応急的な医療及び助産を実施する場合は、北松浦医師会及び町内の医療機関の協力を求めて行うものとする。

また、町単独での医療、助産活動等が困難となった場合、地域災害医療センター、日本赤十字社長崎県支部又は県に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

県及び保健所が保健医療福祉活動の総合調整を行うための保健医療福祉調整班を設置した場合、町は、必要に応じて、これらの活動に協力する。

## 第4 災害救助法に基づく医療助産

県知事から委任を受けた町は、次表のとおり医療又は助産を実施する。

### ■災害救助法に基づく医療助産の基準

	医 療	助 産
対象者	災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者	災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって助産の途を失った者
範 囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診察</li> <li>○薬剤又は治療材料の支給</li> <li>○処置、手術、その他の治療及び施術</li> <li>○病院又は診療所への収容</li> <li>○看護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分娩の介助</li> <li>○分娩前後の処置</li> <li>○脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料</li> </ul>
費 用 (国庫負担限度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助法適用による医療救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費</li> <li>○一般病院診療所国民健康保険診療報酬の額以内</li> <li>○施術者当該地域における協定料金の額以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護班、産院その他医療機関による場合 使用した衛生材料、処置費(医療救護班の場合を除く)等の実費</li> <li>○助産師による場合 慣行料金の8割以内の額</li> </ul>
期 間	原則として、災害発生の日から14日以内 必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。	原則として、分娩の日から7日以内

## 第22章 保健衛生計画

### 第1節 防疫・清掃計画

項目	担当
第1 防疫活動	衛生班（保険環境課）
第2 清掃活動	衛生班（保険環境課）

#### 第1 防疫活動

##### 1 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。なお、防疫実施については衛生班（保険環境課）が実施する。

##### 2 防疫の実施

###### ① 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節では「法」と略記）第27条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、感染症予防法規則（以下、本節では「規則」と略記）第14条に定めるところに従って行う。

なお、被災家屋及びその周辺においては、衛生班及び町内会長を通じて消毒薬剤を配布し、家屋の管理義務者等が実施する。災害の規模によっては、町は専門業者へ委託して実施する。

###### ② 物件に係る措置

法第29条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第16条に定めるところに従って行う。

###### ③ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、規則第15条の規定により定められたところによる（薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施）。

##### 3 指定避難所の防疫措置

指定避難所は多数の避難者を受け入れるため、不衛生になりがちとなるので、県北保健所の指導・協力を得て防疫活動を実施する。

##### 4 防疫薬剤の調達

防疫薬剤の調達は、保険環境課において行うものとする。調達不能の場合は、県北保健所に調達・斡旋の要請を行うものとする。

#### 第2 清掃活動

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は町長が行うものとする。実施は、保険環境課が行うものとする。

災害の状況により必要な場合は、佐々浄化管理センターで行う。

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

## 第2節 災害廃棄物処理計画

共通編

項目	担当
第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備	衛生班（保険環境課）
第2 廃棄物の処理	衛生班（保険環境課）

### 第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

#### 1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

町は、関係市町と協力し、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。また、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

#### 2 災害時応急体制の整備

適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、「災害廃棄物対策指針」や「長崎県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、「佐々町災害廃棄物処理計画」を策定している。町は、この計画に基づき、平常時より廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備に努める。

#### ■災害廃棄物処理計画の構成

編	章	内容
1. 総則	基本的事項	計画の目的・位置づけ・対象、処理主体の役割、基本的考え方 等
	組織・推進体制	組織体制・指示命令系統、情報収集・連絡、協力・支援体制、人材育成・教育訓練、町民への啓発・広報
2. 災害廃棄物等処理対策	全般的事項	基本方針、事務の流れ、処理実行計画の策定 等
	発生量の推計	地震・津波による災害廃棄物、風水害による災害廃棄物、し尿発生量・仮設トイレ必要基数、避難所ごみ発生量
	災害廃棄物処理	処理の流れ、収集運搬体制、仮置場、処理施設、分別・中間処理・再資源化・最終処分、し尿処理、避難所ごみ処理、損壊家屋の解体・撤去、環境対策・モニタリング 等
3. 計画の見直し		

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第2 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、「佐々町災害廃棄物処理計画」（令和2年3月）に基づき行うが、概ね次のように処理を行う。

#### 1 被災地の状況把握

発生直後から、施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

#### 2 廃棄物処理実行計画の策定

町は、廃棄物処理にあたって、「佐々町災害廃棄物処理計画」を基に、災害廃棄物の発生量、

廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、被災の状況と災害廃棄物処理の対象、発生量推計、処理期間等、処理の基本方針を定めるとともに、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法、処理スケジュール等、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

### 3 避難所ごみ（生活ごみ）、粗大ごみ等の処理

平常時の収集・処理体制を基本として、町が収集を行い次の方法で処理する。

- 被災状況、発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災後3～4日後には、収集・処理を開始することを目標とする。被災状況により収集・処理の再開が遅くなる場合は、生活ごみ（食品残渣混合ごみ）専用の仮置場を検討する必要があるため、あらかじめ候補地の選定に努める。
- 収集した避難所ごみは、平常時どおり、佐々クリーンセンターにおいて処理・処分することを原則とする。
- 生活ごみの分別区分は平常時と同様を原則とする。ただし、災害発生後の状況に応じて資源ごみ回収の休止や区分変更の検討、家庭での一時的なごみの保管要請等を行う。
- 腐敗性のごみにより害虫等が発生し生活環境が悪化する場合は、薬剤等により駆除を行う。
- 施設破損や停電、断水等により施設が稼働不能の場合、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して一時保管あるいは、県及び他の市町に処理を要請する。
- 粗大ごみは、災害発生後一時的に搬出が増大すると予想されるため、被災地域では現行のごみステーション収集から拠点収集への変更や被災程度の違いにより収集頻度など地域別に異なった対応を図ることを検討する。
- 家屋の解体に先立って排出される粗大ごみについては、集積場を指定する。
- 事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

### 4 し尿の処理

平常時の収集・処理体制を基本として、町が収集を行い次の方法で処理する。

- 平常時どおり、民間事業者（委託）において処理することを原則とする。
- 被災状況（被災戸数等）を勘案して、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置にあたっては、障害者及び高齢者、女性、子供への配慮を行う。
- 仮設トイレからのし尿収集・処理は、収集運搬業者への委託により収集し、民間事業者（委託）において処理する。
- 平常時に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭・事業所及び公衆便所からのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理も平常時同様、収集運搬業者への委託により収集し、民間事業者（委託）において処理する。
- 常時に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭・事業所等からの収集頻度は平常時と同様とする。ただし、災害時の業務量の増大により通常時の収集頻度が困難な場合は一時的な変更について検討する。
- 災害による損壊等により民間事業者（委託）で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、県を通して応援の要請をする。
- 仮設トイレの設置による収集業務の増大により、収集に支障をきたす場合は、関連団体や県に対し、人員や収集車の調達、処理の応援を要請する。

○水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

## 5 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、次の事項を考慮して行う。

- 災害時の倒壊建物の撤去、処理については自己処理を原則とする。なお、必要に応じて、自衛隊、土木建築・解体業者等の協力を得て、解体・運搬を行う。
- 発生した災害廃棄物は、一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別の処理を行い、可能な限り再資源化（リサイクル）に努める。その後、焼却処理等の減量化を図り、埋立処分を行う。
- 処理にあたっては、町や民間の既存施設を最大限活用し、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や県等との調整を行い、計画期間内（発災から概ね3年間以内）の処理完了を目指す。
- 仮置場にアスベストを含む解体材の搬入・搬出を行う場合には、廃棄物処理法等に従って、適正な搬出・運搬を行う。
- ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

### ■仮置場の候補地

名 称	住 所	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
サン・ビレッジさざ多目的グラウンド	佐々町小浦免 41-3	16,500	公有地
佐々中学校グラウンド	佐々町本田原免 111	11,556	公有地
佐々小学校グラウンド	佐々町中川原免 111-1	9,201	公有地
千本公園グラウンド	佐々町羽須和免 200	7,700	公有地
口石小学校グラウンド	佐々町須崎免 389	6,770	公有地

## 6 廃棄物処理に係る支援要請

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

県は、県内の市町、災害支援協定を締結した関係団体等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。また、被災状況から判断して県外の広域処理が必要と判断した場合には、国や近隣県に支援要請を行う。

## 7 環境対策・モニタリング

町は、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響の防止を目的として、各影響項目（大気、騒音・振動、土壌等、臭気、水質）について環境モニタリングを行う。

## 第23章 輸送及び交通対策計画

### 第1節 輸送計画

項目	担当
第1 緊急輸送の基本方針	—
第2 緊急輸送の実施	総務班（総務課）
第3 災害救助法に基づく緊急輸送の実施	総務班（総務課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

#### 第1 緊急輸送の基本方針

災害応急対策要員、罹災者、災害応急対策用物資、機械等の輸送は、災害応急対策を実施する県、町又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、罹災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、第1次的には、町が実施するものとし、他の防災関係機関は、町が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

#### 第2 緊急輸送の実施

##### 1 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行う。

- 陸上輸送（自動車、鉄道、人力）
- 海上輸送（船舶）
- 航空輸送（ヘリコプター等）

##### 2 輸送の対象

輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

##### ■各段階における輸送対象

段階	輸送対象
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</li> <li>○災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</li> <li>○後方医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階の続行</li> <li>○食料、水等生命の維持に必要な物資</li> <li>○傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>

第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2段階の続行</li> <li>○災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>○生活必需品</li> </ul>
------	---

### 3 輸送手段の確保

車両、船舶等輸送手段の確保については、概ね次の方法で行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○町有車両の活用</li> <li>○民有車両の借り上げ（長崎運輸支局を通じて、バス・トラック・タクシー事業者、運送業者等に協力を求める）</li> <li>○公共団体及び民有船舶の借り上げ（県を通じて、ボート業者、漁業協同組合、NPO 法人長崎県水難救済会、旅客船事業者・内航海運事業者等に協力を求める）</li> <li>○航空機の要請（県、自衛隊）</li> <li>○鉄道への協力要請（MR松浦鉄道）</li> <li>○燃料等確保のための関係業界への協力要請</li> </ul>
--

なお、他の災害対策実施機関又は関係事業者に対して応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等、必要な輸送条件を明示して行うものとする。

### 4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げに係る費用は、地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

## 第3 災害救助法に基づく緊急輸送の実施

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県が実施する。ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置を待つ暇がないとき、又は特別の事情があるときは、次の基準により町長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

災害救助法に基づく緊急輸送を実施した場合、町長は、これらに関する必要な帳簿、証拠書類を整理保存するものとする。

#### ■災害救助法に基づく緊急輸送の範囲と期間

輸送の範囲	輸送実施の認められる期間
罹災者の避難輸送	災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送	災害発生の日から14日以内
助産に関する輸送	災害発生の日から13日以内
罹災者の救出に関する輸送	災害発生の日から3日以内

飲料水供給のための輸送		災害発生の日から 7 日以内
救済用物資輸送	炊き出し用食糧調味料及び燃料の輸送	災害発生の日から 7 日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	災害発生の日から 14 日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	災害発生の日から 10 日以内
	学用品の輸送	教科書は災害発生の日から 1 か月以内、その他は 15 日以内
遺体捜査のための輸送		災害発生の日から 10 日以内
遺体処理のための輸送（埋葬を除く）		災害発生の日から 10 日以内

（注）輸送の範囲については、上記以外について特に必要な場合には事前に内閣総理大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

■災害救助法に基づく緊急輸送の費用の基準

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運送費（運賃）</li> <li>○借上料</li> <li>○燃料費</li> <li>○消耗器材費</li> <li>○修繕費</li> </ul>	当該地域における 通常の実費

## 第2節 交通応急対策計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

項目	担当
第1 支障箇所の通報連絡	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）、（長崎県）
第2 交通規制の実施	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）、（長崎県）
第3 迂回路の設定等の応急措置の実施	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）、（長崎県）
第4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付	

### 第1 支障箇所の通報連絡

道路管理者である第一復旧班（建設課）及び第二復旧班（産業経済課）は、その管理に属する道路（町道、農道、林道）、橋りょう等の支障箇所を把握するとともに、必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。また、県道等、他の道路管理者が管理する道路区間において支障箇所を確認した場合は、当該道路管理者（県道路維持課）に状況を通知するとともに、必要に応じ応急措置等の実施を依頼する。

なお、災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通知するものとする。通報をうけたときは、警察官にあつては町長へ、町長にあつては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する（災害対策基本法第54条）。

### 第2 交通規制の実施

#### 1 交通規制の実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

なお、交通を規制しようとするときは、道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、予め規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。ただし緊急を要する場合で通知する暇がないときは事後速やかにこれからの事項を通知する。

#### ■交通規制の実施機関

実施機関	範囲
道路管理者 (町道:建設課、 農道林道:産 業経済課)	(道路法第46条) ①道路の破損・決壊その他の事由により、通行が危険であると認められる場合 ②道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(災害対策基本法第76条第1項、第76条の3第1項) ①災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合
	(道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) ①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき（公安委員会又は警察署長） ②道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合（警察官の行う一時的なもの）

港湾管理者	(港湾法第12条第1項、第4号の2) ①水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第39条) ①船舶交通の安全のため必要があると認めるとき ②異常な気象又は海象、海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずるおそれが生じ、又は混雑を生じるおそれがあるとき、危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき
	(海上保安庁法第18条) ①海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

## 2 道路管理者による交通規制

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間、道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制により速やかに必要な交通規制を行う。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 3 公安委員会による交通規制

### ①交通安全のための規制

公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

### ②緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

公安委員会は、本町又は隣接市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示を必要な場所に設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

## 4 港湾管理者による交通規制

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

## 5 海上保安部による交通規制

①必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

②航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者は占有者に対し除去を指示する。

③航路標識に異常を認めたときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

④水深の異常を認めた時は、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

### 第3 迂回路の設定等の応急措置の実施

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、その旨を必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

### 第4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

#### 1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として認める車両の範囲（緊急用務のため県内を通行する場合の道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車を除く）は、次に掲げるとおりとする。

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両
- 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
- 被災者の救護、救助その他の保護を行うための車両
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
- 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
- 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
- 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持を行うための車両
- 緊急輸送の確保を行うための車両
- その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する車両

#### 2 確認の申請

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事（県北振興局）又は公安委員会（各警察署交通課）に対し、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書により申請し、確認標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。

また、緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。

#### 3 確認標章の掲示等

交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

## 第24章 文教応急対策計画

項 目	担 当
第1 文教応急対策の基本方針	—
第2 応急教育対策	教育班（教育委員会）
第3 教科書及び学用品の給与	教育班（教育委員会）
第4 学校給食対策	教育班（教育委員会）
第5 社会教育施設等対策	教育班（教育委員会）
第6 文化財対策	教育班（教育委員会）

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### 第1 文教応急対策の基本方針

#### 1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は概ね次のとおりとする

- 小中学校その他の町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- 小中学校児童生徒に対する応急教育は、教育委員会が行う。
- 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長が行う。

#### 2 災害発生時における基本方針

- 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず学校長は、教育長及び災害対策本部に遅滞なく災害の状況、及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。
- 教育長は、被災校に速やかに職員を派遣し、被害状況を収集し関係機関に報告するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。
- 休日、休業中、放課後等に災害が発生した場合は、当該学校長は直ちに勤務に服し、被害状況の把握に努めるものとする。また、災害の状況に応じ、直ちに教職員に出動を命じ、被害の状況把握及び応急復旧対策にあたらせるものとする。
- 教育長、学校長及び町長は、応急教育を行うにあたり施設、教職員等の確保に応援を必要とするときは、県教育委員会に要請するものとする。

### 第2 応急教育対策

#### 1 休校措置

- 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとるものとする。
- 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災無線放送その他の方法により児童生徒及び保護者に周知させるものとする。
- 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させ、必要に応じて町内会担当教諭が、各町内会の安全な場所まで誘導し、帰宅させる。

## 2 学校施設の確保

教育委員会又は各学校長は、予め災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図る。なお、被害の程度により応急復旧のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。

### ■学校施設の確保の方法

被害の程度	学校施設の確保の方法
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ② 二部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体、又は町内全域について大災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する（町内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設の斡旋を要請する）。 ② 応急仮設校舎を建設する。

## 3 教職員の確保

災害のため教職員が欠員となり応急教育の実施に支障をきたす場合は、県教育委員会に対し、補充教職員の確保措置について要請する。

## 4 応急教育の実施にあたっての留意事項

応急教育の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 教科書、学用品等を損失した児童生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。
- 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等を予め通知する。
- 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

## 第3 教科書及び学用品の給与

教科書、学用品の調達、給与等については、災害救助法に定める基準に準じて行う。

### 1 給与の対象者

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水による被害を受けた小中学生の児童生徒及び高等学校等生徒で、学用品を喪失又はき損し、入手することができない者。

### 2 調達及び給与方法

教育委員会は学校長と緊密な連繫を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。なお、学用品の調達が困難

な場合は、県教育委員会に調達斡旋を要請する。

### 3 給与品目、費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法が適用された場合はこれに準ずる。また、災害救助法が適用されない場合は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定めるものとする。

#### ■災害救助法に基づく学用品の給与の基準

	医 療		
給与品目	○教科書、教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材） ○文房具 ○通学用品		
費用 (国庫負担限度額)	○教科書及び教材	実費	
	○文房具及び通学用品	小学校児童1人	4,500円以内
		中学校生徒1人	4,800円以内
		高等学校等生徒1人	5,200円以内
期 間	○教科書及び教材	災害の発生日から1か月以内	
	○文房具及び通学用品	災害の発生日から15日以内	

## 第4 学校給食対策

教育委員会は、給食実施校が被害により給食を停止したときは、県教育委員会、県北保健所及び当該学校長と協議の上、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

また、被害を受けた給食用物資がある場合は、教育委員会はその状況を県本部に速やかに報告しなければならない。

## 第5 社会教育施設等対策

公民館等の社会教育施設の管理者は、施設利用者の避難誘導、安全確保措置を講じるとともに、速やかに施設の被災状況を把握し、その応急修理を実施するものとする。

## 第6 文化財対策

教育委員会は、町内文化財の被害状況を各所有者又は管理者に問い合わせるのと同時に、被災文化財については、被災前の文化財の価値を維持するよう、当該所有者等に応急措置、復旧対策を指示・指導するものとする。

## 第25章 ライフライン施設等の災害応急対策計画

共通編

項目	担当
第1 電気施設の災害応急対策	(九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所)
第2 ガス施設の災害応急対策	(各ガス供給会社、長崎県LPガス協会)
第3 通信施設の災害応急対策	(NTTフィールドテクノ 長崎設備部)
第4 鉄道施設の災害応急対策	(松浦鉄道(株))

ライフライン施設等の災害応急対策については、各実施機関が別途策定する防災業務計画、業務継続計画等によるものとするが、町は、必要に応じ、これらの実施機関が行う災害応急対策の支援・協力を行うものとする。

### 第1 電気施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

町は、実施機関から停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休憩等の場所として公共施設等を利用する以外方法がないことから、施設の提供を求められた場合は、可能な限り場所の確保を行うものとする。

### 第2 ガス施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

町は、町民等へ災害発生時にガス臭等以上に気付いた場合は大至急、施設等の管理業者に通報するよう周知徹底を図る。また、併せて、ガスが漏れいしている場合の禁止事項（火気厳禁、電氣的な操作も厳禁）等の周知徹底を図る。

町は、ガス施設の付近を避難誘導する場合は、ガスによる一酸化炭素中毒を避けるため、風上に避難誘導するものとする。

### 第3 通信施設の災害応急対策

町は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは実施機関へ応急対策を求めるものとする。

### 第4 鉄道施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、災害搬送等に著しい影響が予想される場合、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 第26章 農林水産物災害応急対策計画

項目	担当
第1 農林水産業関係の被害状況の把握	第二復旧班（産業経済課）
第2 農林水産業関係の災害応急対策	第二復旧班（産業経済課）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### 第1 農林水産業関係の被害状況の把握

第二復旧班（産業経済課）は、ながさき西海農業協同組合、長崎県林業公社等、関係団体と連携を図り、速やかに農林水産関係の被害状況の把握に努める。

### 第2 農林水産業関係の災害応急対策

第二復旧班（産業経済課）は、関係団体と連携して、農林水産事業者に対して応急対策の技術的指導、支援を行う。

なお、主要作物等の災害応急対策の詳細については、長崎県地域防災計画に準じて行うこととする。

#### ■主要作物ごとの応急対策（長崎県地域防災計画 第18章）

主要作物等	災害応急対策
稲	水害技術対策、干害技術対策、冷害技術対策、風害（大雨）技術対策
麦	播種期の長雨（播遅れ）技術対策、生育後期の長雨技術対策
甘藷	冷害技術対策
馬鈴薯	風害技術対策、水害技術対策、干害技術対策、寒害技術対策
園芸作物	風害技術対策、水害技術対策、干害技術対策、寒害害（霜害）技術対策
茶	風水害技術対策、干害技術対策、寒干風害技術対策、凍霜害技術対策
畜産	風水害技術対策、干害（暑熱）技術対策、寒害（冬期）技術対策
材木等	苗畑の干害対策、造林木の風害・潮害跡地の復旧対策 等
藻類養殖	風害技術対策
貝類養殖	風害対策、水害対策、冷害・干害等対策
魚類養殖	風害対策、水害対策

## 第27章 公共土木施設災害応急対策計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

項目	担当
第1 公共土木施設災害応急対策の基本方針	—
第2 河川・海岸の応急対策	第一復旧班（建設課）
第3 道路の応急対策	第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）
第4 砂防施設の応急対策	第一復旧班（建設課）
第5 港湾の応急対策	第一復旧班（建設課）
第6 公園施設の応急対策	第一復旧班（建設課）

### 第1 公共土木施設災害応急対策の基本方針

#### 1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体（国、県、町）が応急工事に必要な要員、資材、機械を確保して施工する。

#### 2 応急工事施工の体制

応急工事の施工については、第一次的には第一復旧班（建設課）、第二復旧班（産業経済課）の職員を動員して行う。

なお、本町職員では対処できない場合は、県、佐世保公共職業安定所、九州建設技術管理協会又は地元建設業者に対し、技術者等の供給斡旋を要請するものとする。また、必要に応じて自衛隊の派遣を知事に要請するものとする。

また、工事用特殊車両や復旧資材等を確保するとともに、応急工事を迅速に施工するため、大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結している佐々町建設協会等への要請や情報交換を行うなど、災害時における緊急確保の措置を講ずる。

### 第2 河川・海岸の応急対策

河川、海岸の応急措置としては、通常、本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

応急仮締切の施工については、仮締切工事施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- 在来法線位置締切
- 堤外月輪型締切
- 堤内月輪型締切
- 河口締切
- 後退締切

## 第3 道路の応急対策

### 1 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- 排土作業又は盛土作業
- 仮舗装作業
- 障害物の除去
- 仮道、栈道、仮橋等の設置

### 2 応急工事の順位

救助活動や食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものから重点的に実施する。

### 3 その他の応急措置等

上下水道、電気ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。なお、緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

## 第4 砂防施設の応急対策

被害の状況に応じて、概ね次のとおり応急対策を図る。

#### ○流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵、板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また、仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

#### ○砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

## 第5 港湾の応急対策

災害の状況に応じて、概ね次のとおり応急対策を図る。

#### ○背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

#### ○航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

#### ○けい留施設

岸壁等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

## 第6 公園施設の応急対策

---

### 1 災害発生直後の公園施設の緊急点検

---

公園等都市施設の点検を実施するとともに、指定避難所等又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

### 2 応急仮設住宅の建築支援等

---

公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。

# 佐々町地域防災計画

## － 資料編 －

令和4年3月

## 資料編

1	災害対策基本法（抜粋）	1
2	土砂災害危険箇所一覧	5
3	土砂災害警戒区域一覧	9
4	災害時応援協定等一覧	13
5	備蓄物資一覧	17
6	指定避難所等一覧	18
7	緊急輸送道路ネットワーク図	21
8	緊急通行車両等事前届出書、確認申請書の様式	22
9	要配慮者利用施設一覧	24
10	佐々町防災会議条例	26
11	佐々町防災会議運営要綱	28
12	佐々町議会災害対応要綱	29
13	佐々町災害対策本部条例	31
14	佐々町災害対策本部規程	32
15	佐々町伝達系統図	34
16	自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式	35
17	警報・注意報等の種類	37
18	雨や風の強さと被害等との関係	40
19	台風の規模	42
20	天気予報に用いる時刻に関する用語	43
21	気象庁震度階級関連解説表	44
22	被害報告様式	48
23	避難指示等の広報文例	52
24	医療関連施設一覧	57
25	災害弔慰金の支給等に関する条例	58

# 1 災害対策基本法（抜粋）

## （目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## （市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

## （住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

## （市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地において当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策副本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策副本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### (市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

災害対策基本法第2条第3項の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

災害対策基本法第2条第4項の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

災害対策基本法第2条第5項の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関

※(国)国立研究開発法人、(独)独立行政法人、(公)公益社団法人、(一社)一般社団法人

公共的機関	独立行政法人	(国)防災科学技術研究所、(国)量子科学技術研究開発機構、(国)日本原子力研究開発機構、(独)国立病院機構、(独)地域医療機能推進機構、(国)農業・食品産業技術総合研究機構、(国)森林研究・整備機構、(国)水産研究・教育機構、(国)土木研究所、(国)建築研究所、(国)海上・港湾・航空技術研究所、(独)水資源機構、(独)日本高速道路保有・債務返済機構
	日本銀行	
	日本赤十字社	
	日本放送協会	
	その他の公共的機関	電力広域的運営推進機関、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、日本郵便(株)
公益的事業を営む法人	電気	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、東京電力ホールディングス(株)、東京電力リニューアブルパワー(株)、東京電力カフエール&パワー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、中部電力(株)、中部電力パワーグリッド

		(株)、中部電力ミライズ(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、九州電力(株)、九州電力送配電(株)、沖縄電力(株)、(株) J E R A、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、日本原子力発電(株)
	ガス	東京瓦斯(株)、大阪瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、出光興産(株)、太陽石油(株)、(削除)コスモ石油(株)、富士石油(株)、(削除)、岩谷産業(株)、アストモスエネルギー(株)、(株)ジャパンガスエネジー、ENEOS グローブ(株)、ジクシス(株)、ENEOS(株)
	輸送	日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
	通信	日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
	その他	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)、(株)イトーヨーカ堂、イオン(株)、ユニー(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス、(公)全日本トラック協会、(一社)全国建設業協会、(公)日本医師会、(一社)日本建設業連合会、(一社)全国中小建設業協力会

災害対策基本法第2条第6項の規定により当該都道府県の知事が指定する指定地方公共機関

日本銀行長崎支店、日本赤十字社長崎県支部、日本放送協会長崎放送局、  
西日本高速道路株式会社九州支社長崎高速道路事務所、九州旅客鉄道株式会社長崎支社、  
NTTフィールドテクノ 長崎設備部、日本郵便株式会社長崎中央郵便局、  
日本通運株式会社長崎支店、九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所、一般社団法人長崎県医師会、  
一般社団法人長崎県歯科医師会、公益社団法人長崎県看護協会、西部ガス株式会社長崎支店、  
一般社団法人長崎県LPガス協会、一般社団法人長崎県バス協会、  
公益財団法人長崎県トラック協会、島原鉄道株式会社、松浦鉄道株式会社、  
九州旅客船協会連合会、長崎放送株式会社、株式会社テレビ長崎、長崎文化放送株式会社、  
株式会社長崎国際テレビ、株式会社エフエム長崎、株式会社長崎新聞社、  
一般社団法人長崎県建設業協会

## 2 土砂災害危険箇所一覽

### 1. 土石流危険溪流

番号	水系名	溪流名	所在地	番号	水系名	溪流名	所在地
1	佐々川	海見崎	古川免	49	佐々川	古川	古川免
2	佐々川	古川	古川免	50	佐々川	潮着	古川免
3	佐々川	鴨川山	鴨川免	51	佐々川	鴨川原	市瀬免
4	佐々川	吉丸	鴨川免	52	佐々川	小原	鴨川免
5	佐々川	四山	鴨川免	53	佐々川	吉丸	鴨川免
6	佐々川	平野	鴨川免	54	佐々川	溝山	松瀬免
7	佐々川	大日	松瀬免	55	佐々川	田中	松瀬免
8	佐々川	江黒道	鴨川免	56	佐々川	鴨川木場	江里免
9	佐々川	鴨川木場	松瀬免	57	佐々川	八郎谷	江里免
10	佐々川	漕木場	松瀬免	58	佐々川	野苔	松瀬免
11	佐々川	太田	松瀬免	59	佐々川	神田	皆瀬免
12	佐々川	太田	松瀬免	60	佐々川	上谷	八口免
13	佐々川	太田	松瀬免	61	佐々川	迎木場	木場免
14	佐々川	羽山崎川	松瀬免	62	佐々川	迎木場	木場免
15	佐々川	神田	皆瀬免	63	佐々川	迎木場	木場免
16	佐々川	日蔭	八口免	64	佐々川	道木	小浦免
17	佐々川	神田	皆瀬免	65	佐々川	道木	小浦免
18	佐々川	多里門	石木場免	66	佐々川	真申	小浦免
19	佐々川	沖田	平野免	67	佐々川		志方免
20	佐々川	沖田	平野免	68	佐々川		志方免
21	佐々川	平野	平野免	69	佐々川		大茂免
22	佐々川	平野	平野免	70	佐々川		大茂免
23	佐々川	佛石	平野免	71	佐々川		大茂免
24	佐々川	口石	口石免	72	佐々川		大茂免
25	佐々川	道木	小浦免	73	佐々川		志方免
26	佐々川	長坂	小浦免	74	佐々川		志方免
27	佐々川	長坂	小浦免	75	佐々川		志方免
28	佐々川	古釜	小浦免	76	佐々川		志方免
29	佐々川	浜小浦	小浦免	77	佐々川		志方免
30	佐々川	浜小浦	小浦免	78	佐々川		志方免
31	佐々川	崎真申	小浦免	79	佐々川		志方免
32	佐々川	真申	小浦免	80	佐々川		大茂免
33	佐々川	志方川	志方免	81	佐々川		大茂免
34	佐々川	釜ノ元	志方免	82	佐々川		大茂免
35	佐々川	釜ノ元	志方免	83	佐々川		志方免
36	佐々川	釜ノ元	志方免	84	佐々川		志方免
37	佐々川	葛根原	志方免	85	佐々川		鴨川免
38	佐々川	椎木	志方免	86	佐々川		江里免
39	江迎川	上黒灰	大茂免	87	佐々川		江里免
40	江迎川	上黒灰	大茂免	88	佐々川		江里免
41	佐々川	松ノ元	古川免	89	佐々川		江里免
42	佐々川	迎木場	志方免	90	佐々川		江里免
43	佐々川	古川	志方免	91	佐々川		口石免
44	佐々川	遠見岳	古川免	92	佐々川		口石免
45	佐々川	古川	古川免	93	佐々川		小浦免
46	佐々川	古川	古川免	94	佐々川		小浦免
47	佐々川	古川	古川免	95	佐々川		小浦免
48	佐々川	古川	本田原免				

資料：平成 27 年度長崎県土砂災害防止計画

## 2. 地すべり危険箇所

番号	箇所名	所在地
1	木場徳正1	木場免
2	芳ノ浦	小浦免
3	烏喰	木場免
4	迎	八口免
5	大久保	志方免
6	平石	志方免
7	土善谷	古川免
8	吉銭替	大茂免
9	後平1	江里免
10	神田	八口免
11	吉丸	鴨川免
12	平原	志方免
13	大田	志方免

資料：平成27年度長崎県土砂災害防止計画

## 3. 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	所在地	備考	番号	箇所名	所在地	備考
1	沖田	志方免	自然	31	古堂	口石免	自然
2	千人堂	志方免	自然	32	平床	口石免	自然
3	海現崎(1)	古川免	自然	33	相神浦越	小浦免	自然
4	海現崎(2)	古川免	自然	34	道木(1)	口石免	自然
5	古川(1)	古川免	自然	35	道木(2)	口石免	自然
6	古川(2)	古川免	自然	36	長坂(1)	小浦免	自然
7	古川(3)	古川免	自然	37	宮前(1)	小浦免	自然
8	潮着	古川免	自然	38	宮前(2)	小浦免	自然
9	小原	古川免	自然	39	瀬頭	小浦免	自然
10	小原(1)	古川免	自然	40	長坂(2)	小浦免	自然
11	鴨川山(2)	鴨川免	自然	41	長坂(3)	小浦免	自然
12	田中	市瀬免	自然	42	小丸山	小浦免	自然
13	太田(1)	松瀬免	自然	43	浜小浦	小浦免	自然
14	太田(2)	松瀬免	自然	44	古釜	小浦免	自然
15	太田(3)	松瀬免	人工	45	古釜	小浦免	自然
16	狸山	松瀬免	自然	46	崎真申	小浦免	自然
17	松瀬	松瀬免	自然	47	小浦地	小浦免	自然
18	川淵前	八口免	自然	48	口石(1)	口石免	自然
19	脇溝	皆瀬免	自然	49	口石(2)	口石免	自然
20	春山	皆瀬免	自然	50	口石(3)	口石免	自然
21	榎木ノ元	野寄免	自然	51	鴨川	鴨川免	自然
22	上木場	野寄免	自然	52	口石	口石免	自然
23	凶池	羽須和免	自然	53	皆瀬	皆瀬免	人工
24	平野原	平野免	自然	54	松瀬	松瀬免	人工
25	上里(1)	羽須和免	自然	55	盲ヶ原	大茂免	自然
26	立石(1)	平野免	自然	56	大茂(1)	大茂免	自然
27	立石(2)	平野免	自然	57	大茂(2)	大茂免	自然
28	上里(2)	羽須和免	自然	58	江里	江里免	自然
29	長尾	羽須和免	自然	59	皆瀬(1)	皆瀬免	自然
30	豎山	口石免	自然	60	皆瀬(2)	皆瀬免	自然

番号	箇所名	所在地	備考	番号	箇所名	所在地	備考
61	皆瀬(3)	皆瀬免	自然	100	鴨川(1)	鴨川免	自然
62	皆瀬(4)	皆瀬免	自然	101	鴨川(2)	鴨川免	自然
63	皆瀬(5)	皆瀬免	自然	102	鴨川(3)	鴨川免	自然
64	栗林	石木場免	自然	103	鴨川(4)	鴨川免	自然
65	鴨川(1)	鴨川免	自然	104	鴨川(5)	鴨川免	自然
66	鴨川(2)	鴨川免	自然	105	鴨川(6)	鴨川免	自然
67	古川(1)	古川免	自然	106	鴨川(7)	鴨川免	自然
68	志方	志方免	自然	107	鴨川(8)	鴨川免	自然
69	木場(1)	木場免	自然	108	中川原(1)	中川原免	自然
70	羽須和	羽須和免	自然	109	栗林	栗林免	自然
71	古川(2)	古川免	自然	110	中川原(2)	中川原免	自然
72	松尾	木場免	自然	111	角山(1)	角山免	自然
73	迎木場	木場免	自然	112	角山(2)	角山免	自然
74	真申	小浦免	自然	113	角山(3)	角山免	自然
75	小浦(1)	小浦免	自然	114	角山(4)	角山免	自然
76	木場(2)	木場免	自然	115	皆瀬	皆瀬免	自然
77	口石(1)	口石免	自然	116	古川(2)	古川免	自然
78	口石(2)	口石免	自然	117	口石(1)	口石免	自然
79	小浦(2)	小浦免	自然	118	口石(2)	口石免	自然
80	口石(3)	口石免	自然	119	口石(3)	口石免	自然
81	江里(1)	江里免	自然	120	羽須和	羽須和免	自然
82	江里(2)	江里免	自然	121	口石(4)	口石免	自然
83	江里(3)	江里免	自然	122	木場(1)	木場免	自然
84	江里(4)	江里免	自然	123	角山(5)	角山免	自然
85	江里(5)	江里免	自然	124	角山(6)	角山免	自然
86	大茂(1)	大茂免	自然	125	角山(7)	角山免	自然
87	大茂(2)	大茂免	自然	126	迎木場(1)	迎木場免	自然
88	江里(6)	江里免	自然	127	迎木場(2)	迎木場免	自然
89	江里(7)	江里免	自然	128	小浦(1)	小浦免	自然
90	松瀬	松瀬免	自然	129	小浦(2)	小浦免	自然
91	神田	神田免	自然	130	小浦(3)	小浦免	自然
92	志方(1)	志方免	自然	131	小浦(4)	小浦免	自然
93	志方(2)	志方免	自然	132	小浦(5)	小浦免	自然
94	志方(3)	志方免	自然	133	小浦(6)	小浦免	自然
95	志方(4)	志方免	自然	134	小浦(7)	小浦免	自然
96	志方(5)	志方免	自然	135	口石(5)	口石免	自然
97	志方(6)	志方免	自然	136	口石(6)	口石免	自然
98	志方(7)	志方免	自然	137	口石(7)	口石免	自然
99	古川(1)	古川免	自然	138	口石(8)	口石免	自然

資料：平成 27 年度長崎県土砂災害防止計画

4. 山地災害危険地区

通し番号	区分	箇所名	所在地	通し番号	区分	箇所名	所在地
1	山腹崩壊	小田	大茂免	29	山腹崩壊	崎真申-2	小浦免
2	山腹崩壊	吉丸	鴨川免	30	山腹崩壊	道木	口石免
3	山腹崩壊	野苔	松瀬免	31	山腹崩壊	烏喰	迎木場免
4	山腹崩壊	太田	松瀬免	32	山腹崩壊	古川-4	古川免
5	山腹崩壊	松瀬	松瀬免	33	山腹崩壊	川内谷	古川免
6	山腹崩壊	神田(1)	神田免	34	地すべり	江里	江里免
7	山腹崩壊	川添山下	神田免	35	地すべり	日蔭	神田免
8	山腹崩壊	神田(2)	神田免	36	地すべり	迎木場	迎木場免
9	山腹崩壊	持田	志方免	37	地すべり	黒灰	大茂免
10	山腹崩壊	志方橋の上	志方免	38	地すべり	併ノ坂	皆瀬免
11	山腹崩壊	鴨川山	鴨川免	39	地すべり	狩立	八口免
12	山腹崩壊	小春橋上	鴨川免	40	地すべり	大岳	平野免
13	山腹崩壊	古川-3	古川免	41	地すべり	大谷	口石免
14	山腹崩壊	古川-2	古川免	42	崩壊土砂流出	真竹	鴨川免
15	山腹崩壊	古川-1	古川免	43	崩壊土砂流出	椎木山-1	鴨川免
16	山腹崩壊	里(1)	羽須和免	44	崩壊土砂流出	椎木山-2	鴨川免
17	山腹崩壊	里(2)	羽須和免	45	崩壊土砂流出	皿山公園上	市瀬免
18	山腹崩壊	神田(3)	神田免	46	崩壊土砂流出	角山	市瀬免
19	山腹崩壊	長谷	八口免	47	崩壊土砂流出	田中	市瀬免
20	山腹崩壊	浜迎	小浦免	48	崩壊土砂流出	大田	市瀬免
21	山腹崩壊	古釜-1	小浦免	49	崩壊土砂流出	八郎谷	松瀬免
22	山腹崩壊	古釜-2	小浦免	50	崩壊土砂流出	狸山	松瀬免
23	山腹崩壊	羽恵崎	小浦免	51	崩壊土砂流出	羽山崎	松瀬免
24	山腹崩壊	芳浦	小浦免	52	崩壊土砂流出	椎葉	古川免
25	山腹崩壊	西町	小浦免	53	崩壊土砂流出	勘子山	古川免
26	山腹崩壊	崎真申-1	小浦免	54	崩壊土砂流出	吉丸	鴨川免
27	山腹崩壊	平床	口石免	55	崩壊土砂流出	日蔭	皆瀬免
28	山腹崩壊	真申入口	小浦免				

資料：平成 27 年度長崎県土砂災害防止計画

### 3 土砂災害警戒区域一覽

#### 1. 土石流（特別）警戒区域

土石流警戒区域（44）	土石流特別警戒区域（42）
佐々-土-0012	佐々-土-0012
佐々-土-0013	佐々-土-0013
佐々-土-0014	佐々-土-0014
佐々-土-0015	佐々-土-0015
佐々-土-0017	佐々-土-0017
佐々-土-0018	佐々-土-0018
佐々-土-0020	佐々-土-0020
佐々-土-0021	佐々-土-0022
佐々-土-0022	佐々-土-0028
佐々-土-0028	佐々-土-0036
佐々-土-0036	佐々-土-0037
佐々-土-0037	佐々-土-0038
佐々-土-0038	佐々-土-0039
佐々-土-0039	佐々-土-0043
佐々-土-0043	佐々-土-0043-2
佐々-土-0043-2	佐々-土-0047
佐々-土-0047	佐々-土-0052
佐々-土-0052	佐々-土-0056
佐々-土-0056	佐々-土-0057
佐々-土-0057	佐々-土-0058
佐々-土-0058	佐々-土-0059
佐々-土-0059	佐々-土-0060
佐々-土-0060	佐々-土-0066
佐々-土-0066	佐々-土-0067
佐々-土-0067	佐々-土-0068
佐々-土-0068	佐々-土-0069
佐々-土-0069	佐々-土-0070
佐々-土-0070	佐々-土-0073
佐々-土-0073	佐々-土-0074
佐々-土-0074	佐々-土-0078
佐々-土-0077	佐々-土-0079
佐々-土-0078	佐々-土-0080
佐々-土-0079	佐々-土-0081
佐々-土-0080	佐々-土-0082
佐々-土-0081	佐々-土-0083
佐々-土-0082	佐々-土-0087
佐々-土-0083	佐々-土-0091
佐々-土-0087	佐々-土-0097
佐々-土-0091	佐々-土-0109
佐々-土-0097	佐々-土-0113
佐々-土-0109	佐々-土-0115
佐々-土-0113	佐々-土-0116
佐々-土-0115	
佐々-土-0116	

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編



資料：長崎県総合防災GIS

## 2. 地すべり警戒区域

地すべり警戒区域 (13)
佐々-地-001
佐々-地-002
佐々-地-003
佐々-地-004
佐々-地-005
佐々-地-006
佐々-地-007
佐々-地-008
佐々-地-009
佐々-地-010
佐々-地-011
佐々-地-012
佐々-地-013



資料：長崎県総合防災GIS

3. 急傾斜地（特別）警戒区域

急傾斜地警戒区域（198）		急傾斜地特別警戒区域（217）	
佐々-急-0008	佐々-急-0084	佐々-急-0008	佐々-急-0077
佐々-急-0008-2	佐々-急-0085	佐々-急-0008-2	佐々-急-0078
佐々-急-0012	佐々-急-0085-2	佐々-急-0012	佐々-急-0079
佐々-急-0013	佐々-急-0086	佐々-急-0013	佐々-急-0080
佐々-急-0013-2	佐々-急-0086-2	佐々-急-0013-2	佐々-急-0081
佐々-急-0013-3	佐々-急-0087	佐々-急-0013-3	佐々-急-0083
佐々-急-0014	佐々-急-0087-2	佐々-急-0014	佐々-急-0084
佐々-急-0015	佐々-急-0087-3	佐々-急-0015	佐々-急-0085
佐々-急-0015-2	佐々-急-0094	佐々-急-0015-2	佐々-急-0085-2
佐々-急-0018	佐々-急-0098	佐々-急-0018	佐々-急-0086
佐々-急-0019	佐々-急-0098-3	佐々-急-0019	佐々-急-0086-2
佐々-急-0036	佐々-急-0102	佐々-急-0036	佐々-急-0087
佐々-急-0037	佐々-急-0104	佐々-急-0036	佐々-急-0087-2
佐々-急-0037-2	佐々-急-0105	佐々-急-0037	佐々-急-0087-3
佐々-急-0037-3	佐々-急-0107	佐々-急-0037-2	佐々-急-0094
佐々-急-0044	佐々-急-0107-2	佐々-急-0037-2	佐々-急-0098
佐々-急-0045	佐々-急-0107-3	佐々-急-0037-2	佐々-急-0098-3
佐々-急-0045-2	佐々-急-0107-4	佐々-急-0037-3	佐々-急-0102
佐々-急-0045-3	佐々-急-0108	佐々-急-0044	佐々-急-0104
佐々-急-0045-5	佐々-急-0113	佐々-急-0045	佐々-急-0105
佐々-急-0053	佐々-急-0113-3	佐々-急-0045-2	佐々-急-0107
佐々-急-0054	佐々-急-0116	佐々-急-0045-3	佐々-急-0107-2
佐々-急-0054-2	佐々-急-0116-2	佐々-急-0045-5	佐々-急-0107-3
佐々-急-0057	佐々-急-0116-3	佐々-急-0053	佐々-急-0107-3
佐々-急-0057-2	佐々-急-0116-4	佐々-急-0054	佐々-急-0107-3
佐々-急-0058	佐々-急-0116-5	佐々-急-0054-2	佐々-急-0107-4
佐々-急-0058-2	佐々-急-0121	佐々-急-0057	佐々-急-0108
佐々-急-0059	佐々-急-0124	佐々-急-0057-2	佐々-急-0113
佐々-急-0059-2	佐々-急-0124-2	佐々-急-0058	佐々-急-0113-3
佐々-急-0060	佐々-急-0124-3	佐々-急-0058-2	佐々-急-0116
佐々-急-0061	佐々-急-0129	佐々-急-0059	佐々-急-0116-2
佐々-急-0062	佐々-急-0131	佐々-急-0059	佐々-急-0116-3
佐々-急-0062-2	佐々-急-0132	佐々-急-0059-2	佐々-急-0116-4
佐々-急-0063	佐々-急-0137	佐々-急-0060	佐々-急-0116-5
佐々-急-0063-2	佐々-急-0137-2	佐々-急-0061	佐々-急-0121
佐々-急-0066	佐々-急-0138	佐々-急-0062	佐々-急-0124
佐々-急-0067	佐々-急-0139	佐々-急-0062-2	佐々-急-0124-2
佐々-急-0067-2	佐々-急-0142	佐々-急-0063	佐々-急-0124-3
佐々-急-0068	佐々-急-0142-2	佐々-急-0063-2	佐々-急-0129
佐々-急-0069	佐々-急-0151	佐々-急-0066	佐々-急-0131
佐々-急-0071	佐々-急-0151-2	佐々-急-0067	佐々-急-0132
佐々-急-0072	佐々-急-0153	佐々-急-0067-2	佐々-急-0137
佐々-急-0073	佐々-急-0155	佐々-急-0068	佐々-急-0137-2
佐々-急-0074	佐々-急-0156	佐々-急-0069	佐々-急-0138
佐々-急-0075	佐々-急-0157	佐々-急-0071	佐々-急-0139
佐々-急-0076	佐々-急-0158	佐々-急-0071	佐々-急-0142
佐々-急-0077	佐々-急-0159	佐々-急-0072	佐々-急-0142-2
佐々-急-0078	佐々-急-0159-3	佐々-急-0072	佐々-急-0151
佐々-急-0079	佐々-急-0159-4	佐々-急-0073	佐々-急-0151-2
佐々-急-0080	佐々-急-0159-5	佐々-急-0074	佐々-急-0153
佐々-急-0081	佐々-急-0161	佐々-急-0075	佐々-急-0155
佐々-急-0083	佐々-急-0161-2	佐々-急-0076	佐々-急-0156

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

急傾斜地警戒区域 (198)		急傾斜地特別警戒区域 (217)	
佐々急-0161-3	佐々急-0224-4	佐々急-0157	佐々急-0208
佐々急-0162	佐々急-0232	佐々急-0158	佐々急-0208-2
佐々急-0163	佐々急-0232-2	佐々急-0159	佐々急-0209
佐々急-0164	佐々急-0232-3	佐々急-0159-3	佐々急-0209-2
佐々急-0164-2	佐々急-0232-4	佐々急-0159-4	佐々急-0209-3
佐々急-0164-3	佐々急-0237	佐々急-0159-5	佐々急-0209-4
佐々急-0164-4	佐々急-0239	佐々急-0159-5	佐々急-0210
佐々急-0164-5	佐々急-0240	佐々急-0161	佐々急-0212
佐々急-0166	佐々急-0240-3	佐々急-0161-2	佐々急-0215
佐々急-0167	佐々急-0240-4	佐々急-0161-3	佐々急-0215-2
佐々急-0169	佐々急-0241	佐々急-0162	佐々急-0224
佐々急-0170	佐々急-0241-2	佐々急-0163	佐々急-0224-2
佐々急-0170-2	佐々急-0243	佐々急-0164	佐々急-0224-3
佐々急-0171	佐々急-0243-3	佐々急-0164-2	佐々急-0224-4
佐々急-0171-2	佐々急-0244	佐々急-0164-3	佐々急-0224-4
佐々急-0172	佐々急-0244-2	佐々急-0164-4	佐々急-0232
佐々急-0173	佐々急-0244-4	佐々急-0164-5	佐々急-0232-2
佐々急-0173-2	佐々急-0244-5	佐々急-0166	佐々急-0232-3
佐々急-0176	佐々急-0246	佐々急-0167	佐々急-0232-4
佐々急-0176-2	佐々急-0248	佐々急-0169	佐々急-0232-4
佐々急-0177	佐々急-0248-2	佐々急-0170	佐々急-0237
佐々急-0178	佐々急-0248-3	佐々急-0170-2	佐々急-0239
佐々急-0180	佐々急-0249	佐々急-0171	佐々急-0239
佐々急-0183	佐々急-0251	佐々急-0171-2	佐々急-0240
佐々急-0183-3	佐々急-0256	佐々急-0172	佐々急-0240-3
佐々急-0183-4	佐々急-0257	佐々急-0173	佐々急-0240-4
佐々急-0183-5	佐々急-0257-2	佐々急-0173-2	佐々急-0241
佐々急-0184	佐々急-0261	佐々急-0176	佐々急-0241-2
佐々急-0184-2	佐々急-0261-2	佐々急-0176	佐々急-0241-2
佐々急-0187	佐々急-0261-3	佐々急-0176-2	佐々急-0243
佐々急-0188	佐々急-0261-4	佐々急-0177	佐々急-0243-3
佐々急-0188-2	佐々急-0261-5	佐々急-0178	佐々急-0244
佐々急-0195	佐々急-0262	佐々急-0180	佐々急-0244-2
佐々急-0196	佐々急-0262-2	佐々急-0180	佐々急-0244-4
佐々急-0196-2	佐々急-0265	佐々急-0183	佐々急-0244-5
佐々急-0200	佐々急-0266	佐々急-0183-3	佐々急-0246
佐々急-0201	佐々急-0273	佐々急-0183-4	佐々急-0248
佐々急-0203	佐々急-0273-3	佐々急-0183-5	佐々急-0248-2
佐々急-0203-2	佐々急-0273-4	佐々急-0184	佐々急-0248-3
佐々急-0203-3	佐々急-0273-5	佐々急-0184-2	佐々急-0248-3
佐々急-0203-4		佐々急-0187	佐々急-0249
佐々急-0208		佐々急-0188	佐々急-0251
佐々急-0208-2		佐々急-0188	佐々急-0256
佐々急-0209		佐々急-0188-2	佐々急-0257
佐々急-0209-2		佐々急-0188-2	佐々急-0257-2
佐々急-0209-3		佐々急-0195	佐々急-0261
佐々急-0209-4		佐々急-0196	佐々急-0261-2
佐々急-0210		佐々急-0196-2	佐々急-0261-3
佐々急-0212		佐々急-0200	佐々急-0261-4
佐々急-0215		佐々急-0201	佐々急-0261-5
佐々急-0215-2		佐々急-0203	佐々急-0262
佐々急-0224		佐々急-0203-2	佐々急-0262-2
佐々急-0224-2		佐々急-0203-3	佐々急-0265
佐々急-0224-3		佐々急-0203-4	佐々急-0266

急傾斜地警戒区域 (198)	急傾斜地特別警戒区域 (217)
	佐々-急-0273 佐々-急-0273-3 佐々-急-0273-4 佐々-急-0273-5



資料：長崎県総合防災GIS

## 4 災害時応援協定等一覧

担当		協定締結先	協定名	協定締結年月日
総務課	1	国土交通省九州地方整備局	大規模な災害時の応援に関する協定	平成24年2月16日
	2	マックスバリュ九州	災害時における物資の供給に関する協定	平成24年8月6日
	3	江迎警察署	災害時における活動拠点に関する協定	平成25年9月9日
	4	長崎県LPガス協会佐世保支部	災害時におけるLPガス供給に関する協定	平成26年2月5日
	5	佐世保電気工事業協同組合	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定	平成30年10月22日
	6	(有)大紘産業	災害時等におけるバス利用に関する協定	令和元年6月18日
	7	北松歯科医師会	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	令和元年7月12日
	8	アリアケジャパン(株)	災害時における食糧等の供給協力に関する協定	令和元年10月1日
	9	ナフコ(株)	災害時における物資提供に関する協定	令和元年10月1日
	10	生活協同組合ララコープ	災害時における物資提供に関する協定	令和元年11月19日
	11	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年10月28日
	12	日本郵便(株)	災害発生時における佐々町と日本郵便株式会社の協力に関する協定	令和3年9月21日
住民福祉課	13	老人保健施設 さざ・煌きの里	災害時に要援護者の避難施設として民間福祉施設等を使用することに関する協定	平成23年4月1日
	14	特別養護老人ホーム 虹の里		平成23年4月1日
	15	グループホーム 愛乃郷		平成23年4月1日
	16	介護有料老人ホームライフケア・まえた		平成23年11月1日
建設課	17	佐々町建設協会	大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定	平成22年3月2日
	18	九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所	佐々町地域災害復旧に関する覚書	平成29年6月8日
	19	(株)荏原製作所 九州支社	災害時における応急復旧業務に関する協定	平成30年6月20日
	20	(株)神鋼環境ソリューション九州支社		平成30年6月20日
	21	(株)石垣 九州支店		平成30年6月20日
水道	22	(株)セイホウ電設	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	令和3年8月2日

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

課	23	公益社団法人 日本下水道 管路管理業協会	下水道管路施設の災害時における復旧支援協 力に関する協定	令和3年10月1日
	24	地方共同法人 日本下水道 事業団	佐々町・日本下水道事業団災害支援協定	令和3年10月1日
保 險 環 境 課	25	長崎県環境保全協会 長崎県環境整備事業協同組 合	災害時における水道施設電気設備等の復旧等 に関する協定	令和3年5月27日
	26	一般社団法人 長崎県産業 資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理等の協力を 関する協定書	令和4年1月18日

## 5 備蓄物資一覧

(令和4年3月10日現在)

備蓄品目		総数	備考
アルファ米	わかめご飯	311	
	白米	850	
	ドライカレー	850	
レトルト食品	海の幸ごはん	300	
	和風鯛ごはん	300	
保存水 (500ml)		8,818	
液体ミルク		120	
毛布		500	
非常食 (ビスコ)		514	
簡易トイレ		4,000	
段ボール製ベッド		22	
段ボール製パーテーション		10	
パーテーション		59	
簡易ベッド		50	
エアマット		50	
工場扇		12	
石油ストーブ		12	
スポットクーラー		6	
ガス発電機		3	
生理用品		300	
おむつ(大人用)		484	S164 枚、M128 枚、L108 枚、Big84 枚
おむつ(子ども用)		176	M88 枚、L88 枚

## 6 指定避難所等一覧

### 1. 指定避難所、指定緊急避難場所一覧

№	所在地	施設の名称	有効面積	電話番号	収容人員	炊事施設	種別	災害毎の適正					備考	
								大雨	洪水	土砂災害	地震	津波		
1	神田	神田公園	2,200.00 m <sup>2</sup>		667	無	緊	○	○		○	○		
2	〃	北部地区体育館	564.20 m <sup>2</sup>		171	無	◎	○		○	○	○		
3	若佐	北部グラウンド	4,800.00 m <sup>2</sup>		1,455	無	緊	○	○		○	○		
4	栗林	佐々小学校	9,201.00 m <sup>2</sup>	62-2076	2,788	無	緊	○		○	○	○	グラウンド	
			3,552.00 m <sup>2</sup>		1,076	有	◎						校舎 総 3,552 m <sup>2</sup> 13 教室	
			685.00 m <sup>2</sup>		208	無	◎						体育館	
5	野寄	佐々中学校	11,556.00 m <sup>2</sup>	62-3121	3,502	無	緊	○			○	○	グラウンド	
			5,225.00 m <sup>2</sup>		1,583	有	◎						校舎 総 5,221 m <sup>2</sup> 12 教室	
			867.00 m <sup>2</sup>		263	無	◎						体育館	
6	中央	佐々町公民館	2,156.32 m <sup>2</sup>	62-6294	653	有	◎	○			○	○		
7	〃	町民体育館	2,300.00 m <sup>2</sup>		697	有	◎	○			○	○		
8	〃	地域交流センター	1,498.62 m <sup>2</sup>	62-6294	454	有	◎	○			○	○		
9	〃	町文化会館	1,977.00 m <sup>2</sup>	62-3101	599	有	◎	○			○	○		
10	里	総合福祉センター	1,520.00 m <sup>2</sup>	63-5800	461	有	◎				○	○	○	健康相談センター
			2,319.00 m <sup>2</sup>	63-5900	703	有	◎							福祉センター
			506.00 m <sup>2</sup>	62-2405	154	有	◎							診療所
11	野寄	農業体験施設	1,059.00 m <sup>2</sup>	62-6368	321	有	◎	○	○	○	○	○		
12	里	千本公園グラウンド	7,700.00 m <sup>2</sup>		2,333	無	緊	○	○		○	○		
13	口石	口石小学校	6,770.00 m <sup>2</sup>	62-2050	2,052	無	緊	○	○	○	○	○	○	グラウンド
			4,598.00 m <sup>2</sup>		1,393	有	◎							校舎 総 4,598 m <sup>2</sup> 19 教室
			700.00 m <sup>2</sup>		212	無	◎							体育館
14	佐々南	南部地区体育館	526.80 m <sup>2</sup>		160	無	◎	○	○		○	○		
15	芳ノ浦	第2保育所	539.54 m <sup>2</sup>	62-2231	163	有	◎	○	○		○	○		
16	真申	クリーンセンター	103.96 m <sup>2</sup>	62-3512	32	有	◎	○	○		○	○	会議室及び休憩所	
17	四ツ井樋	サン・ビレッジさざ	1,800.00 m <sup>2</sup>	62-3338	545	無	緊	○		○	○	○	○	屋内運動場
			2,089.00 m <sup>2</sup>		633	無								屋外テニスコート
			300.00 m <sup>2</sup>		91	無								ゲートボール場
			16,500.00 m <sup>2</sup>		5,000	無								多目的グラウンド

## 2. 地域自主運営避難所一覧

No.	所在地	施設の名称	有効面積	電話番号	収容人員	炊事施設	災害毎の適正					備考	
							大雨	洪水	土砂災害	地震	津波		
1	古川	古川町内会集会所	108.30	m <sup>2</sup>		33	有	○			○		
2	中央	中央通町内会集会所	244.57	m <sup>2</sup>		74	有	○		○	○	○	
3	志方	志方町内会集会所	72.35	m <sup>2</sup>		22	有	○	○	○	○	○	
4	栗林	栗林町内会集会所	132.42	m <sup>2</sup>		40	有	○		○	○	○	
5	野寄	野寄町内会集会所	186.05	m <sup>2</sup>		56	有	○	○	○	○	○	
6	里山	里山町内会集会所	117.62	m <sup>2</sup>		36	有	○	○			○	
7	里	里町内会集会所	330.54	m <sup>2</sup>	63-2950	100	有	○	○	○	○	○	
8	新町	新町町内会集会所	148.76	m <sup>2</sup>		45	有	○		○	○	○	
9	木場	木場町内会集会所	231.03	m <sup>2</sup>		70	有	○	○	○	○	○	
10	口石	口石町内会集会所	201.06	m <sup>2</sup>	63-3659	61	有	○	○	○	○	○	
11	四ツ井樋	四ツ井樋公民館	158.26	m <sup>2</sup>		48	有	○			○	○	
12	水道	水道町内会集会所	136.22	m <sup>2</sup>		41	有	○			○	○	
13	浜迎	浜迎町内会集会所	128.46	m <sup>2</sup>		39	有	○			○	○	
14	土手迎	土手迎町内会集会所	187.00	m <sup>2</sup>		57	有	○			○	○	
15	真申	真申町内会集会所	149.88	m <sup>2</sup>		45	有	○	○		○	○	
16	芳ノ浦	芳ノ浦町内会集会所	150.97	m <sup>2</sup>		46	有	○	○		○	○	
17	東町	東町町内会集会所	107.16	m <sup>2</sup>		32	有	○	○		○	○	
18	西町	西町町内会集会所	161.00	m <sup>2</sup>		49	有	○	○		○	○	
19	鴨川	鴨川公民館	77.35	m <sup>2</sup>		23	有	○	○			○	
20	市瀬	市瀬町内会集会所	253.60	m <sup>2</sup>		77	有	○	○	○	○	○	
21	松瀬	松瀬町内会集会所	166.00	m <sup>2</sup>		50	有	○	○		○	○	
22	北	北町内会集会所	110.16	m <sup>2</sup>		33	有	○	○		○	○	
23	角山	角山町内会集会所	105.16	m <sup>2</sup>		32	有	○	○	○	○	○	
24	江里	江里町内会集会所	107.40	m <sup>2</sup>		33	有	○	○		○	○	
25	大茂	大茂町内会集会所	103.72	m <sup>2</sup>		31	有	○	○		○	○	
26	神田	神田町内会集会所	185.45	m <sup>2</sup>		56	有	○	○	○	○	○	
27	若佐	若佐町内会集会所	50.00	m <sup>2</sup>		15	有	○	○		○	○	
28	さざん花	さざん花町内会集会所	119.87	m <sup>2</sup>		36	有	○	○	○	○	○	
29	佐々南	佐々南町内会集会所	217.57	m <sup>2</sup>		66	有	○	○		○	○	
30	千本	千本町内会集会所	165.90	m <sup>2</sup>		50	有	○	○	○	○	○	

①グラウンドについては、一時的な避難場所。（震災の場合は災害の規模により仮設の避難場所としても利用）

※

②各町内会公民館・集会所については、主に火災によるり災者の一時的な避難場所としている。

③収容人員は、1人当たりの必要面積を3.3m<sup>2</sup>（約1坪）として算定している。

④種別欄：「◎」指定緊急避難場所 兼 指定避難所、「緊」指定緊急避難場所

⑤災害毎の適正の欄：「○」該当災害に対して安全性が確認されている。

### 3. 福祉避難所一覧

	施設の名称	所在地	備考
1	特別養護老人ホーム 虹の里	八口免805番地3	社会福祉法人佐々川福祉会
2	特別養護老人ホーム あやめの里	八口免805番地3	社会福祉法人佐々川福祉会
3	介護老人保健施設 さざ・煌めきの里	八口免805番地2	社会福祉法人佐世保白寿会
4	介護付き有料老人ホーム ライフケア・まえだ	市場免50番地	医療法人前田外科胃腸科医院
5	グループホーム 愛乃郷	羽須和免927番地	有限会社金子

## 7 緊急輸送道路ネットワーク図



資料：長崎県地域防災計画（資料編）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

8 緊急通行車両等事前届出書、確認申請書の様式

別記様式第1

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 長崎県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 緊急通行車両等事前届出済証 長崎県公安委員会 印		第 号 年 月 日 長崎県公安委員会 印
番号標に表 示されている番 号 この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署等経由)に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	番号標に表 示されている番 号 この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。
使用 者 住所 氏名 番 号	( ) 局 番 番 号	番号標に表 示されている番 号 この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。
出 発 地	(注) 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 ※ 旧様式も使用できます。	番号標に表 示されている番 号 この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

様式第4 (第6条関係)

第 号		緊急通行車両確認申請書	
長崎県公安委員会殿		申請者住所	
(電話)		氏名	
印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 9 要配慮者利用施設一覧

No	名前	所在地	対象となる施設の種類	利用者の区分	避難確保計画作成の対象となる施設	
					(浸水)	(土砂災害)
1	医療法人 みなづき 佐々病院	口石免 1108 番地 3	病院	難病者、妊産婦、 加療を要する者	—	○
2	平井産婦人科医院	羽須和免 780 番地 5	診療所	難病者、妊産婦、 加療を要する者	—	—
3	医療法人 前田外科胃腸科医院	市場免 15 番地 1	診療所	難病者、妊産婦、 加療を要する者	○	—
4	とくだ眼科	松瀬免 99 番地 3	診療所	難病者、妊産婦、 加療を要する者	—	—
5	医療法人 かむむら内科	市場免 7 番地 1	通所リハビリテーション事業所	難病者、妊産婦、 加療を要する者、 高齢者	○	—
6	特別養護老人ホーム 虹の里	八口免 805 番地 3	介護老人福祉施設	高齢者	—	○
7	つばさ作業所	市場免 40 番地	就労継続支援事業所	障害者	○	—
8	スマイル	小浦免 561 番地 6	就労継続支援事業所	障害者	○	○
9	ドリームハウス よつば	本田原免 136 番地 1	就労継続支援事業所	障害者	○	—
10	ドリームハウス あさがお	中川原免 69 番地 1	就労継続支援事業所	障害者	○	—
11	MindFactory 佐々事業所	本田原免 207 番地	就労継続支援事業所	障害者	○	—
12	エンポート (就労継続支援 A 型事業所)	沖田免 84 番地	就労継続支援事業所	障害者	○	—
13	佐々ひかりプレイス	須崎免 183 番地 1	就労継続支援事業所	障害者	○	—
14	レインボーワークス	松瀬免 93 番地 1	就労継続支援事業所	障害者	—	○
15	就労継続支援事業所 清流の里	口石免 1300 番地 1	就労継続支援事業所	障害者	—	—
16	グループホーム 森の木	口石免 1108 番地 4	共同生活援助事業所	障害者	—	○
17	松瀬ホーム	松瀬免 98 番地 12	共同生活援助事業所	障害者	○	—
18	栄ホーム	須崎免 500 番地 27	共同生活援助事業所	障害者	○	—
19	さざんかホーム	松瀬免 99 番地 1 1 階	共同生活援助事業所	障害者	○	—
20	市瀬ホーム	松瀬免 99 番地 1 2 階	共同生活援助事業所	障害者	—	—
21	アンビシャス 1 号館	市瀬免 107 番地 6	共同生活援助事業所	障害者	○	—
22	ほがらか会館	松瀬免 109 番地 2	生活介護事業所	障害者	—	○
23	社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会	市場免 23 番地 1	生活介護事業所、 通所介護事業所	障害者、 高齢者	○	—
24	放課後等デイサービス事業所チェリー	沖田免 1 番地 1	放課後等デイサービス事業所	障害者	○	—
25	ぶらすキッズ 佐々館	羽須和免 927 番地	児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業所	障害者	—	—
26	子ども発達支援やまびこ学苑 佐々校	市瀬免 142 番地 1	放課後等デイサービス事業所	障害者	○	—
27	はびなすげんきキッズ	口石免 444 番地 5	放課後等デイサービス事業所	障害者	—	—
28	特別養護老人ホーム あやめの里	八口免 805 番地 3	介護老人福祉施設	高齢者	—	○
29	介護老人保健施設 さざ・煌きの里	八口免 805 番地 2	介護老人保健施設	高齢者	—	○

30	介護付有料老人ホーム ライフ・ケアまえた	市場免 50 番地	有料老人ホーム	高齢者	○	—
31	グループホーム 青葉	本田原免 152 番地	認知症対応型共同生活介護	高齢者	○	—
32	グループホーム さくらブレイス佐々	羽須和免 927 番地	認知症対応型共同生活介護	高齢者	—	—
33	サービス付き高齢者向け住宅 笑福	鴨川免 168 番地 1	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者	—	—
34	サービス付き高齢者向け住宅 ゆうあいホーム はなぶさ	羽須和免 732 番地 1	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者	○	—
35	佐々町立第 2 保育所	小浦免 746 番地	児童福祉施設	乳幼児	—	○
36	佐々神田保育園	皆瀬免 896 番地 1	児童福祉施設	乳幼児	—	—
37	さざなみ保育園	古川免 111 番地	児童福祉施設	乳幼児	○	○
38	佐々青い実幼稚園	市場免 113 番地 7	児童福祉施設	乳幼児	○	—
39	口石学童保育 1 号館、2 号館	須崎免 380 番地 1	児童福祉施設	小学生	○	—
40	佐々学童保育館	中川原免 111 番地 1	児童福祉施設	小学生	○	—
41	佐々町立佐々小学校	中川原免 111 番地 1	学校	小学生	○	—
42	佐々町立口石小学校	須崎免 389 番地	学校	小学生	—	—
43	佐々町立佐々中学校	本田原免 111 番地	学校	中学生	○	○

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

## 10 佐々町防災会議条例

昭和 41 年 10 月 1 日 佐々町条例第 22 号  
改正 平成 12 年 3 月 14 日 条例第 9 号  
平成 30 年 3 月 9 日 条例第 15 号  
令和元年 12 月 25 日 条例第 26 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、佐々町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本町の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

### (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、予めその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者を持って充てる。
  - (1) 指定地方行政機関（法第 2 条第 4 号に掲げる地方行政機関をいう。以下同じ）の職員のうちから町長が任命する者。
  - (2) 陸上自衛隊第 16 普通科連隊の隊員のうちから町長が任命する者。
  - (3) 長崎県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。
  - (4) 長崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者。
  - (5) 佐世保市消防局の部内の職員のうちから町長が任命する者。
  - (6) 町長がその部内の職員のうちから指名する者。
  - (7) 教育長
  - (8) 消防団長
  - (9) 指定公共機関（法第 2 条第 5 号に掲げる公共機関をいう。以下同じ）又は指定地方公共機関（法第 2 条第 6 号に掲げる地方公共機関をいう。以下同じ）の役員又は職員のうちから町長が任命する者。
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者。
- 6 前項第 1 号から第 5 号まで、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員の任期は、再任されることができる。

### (専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方指定行政機関の職員、長崎県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職

員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事、その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月14日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(以下略)

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月9日条例第15号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

佐々町防災会議条例(昭和41年佐々町条例第22号)第3条第5項の規定による委員

区 分	
1号	国土交通省長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所長
2号	陸上自衛隊第16普通科連隊第4中隊長
3号	県北振興局管理部総務課長
	県北保健所長
4号	江迎警察署長
5号	佐世保市消防局西消防署佐々出張所長
6号	副町長
	総務理事
	事業理事
	会計管理者兼出納室長
	総務課長
	企画財政課長
	建設課長
	産業経済課長
	住民福祉課長
	保険環境課長
	税務課長
水道課長	
7号	教育長
8号	消防団長
9号	九州電力送配電(株) 佐世保配電事業所長
	NTTフィールドテクノ 長崎設備部長
	佐々郵便局長
10号	町内会長連絡協議会長
	佐々町社会福祉協議会長

## 11 佐々町防災会議運営要綱

昭和43年7月1日要綱第1号

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

### (目的)

第1条 この要綱は、佐々町防災会議条例（昭和41年条例第22号）第3条の規定に基づき佐々町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席出来ないときは、その代理者を出席させることができる。

4 会長は、防災会議の議長となり議事を整理する。

5 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### (会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務について専決処分をすることができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) その他軽易な事項

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

### (記録)

第4条 会長は職員をして、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(1) 防災会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 会議の経過

(5) 議決事項

(6) その他参考事項

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和43年7月1日から施行する。

## 12 佐々町議会災害対応要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、佐々町で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、佐々町議会が佐々町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

### (本部の設置)

第2条 佐々町議会議長（以下「議長」という。）は、災害により町対策本部が設置された場合、これに協力するため、速やかに全員協議会を招集し、佐々町議会内に佐々町議会災害対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

### (本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### (本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行う。
- (2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集・整理し、町対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難場所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

### (議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居場所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

### (議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部員として、情報収集に努めるとともに、本部長に情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、町対策本部の災害対策業務等の遂行に当たるほか、できる限り本部長の命により、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

## 13 佐々町災害対策本部条例

昭和41年10月1日条例第24号改正  
平成8年4月2日条例第3号

共  
通  
編

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、佐々町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属職員を指導監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (班)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

### (雑則)

第4条 前各条の定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成8年4月2日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

## 14 佐々町災害対策本部規程

昭和41年9月1日規程第2号改正  
平成19年3月30日訓令第1号

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

### (趣旨)

第1条 この規程は、佐々町災害対策本部条例（昭和41年条例第24号）第3条及び第4条の規定に基づき、佐々町災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

### (本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長に、ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員が、その職務を代理する。

### (班及び係)

第4条 対策本部に、別表第1に掲げる班及び係を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

### (班長及び係長)

第5条 班に班長を、係に係長を置く。

- 2 班長及び係長は、別表第1のそれぞれの担当職欄に掲げる職にある災害対策本部員をもって充てる。
- 3 係長は、当該係の所掌事務について班長を補佐するとともに、上司の命を受けその事務を処理する。

### (本部会議)

第6条 本部会議は、本部長、副本部長及び各班長をもって組織し、災害予防、災害応急対策、その他防災に関する重要な事項について協議する。

- 2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

### (現地本部)

第7条 本部長は、応急措置のため現地指導上必要があるときは、佐々町災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設けるものとする。

- 2 現地本部の組織その他必要な事項については、その都度本部長が定める。

### (他の法令との関係)

第8条 対策本部における事務は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところによる。

- 2 前項の場合においては、本部長は当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

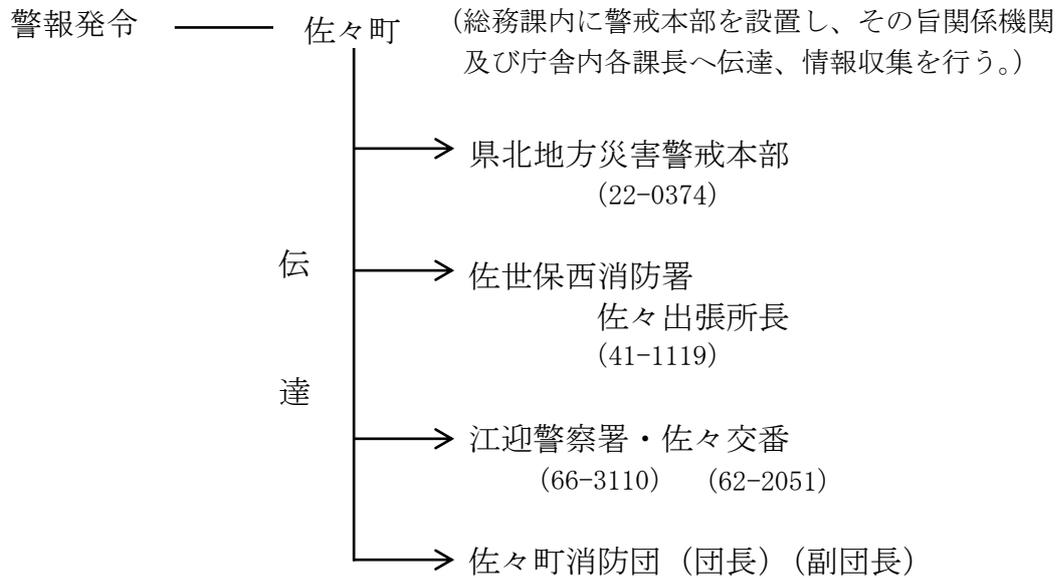
附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別 表 (省略)

# 15 佐々町伝達系統図

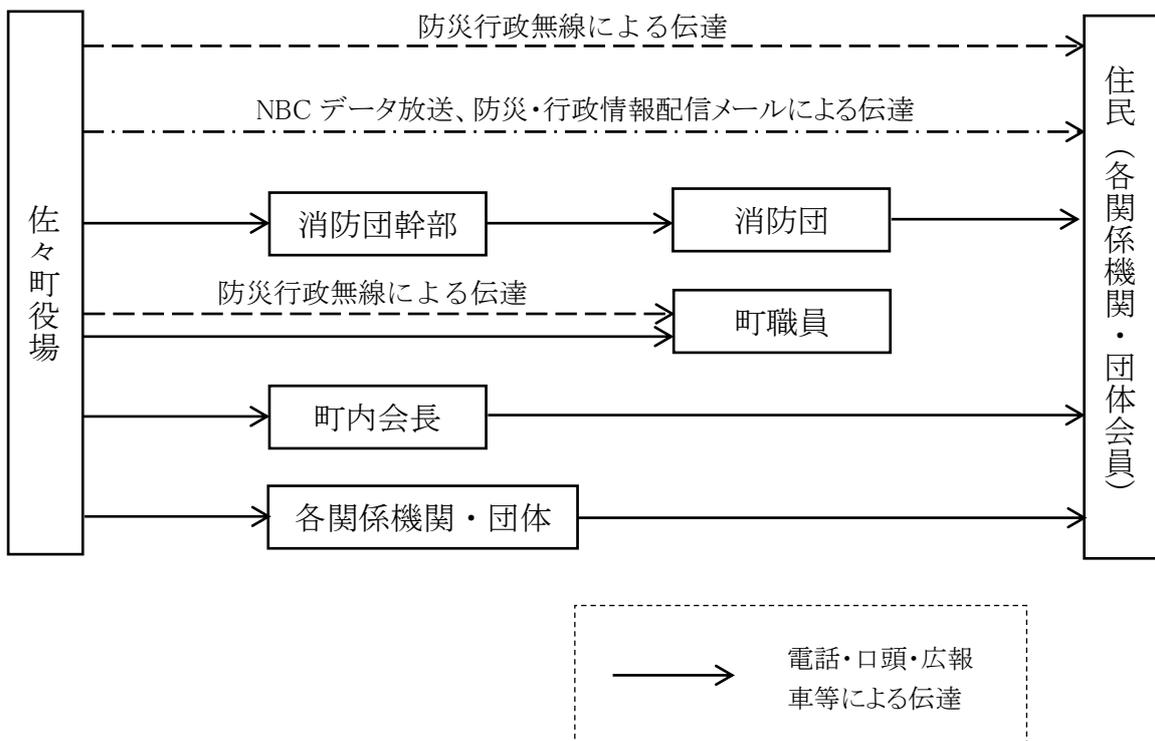
## ①災害警戒本部設置時



## ②災害対策本部設置時

関係機関から通報される予報・警報等の受理・伝達の担当及び流れは、次のとおりとする。

- ・勤務時間内： 総務課防災担当が受理・伝達
- ・勤務時間外： 警備員が受理 → 警備員が、総務課長及び総務課防災担当に伝達 → 総務課長が、町長・副町長に報告



## 16 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

様式1 (派遣要請)

長崎県知事様	第 年 月 日	号 日
	佐々町長	印
<b>自衛隊の災害派遣要請について(依頼)</b>		
標記のことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。		
記		
1	災害の状況及び派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
3	派遣を希望する区域及び活動内容	
	(1) 活動希望区域	
	(2) 活動内容	
4	その他参考となるべき事項	
	(1) 要請責任者の職氏名	
	(2) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類	
	(3) 派遣地への最適経路	
	(4) 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示	
	① 連絡場所	
	② 現場責任者	
	③ その他	

様式2 (撤収要請)

	第	号				
	年	月	日			
長崎県知事様						
	佐々町長		印			
<b>自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)</b>						
月	日	第	号			
で依頼した自衛隊の災害派遣部隊について、下記のとおり撤収要請を依頼します。						
記						
1	撤収日時	年	月	日	時	分
2	撤収事由					
3	その他必要事項					

## 17 警報・注意報等の種類

### 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

#### ① 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### ② 警報

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要

暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 注意報

種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
-------	--

共  
通  
編

風  
水  
害  
等  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

地  
震  
・  
津  
波  
災  
害  
応  
急  
対  
策  
編

資  
料  
編

## 18 雨や風の強さと被害等との関係

### ①雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようなになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じずる				

(注 1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

※気象庁ホームページ「雨の強さと降り方」より

[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo\\_hp/amehyo.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html)

②風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平 になり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(といが)揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	40
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	～140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40以上	140km～						

- (注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
- (注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
  2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
  3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

## 19 台風の規模

共通編

### ①台風の大きさ

台風に伴う風速15m/s以上の領域の半径を基準にして次のように決める。風速15m/s以上の半径が非対称の場合は、その平均値をとる。

大きさ	風速15m/s以上の半径
《表現なし》	500Km 未満
大 型：（大きい）	500Km 以上 800Km 未満
超大型：（非常に大きい）	800Km 以上

### ②台風の強さ（中心付近の最大風速）

台風の最大風速を基準にして次のように決める。

強さ	最 大 風 速
《表現なし》	33 m/s (64ノット) 未満
強い	33 m/s (64ノット) 以上 44 m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44 m/s (85ノット) 以上 54 m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54 m/s (105ノット) 以上

風水害等災害応急対策編

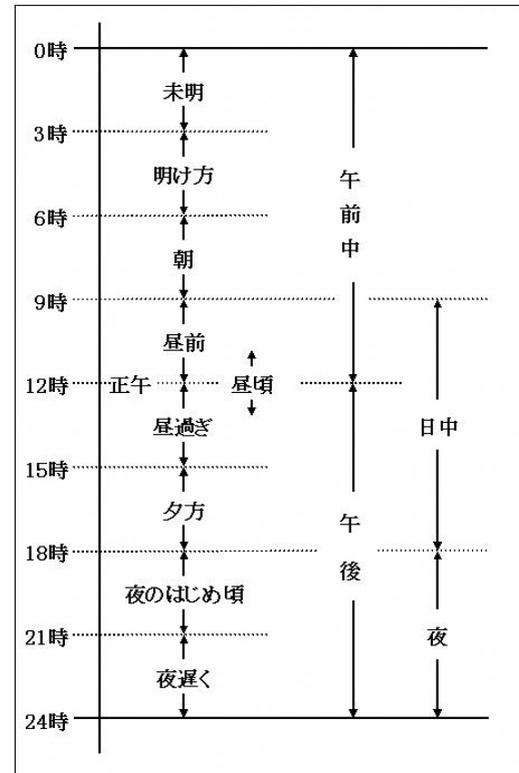
地震・津波災害応急対策編

資料編

## 20 天気予報に用いる時刻に関する用語

### ①一日の時間細分の用語

用語	説明
未明	午前0時から午前3時頃まで。
明け方	午前3時頃から午前6時頃まで。
朝	午前6時頃から午前9時頃まで。
午前中	一般には午前0時から正午までだが、5時予報、11時予報の「今日」の予報では、発表時から正午までの期間に対して用いる。
昼頃	正午の前後それぞれ1時間を合わせた2時間くらい。
昼前	午前9時頃から12時頃まで。
昼過ぎ	12時頃から15時頃まで。
午後	12時から24時まで。
夕方	15時頃から18時頃まで。
夜のはじめ頃	18時頃から21時頃まで。
夜	18時頃から翌日の午前6時頃まで。府県天気予報では日界が24時のため、18時頃から24時まで。
夜遅く	21時頃から24時頃まで。
日中	午前9時頃から18時頃まで。予報で「明日(今日)日中の最高気温」と用いるときは9時から18時



### ②時間経過などを表す用語

用語	説明
一時	現象が連続的に起こり、その現象の発現期間が予報期間の 1/4 未満のとき。
時々	現象が断続的に起こり、その現象の発現期間の合計時間が予報期間の 1/2 未満のとき。
のち	予報期間内の前と後で現象が異なるとき、その変化を示すときに用いる。
次第に	ある現象が(順を追って)だんだん変わるときに用いる。
はじめ(のうち)	予報期間の初めの 1/4 ないし 1/3 くらい。週間天気予報では予報期間の初めの 1/3 くらい。
周期的	期間中に何回か繰り返される天気変化のこと。

## 21 気象庁震度階級関連解説表

### <留意事項>

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

①人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

②木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

③鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

④地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

⑤ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

⑥大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 22 被害報告様式

共通編

### 第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_  
災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人		軽傷		人	半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	一部破損			棟	未分類	棟		
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料編



別紙様式 2

# 被害状況報告

(市町→地方本部)

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

市町名		月日時現在							
被害者名		即速・確定							
区分		被害							
人的被害	死者	1	人						
	うち災害関連死								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住家被害	重傷	4	人						
	軽傷	5	棟						
	全壊	6	世帯						
		7	人						
	半壊	8	棟						
		9	世帯						
		10	人						
	一部破損	11	棟						
		12	世帯						
		13	人						
	床上浸水	14	棟						
		15	世帯						
		16	人						
	床下浸水	17	棟						
		18	世帯						
		19	人						
	計	20	千円						
	非住家	公共建物	21	棟					
		その他	22	棟					
その他	田	23	ha						
	流失・埋没冠水	24	ha						
	畑	25	ha						
	流失・埋没冠水	26	ha						
	学校	27	箇所						
	病院	28	箇所						
	道路	29	箇所						
	橋りょう	30	箇所						
	河川	31	箇所						
	港湾	32	箇所						
	砂防	33	箇所						
	清掃施設	34	箇所						
	崖くずれ	35	箇所						
	鉄道不通	36	箇所						
	被害船舶	37	隻						
	水道	38	戸						
	電話	39	回線						
電気	40	戸							
ガス	41	戸							
ブロック塀等	42	箇所							
り災世帯数	43	世帯							
り災者数	44	人							
火災発生	建物	45	件						
	危険物	46	件						
	その他	47	件						
公共文教施設	48	千円							
農林水産業施設	49	千円							
公共土木施設	50	千円							
その他の公共施設	51	千円							
小計	52	千円							
公共施設被害市町村数	53	団体							
その他	農業被害	54	千円						
	林業被害	55	千円						
	畜産被害	56	千円						
	水産被害	57	千円						
	商工被害	58	千円						
その他の	59	千円							
被害総額	60	千円							
災害対策本部設置			月	日	時	分			
災害救助法適用			月	日	時	分			
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

別紙様式3

# 被害状況報告 速報 確定

月 日 時 分現在  
(地方本部→県本部)

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資料編

地方本部 ( )

市町名		月日時現在							
被害者名		即速・確定							
区	分	被害							
人的被害	死者	1	人						
	うち災害関連死者								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住家被害	重傷	4	人						
	軽傷								
	全壊	棟	5						
		世帯	6						
		人	7						
	半壊	棟	8						
		世帯	9						
		人	10						
	一部破損	棟	11						
		世帯	12						
		人	13						
	床上浸水	棟	14						
世帯		15							
人		16							
床下浸水	棟	17							
	世帯	18							
	人	19							
計	20	千円							
非住家	公共建物	21	棟						
	その他	22	棟						
その他	田	23	ha						
	冠水	24	ha						
	畑	25	ha						
	冠水	26	ha						
	学校	27	箇所						
	病院	28	箇所						
	道路	29	箇所						
	橋りょう	30	箇所						
	河川	31	箇所						
	港湾	32	箇所						
	砂防	33	箇所						
	清掃施設	34	箇所						
	崖くずれ	35	箇所						
	鉄道不通	36	箇所						
	被害船舶	37	隻						
	水道	38	戸						
電話	39	回線							
電気	40	戸							
ガス	41	戸							
ブロック塀等	42	箇所							
り災世帯数	43	世帯							
り災者数	44	人							
火災発生	建物	45	件						
	危険物	46	件						
	その他	47	件						
公共文教施設	48	千円							
農林水産業施設	49	千円							
公共土木施設	50	千円							
その他の公共施設	51	千円							
小計	52	千円							
公共施設被害市町村数	53	団体							
その他被害	農業被害	54	千円						
	林業被害	55	千円						
	畜産被害	56	千円						
	水産被害	57	千円						
	商工被害	58	千円						
その他	59	千円							
被害総額	60	千円							
災害対策本部設置			月	日	時	分			
災害救助法適用			月	日	時	分			
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

## 23 避難指示等の広報文例

### 1. 土砂災害時

警戒レベル3・高齢者等避難	文例 1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 <b>(2回繰り返し)</b></li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■土砂災害の危険性が高まることが予想されます。</li> <li>■お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</li> <li>■それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> <li>■特に崖の付近や川沿いにお住まいの方は早めに、避難を開始してください。</li> <li>■避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
	文例 1-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■土砂崩れの危険があります。</li> <li>■逃げるのに時間がかかる人は、逃げ始めてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
警戒レベル4・避難指示	文例 3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。 <b>(2回繰り返し)</b></li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。</li> <li>■土砂災害の危険性が極めて高まっています。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をするか、より安全な場所に移動してください。</li> <li>■避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
	文例 3-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■逃げていない人は、早く逃げてください。</li> <li>■近くの安全な場所、屋内の山から離れた高いところに早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>

警戒レベル5・緊急安全確保	文例 4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 (2回繰り返し)</li> <li>■〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)</li> </ul>
	文例 4-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。命を守ってください。</li> <li>■〇〇地区で土砂崩れがありました。土砂で〇〇道路は通れません。早く、近くの安全な場所、屋内の山から離れた高いところに逃げてください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)</li> </ul>

## 2. 水害時（河川氾濫等）

警戒レベル3・高齢者等避難	文例 1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 (2回繰り返し)</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■佐々川や水路などに近づかないでください。危険です。</li> <li>■お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</li> <li>■それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> <li>■特に崖の付近や川沿いにお住まいの方は早めに、避難を開始してください。</li> <li>■避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
	文例 1-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■佐々川が危険です。</li> <li>■逃げるのに時間がかかる人は、逃げ始めてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
警戒レベル4・避難指示	文例 3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。 (2回繰り返し)</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。</li> <li>■佐々川が非常に危険です。河川から遠ざかってください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をするか、より安全な場所に移動してください。</li> <li>■避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>

	文例 3-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■佐々川が非常に危険です。逃げている人は、早く逃げてください。</li> <li>■近くの安全な場所、屋内の山から離れた高いところに早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
警戒レベル5・緊急安全確保	文例 4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 (2回繰り返し)</li> <li>■〇〇地区で河川の氾濫(又は浸水)が確認されました。</li> <li>■現在、浸水により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)</li> </ul>
	文例 4-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。命を守ってください。</li> <li>■〇〇地区で氾濫(又は浸水)がありました。〇〇道路は通れません。早く、近くの安全な場所、屋内の山から離れた高いところに逃げてください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)</li> </ul>

### 3. 高潮災害時

警戒レベル3・高齢者等避難	文例 1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 (2回繰り返し)</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■高潮に関して〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■天候の悪化によって海面が上昇し、危険性が高まることが予想されます。</li> <li>■お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</li> <li>■それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</li> <li>■特に、海辺や川沿いにお住まいの方は早めに、避難を開始してください。</li> <li>■避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
	文例 1-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■海辺や河川に近づかないでください。危険です。</li> <li>■逃げるのに時間がかかる人は、逃げ始めてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>

警戒レベル4・避難指示	文例 3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。 <b>(2回繰り返し)</b></li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。</li> <li>■海面が上昇し非常に危険です。海辺から遠ざかってください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をするか、より安全な場所に移動してください。</li> <li>■避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、高いところに緊急に避難してください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
	文例 3-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■海面が上昇し非常に危険です。逃げていない人は、早く逃げてください。</li> <li>■近くの安全な場所、屋内の高いところに早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> </ul>
警戒レベル5・緊急安全確保	文例 4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 <b>(2回繰り返し)</b></li> <li>■〇〇地区で高潮による浸水（又は越波等）が確認されました。</li> <li>■現在、〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</li> </ul> <p>(注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)</p>
	文例 4-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。命を守ってください。</li> <li>■〇〇地区で浸水がありました。〇〇道路は通れません。早く、近くの安全な場所、屋内の高いところに逃げてください。</li> </ul> <p>(注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)</p>

#### 4. 津波災害時

警戒レベル4・避難指示開始 【津波注意報発表の場合】	文例 1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、津波注意報が発表されました。警戒レベル4、直ちに避難。 <b>(2回繰り返し)</b></li> <li>■海岸部及び河川敷などに、警戒レベル4、避難指示を発令しました。</li> <li>■海辺や佐々川から、今すぐ遠ざかってください。また、近づかないでください。</li> <li>■近くの安全な場所に避難するか、高いところに避難してください。</li> </ul>
	文例 1-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急のお知らせです。津波がきます。非常に危険です。</li> <li>■早く、海や川から離れてください。近づかないでください。</li> <li>■高いところに早く逃げてください。</li> </ul>
警戒レベル4・避難指示開始	文例 2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急放送、緊急放送、津波が来ます。警戒レベル4、直ちに避難。(2回繰り返し)</li> <li>■〇〇地区、〇〇地区などに、警戒レベル4、避難指示を発令しました。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■1m～3m程度の津波が来ます。</li> <li>■今すぐ、海辺や佐々川から、遠ざかってください。また、近づかないでください。</li> <li>■近くの安全な場所、高いところに避難してください。</li> </ul>
	文例 2-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、佐々町役場です。</li> <li>■緊急のお知らせです。</li> <li>■津波が来ます。</li> <li>■早く逃げてください。</li> <li>■〇〇避難所を開設しました。</li> <li>■高いところに早く逃げてください。</li> </ul>

## 24 医療関連施設一覧

### 1. 医療機関一覧（※市外局番：0956）

病・医院名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
(医)みなづき佐々病院	口石	62-2184	精神科、心療内科	147
(医)博友会徳田医院	里	62-2025	内科	0
山田医院	中央通	63-3611	内科、消化器科、循環器科	0
(医)前田外科胃腸科医院	里	62-6868	外科、整形外科、消化器科、 肛門科、放射線科、リハビリ テーション科、内科	17
平井産婦人科医院	里	62-3903	産婦人科	8
(医)やまぐち小児科	中央通	41-1661	小児科	0
かわかみ皮膚科クリニック	中央通	41-1017	皮膚科	0
とくだ眼科	松瀬	41-1717	眼科	5
(医)かわむら内科	中央通	62-6789	内科	0
からすやま整形外科	新町	41-1500	整形外科、リハビリテーシ ョン科、リウマチ科	0
とみやす在宅クリニック	新町	55-8722	ペインクリニック内科、麻 酔科、緩和ケア内科	0
(一社)ランドメディカル 佐々中央クリニック	里	56-3901	内科、泌尿器科	0

### 2. 調剤薬局一覧（※市外局番：0956）

調剤薬局名	所在地	電話番号
あおやぎ薬局佐々店	新町	63-3494
アップル調剤薬局佐々店	松瀬	41-1888
いちば薬局	里	63-5867
佐々調剤薬局	中央通	63-5082
すまいる薬局	中央通	41-1930
はすわ薬局	里	62-3837
すぎやま薬局佐々店	新町	41-1200

## 25 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日条例第26号改正  
最終改正 令和元年9月27日条例第23号

共  
通  
編

風水害等災害  
応急対策編

地震・津波  
災害  
応急対策編

資  
料  
編

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

**第3条** 町長は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により町民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先に

し、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

#### (支給の手続)

**第8条** 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

**第9条** 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

### (災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

### (災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

### (利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で、規則で定める率とする。

### (償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

### (規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和50年4月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年12月23日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（昭和53年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以降に生じた災害から適用する。

**附 則**（昭和56年6月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（昭和57年12月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則**（昭和62年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（平成4年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（平成23年9月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

**附 則**（平成31年3月8日条例第4号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。